

平成28年度調査
駅前放置自転車等の現況と対策

 **東京都青少年・治安対策本部**

目 次

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移	6
(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	7
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	8
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)	22
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)	24
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)	25
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移	26

2 自転車等駐車場の整備状況

(1) 自転車等駐車場数の推移	28
(2) 収容能力及び実収容台数の推移	28
(3) 設置者別収容能力の推移	29
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移	29
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)	30
(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等	38
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況	46

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移	49
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成27年度)	49
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成27年度)	50
(4) 処分の内訳(区市町村別)	51
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先	54
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況	55

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織	59
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等	61
3 放置自転車対策費	
(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移	63
(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移	64

(3) 区市町村における対策費の概況	65
(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	66
(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	67
4 区市町村における条例制定等	
(1) 制定状況一覧	71
(2) 条例の主な制定内容	72
5 放置禁止区域等の指定状況	83
6 条例による自転車等の駐車場附置義務	85
7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)	89
8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況	94

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度	97
2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)	99
3 社会資本整備総合交付金(道路事業)	101
4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)	106
5 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))	107
6 特別区都市計画交付金(都支出金)	109
7 市町村土木費補助事業(都支出金)	112
8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	113
9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業	115

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況	127
2 自転車関係団体	134
3 関係法令等	137

－ 凡 例 －

1 用語の定義

(1) 自転車等

自転車及び原動機付自転車をいう。

(2) 原動機付自転車

道路交通法第2条に規定する排気量50cc以下の原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。

(3) 自転車等の放置

自転車等が自転車等駐車場以外の公共の場所に置かれ、当該自転車等の利用者が当該自転車等から離れて直ちに移動できない状態をいう。

(4) 駅周辺

原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。

(5) 放置台数

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下略記は、「自二」とする。)の放置台数をいう。

(6) 収容能力

自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。

(7) 実収容台数

調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。

(8) 乗入台数

調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

(1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

平成28年10月中、晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

(2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等

平成28年8月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況

(3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

平成27年度中の撤去・返還・処分状況

なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。

- ① 返還台数、処分台数には、平成26年度中に撤去した自転車等の返還台数、処分台数が含まれる場合がある。また、平成27年度中に撤去した自転車等の中には、平成28年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
- ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごとに計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある(駅名を併記)。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

※ 廃棄とは、処分費用を支払い(有償)又は無償で自転車等を処分するものをいう。

※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。

※ リサイクル用途活用とは、自転車等の機能をとどめたまま売却、譲渡、地方公共団体の自己利用等の形で再利用に供されたものを指す。

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅（上位10駅）
- (6) 区市町村別乗入状況（乗入駅数、乗入台数）
- (7) 乗入台数が多い駅（上位20駅）
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

2 自転車等駐車場の整備状況

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移
- (5) 自転車等駐車場の整備状況（構造、敷地形態、面積、収容能力等）
- (6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

- (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳（平成27年度）
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況（平成27年度）
- (4) 処分の内訳（区市町村別）
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移

- ・放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にあり、平成28年度の調査では34,247台(前年度比 2,757台減少)となった。
- ・平成23年度までの調査方法(自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上)による放置台数は、18,091台(前年度比 1,377台減少)となった。
- ・駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府(現内閣府)が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。

－ 調査方法の変更について －

放置台数

きめ細かく放置の実態を把握し、放置自転車を解消するための対策に活かすため、**平成24年度調査**からこれまでの全国一律の調査方法(自転車は100台以上、原付・自二はあわせて50台以上の放置がある駅を調査対象とする。)に加え、自転車、原付及び自二各1台以上の放置がある駅を調査対象としている。

全国調査における原付及び自二の放置台数調査については、前回までの調査(平成23年度全国調査)において調査対象の駅及び放置台数の大幅な減少がみられたことから、内閣府は放置車両対策が十分に進んだと判断し、また、各自治体における作業負担軽減にも考慮し、今回の調査より実施しないこととしている。しかしながら、前述のようにきめ細かく放置の実態を調査する必要性や統計の連続性を考慮し、都では引き続き原付及び自二についても調査対象とした。

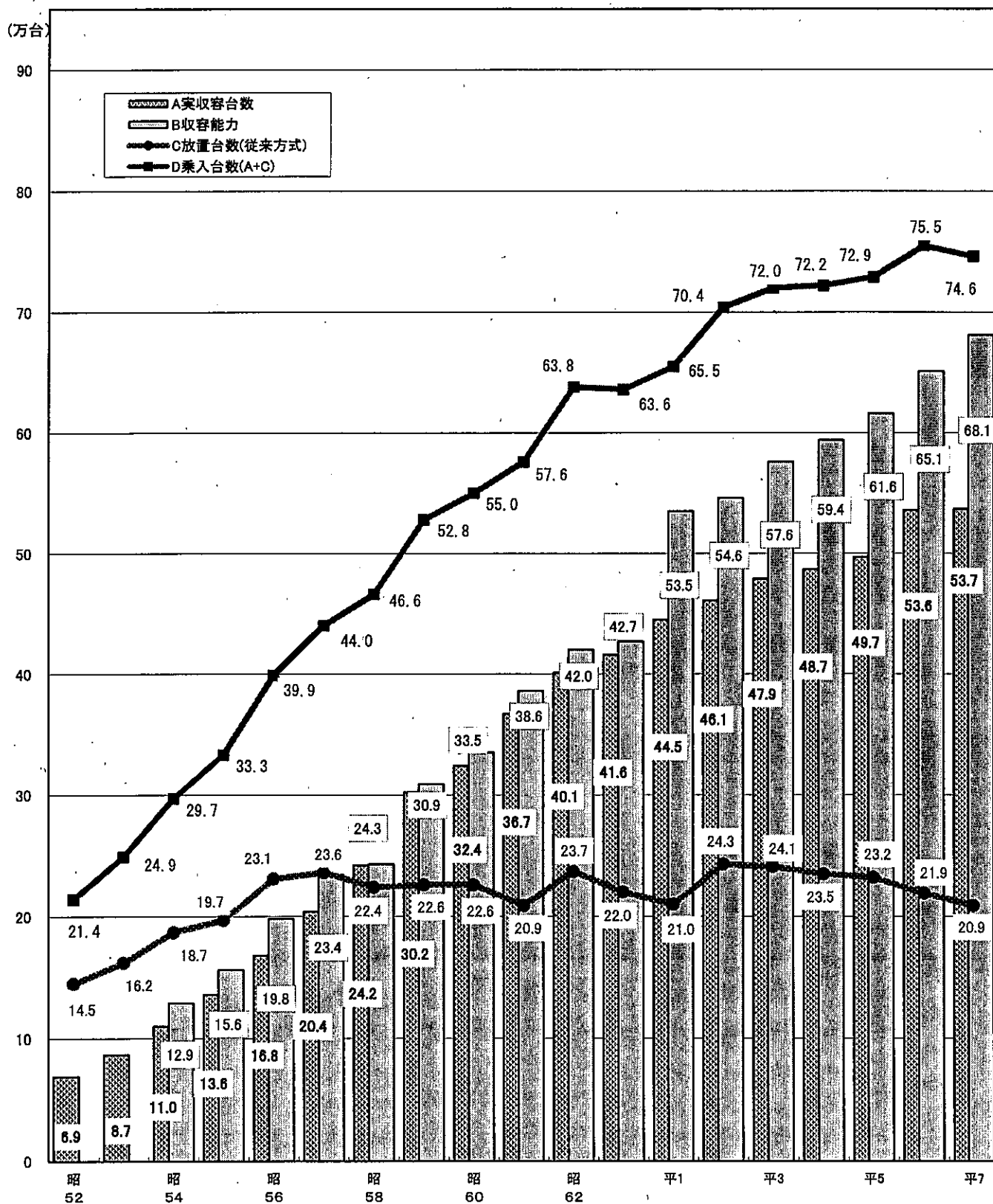
(調査対象となる駅)

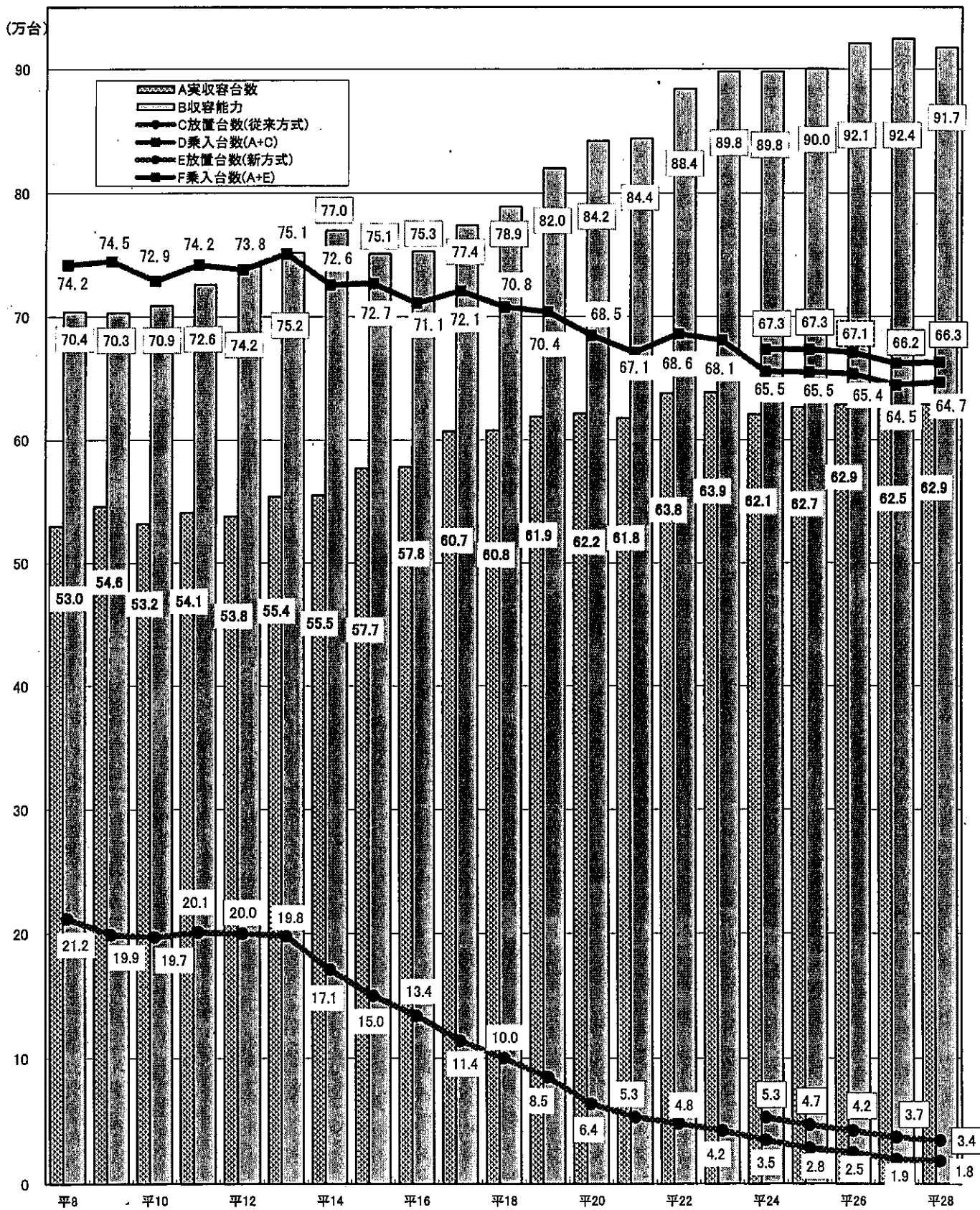
	～平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二
都調査			1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上
全国調査 (内閣府)	100台以上	あわせて 50台以上			100台以上				100台以上			

<下図の凡例について>

C放置台数(従来方式) : 自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上

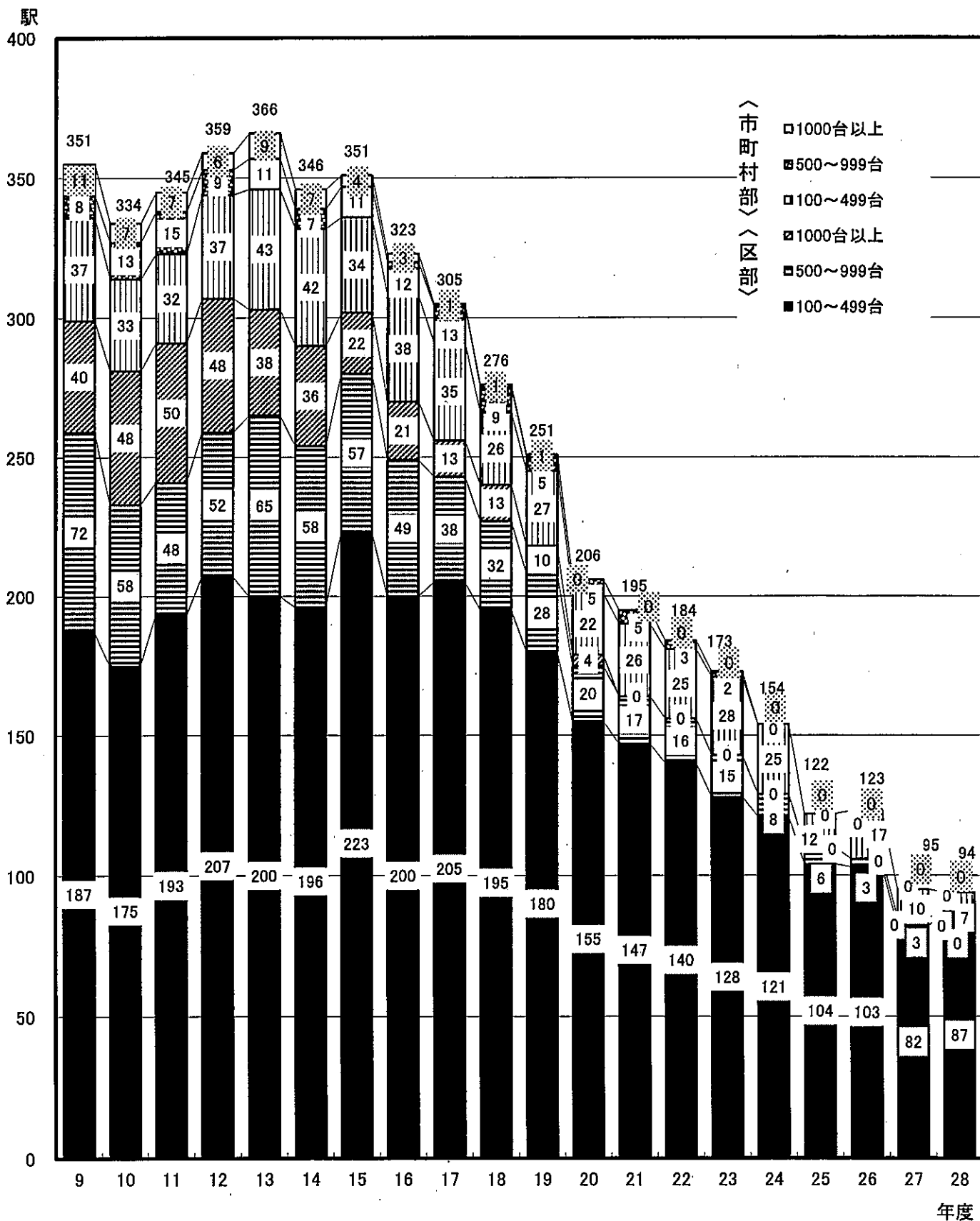
E放置台数(新方式) : 自転車、原付及び自二各1台から計上





(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- ・駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は95駅である。
- ・駅周辺の放置自転車が1000台以上の駅は、平成20年以降存在しない。
- ・放置自転車が100台以上ある駅数はピーク時(平成13年)の約4分の1であり、区部が89.5%を占めている。



(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

	放置台数(台)				放置自転車のある駅数(箇所)				自転車の 放置率 (%)
	自転車	原付	自二	計	1～99 台	100～499 台	500～999 台	計	
合 計	31,497	1,672	1,078	34,247	492	93		585	4.9
区部計	28,337	1,449	981	30,767	383	86		469	7.0
千代田区	3,048	55	70	3,173	2	13		15	63.1
中央区	1,627	19	43	1,689	16	5		21	46.6
港区	1,531	55	37	1,623	28	4		32	25.8
新宿区	2,012	44	38	2,094	27	5		32	27.0
文京区	1,075	51	20	1,146	15	4		19	32.4
台東区	1,955	66	35	2,056	4	9		13	26.8
墨田区	1,110	121	71	1,302	11	3		14	9.0
江東区	1,202	98	60	1,360	24	3		27	7.8
品川区	1,167	64	14	1,245	23	4		27	12.2
目黒区	355	30	33	418	11	1		12	5.9
大田区	1,259	64	96	1,419	31	3		34	4.2
世田谷区	1,852	95	125	2,072	35	5		40	4.5
渋谷区	2,571	87	67	2,725	11	8		19	29.9
中野区	791	56	43	890	13	1		14	6.0
杉並区	976	122	71	1,169	21	1		22	3.3
豊島区	692	37	23	752	15	2		17	5.6
北区	1,290	59	27	1,376	13	3		16	7.5
荒川区	558	13		571	9	2		11	6.5
板橋区	1,683	138	71	1,892	15	7		22	8.1
練馬区	587	46	25	658	22			22	1.5
足立区	120	14	12	146	18			18	0.3
葛飾区	632	94		726	9	3		12	2.1
江戸川区	244	21		265	10			10	0.6
市部計	3,135	223	97	3,455	106	7		113	1.3
八王子市	406	64	34	504	12	2		14	2.3
立川市	487	22	7	516	6	2		8	3.7
武蔵野市	118	4	3	125	3			3	0.5
三鷹市	143	1	7	151	4			4	1.9
青梅市	11	5		16	3			3	0.3
府中市	213	7	3	223	8			8	1.5
昭島市	6			6	3			3	0.1
調布市	232	4	4	240	9			9	1.5
町田市	47	11	1	59	7			7	0.2
小金井市	13			13	2			2	0.2
小平市	57	5		62	5			5	0.4
日野市	334	42	15	391	7	1		8	3.5
東村山市	209	1		210	8	1		9	2.1
国分寺市	26	23	3	52	3			3	0.3
国立市	49			49	3			3	0.8
福生市	12	2		14	3			3	0.5
狛江市	50	2		52	3			3	0.9
東大和市	409			409	2	1		3	5.1
清瀬市	16	1		17	1			1	0.3
東久留米市	56			56	1			1	1.2
武蔵村山市									
多摩市	42	3	3	48	4			4	1.1
稲城市		7	5	12					
羽村市	10			10	2			2	0.2
あきる野市	2			2	2			2	0.0
西東京市	187	19	12	218	5			5	1.1
町村部計	25			25	3			3	1.7
瑞穂町	8			8	1			1	0.6
日の出町	17			17	2			2	100.0
檜原村									
奥多摩町									

(注) 放置率とは、乗入台数に占める放置台数の割合をいう。

(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

平成28年度調査 放置自転車台数マップ

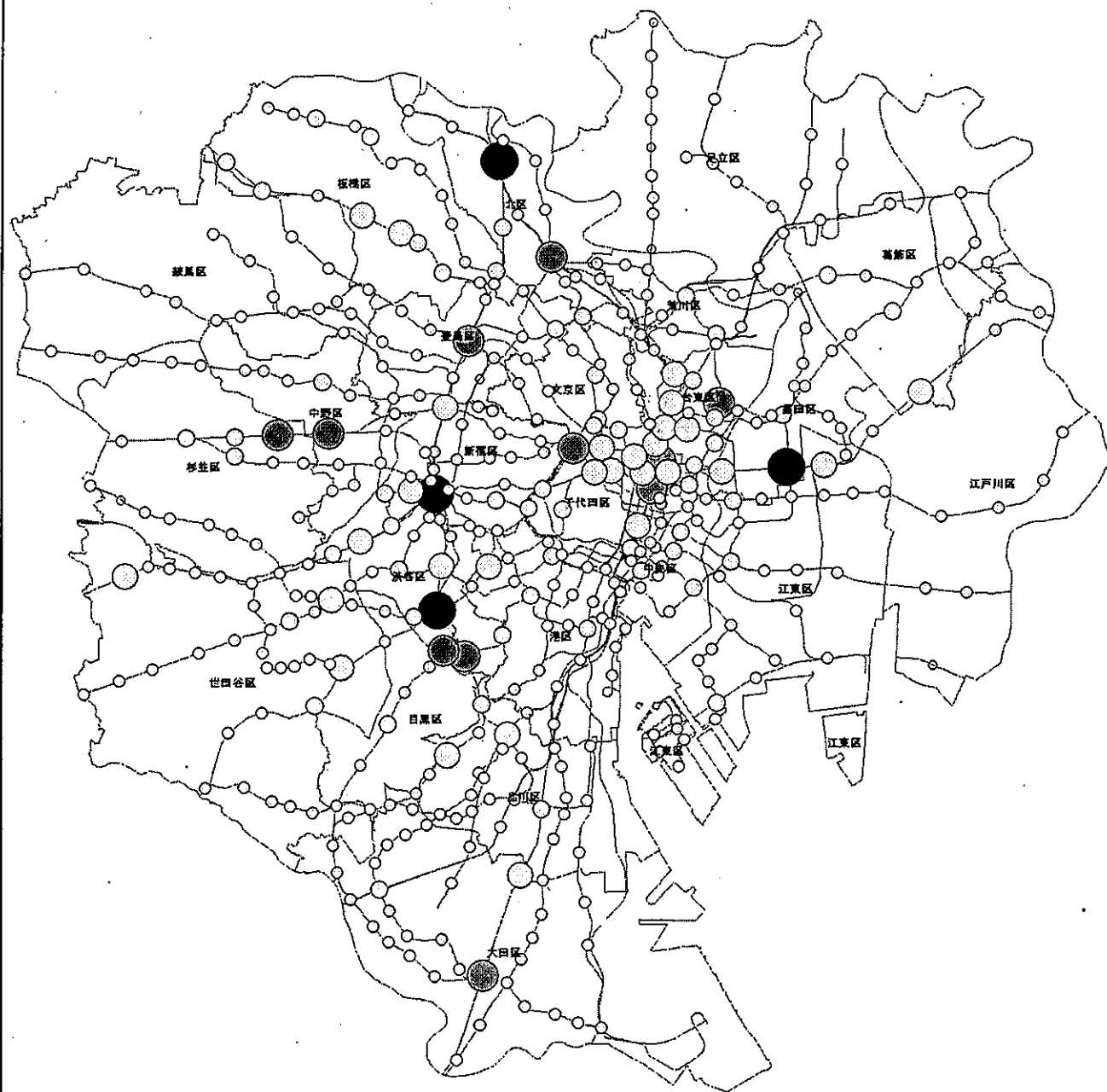


H28放置自転車台数
(原付、自動二輪を含む)

- 0台
 ○ 1 - 100台
 ○ 101 - 200台
 ○ 201 - 300台
 ○ 301 - 400台
 ● 401 台以上

—多摩部—

この地図は、国土地理院長の承認(平19関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(28都市基交第837号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。



— 区部 —

この地図は、国土地理院長の承認(平19関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(28都市基交第837号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

駅 名 (※放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
総 数		31,497	1,672	1,078	34,247	609,753	19,021	628,774	880,854	36,540	917,394	663,021
区 部 計		28,337	1,449	981	30,767	374,707	6,823	381,530	529,103	13,643	542,746	412,297
千 代 田 区	有楽町駅	144	0	1	145	175	6	181	244	0	244	326
	東京駅	103	0	1	104	0	0	0	0	0	0	104
	* 神田駅	301	5	0	306	185	20	205	214	23	237	511
	* 秋葉原駅	302	1	3	306	469	22	491	704	32	736	797
	* 御茶ノ水駅	219	7	6	232	76	18	94	80	10	90	326
	* 水道橋駅	247	6	0	253	103	8	111	127	10	137	364
	* 飯田橋駅	160	3	1	164	231	20	251	270	20	290	415
	* 市ヶ谷駅	88	4	4	96	49	7	56	85	10	95	152
	* 四ツ谷駅	57	1	1	59	66	7	73	160	20	180	132
	* 岩本町駅	226	3	1	230	22	0	22	38	0	38	252
	小川町・淡路町駅	288	3	8	299	0	0	0	0	0	0	299
	神保町駅	232	12	26	270	44	0	44	64	0	64	314
	* 九段下駅	237	7	12	256	72	18	90	95	15	110	346
	末広町駅	288	1	2	291	0	0	0	0	0	0	291
	半蔵門駅	156	2	4	162	0	0	0	0	0	0	162
	* 大手町駅	0	0	0	0	292	46	338	1,209	79	1,288	338
	計	3,048	55	70	3,173	1,784	172	1,956	3,290	219	3,509	5,129
中 央 区	銀座駅	15	0	0	15	5	0	5	50	0	50	20
	東銀座駅	118	0	1	119	0	0	0	0	0	0	119
	* 銀座一丁目駅	71	0	0	71	0	0	0	0	0	0	71
	* 築地駅	63	0	1	64	89	20	109	226	20	246	173
	* 築地市場駅	43	2	1	46	88	30	118	516	30	546	164
	* 新富町駅	39	2	0	41	56	32	88	184	32	216	129
	京橋駅	37	0	1	38	8	0	8	108	4	112	46
	宝町駅	48	0	1	49	97	0	97	90	0	90	146
	* 八丁堀駅	106	0	6	112	130	0	130	261	0	261	242
	茅場町駅	168	3	1	172	52	0	52	100	0	100	224
	新日本橋駅	50	0	2	52	0	0	0	0	0	0	52
	小伝馬町駅	41	1	4	46	0	0	0	0	0	0	46
	三越前駅	97	0	0	97	14	1	15	69	30	99	112
	日本橋駅	98	0	0	98	0	0	0	0	0	0	98
	水天宮前駅	88	0	3	91	246	0	246	471	0	471	337
	* 人形町駅	32	2	0	34	139	0	139	189	0	189	173
	* 浜町駅	28	1	0	29	55	53	108	262	53	315	137
	馬喰町駅・馬喰横山駅・東 日本橋駅	98	6	0	104	71	0	71	159	0	159	175
	* 勝どき駅	63	1	2	66	300	0	300	718	0	718	366
	* 月島駅	141	0	19	160	347	26	373	1,277	26	1,303	533
	* 東京駅	183	1	1	185	169	0	169	271	0	271	354
	計	1,627	19	43	1,689	1,866	162	2,028	4,951	195	5,146	3,717
港 区	* 新橋駅	15	7	1	23	150	0	150	408	0	408	173
	* 浜松町駅	7	2	0	9	202	20	222	238	50	288	231
	* 田町駅・三田駅	66	1	1	68	956	42	998	1,700	58	1,758	1,066
	* 品川駅	32	6	1	39	1,564	64	1,628	2,097	123	2,220	1,667
	芝公園駅	119	2	6	127	0	0	0	0	0	0	127
	御成門駅	29	0	3	32	0	0	0	0	0	0	32
	内幸町駅	47	2	0	49	0	0	0	0	0	0	49
	大門駅	26	3	2	31	0	0	0	0	0	0	31
	泉岳寺駅	20	4	2	26	0	0	0	0	0	0	26
	高輪台駅	14	2	0	16	0	0	0	0	0	0	16
	神谷町駅	43	0	0	43	0	0	0	0	0	0	43
	* 六本木駅	102	0	0	102	234	0	234	344	0	344	336
	* 広尾駅	36	1	1	38	91	0	91	195	0	195	129
	虎ノ門駅	15	0	0	15	72	0	72	40	0	40	87
	* 赤坂見附駅	10	1	2	13	68	0	68	61	52	113	81

(注) ・ *印がある駅周辺には自転車等駐車場が整備され、放置禁止区域が指定されている。
・ 実収容台数の「自転車」には、一部、「原付」の数値が含まれる場合もある。
・ 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。
・ 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
港 区	* 青山一丁目駅	8	2	1	11	72	0	72	100	0	100	83
	外苑前駅	255	0	0	255	0	0	0	0	0	0	255
	赤坂駅	102	0	0	102	0	0	0	0	0	0	102
	乃木坂駅	39	0	0	39	83	0	83	97	0	97	122
	* 表参道駅	37	0	1	38	118	0	118	312	0	312	156
	汐留駅	80	5	3	88	0	0	0	0	0	0	88
	* 芝浦ふ頭駅	9	5	3	17	37	0	37	104	0	104	54
	日の出駅	15	2	0	17	0	0	0	0	0	0	17
	竹芝駅	13	2	3	18	0	0	0	0	0	0	18
	お台場海浜公園駅	87	1	2	90	226	7	233	217	20	237	323
	台場駅	5	1	0	6	0	0	0	0	0	0	6
	溜池山王駅	46	0	0	46	0	0	0	0	0	0	46
	* 麻布十番駅	83	1	0	84	236	0	236	352	30	382	320
	六本木一丁目駅	86	3	4	93	0	0	0	0	0	0	93
	* 白金高輪駅	12	1	1	14	122	0	122	330	0	330	136
	白金台駅	2	1	0	3	172	0	172	228	0	228	175
	赤羽橋駅	71	0	0	71	0	0	0	0	0	0	71
	計	1,531	55	37	1,623	4,403	133	4,536	6,823	333	7,156	6,159
新 宿 区	* 新宿駅	365	12	7	384	803	34	837	1,768	196	1,964	1,221
	* 新宿西口駅	48	0	0	48	34	3	37	71	7	78	85
	* 西武新宿駅	85	1	1	87	86	0	86	188	7	195	173
	* 西新宿駅	98	1	0	99	277	0	277	308	0	308	376
	* 新大久保駅	74	1	4	79	319	24	343	840	105	945	422
	* 大久保駅	47	1	0	48	110	6	116	143	10	153	164
	* 四ツ谷駅	77	3	3	83	295	2	297	377	27	404	380
	* 信濃町駅	26	1	2	29	112	3	115	135	12	147	144
	* 四谷三丁目駅	134	0	0	134	165	0	165	286	0	286	299
	* 新宿御苑前駅	30	0	0	30	61	8	69	76	8	84	99
	* 新宿三丁目駅	17	4	3	24	90	0	90	223	0	223	114
	* 曙橋駅	52	1	1	54	165	41	206	280	78	358	260
	* 市ヶ谷駅	17	0	0	17	91	0	91	120	12	132	108
	* 飯田橋駅	92	3	2	97	140	9	149	188	21	209	246
	* 神楽坂駅	24	0	0	24	83	0	83	90	0	90	107
	* 早稲田駅	70	1	0	71	300	15	315	308	34	342	386
	* 高田馬場駅	193	6	1	200	912	37	949	1,144	113	1,257	1,149
	* 落合駅	10	0	0	10	80	0	80	99	0	99	90
	* 下落合駅	12	0	0	12	24	1	25	85	10	95	37
	* 中井駅	30	1	0	31	198	9	207	230	10	240	238
	* 都電早稲田駅	13	2	1	16	13	0	13	18	0	18	29
	都電面影橋駅	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	* 都庁前駅	190	5	8	203	348	15	363	1,076	29	1,105	566
	* 西新宿五丁目駅	56	0	0	56	238	5	243	262	16	278	299
	* 落合南長崎駅	9	0	0	9	56	0	56	81	9	90	65
	* 東新宿駅	85	1	2	88	253	0	253	304	0	304	341
	* 若松河田駅	9	0	2	11	81	14	95	109	14	123	106
	* 牛込柳町駅	15	0	1	16	65	0	65	116	14	130	81
	* 牛込神楽坂駅	7	0	0	7	39	0	39	45	0	45	46
	* 国立競技場駅	3	0	0	3	6	0	6	7	0	7	9
	西早稲田駅	100	0	0	100	0	0	0	0	0	0	100
	* 初台駅	19	0	0	19	0	0	0	0	0	0	19
	計	2,012	44	38	2,094	5,444	226	5,670	8,977	732	9,709	7,764
文 京 区	* 新大塚駅	7	0	0	7	35	0	35	90	0	90	42
	* 茗荷谷駅	88	1	0	89	279	0	279	460	0	460	368
	* 後楽園駅	121	13	0	134	480	0	480	790	0	790	614
	* 本郷三丁目駅	133	7	2	142	178	0	178	267	0	267	320
	御茶ノ水駅	54	0	0	54	0	0	0	0	0	0	54
	湯島駅	15	2	0	17	21	0	21	42	0	42	38
	* 根津駅	76	3	5	84	42	0	42	55	0	55	126
	* 千駄木駅	14	0	0	14	68	0	68	77	0	77	82
	* 護国寺駅	18	0	0	18	56	0	56	150	0	150	74
	* 江戸川橋駅	58	3	0	61	233	0	233	507	0	507	294
	* 飯田橋駅	50	3	4	57	50	0	50	110	0	110	107

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
文 京 区	* 東大前駅	30	0	0	30	49	0	49	150	0	150	79
	* 本駒込駅	16	0	0	16	70	0	70	104	0	104	86
	* 駒込駅	71	1	1	73	0	0	0	0	0	0	73
	* 巣鴨駅	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6
	* 千石駅	38	2	0	40	196	0	196	417	0	417	236
	* 白山駅	130	6	4	140	113	0	113	210	0	210	253
	* 春日駅	131	10	3	144	235	0	235	262	0	262	379
	* 水道橋駅	19	0	1	20	138	0	138	198	0	198	158
	計	1,075	51	20	1,146	2,243	0	2,243	3,889	0	3,889	3,389
台 東 区	* 鶯谷駅	203	10	7	220	832	0	832	832	0	832	1,052
	* 御徒町駅・上野御徒町駅・ 上野広小路駅・仲御徒町駅	236	8	0	244	709	0	709	1,049	0	1,049	953
	* 上野駅	206	5	2	213	976	14	990	1,100	23	1,123	1,203
	* 稲荷町駅	65	1	0	66	97	0	97	97	0	97	163
	* 入谷駅	170	8	0	178	206	13	219	556	22	578	397
	* 三ノ輪駅	56	0	0	56	314	0	314	402	0	402	370
	* 浅草駅	88	2	7	97	1,156	0	1,156	1,262	0	1,262	1,253
	* つくばエクスプレス浅草駅	303	21	5	329	273	0	273	760	0	760	602
	* 田原町駅	151	0	1	152	0	0	0	0	0	0	152
	* 浅草橋駅	117	4	7	128	380	0	380	534	75	609	508
	* 蔵前駅	141	4	1	146	129	0	129	271	0	271	275
	* 新御徒町駅	215	3	5	223	124	0	124	680	0	680	347
	* 日暮里駅	4	0	0	4	150	0	150	250	0	250	154
	計	1,955	66	35	2,056	5,346	27	5,373	7,793	120	7,913	7,429
墨 田 区	* 押上駅	171	23	3	197	2,965	1	2,966	3,303	5	3,308	3,163
	* 小村井駅	4	2	3	9	130	0	130	379	0	379	139
	* 鐘ヶ淵駅	39	1	2	42	134	2	136	292	12	304	178
	* 菊川駅	31	9	2	42	208	0	208	253	0	253	250
	* 錦糸町駅	360	48	29	437	4,339	8	4,347	6,013	38	6,051	4,784
	* 京成曳舟駅	48	6	0	54	684	6	690	1,318	20	1,338	744
	* とうきょうスカイツリー駅	44	2	0	46	318	0	318	1,920	0	1,920	364
	* 東あずま駅	6	4	0	10	69	0	69	102	0	102	79
	* 東向島駅	19	2	2	23	297	0	297	499	0	499	320
	* 曳舟駅	88	3	2	93	677	0	677	893	7	900	770
	* 本所吾妻橋駅	45	0	5	50	384	0	384	347	0	347	434
	* 森下駅	6	0	3	9	0	0	0	0	0	0	9
	* 八広駅	47	3	4	54	407	11	418	684	19	703	472
	* 両国駅	202	18	16	236	665	0	665	814	0	814	901
	計	1,110	121	71	1,302	11,277	28	11,305	16,817	101	16,918	12,607
江 東 区	* 東陽町駅	60	1	1	62	898	17	915	1,273	54	1,327	977
	* 亀戸駅	245	13	3	261	1,266	33	1,299	3,613	84	3,697	1,560
	* 亀戸水神駅	4	0	0	4	79	0	79	79	0	79	83
	* 南砂町駅	11	0	0	11	2,323	12	2,335	2,690	67	2,757	2,346
	* 新木場駅	29	2	1	32	295	20	315	403	45	448	347
	* 住吉駅	54	6	0	60	883	12	895	1,072	26	1,098	955
	* 西大島駅	38	1	0	39	451	0	451	644	0	644	490
	* 大島駅	53	10	4	67	692	13	705	703	18	721	772
	* 東大島駅	32	0	1	33	1,325	10	1,335	1,621	25	1,646	1,368
	* 木場駅	36	5	1	42	790	0	790	1,108	0	1,108	832
	* 門前仲町駅	118	22	13	153	917	26	943	1,608	34	1,642	1,096
	* 清澄白河駅	66	6	1	73	613	16	629	613	30	643	702
	* 森下駅	78	14	2	94	333	5	338	403	10	413	432
	* 潮見駅	14	0	0	14	289	8	297	435	20	455	311
	* 越中島駅	13	0	0	13	207	13	220	300	0	300	233
	* 辰巳駅	23	1	0	24	807	0	807	1,669	0	1,669	831
	* 豊洲駅	85	4	1	90	1,851	0	1,851	3,816	46	3,862	1,941
	* 東雲駅	28	5	2	35	180	2	182	238	10	248	217
	* 東京テレポート駅	8	0	0	8	70	1	71	190	10	200	79
	* 国際展示場駅、有明駅	128	6	29	163	0	0	0	0	0	0	163
	* 新豊洲駅	19	0	0	19	0	0	0	0	0	0	19
	* 市場前駅	16	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
	* 有明テニスの森駅	5	0	0	5	21	0	21	80	0	80	26

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
江東区	国際展示場正門駅	20	1	0	21	0	0	0	0	0	0	21
	青海駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	テレコムセンター駅	17	1	1	19	0	0	0	0	0	0	19
	船の科学館駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	1,202	98	60	1,360	14,290	188	14,478	22,558	479	23,037	15,838
品川区	* 大崎駅	23	1	0	24	1,034	173	1,207	1,168	249	1,417	1,231
	* 大井町駅	101	2	1	104	1,805	165	1,970	2,362	290	2,652	2,074
	* 戸越公園駅	27	0	0	27	87	0	87	134	0	134	114
	* 戸越駅	9	2	0	11	104	0	104	208	0	208	115
	* 中延駅	11	1	0	12	426	11	437	550	32	582	449
	* 新馬場駅	21	3	1	25	166	75	241	225	110	335	266
	* 旗の台駅	42	3	0	45	176	27	203	273	52	325	248
	* 五反田駅	184	19	4	207	352	67	419	461	99	560	626
	* 大井競馬場前駅	5	0	0	5	101	8	109	411	19	430	114
	* 下神明駅	1	1	0	2	59	0	59	169	0	169	61
	* 戸越銀座駅	52	1	0	53	48	1	49	114	3	117	102
	* 天王洲アイル駅	10	3	2	15	188	61	249	314	133	447	264
	* 品川シーサイド駅	31	4	0	35	557	15	572	1,087	32	1,119	607
	* 大森駅	25	2	1	28	601	19	620	640	26	666	648
	* 西大井駅	38	2	0	40	398	5	403	527	11	538	443
	* 荏原町駅	28	2	1	31	135	2	137	253	4	257	168
	* 青物横丁駅	53	2	0	55	201	16	217	442	95	537	272
	* 立会川駅	21	1	0	22	201	38	239	277	87	364	261
	* 荏原中延駅	38	1	1	40	101	11	112	165	20	185	152
	* 西小山駅	53	2	0	55	517	15	532	1,031	23	1,054	587
	* 武蔵小山駅	191	4	1	196	588	17	605	855	30	885	801
	* 目黒駅	107	5	1	113	283	56	339	324	78	402	452
	* 不動前駅	22	0	0	22	161	0	161	200	0	200	183
	* 北品川駅	17	1	1	19	40	38	78	44	38	82	97
	* 鮫洲駅	11	1	0	12	44	15	59	73	16	89	71
	* 大森海岸駅	18	1	0	19	0	0	0	0	0	0	19
	* 大崎広小路駅	28	0	0	28	0	0	0	0	0	0	28
	計	1,167	64	14	1,245	8,373	835	9,208	12,307	1,447	13,754	10,453
目黒区	* 中目黒駅	48	7	9	64	1,235	17	1,252	2,310	40	2,350	1,316
	* 学芸大学駅	108	1	0	109	1,378	39	1,417	1,907	52	1,959	1,526
	* 都立大学駅	63	5	7	75	1,434	30	1,464	2,652	45	2,697	1,539
	* 自由が丘駅	39	2	5	46	181	0	181	460	0	460	227
	* 池尻大橋駅	25	2	4	31	321	14	335	621	30	651	366
	* 駒場東大前駅	8	5	3	16	77	1	78	131	5	136	94
	* 目黒駅	3	1	0	4	62	1	63	100	10	110	67
	* 祐天寺駅	16	3	0	19	459	3	462	1,010	11	1,021	481
	* 武蔵小山駅	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6
	* 西小山駅	16	2	4	22	71	4	75	114	8	122	97
	* 洗足駅	13	1	0	14	166	7	173	391	20	411	187
	* 大岡山駅	0	0	0	0	14	3	17	82	5	87	17
	* 緑が丘駅	10	1	1	12	243	1	244	351	7	358	256
	計	355	30	33	418	5,641	120	5,761	10,129	233	10,362	6,179
大田区	* 大森駅	173	4	25	202	4,207	25	4,232	4,260	36	4,296	4,434
	* 大森海岸駅	3	5	2	10	35	0	35	138	0	138	45
	* 平和島駅	27	2	5	34	1,605	10	1,615	1,700	10	1,710	1,649
	* 大森町駅	18	1	1	20	322	0	322	557	0	557	342
	* 梅屋敷駅	5	1	0	6	140	0	140	140	0	140	146
	* 馬込駅	3	1	0	4	564	20	584	564	24	588	588
	* 西馬込駅	25	1	4	30	460	0	460	460	0	460	490
	* 池上駅	90	6	0	96	482	10	492	661	15	676	588
	* 昭和島駅	96	1	1	98	293	0	293	293	0	293	391
	* 北千束駅	0	0	1	1	24	0	24	55	0	55	25
	* 大岡山駅	26	2	0	28	595	5	600	595	13	608	628
	* 長原駅	34	5	5	44	467	11	478	480	10	490	522
	* 洗足池駅	21	3	1	25	409	0	409	425	0	425	434
	* 石川台駅	12	1	7	20	484	8	492	549	10	559	512
	* 雪が谷大塚駅	69	0	3	72	263	0	263	351	0	351	335
	* 御嶽山駅	145	8	0	153	130	0	130	132	0	132	283

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
大田区	* 久が原駅	48	1	1	50	223	0	223	304	0	304	273
	* 千鳥町駅	25	1	3	29	220	0	220	245	0	245	249
	* 田園調布駅	8	3	2	13	451	26	477	466	29	495	490
	* 多摩川駅	2	0	0	2	652	13	665	766	27	793	667
	* 沼部駅	4	1	3	8	44	0	44	50	0	50	52
	* 鶴の木駅	36	1	2	39	102	0	102	123	0	123	141
	* 蒲田駅	282	15	12	309	9,291	96	9,387	12,157	199	12,356	9,696
	* 京急蒲田駅	8	0	0	8	1,848	0	1,848	3,419	2	3,421	1,856
	* 蓮沼駅	3	1	0	4	57	22	79	150	30	180	83
	* 矢口渡駅	7	0	0	7	560	0	560	704	0	704	567
	* 武蔵新田駅	2	0	0	2	598	7	605	1,205	42	1,247	607
	* 下丸子駅	1	0	0	1	302	3	305	561	10	571	306
	* 雑色駅	9	0	0	9	1,150	10	1,160	2,082	15	2,097	1,169
	* 六郷土手駅	1	0	0	1	528	7	535	553	5	558	536
	* 糀谷駅	6	0	0	6	756	0	756	1,464	0	1,464	762
	* 大鳥居駅	5	0	0	5	685	19	704	828	23	851	709
	* 穴守稲荷駅	2	0	0	2	217	0	217	361	0	361	219
	* 天空橋駅	2	0	0	2	203	17	220	280	20	300	222
	流通センター駅	61	0	18	79	84	18	102	84	18	102	181
	計	1,259	64	96	1,419	28,451	327	28,778	37,162	538	37,700	30,197
世田谷区	* 池尻大橋駅	34	3	19	56	460	5	465	470	30	500	521
	* 三軒茶屋駅	191	11	14	216	2,202	46	2,248	2,993	51	3,044	2,464
	* 駒沢大学駅	121	4	9	134	657	8	665	731	18	749	799
	* 桜新町駅	58	9	8	75	2,140	40	2,180	2,502	67	2,569	2,255
	* 用賀駅	43	5	4	52	2,990	32	3,022	3,340	89	3,429	3,074
	* 二子玉川駅	24	2	7	33	4,243	119	4,362	5,911	191	6,102	4,395
	* 自由が丘駅	6	3	9	18	344	16	360	433	28	461	378
	* 九品仏駅	10	1	2	13	136	0	136	153	0	153	149
	* 尾山台駅	43	4	6	53	662	19	681	667	67	734	734
	* 等々力駅	26	4	0	30	307	14	321	331	24	355	351
	* 上野毛駅	8	2	5	15	372	0	372	433	0	433	387
	* 奥沢駅	19	1	3	23	146	0	146	200	0	200	169
	西太子堂駅	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	9
	若林駅	29	0	5	34	0	0	0	0	0	0	34
	松陰神社前駅	28	3	1	32	11	0	11	110	0	110	43
	* 世田谷駅	2	0	3	5	33	0	33	60	0	60	38
	* 上町駅	87	1	3	91	105	2	107	189	6	195	198
	宮の坂駅	14	0	2	16	0	0	0	0	0	0	16
	* 松原駅	19	2	1	22	67	5	72	150	14	164	94
	東北沢駅	12	1	0	13	0	0	0	0	0	0	13
	* 下北沢駅	208	7	4	219	470	0	470	576	32	608	689
	* 世田谷代田駅	10	4	0	14	40	0	40	68	0	68	54
	* 梅ヶ丘駅	108	3	2	113	362	24	386	524	59	583	499
	* 豪徳寺・山下駅	61	4	1	66	375	15	390	597	46	643	456
	* 経堂駅	58	4	5	67	3,271	55	3,326	4,428	137	4,565	3,393
	* 千歳船橋駅	27	0	0	27	2,366	46	2,412	3,081	90	3,171	2,439
	* 祖師ヶ谷大蔵駅	19	0	0	19	2,654	55	2,709	3,741	163	3,904	2,728
	* 成城学園前駅	13	0	0	13	4,584	141	4,725	5,105	248	5,353	4,738
	* 喜多見駅	20	0	0	20	1,974	25	1,999	2,026	54	2,080	2,019
	* 池ノ上駅	7	2	0	9	69	0	69	120	0	120	78
谷	* 新代田駅	15	0	1	16	59	0	59	67	0	67	75
	* 東松原駅	28	6	1	35	68	0	68	68	0	68	103
	* 代田橋駅	35	2	7	44	10	0	10	70	0	70	54
	* 明大前駅	74	3	1	78	793	32	825	996	71	1,067	903
	* 下高井戸駅	41	0	1	42	271	0	271	429	29	458	313
	* 桜上水駅	1	0	0	1	1,437	13	1,450	1,580	40	1,620	1,451
	* 上北沢駅	43	0	0	43	0	0	0	0	0	0	43
	* 八幡山駅	17	0	0	17	573	16	589	1,037	39	1,076	606
	* 芦花公園駅	9	0	0	9	205	2	207	342	18	360	216
	* 千歳鳥山駅	275	4	1	280	5,159	46	5,205	6,252	129	6,381	5,485
	計	1,852	95	125	2,072	39,615	776	40,391	49,780	1,740	51,520	42,463

駅 名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
渋谷区	* 渋谷駅	428	26	21	475	1,196	246	1,442	1,211	269	1,480	1,917
	神泉駅	182	4	4	190	0	0	0	0	0	0	190
	* 広尾駅	86	1	0	87	50	0	50	50	0	50	137
	* 恵比寿駅	370	15	6	391	1,011	113	1,124	1,097	130	1,227	1,515
	代官山駅	300	15	11	326	0	0	0	0	0	0	326
	* 原宿・明治神宮前駅	201	2	1	204	106	9	115	153	9	162	319
	* 参宮橋駅	21	0	0	21	65	28	93	68	28	96	114
	* 代々木駅	53	0	0	53	186	23	209	190	23	213	262
	* 代々木八幡駅・代々木公園駅	143	5	6	154	596	83	679	601	111	712	833
	* 代々木上原駅	74	4	7	85	348	79	427	353	81	434	512
	* 千駄ヶ谷駅	26	0	0	26	175	26	201	175	26	201	227
	* 新宿駅	35	2	0	37	218	38	256	259	41	300	293
	南新宿駅	22	0	3	25	0	0	0	0	0	0	25
	* 初台駅	84	5	2	91	502	61	563	761	65	826	654
	* 幡ヶ谷駅	249	2	3	254	372	147	519	422	161	583	773
	* 笹塚駅	151	4	3	158	1,107	114	1,221	1,218	189	1,407	1,379
	北参道駅	54	0	0	54	60	27	87	60	27	87	141
	国立競技場駅	14	0	0	14	0	0	0	0	0	0	14
	* 西新宿五丁目駅	78	2	0	80							80
	* 表参道駅					23	31	54	24	33	57	54
	計	2,571	87	67	2,725	6,015	1,025	7,040	6,642	1,193	7,835	9,765
中野区	* 中野駅	280	18	7	305	6,981	159	7,140	7,575	135	7,710	7,445
	* 東中野駅	35	0	3	38	1,093	0	1,093	1,264	0	1,264	1,131
	* 中野坂上駅	47	0	2	49	529	0	529	1,162	0	1,162	578
	* 新中野駅	77	1	0	78	186	0	186	490	0	490	264
	* 中野新橋駅	63	2	1	66	181	0	181	250	0	250	247
	* 中野富士見町駅	7	2	0	9	65	0	65	90	0	90	74
	* 落合駅	7	0	0	7	160	0	160	160	0	160	167
	* 新江古田駅	35	2	0	37	127	3	130	220	4	224	167
	* 鷺ノ宮駅	19	6	2	27	1,355	21	1,376	1,613	50	1,663	1,403
	* 都立家政駅	22	2	2	26	364	0	364	640	0	640	390
	* 野方駅	73	5	3	81	549	0	549	1,026	0	1,026	630
	* 沼袋駅	80	9	17	106	432	12	444	724	13	737	550
	* 新井薬師前駅	32	8	4	44	239	0	239	340	0	340	283
	* 富士見台駅	14	1	2	17	42	0	42	42	0	42	59
	計	791	56	43	890	12,303	195	12,498	15,596	202	15,798	13,388
杉並区	* 下井草駅	9	2	1	12	451	3	454	944	10	954	466
	* 井荻駅	46	5	1	52	814	2	816	1,320	11	1,331	868
	* 上井草駅	9	2	1	12	458	3	461	722	8	730	473
	* 高円寺駅	313	39	19	371	2,672	15	2,687	3,167	93	3,260	3,058
	* 阿佐ヶ谷駅	92	14	5	111	2,878	17	2,895	3,555	43	3,598	3,006
	* 荻窪駅	81	22	13	116	8,537	0	8,537	9,300	0	9,300	8,653
	* 西荻窪駅	38	5	4	47	2,949	8	2,957	3,506	39	3,545	3,004
	* 東高円寺駅	12	0	0	12	700	4	704	931	10	941	716
	* 新高円寺駅	45	0	2	47	1,026	0	1,026	1,462	0	1,462	1,073
	* 南阿佐ヶ谷駅	89	12	10	111	670	0	670	722	0	722	781
	* 中野富士見町駅	11	3	1	15	191	0	191	191	0	191	206
	* 方南町駅	75	4	3	82	443	5	448	578	10	588	530
	* 永福町駅	47	1	1	49	1,020	3	1,023	1,381	7	1,388	1,072
	* 西永福駅	8	0	0	8	532	0	532	702	0	702	540
	* 浜田山駅	60	1	5	66	712	3	715	1,129	10	1,139	781
	* 高井戸駅	9	5	0	14	1,048	0	1,048	1,406	0	1,406	1,062
	* 富士見ヶ丘駅	1	0	0	1	480	0	480	608	0	608	481
	* 久我山駅	0	0	0	0	1,771	17	1,788	1,968	27	1,995	1,788
	* 三鷹台駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 代田橋駅	3	2	2	7	117	2	119	140	20	160	126
	明大前駅	0	0	0	0	485	0	485	485	0	485	485
	* 下高井戸駅	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	* 桜上水駅	22	3	2	27	290	0	290	407	0	407	317
	上北沢駅	0	0	0	0	119	0	119	200	0	200	119
	* 八幡山駅	2	1	0	3	345	0	345	386	13	399	348
	芦花公園駅	2	0	1	3	0	0	0	0	0	0	3
	計	976	122	71	1,169	28,708	82	28,790	35,210	301	35,511	29,959

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
豊島区	* 高田馬場駅	8	0	0	8	65	0	65	67	0	67	73
	* 目白駅	22	2	0	24	944	8	952	1,387	28	1,415	976
	* 池袋駅	284	15	10	309	3,553	40	3,593	5,673	88	5,761	3,902
	* 大塚駅	8	1	0	9	1,151	23	1,174	1,828	50	1,878	1,183
	* 巣鴨駅	145	2	0	147	1,241	9	1,250	2,004	38	2,042	1,397
	* 駒込駅	14	3	2	19	452	6	458	910	11	921	477
	* 新大塚駅	4	0	0	4	110	0	110	146	0	146	114
	* 雑司が谷駅	0	0	0	0	41	0	41	68	0	68	41
	* 東池袋駅	7	0	0	7	341	29	370	584	22	606	377
	* 要町駅	65	8	5	78	769	2	771	1,073	10	1,083	849
	* 千川駅	42	2	2	46	1,403	8	1,411	1,738	30	1,768	1,457
	北池袋駅	25	2	0	27	115	0	115	122	0	122	142
	* 下板橋駅	4	1	0	5	173	0	173	240	0	240	178
	* 板橋駅	11	0	0	11	0	0	0	0	0	0	11
	* 椎名町駅	17	0	1	18	328	4	332	670	0	670	350
	* 東長崎駅	15	0	1	16	374	0	374	729	0	729	390
	* 落合南長崎駅	8	0	1	9	430	4	434	674	20	694	443
	* 西巣鴨駅	13	1	1	15	155	0	155	338	0	338	170
	計	692	37	23	752	11,645	133	11,778	18,251	297	18,548	12,530
北区	* 浮間舟渡駅	33	0	0	33	381	15	396	621	13	634	429
	* 北赤羽駅	52	3	1	56	731	21	752	1,375	27	1,402	808
	* 赤羽駅	462	18	11	491	4,662	181	4,843	7,344	248	7,592	5,334
	* 十条駅	116	4	3	123	1,501	21	1,522	2,328	44	2,372	1,645
	* 板橋駅	28	2	1	31	312	0	312	522	0	522	343
	* 東十条駅	93	3	3	99	743	28	771	1,850	107	1,957	870
	* 王子駅	357	14	5	376	3,034	63	3,097	3,664	101	3,765	3,473
	* 上中里駅	8	0	0	8	92	0	92	200	0	200	100
	* 田端駅	20	0	0	20	2,499	61	2,560	3,186	80	3,266	2,580
	* 駒込駅	32	2	0	34	341	0	341	515	0	515	375
	* 尾久駅	29	9	1	39	493	0	493	565	0	565	532
	* 赤羽岩淵駅	29	1	2	32	102	0	102	116	0	116	134
	* 志茂駅	8	1	0	9	85	0	85	100	0	100	94
	* 王子神谷駅	14	2	0	16	789	26	815	1,184	45	1,229	831
	* 西ヶ原駅	5	0	0	5	79	0	79	149	0	149	84
	* 西巣鴨駅	4	0	0	4	144	0	144	371	0	371	148
	計	1,290	59	27	1,376	15,988	416	16,404	24,090	665	24,755	17,780
荒川区	* 南千住駅	11	1	0	12	2,960	22	2,982	2,968	35	3,003	2,994
	* 町屋駅	144	4	0	148	2,636	34	2,670	2,831	34	2,865	2,818
	* 日暮里駅	77	2	0	79	530	0	530	1,270	0	1,270	609
	* 西日暮里駅	53	3	0	56	1,247	0	1,247	2,514	0	2,514	1,303
	* 三河島駅	17	0	0	17	132	0	132	440	0	440	149
	* 熊野前駅	11	0	0	11	300	0	300	300	0	300	311
	* 赤土小学校前駅	5	0	0	5	23	0	23	50	0	50	28
	新三河島駅	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7
	三ノ輪橋駅	133	0	0	133	188	0	188	281	0	281	321
	小台駅	53	2	0	55	0	0	0	0	0	0	55
	荒川車庫駅	47	1	0	48	0	0	0	0	0	0	48
	計	558	13	0	571	8,016	56	8,072	10,654	69	10,723	8,643
板橋区	* 板橋駅	45	2	1	48	431	27	458	802	28	830	506
	* 浮間舟渡駅	27	4	2	33	864	14	878	1,651	56	1,707	911
	* 新板橋駅	91	4	6	101	211	17	228	503	81	584	329
	* 板橋区役所前駅	74	6	5	85	581	36	617	858	147	1,005	702
	* 板橋本町駅	44	3	4	51	705	5	710	870	34	904	761
	* 本蓮沼駅	52	1	1	54	365	0	365	483	5	488	419
	* 志村坂上駅	20	4	0	24	201	0	201	664	0	664	225
	* 志村三丁目駅	14	0	0	14	1,222	18	1,240	1,356	110	1,466	1,254
	* 蓮根駅	111	6	3	120	872	10	882	992	22	1,014	1,002
	* 西台駅	64	3	0	67	485	34	519	842	102	944	586
	* 高島平駅	102	1	4	107	1,756	30	1,786	2,146	110	2,256	1,893
	* 新高島平駅	25	4	1	30	160	8	168	402	16	418	198
	* 西高島平駅	22	5	1	28	653	24	677	1,307	100	1,407	705
	* 小竹向原駅	16	7	0	23	997	11	1,008	1,255	61	1,316	1,031

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
板橋区	* 下板橋駅	32	1	1	34	188	7	195	398	38	436	229
	* 大山駅	160	11	5	176	737	7	744	1,205	40	1,245	920
	* 中板橋駅	136	10	6	152	511	2	513	521	2	523	665
	* ときわ台駅	186	15	2	203	1,146	12	1,158	1,559	55	1,614	1,361
	* 上板橋駅	185	29	10	224	1,209	11	1,220	2,362	86	2,448	1,444
	* 東武練馬駅	29	4	1	34	1,272	28	1,300	1,635	80	1,715	1,334
	* 下赤塚駅・地下鉄赤塚駅	94	3	0	97	1,000	15	1,015	1,626	17	1,643	1,112
	* 成増駅・地下鉄成増駅	154	15	18	187	3,512	114	3,626	4,209	157	4,366	3,813
計		1,683	138	71	1,892	19,078	430	19,508	27,646	1,347	28,993	21,400
練馬区	* 豊島園駅	11	0	1	12	461	0	461	729	14	743	473
	* 練馬駅	77	5	4	86	2,586	45	2,631	3,180	98	3,278	2,717
	* 江古田駅	62	6	2	70	438	23	461	1,369	56	1,425	531
	* 大泉学園駅	23	6	1	30	5,685	81	5,766	7,719	171	7,890	5,796
	* 中村橋駅	63	2	2	67	1,124	25	1,149	2,200	77	2,277	1,216
	* 桜台駅	66	7	3	76	301	16	317	754	52	806	393
	* 平和台駅	10	1	2	13	2,851	25	2,876	3,908	74	3,982	2,889
	* 石神井公園駅	44	2	0	46	6,070	52	6,122	7,776	219	7,995	6,168
	* 東武練馬駅	41	1	0	42	139	4	143	394	19	413	185
	* 武蔵関駅	50	1	0	51	1,493	0	1,493	2,458	16	2,474	1,544
	* 光が丘駅	24	0	0	24	5,954	80	6,034	6,688	122	6,810	6,058
	* 練馬高野台駅	14	1	1	16	1,262	9	1,271	1,451	41	1,492	1,287
	* 上石神井駅	26	4	3	33	2,135	15	2,150	2,991	45	3,036	2,183
	* 富士見台駅	14	1	2	17	1,147	11	1,158	1,295	44	1,339	1,175
	* 地下鉄赤塚駅	22	0	0	22	893	21	914	1,044	43	1,087	936
	* 練馬春日町駅	11	0	1	12	844	2	846	1,044	10	1,054	858
	* 保谷駅	2	1	1	4	2,009	31	2,040	2,962	76	3,038	2,044
	* 小竹向原駅	13	1	2	16	802	0	802	849	0	849	818
	* 新江古田駅	5	1	0	6	175	0	175	186	0	186	181
	* 氷川台駅	3	4	0	7	2,012	18	2,030	2,503	47	2,550	2,037
	* 上井草駅	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	* 新桜台駅	2	2	0	4	61	0	61	231	0	231	65
計		587	46	25	658	38,442	458	38,900	51,731	1,224	52,955	39,558
足立区	* 北千住駅	10	2	1	13	4,106	78	4,184	6,156	91	6,247	4,197
	* 小菅駅	0	1	0	1	173	2	175	462	15	477	176
	* 五反野駅	2	0	0	2	1,624	15	1,639	3,087	35	3,122	1,641
	* 梅島駅	5	0	0	5	1,299	17	1,316	2,493	37	2,530	1,321
	* 西新井駅	6	0	0	6	4,549	25	4,574	7,592	264	7,856	4,580
	* 竹ノ塚駅	12	0	0	12	6,894	101	6,995	11,761	231	11,992	7,007
	* 大師前駅	6	0	0	6	137	0	137	323	0	323	143
	* 牛田駅・京成関屋駅	1	1	0	2	118	0	118	248	0	248	120
	* 千住大橋駅	6	0	1	7	671	12	683	945	25	970	690
	* 綾瀬駅	35	2	7	44	8,123	110	8,233	10,776	203	10,979	8,277
	* 北綾瀬駅	13	1	2	16	1,383	10	1,393	2,403	43	2,446	1,409
	* 青井駅	2	1	0	3	700	2	702	1,911	20	1,931	705
	* 六町駅	7	2	1	10	3,586	62	3,648	5,605	119	5,724	3,658
	* 見沼代親水公園駅	0	0	0	0	1,121	19	1,140	1,451	28	1,479	1,140
	* 舎人駅	2	1	0	3	393	0	393	686	14	700	396
	* 舎人公園駅	2	0	0	2	408	0	408	648	0	648	410
	* 谷在家駅	4	2	0	6	776	0	776	918	0	918	782
	* 西新井大師西駅	0	0	0	0	758	0	758	1,004	3	1,007	758
	* 江北駅	3	0	0	3	441	0	441	566	0	566	444
	* 高野駅	2	1	0	3	224	1	225	376	5	381	228
	* 扇大橋駅	2	0	0	2	379	0	379	465	0	465	381
	* 足立小台駅	0	0	0	0	25	2	27	123	15	138	27
	* 堀切駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		120	14	12	146	37,888	456	38,344	59,999	1,148	61,147	38,490

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
葛飾区	* 金町駅・京成金町駅	55	5	0	60	6,917	80	6,997	9,283	204	9,487	7,057
	* 亀有駅	45	7	0	52	4,097	102	4,199	6,224	146	6,370	4,251
	* 綾瀬駅	11	1	0	12	53	0	53	72	0	72	65
	* 新小岩駅	185	41	0	226	9,435	0	9,435	11,049	40	11,089	9,661
	* 柴又駅	3	5	0	8	0	0	0	0	0	0	8
	* 京成高砂駅	30	7	0	37	1,790	23	1,813	2,433	68	2,501	1,850
	* 青砥駅	36	7	0	43	2,140	17	2,157	2,744	24	2,768	2,200
	* お花茶屋駅	38	1	0	39	1,737	9	1,746	2,985	58	3,043	1,785
	* 堀切菖蒲園駅	101	8	0	109	886	0	886	967	0	967	995
	* 京成立石駅	114	10	0	124	1,287	0	1,287	1,616	0	1,616	1,411
	* 四ツ木駅	8	0	0	8	1,584	0	1,584	1,688	0	1,688	1,592
	* 新柴又駅	6	2	0	8	67	0	67	470	0	470	75
	計	632	94	0	726	29,993	231	30,224	39,531	540	40,071	30,950
江戸川区	* 平井駅	84	5	0	89	2,963	27	2,990	4,343	49	4,392	3,079
	* 小岩駅	50	5	0	55	5,594	74	5,668	8,655	100	8,755	5,723
	* 東大島駅	0	0	0	0	305	3	308	1,200	4	1,204	308
	* 瑞江駅	7	0	0	7	5,878	20	5,898	7,700	47	7,747	5,905
	* 西葛西駅	54	5	0	59	4,349	49	4,398	6,150	98	6,248	4,457
	* 篠崎駅	2	1	0	3	2,763	19	2,782	3,900	25	3,925	2,785
	* 一之江駅	11	0	0	11	3,478	34	3,512	4,636	46	4,682	3,523
	* 船堀駅	2	1	0	3	2,985	24	3,009	4,000	47	4,047	3,012
	* 葛西駅	14	4	0	18	6,815	86	6,901	9,800	89	9,889	6,919
	* 葛西臨海公園駅	0	0	0	0	1,966	8	1,974	3,170	11	3,181	1,974
	* 京成小岩駅	18	0	0	18	802	3	805	1,723	4	1,727	823
	* 京成江戸川駅	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	計	244	21	0	265	37,898	347	38,245	55,277	520	55,797	38,510

【市部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
市部計		3,135	223	97	3,455	233,614	12,135	245,749	350,351	22,784	373,135	249,204
八王子市	* 八王子駅	171	31	19	221	4,171	479	4,650	7,617	1,396	9,013	4,871
	* 西八王子駅	19	0	1	20	3,535	249	3,784	5,656	607	6,263	3,804
	* 高尾駅	1	0	0	1	1,367	206	1,573	2,136	912	3,048	1,574
	* 片倉駅	4	3	1	8	282	47	329	785	128	913	337
	* 八王子みなみ野駅	0	0	0	0	1,198	72	1,270	1,520	196	1,716	1,270
	* 北八王子駅	138	8	3	149	411	20	431	503	0	503	580
	* 小宮駅	0	0	0	0	327	23	350	541	44	585	350
	* 京王八王子駅	36	10	5	51	1,738	236	1,974	2,639	400	3,039	2,025
	* 長沼駅	0	1	0	1	53	11	64	122	57	179	65
	* 北野駅	5	2	0	7	426	118	544	1,082	436	1,518	551
	* 京王片倉駅	1	0	0	1	189	28	217	210	20	230	218
	* 山田駅	0	0	0	0	110	39	149	170	92	262	149
	* めじろ台駅	0	0	0	0	306	88	394	638	300	938	394
	* 狭間駅	1	6	2	9	135	24	159	254	0	254	168
	* 高尾山口駅	0	0	0	0	58	7	65	74	18	92	65
	* 南大沢駅	8	1	1	10	1,355	123	1,478	2,008	482	2,490	1,488
	* 京王堀之内駅	8	0	2	10	1,256	97	1,353	1,888	257	2,145	1,363
	* 松が谷駅	1	0	0	1	117	7	124	268	0	268	125
	* 大塚・帝京大学駅	6	0	0	6	379	16	395	547	8	555	401
	* 中央大学・明星大学駅	7	2	0	9	119	1	120	136	0	136	129
	計	406	64	34	504	17,532	1,891	19,423	28,794	5,353	34,147	19,927
立川市	* 立川駅・立川北駅・立川南駅	125	14	6	145	6,480	161	6,641	10,730	353	11,083	6,786
	* 西国立駅	1	0	0	1	382	17	399	1,205	42	1,247	400
	* 西立川駅	0	0	0	0	297	0	297	336	0	336	297
	* 玉川上水駅	4	0	0	4	1,852	0	1,852	3,082	0	3,082	1,856
	* 武蔵砂川駅	2	0	1	3	1,232	61	1,293	1,467	136	1,603	1,296

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
立川市	* 西武立川駅	8	0	0	8	1,085	20	1,105	1,207	31	1,238	1,113
	砂川七番駅	251	2	0	253	106	0	106	106	0	106	359
	* 泉体育館駅	0	0	0	0	535	0	535	585	0	585	535
	立飛駅	95	6	0	101	0	0	0	0	0	0	101
	* 高松駅	1	0	0	1	305	0	305	380	0	380	306
	* 柴崎体育館駅	0	0	0	0	316	7	323	359	30	389	323
計		487	22	7	516	12,590	266	12,856	19,457	592	20,049	13,372
武蔵野市	* 吉祥寺駅	56	3	2	61	9,948	136	10,084	14,994	431	15,425	10,145
	* 三鷹駅	37	1	1	39	6,279	63	6,342	7,702	90	7,792	6,381
	* 武蔵境駅	25	0	0	25	7,379	112	7,491	10,834	249	11,083	7,516
	計	118	4	3	125	23,606	311	23,917	33,530	770	34,300	24,042
三鷹市	* 三鷹駅	96	0	1	97	6,347	61	6,408	8,111	117	8,228	6,505
	* 三鷹台駅	24	0	3	27	670	0	670	1,351	0	1,351	697
	* 井の頭公園駅	8	1	2	11	160	1	161	420	15	435	172
	* つつじヶ丘駅	15	0	1	16	231	5	236	470	27	497	252
	計	143	1	7	151	7,408	67	7,475	10,352	159	10,511	7,626
青梅市	小作駅	0	0	0	0	1,528	65	1,593	2,201	110	2,311	1,593
	* 河辺駅	9	0	0	9	1,505	125	1,630	3,134	358	3,492	1,639
	* 東青梅駅	1	0	0	1	439	97	536	630	127	757	537
	* 青梅駅	1	0	0	1	231	88	319	1,039	186	1,225	320
	宮ノ平駅	0	3	0	3	19	5	24	55	6	61	27
	日向和田駅	0	0	0	0	158	6	164	182	13	195	164
	石神前駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二俣尾駅	0	0	0	0	30	3	33	60	5	65	33
	軍畑駅	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	沢井駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	御嶽駅	0	0	0	0	11	7	18	45	5	50	18
計		11	5	0	16	3,921	396	4,317	7,346	810	8,156	4,333
府中市	* 武蔵野台駅	19	0	0	19	1,383	35	1,418	1,837	35	1,872	1,437
	* 多磨壺園駅	0	0	0	0	956	16	972	1,559	43	1,602	972
	* 東府中駅	32	2	1	35	875	12	887	1,874	20	1,894	922
	* 府中駅	14	3	0	17	2,661	94	2,755	4,818	268	5,086	2,772
	* 分倍河原駅	62	2	1	65	2,637	51	2,688	4,123	143	4,266	2,753
	* 中河原駅	8	0	1	9	1,611	40	1,651	2,704	152	2,856	1,660
	府中競馬正門前駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 府中本町駅	2	0	0	2	874	61	935	1,195	76	1,271	937
	* 北府中駅	0	0	0	0	964	10	974	1,491	25	1,516	974
	* 多磨駅	6	0	0	6	387	0	387	515	45	560	393
	* 白糸台駅	0	0	0	0	597	7	604	678	17	695	604
	競艇場前駅	70	0	0	70	151	1	152	155	1	156	222
	* 是政駅	0	0	0	0	278	0	278	278	1	279	278
	* 西府駅	0	0	0	0	762	21	783	963	29	992	783
計		213	7	3	223	14,136	348	14,484	22,190	855	23,045	14,707
昭島市	* 西立川駅	0	0	0	0	67	13	80	288	96	384	80
	* 東中神駅	2	0	0	2	452	0	452	922	0	922	454
	* 中神駅	2	0	0	2	1,704	34	1,738	2,155	100	2,255	1,740
	* 昭島駅	2	0	0	2	2,553	0	2,553	5,935	0	5,935	2,555
	* 拝島駅	0	0	0	0	1,651	52	1,703	2,920	110	3,030	1,703
	計	6	0	0	6	6,427	99	6,526	12,220	306	12,526	6,532
調布市	* 飛田給駅	33	0	0	33	367	24	391	1,300	55	1,355	424
	* 西調布駅	9	0	0	9	1,062	44	1,106	2,176	110	2,286	1,115
	* 調布駅	93	0	0	93	4,738	270	5,008	6,820	473	7,293	5,101
	* 布田駅	14	0	1	15	363	0	363	150	0	150	378
	* 国領駅	5	1	0	6	1,035	20	1,055	1,966	30	1,996	1,061
	* 柴崎駅	5	0	0	5	635	9	644	1,888	34	1,922	649
	* つつじヶ丘駅	19	1	0	20	3,199	69	3,268	4,448	140	4,588	3,288
	* 仙川駅	40	1	0	41	2,976	41	3,017	4,563	201	4,764	3,058
	* 京王多摩川駅	14	1	3	18	368	16	384	680	49	729	402
	計	232	4	4	240	14,743	493	15,236	23,991	1,092	25,083	15,476

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
町田市	* 町田駅	15	5	1	21	8,567	1,917	10,484	9,309	2,620	11,929	10,505
	* 成瀬駅	9	0	0	9	1,149	205	1,354	1,209	238	1,447	1,363
	* 相原駅	0	0	0	0	1,117	131	1,248	1,977	377	2,354	1,248
	* 多摩境駅	5	1	0	6	1,034	95	1,129	1,160	112	1,272	1,135
	* 玉川学園前駅	5	2	0	7	821	363	1,184	1,090	406	1,496	1,191
	* 鶴川駅	8	3	0	11	4,141	574	4,715	4,260	577	4,837	4,726
	* 南町田駅	4	0	0	4	1,756	218	1,974	1,822	234	2,056	1,978
	* すずかけ台駅	1	0	0	1	252	59	311	252	80	332	312
	* つくし野駅	0	0	0	0	86	155	241	275	155	430	241
	計	47	11	1	59	18,923	3,717	22,640	21,354	4,799	26,153	22,699
小金井市	* 武蔵小金井駅	10	0	0	10	4,331	0	4,331	5,712	0	5,712	4,341
	* 東小金井駅	3	0	0	3	2,268	17	2,285	6,127	149	6,276	2,288
	* 新小金井駅	0	0	0	0	89	2	91	316	7	323	91
	計	13	0	0	13	6,688	19	6,707	12,155	156	12,311	6,720
小平市	* 東大和市駅	0	0	0	0	172	5	177	300	30	330	177
	* 小川駅	0	0	0	0	1,956	29	1,985	3,436	68	3,504	1,985
	* 鷹の台駅	6	4	0	10	1,161	6	1,167	2,095	14	2,109	1,177
	* 新小平駅	7	1	0	8	1,897	95	1,992	3,576	183	3,759	2,000
	* 青梅街道駅	0	0	0	0	84	0	84	180	0	180	84
	* 一橋学園駅	6	0	0	6	951	14	965	1,764	87	1,851	971
	* 小平駅	12	0	0	12	2,812	39	2,851	4,493	125	4,618	2,863
	* 花小金井駅	26	0	0	26	5,622	104	5,726	7,887	190	8,077	5,752
	計	57	5	0	62	14,655	292	14,947	23,731	697	24,428	15,009
日野市	* 高幡不動駅	62	4	1	67	1,763	202	1,965	3,124	258	3,382	2,032
	* 豊田駅	53	7	2	62	3,804	334	4,138	4,924	453	5,377	4,200
	* 日野駅	34	3	3	40	1,516	232	1,748	3,034	281	3,315	1,788
	* 百草園駅	13	0	0	13	217	59	276	654	0	654	289
	* 南平駅	6	0	0	6	383	30	413	994	34	1,028	419
	* 平山城址公園駅	11	4	1	16	299	79	378	528	45	573	394
	* 万願寺駅	0	0	0	0	204	6	210	652	13	665	210
	* 多摩動物公園駅	106	24	8	138	0	0	0	0	0	0	138
	* 甲州街道駅	49	0	0	49	848	27	875	725	10	735	924
	* 程久保駅	0	0	0	0	54	12	66	110	0	110	66
	計	334	42	15	391	9,088	981	10,069	14,745	1,094	15,839	10,460
東村山市	* 久米川駅	125	0	0	125	1,876	48	1,924	3,706	76	3,782	2,049
	* 東村山駅	28	0	0	28	3,314	101	3,415	4,543	188	4,731	3,443
	* 新秋津駅	10	0	0	10	1,792	90	1,882	2,712	123	2,835	1,892
	* 秋津駅	10	1	0	11	1,484	31	1,515	1,824	84	1,908	1,526
	* 萩山駅	11	0	0	11	290	3	293	384	10	394	304
	* 八坂駅	5	0	0	5	710	0	710	719	0	719	715
	* 西武遊園地駅	5	0	0	5	62	0	62	352	0	352	67
	* 西武園駅	5	0	0	5	130	0	130	132	0	132	135
	* 武蔵大和駅	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10
	計	209	1	0	210	9,658	273	9,931	14,372	481	14,853	10,141
国分寺市	* 国分寺駅	14	12	2	28	4,566	64	4,630	6,865	228	7,093	4,658
	* 西国分寺駅	10	9	1	20	2,430	0	2,430	3,411	70	3,481	2,450
	* 国立駅	2	2	0	4	1,755	72	1,827	2,875	124	2,999	1,831
	* 恋ヶ窪駅	0	0	0	0	390	2	392	803	5	808	392
	計	26	23	3	52	9,141	138	9,279	13,954	427	14,381	9,331
国立市	* 国立駅	42	0	0	42	4,941	43	4,984	7,386	60	7,446	5,026
	* 谷保駅	4	0	0	4	787	10	797	1,253	40	1,293	801
	* 矢川駅	3	0	0	3	682	18	700	1,152	40	1,192	703
	計	49	0	0	49	6,410	71	6,481	9,791	140	9,931	6,530
福生市	* 福生駅	4	1	0	5	1,959	90	2,049	3,819	243	4,062	2,054
	* 牛浜駅	7	1	0	8	267	15	282	1,130	87	1,217	290
	* 拝島駅	0	0	0	0	135	40	175	290	57	347	175
	* 熊川駅	0	0	0	0	11	1	12	69	7	76	12
	* 東福生駅	1	0	0	1	251	3	254	258	10	268	255
	計	12	2	0	14	2,623	149	2,772	5,566	404	5,970	2,786

駅 名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
狛江市	* 狛江駅	32	0	0	32	3,084	130	3,214	3,369	175	3,544	3,246
	* 和泉多摩川駅	15	1	0	16	1,042	67	1,109	1,196	81	1,277	1,125
	* 喜多見駅	3	1	0	4	1,185	22	1,207	1,333	30	1,363	1,211
	計	50	2	0	52	5,311	219	5,530	5,898	286	6,184	5,582
東大和市	* 東大和市駅	10	0	0	10	2,762	16	2,778	3,609	21	3,630	2,788
	* 玉川上水駅	0	0	0	0	2,189	78	2,267	2,260	49	2,309	2,267
	* 武蔵大和駅	0	0	0	0	1,276	23	1,299	1,453	0	1,453	1,299
	* 上北台駅	310	0	0	310	1,032	48	1,080	1,032	48	1,080	1,390
	* 桜街道駅	89	0	0	89	407	13	420	425	0	425	509
	計	409	0	0	409	7,666	178	7,844	8,779	118	8,897	8,253
清瀬市	* 清瀬駅	16	1	0	17	5,295	195	5,490	6,390	286	6,676	5,507
	* 秋津駅	0	0	0	0	517	35	552	984	77	1,061	552
	計	16	1	0	17	5,812	230	6,042	7,374	363	7,737	6,059
東久留米市	* 東久留米駅	56	0	0	56	4,425	234	4,659	5,532	318	5,850	4,715
	計	56	0	0	56	4,425	234	4,659	5,532	318	5,850	4,715
多摩市	* 永山駅	1	0	0	1	1,208	128	1,336	1,933	536	2,469	1,337
	* 多摩センター駅	7	0	2	9	1,063	325	1,388	3,509	795	4,304	1,397
	* 唐木田駅	1	0	0	1	162	84	246	342	223	565	247
	* 聖蹟桜ヶ丘駅	33	3	1	37	1,297	125	1,422	2,238	238	2,476	1,459
	計	42	3	3	48	3,730	662	4,392	8,022	1,792	9,814	4,440
稲城市	* 南多摩駅	0	1	1	2	374	51	425	561	36	597	427
	* 稲城長沼駅	0	1	1	2	605	73	678	843	107	950	680
	* 矢野口駅	0	1	1	2	861	69	930	973	83	1,056	932
	* 若葉台駅	0	3	1	4	323	56	379	325	60	385	383
	* 稲城駅	0	1	1	2	627	114	741	791	180	971	743
	* 京王よみうりランド駅	0	0	0	0	620	30	650	656	92	748	650
	計	0	7	5	12	3,410	393	3,803	4,149	558	4,707	3,815
羽村市	* 羽村駅	7	0	0	7	2,608	35	2,643	4,129	50	4,179	2,650
	* 小作駅	3	0	0	3	1,733	131	1,864	2,183	133	2,316	1,867
	計	10	0	0	10	4,341	166	4,507	6,312	183	6,495	4,517
あきる野市	東秋留駅	1	0	0	1	1,983	52	2,035	2,096	78	2,174	2,036
	秋川駅	1	0	0	1	1,284	41	1,325	1,736	68	1,804	1,326
	武蔵引田駅	0	0	0	0	892	28	920	989	55	1,044	920
	武蔵増戸駅	0	0	0	0	388	18	406	854	50	904	406
	武蔵五日市駅	0	0	0	0	507	33	540	744	83	827	540
	計	2	0	0	2	5,054	172	5,226	6,419	334	6,753	5,228
西東京市	* 保谷駅	11	3	1	15	4,032	126	4,158	6,359	269	6,628	4,173
	* ひばりヶ丘駅	41	8	2	51	4,042	126	4,168	5,164	173	5,337	4,219
	* 田無駅	77	4	4	85	5,953	89	6,042	8,786	172	8,958	6,127
	* 西武柳沢駅	44	3	5	52	1,258	18	1,276	2,532	42	2,574	1,328
	* 東伏見駅	14	1	0	15	1,031	11	1,042	1,477	41	1,518	1,057
	計	187	19	12	218	16,316	370	16,686	24,318	697	25,015	16,904

【町部】

駅 名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
町 村 部 計		25	0	0	25	1,432	63	1,495	1,400	113	1,513	1,520
瑞穂町	箱根ヶ崎駅	8	0	0	8	1,402	55	1,457	1,287	99	1,386	1,465
	計	8	0	0	8	1,402	55	1,457	1,287	99	1,386	1,465
日の出町	武蔵増戸駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	武蔵引田駅	16	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
	計	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	17
奥多摩町	* 奥多摩駅	0	0	0	0	10	5	15	25	5	30	15
	* 白丸駅	0	0	0	0	5	0	5	21	2	23	5
	* 鳩ノ巣駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 古里駅	0	0	0	0	3	0	3	27	3	30	3
	* 川井駅	0	0	0	0	12	3	15	40	4	44	15
	計	0	0	0	0	30	8	38	113	14	127	38

(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

[単位: 台]

平成28年(1台以上)				
順位	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	491 (29)
2	渋谷	JR各線・京王線・東急東横線・有楽町線・副都心線	渋谷区	475 (47)
3	錦糸町	JR総武線・有楽町線	墨田区	437 (77)
4	新宿	JR各線・小田急線・京王線・有楽町線・都営新宿線	新宿区	421 (21)
5	恵比寿	JR各線・有楽町線	渋谷区	391 (21)
6	王子	JR京浜東北線・有楽町線・都電荒川線	北区	376 (19)
7	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	371 (58)
8	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	329 (26)
9	代官山	東急東横線	渋谷区	326 (26)
10	飯田橋	JR各線・有楽町線・有楽町線・有楽町線	千代田区	318 (16)

平成28年(100台以上)				
順位	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	462 (0)
2	錦糸町	JR各線・つくばエクスプレス・有楽町線	墨田区	437 (77)
3	渋谷	JR各線・京王線・東急東横線・有楽町線・副都心線	渋谷区	428 (0)
4	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	371 (58)
5	恵比寿	JR各線・有楽町線	渋谷区	370 (0)
6	新宿	JR各線・小田急線・京王線・有楽町線・都営新宿線	新宿区	365 (0)
7	王子	JR京浜東北線・有楽町線・都電荒川線	北区	357 (0)
8	上北台	多摩モノレール	東大和市	310 (0)
9	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	303 (0)
10	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・有楽町線	千代田区	302 (0)

平成27年(1台以上)				
順位	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	645 (21)
2	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・有楽町線	千代田区	597 (13)
3	新宿	JR各線・小田急線・京王線・有楽町線・都営新宿線	新宿区	572 (16)
4	錦糸町	JR総武線・有楽町線	墨田区	544 (95)
5	東横	JR各線・有楽町線	千代田区	461 (9)
6	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	456 (75)
7	王子	JR京浜東北線・有楽町線・都電荒川線	北区	405 (16)
8	蒲田	JR京浜東北線・東横線・東横線・京急本線・京急空港線	大田区	359 (39)
9	千歳烏山	京王線	世田谷区	357 (21)
10	神田	JR中央線・山手線・京浜東北線・有楽町線	千代田区	352 (31)

平成27年(100台以上)				
順位	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	624 (0)
2	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・有楽町線	千代田区	584 (0)
3	新宿	JR各線・小田急線・京王線・有楽町線・都営新宿線	新宿区	545 (0)
4	錦糸町	JR総武線・有楽町線	墨田区	544 (95)
5	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	456 (75)
6	東横	JR各線・有楽町線	千代田区	452 (0)
7	王子	JR京浜東北線・有楽町線・都電荒川線	北区	389 (0)
8	中野	JR中央線・総武線・有楽町線	中野区	349 (57)
9	上野	JR各線・有楽町線・有楽町線	台東区	342 (0)
10	千歳烏山	京王線	世田谷区	336 (0)

(注)・台数下段の()内は原付・自二の放置台数を内数で示した。

・平成23年調査までは、駅ごとに、自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上の場合のみ計上していた。

順位	平成26年(1台以上)				平成25年(1台以上)				平成24年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	872 (32)	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	782 (45)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	813 (32)
2	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸ノ内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	677 (38)	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸ノ内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	760 (25)	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	775 (29)
3	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	663 (27)	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	683 (7)	麻布十番	メトロ南北線・都営大江戸線	港区	766 (4)
4	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	597 (111)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	646 (22)	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸ノ内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	731 (31)
5	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	514 (34)	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	602 (29)	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	684 (12)
6	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	467 (10)	西新宿	メトロ丸ノ内線	新宿区	583 (1)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	664 (10)
7	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	442 (82)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	547 (10)	西新宿	メトロ丸ノ内線	新宿区	589 (2)
8	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	399 (13)	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	509 (58)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	584 (49)
9	千歳烏山	京王線	世田谷区	388 (17)	押上	京成押上線・都営浅草線・メトロ半蔵門線・東武伊勢崎線	墨田区	480 (50)	新小岩	JR総武線	葛飾区	575 (77)
10	調布	京王線・相模原線	調布市	381 (27)	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	463 (94)	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	534 (3)

順位	平成23年				平成22年				平成21年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	838 (0)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	922 (0)	立川	JR中央・南武線・青梅線・五日市線	立川市	983 (65)
2	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	830 (0)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	885 (107)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	980 (0)
3	新小岩	JR総武線	葛飾区	820 (87)	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	878 (0)	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸ノ内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	958 (59)
4	田町・三田	JR山手線・京浜東北線・都営三田線・都営浅草線	港区	793 (0)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	874 (0)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	950 (0)
5	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	756 (0)	府中	京王線	府中市	781 (0)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	913 (100)
6	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	704 (88)	新小岩	JR総武線	葛飾区	724 (93)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	837 (66)
7	亀戸	JR総武線・東武亀戸線	江東区	684 (63)	麻布十番	メトロ南北線・都営大江戸線	港区	698 (0)	吉祥寺	JR中央線・総武線・京王井の頭線	武蔵野市	808 (0)
8	麻布十番	メトロ南北線・都営大江戸線	港区	669 (0)	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	696 (59)	新小岩	JR総武線	葛飾区	803 (86)
9	豊田	JR中央線	日野市	631 (0)	立川	JR中央・南武線・青梅線・五日市線	立川市	693 (67)	池袋	JR各線・西武線・東武線・メトロ各線	豊島区	780 (107)
10	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	590 (0)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	692 (65)	田町	JR山手線・京浜東北線・都営三田線・都営浅草線	港区	754 (0)

(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数 (駅)	乗入台数 (台)	乗入台数別の駅数の内訳 (駅)								
			1~99	100~ 499	500~ 999	1,000~ 1,999	2,000~ 2,999	3,000~ 3,999	4,000~ 4,999	5,000~ 9,999	10,000 ~
合 計	648	663,021	123	239	102	92	32	18	16	24	2
区部計	483	412,297	104	195	77	54	17	13	8	15	0
千代田区	16	5,129	0	14	2	0	0	0	0	0	0
中央区	21	3,717	6	14	1	0	0	0	0	0	0
港区	32	6,159	17	13	0	2	0	0	0	0	0
新宿区	32	7,764	11	18	1	2	0	0	0	0	0
文京区	19	3,389	9	9	1	0	0	0	0	0	0
台東区	13	7,429	0	7	3	3	0	0	0	0	0
墨田区	14	12,607	2	7	3	0	0	1	1	0	0
江東区	27	15,838	9	7	6	4	1	0	0	0	0
品川区	27	10,453	5	15	5	1	1	0	0	0	0
目黒区	13	6,179	5	5	0	3	0	0	0	0	0
大田区	35	30,197	4	15	11	3	0	0	1	1	0
世田谷区	40	42,463	12	11	6	1	5	2	2	1	0
渋谷区	20	9,765	4	9	4	3	0	0	0	0	0
中野区	14	13,388	2	6	3	2	0	0	0	1	0
杉並区	25	29,959	2	9	6	4	0	3	0	1	0
豊島区	18	12,530	3	9	2	3	0	1	0	0	0
北区	16	17,780	2	6	4	1	1	1	0	1	0
荒川区	11	8,643	4	3	1	1	2	0	0	0	0
板橋区	22	21,400	0	5	8	8	0	1	0	0	0
練馬区	22	39,558	2	4	4	4	5	0	0	3	0
足立区	22	38,490	1	8	4	4	0	1	2	2	0
葛飾区	12	30,950	3	0	1	4	1	0	1	2	0
江戸川区	12	38,510	1	1	1	1	1	3	1	3	0
市部計	158	249,204	13	44	25	37	15	5	8	9	2
八王子市	20	19,927	2	9	2	4	1	1	1	0	0
立川市	11	13,372	0	6	1	3	0	0	0	1	0
武蔵野市	3	24,042	0	0	0	0	0	0	0	2	1
三鷹市	4	7,626	0	2	1	0	0	0	0	1	0
青梅市	9	4,333	4	2	1	2	0	0	0	0	0
府中市	13	14,707	0	3	6	2	2	0	0	0	0
昭島市	5	6,532	1	1	0	2	1	0	0	0	0
調布市	9	15,476	0	3	1	2	0	2	0	1	0
町田市	9	22,699	0	2	0	5	0	0	1	0	1
小金井市	3	6,720	1	0	0	0	1	0	1	0	0
小平市	8	15,009	1	1	1	2	2	0	0	1	0
日野市	10	10,460	1	5	1	1	1	0	1	0	0
東村山市	9	10,141	2	2	1	2	1	1	0	0	0
国分寺市	4	9,331	0	1	0	1	1	0	1	0	0
国立市	3	6,530	0	0	2	0	0	0	0	1	0
福生市	5	2,786	1	3	0	0	1	0	0	0	0
狛江市	3	5,582	0	0	0	2	0	1	0	0	0
東大和市	5	8,253	0	0	1	2	2	0	0	0	0
清瀬市	2	6,059	0	0	1	0	0	0	0	1	0
東久留米市	1	4,715	0	0	0	0	0	0	1	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	4	4,440	0	1	0	3	0	0	0	0	0
稲城市	6	3,815	0	2	4	0	0	0	0	0	0
羽村市	2	4,517	0	0	0	1	1	0	0	0	0
あきる野市	5	5,228	0	1	2	1	1	0	0	0	0
西東京市	5	16,904	0	0	0	2	0	0	2	1	0
町村部計	7	1,520	6	0	0	1	0	0	0	0	0
瑞穂町	1	1,465	0	0	0	1	0	0	0	0	0
日の出町	2	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	4	38	4	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位：台]

順位	駅名	路線名	関係区市	乗入台数	放置台数		
					自転車	原付 自二	計
1	三鷹駅	J R 中央線・総武線	武蔵野市 三鷹市	12,886	133	3	136
2	町田駅	J R 横浜線 小田急線	町田市	10,505	15	6	21
3	吉祥寺駅	J R 中央線・総武線 京王井の頭線	武蔵野市	10,145	56	5	61
4	蒲田駅	J R 京浜東北線 東急池上線・東急多摩川線	大田区	9,696	282	27	309
5	新小岩駅	J R 総武線	葛飾区	9,661	185	41	226
6	荻窪駅	J R 中央線・総武線 東京メトロ丸ノ内線	杉並区	8,653	81	35	116
7	綾瀬駅	J R 常磐線 東京メトロ千代田線	足立区 葛飾区	8,342	46	10	56
8	武蔵境駅	J R 中央線 西武多摩川線	武蔵野市	7,516	25	0	25
9	中野駅	J R 中央線・総武線 東京メトロ東西線	中野区	7,445	280	25	305
10	金町駅・京成金町駅	J R 常磐線・京成金町線	葛飾区	7,057	55	5	60
11	竹ノ塚駅	東武伊勢崎線	足立区	7,007	12	0	12
12	葛西駅	東京メトロ東西線	江戸川区	6,919	14	4	18
13	国立駅	J R 中央線	国分寺市 国立市	6,857	44	2	46
14	立川駅、立川北駅、立川南駅	J R 中央線・南武線・青梅線・五日市線、多摩モノレール	立川市	6,786	125	20	145
15	保谷駅	西武池袋線	練馬区 西東京市	6,217	13	6	19
16	石神井公園駅	西武池袋線	練馬区	6,168	44	2	46
17	田無駅	西武新宿線	西東京市	6,127	77	8	85
18	光が丘駅	都営大江戸線	練馬区	6,058	24	0	24
19	瑞江駅	都営新宿線	江戸川区	5,905	7	0	7
20	大泉学園駅	西武池袋線	練馬区	5,796	23	7	30

(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

区 分		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
全 国	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	-	3,412,064	-	3,801,265	-	3,791,544	-	3,699,298	-	3,495,192	-
	(イ) 自転車等実収容台数	-	2,637,751	-	3,038,989	-	3,090,299	-	3,086,897	-	2,911,712	-
	(ロ) 放置台数	-	774,313	-	762,276	-	701,245	-	612,401	-	583,480	-
都	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	721,774 (38,068)	729,149 (38,108)	755,141 (37,261)	745,597 (38,674)	742,243 (37,269)	744,358 (36,860)	728,110 (36,839)	741,994 (37,888)	738,167 (38,306)	751,498 (39,568)	725,606 (39,248)
	(イ) 自転車等実収容台数	487,204 (20,070)	497,083 (19,818)	536,150 (20,637)	536,897 (21,815)	530,532 (21,117)	545,999 (20,699)	531,499 (21,202)	540,754 (22,161)	537,850 (22,471)	553,541 (21,770)	554,908 (22,883)
	(ロ) 放置台数	234,570 (17,998)	232,066 (18,290)	218,991 (16,624)	208,700 (16,859)	211,711 (16,152)	198,359 (16,161)	196,611 (15,637)	201,240 (15,727)	200,317 (15,835)	197,957 (17,798)	170,698 (16,365)
区 部	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	417,114 (15,703)	422,388 (17,407)	430,319 (15,977)	424,270 (16,857)	418,365 (16,538)	432,012 (17,241)	421,898 (16,384)	438,436 (18,631)	448,466 (18,536)	460,927 (21,411)	434,057 (19,257)
	(イ) 自転車等実収容台数	242,577 (5,043)	245,380 (5,086)	265,964 (5,423)	265,351 (5,692)	250,995 (4,613)	267,865 (5,117)	258,620 (4,425)	267,349 (5,564)	274,582 (5,029)	295,646 (6,034)	290,179 (5,272)
	(ロ) 放置台数	174,557 (10,660)	177,008 (12,321)	164,355 (10,554)	158,919 (11,165)	167,370 (11,925)	164,147 (12,124)	163,278 (11,959)	171,087 (13,067)	173,884 (13,507)	165,281 (15,407)	143,878 (13,985)
市 部	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	302,348 (22,140)	304,376 (20,471)	322,502 (21,084)	320,241 (21,737)	322,668 (20,641)	311,136 (19,529)	305,030 (20,366)	302,348 (19,167)	288,358 (19,682)	289,344 (18,034)	290,357 (19,914)
	(イ) 自転車等実収容台数	242,337 (14,502)	249,318 (15,014)	267,866 (16,043)	270,460 (16,414)	278,327 (15,492)	276,924 (16,688)	271,697 (16,507)	272,195 (17,354)	262,077 (15,643)	256,668 (17,534)	263,537 (17,534)
	(ロ) 放置台数	60,013 (7,338)	55,058 (5,969)	54,636 (6,070)	49,781 (5,694)	44,341 (4,227)	34,212 (4,037)	33,333 (3,678)	30,153 (2,660)	26,281 (2,328)	32,676 (2,391)	26,820 (2,380)
町 村 部	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	2,310 (225)	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,343 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)
	(イ) 自転車等実収容台数	2,310 (225)	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,191 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)
	(ロ) 放置台数									152 (0)		

(注)・本表の下段()内には、原付・自二を内数で記した。

- ・「全国」の数値は、内閣府調査が隔年実施のため、データがない年は「-」で記した。
- ・「全国」の放置台数は、平成5年まで及び平成25年以降は自転車のみ、平成7年から平成23年までは原付・自二を含む。
- ・平成7年調査から、「旧五日市町」分を「あきる野市」へ算入し、町村部から市部へ移行した。

(単位：台)

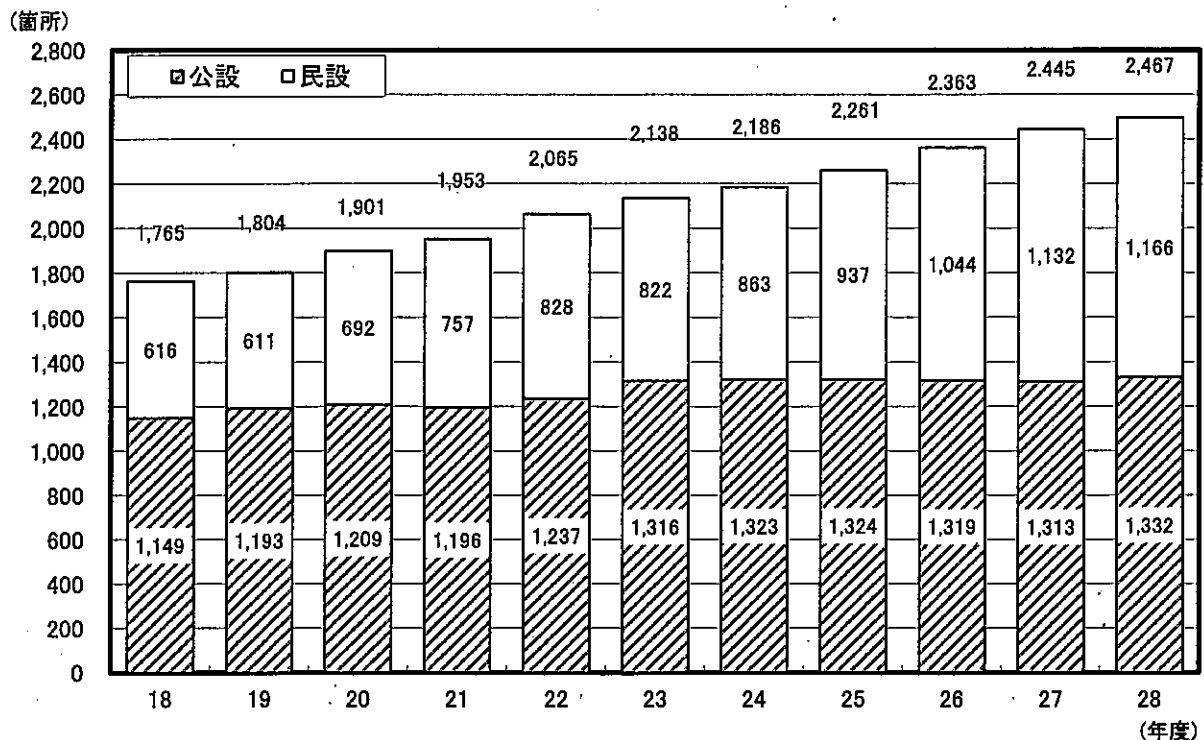
平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
3,495,163 (195,024)	-	3,490,719 (193,741)	-	3,591,058 (45,555)	-	3,410,368 (60,532)	-	2,963,118 (226,484)	-	2,955,369 (10,595)	-	2,690,460 (129,518)	-
3,023,743 (160,425)	-	3,074,724 (164,992)	-	3,249,156 (32,807)	-	3,165,708 (53,564)	-	2,783,277 (223,164)	-	2,832,372 (10,595)	-	2,609,362 (129,518)	-
471,420 (34,599)	-	415,995 (28,749)	-	341,902 (12,748)	-	244,660 (6,968)	-	179,841 (3,320)	-	122,997 -	-	81,098 -	-
727,387 (-)	711,109 (35,992)	720,588 (-)	707,695 (33,349)	703,873 (-)	685,011 (27,798)	670,795 (26,226)	686,508 (26,709)	680,979 (24,748)	673,403 (25,280)	673,446 (23,622)	671,020 (23,070)	662,302 (21,986)	663,021 (21,771)
577,267 (23,840)	577,576 (22,705)	606,815 (19,361)	607,732 (26,622)	618,791 (-)	621,505 (26,050)	617,888 (24,942)	638,418 (25,529)	638,668 (23,961)	620,691 (20,681)	626,694 (19,854)	628,850 (19,457)	625,298 (18,812)	628,774 (19,021)
150,120 (14,831)	133,533 (13,287)	113,773 (10,013)	99,963 (6,727)	85,082 (4,027)	63,506 (1,748)	52,907 (1,284)	48,090 (1,180)	42,311 (787)	52,712 (4,599)	46,752 (3,768)	42,170 (3,613)	37,004 (3,174)	34,247 (2,750)
424,769 (-)	418,348 (17,253)	431,540 (-)	418,117 (15,090)	423,659 (-)	408,623 (11,110)	392,865 (9,932)	406,421 (10,298)	400,945 (9,483)	405,949 (10,821)	412,245 (10,294)	416,514 (9,976)	408,717 (9,641)	412,297 (9,253)
297,343 (-)	305,814 (5,940)	337,045 (-)	331,834 (8,791)	349,734 (-)	353,891 (9,556)	349,161 (8,713)	366,127 (9,185)	365,339 (8,746)	360,717 (6,880)	371,549 (6,923)	379,946 (6,761)	376,166 (6,819)	381,530 (6,823)
127,426 (12,427)	112,534 (11,313)	94,495 (8,855)	86,283 (6,299)	73,925 (3,741)	54,732 (1,554)	43,704 (1,219)	40,294 (1,113)	35,606 (737)	45,232 (3,941)	40,696 (3,371)	36,568 (3,215)	32,551 (2,822)	30,767 (2,430)
301,771 (-)	292,058 (18,671)	287,889 (-)	288,402 (18,195)	279,294 (-)	275,421 (16,633)	276,953 (16,243)	279,072 (16,363)	279,061 (15,218)	266,199 (14,402)	260,152 (13,283)	253,182 (13,040)	253,525 (12,337)	249,204 (12,455)
279,077 (-)	271,059 (16,697)	268,611 (-)	274,722 (17,767)	268,137 (-)	266,647 (16,439)	267,750 (16,178)	271,276 (16,296)	272,356 (15,168)	258,720 (13,749)	254,100 (12,888)	247,612 (12,642)	249,094 (11,985)	245,749 (12,135)
22,694 (2,404)	20,999 (1,974)	19,278 (1,158)	13,680 (428)	11,157 (286)	8,774 (194)	9,203 (65)	7,796 (67)	6,705 (50)	7,479 (653)	6,052 (395)	5,570 (398)	4,431 (352)	3,455 (320)
847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,255 (52)	1,049 (45)	1,324 (54)	60 (8)	1,520 (63)
847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,254 (52)	1,045 (43)	1,292 (54)	38 (8)	1,495 (63)
									1	4 (2)	32	22	25

・ 放置台数について、平成23年までは、「全国」「都」ともに駅ごとに、自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の
 場合のみ計上していたが、平成24年以降「都」は、それぞれ1台から計上対象としている。

2 自転車等駐車場の整備状況

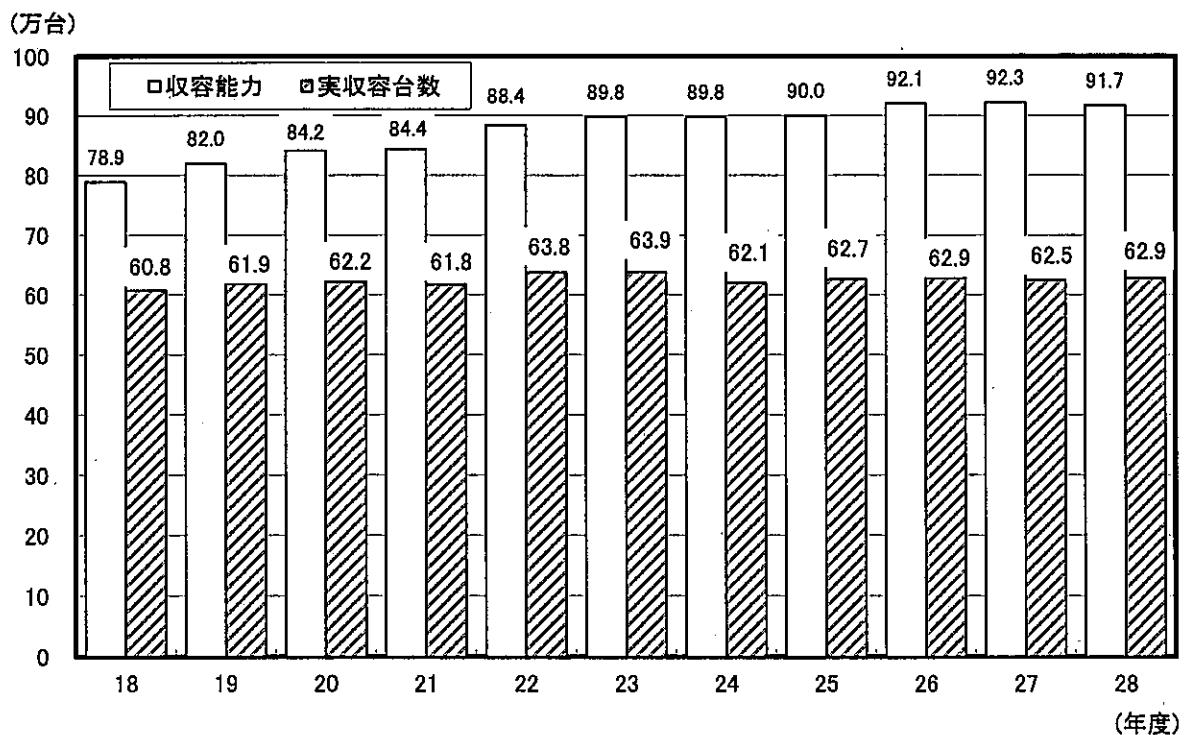
(1) 自転車等駐車場数の推移

- ・自転車等駐車場の設置数は13年連続で増加し、平成28年は2,498箇所(前年度比 53箇所増加)となった。
- ・公設自転車等駐車場は1,332箇所(前年度比 19箇所増加)であり、全体の53.3%を占めている。
- ・民設自転車等駐車場は1,166箇所(前年度比 34箇所増加)であり、全体の46.7%を占めている。



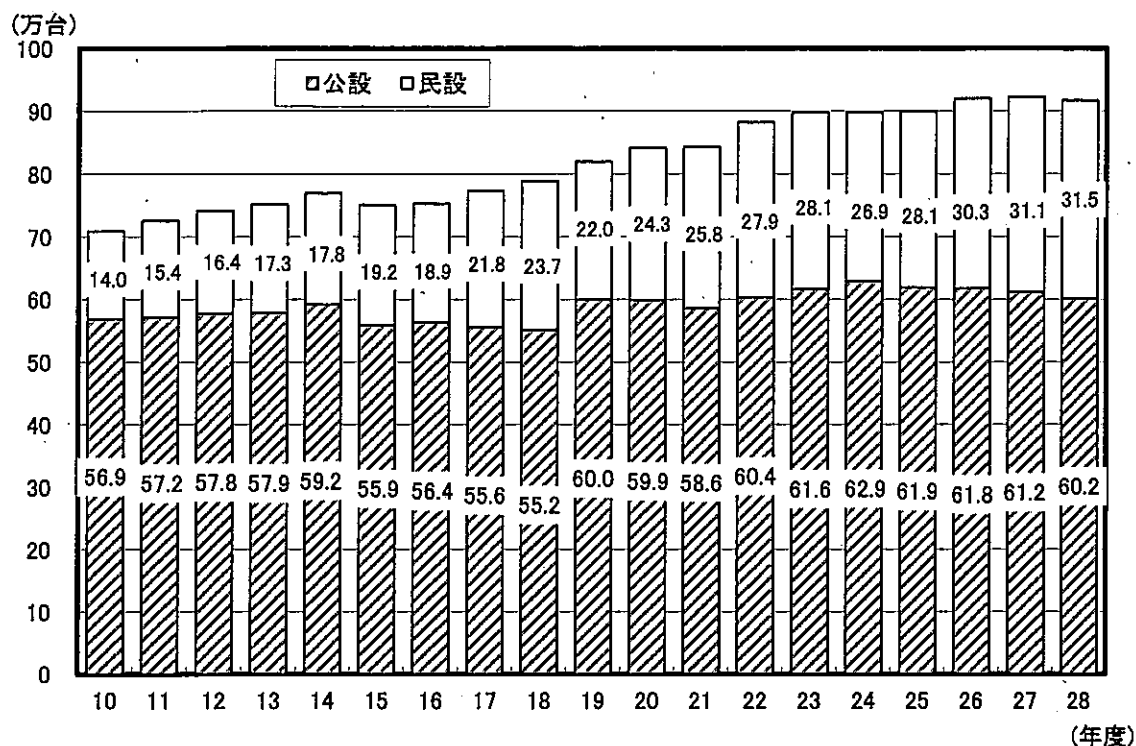
(2) 収容能力及び実収容台数の推移

- ・収容能力は917,394台(前年度比 5,358台減少)、実収容台数は628,774台(前年度比 3,476台増加)であった。



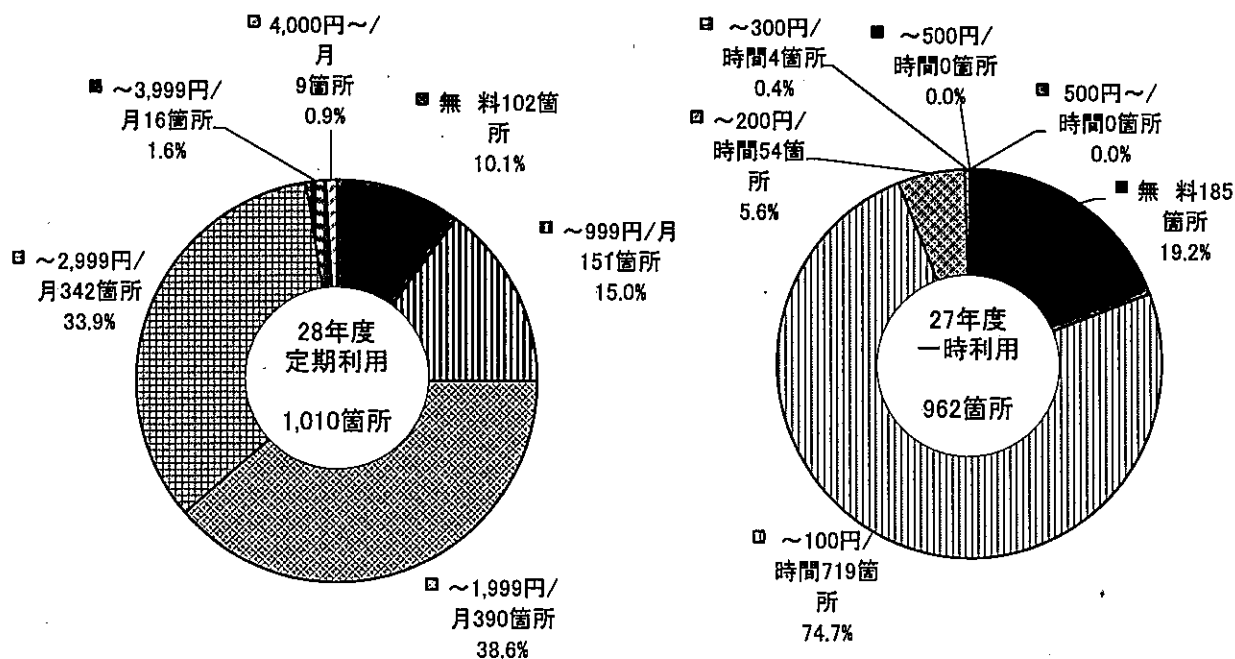
(3) 設置者別収容能力の推移

・収容能力917,394台のうち、公設自転車等駐車場の収容能力は602,140台(65.6%)、民設自転車等駐車場の収容能力は315,254台(34.4%)であった。



(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移

- ・定期利用の公設自転車等駐車場は1,010箇所、一時利用の公設自転車等駐車場は962箇所であった。
(定期利用と一時利用を併設している箇所もあるため、合計は設置数と一致しない。)
- ・定期利用において、無料の自転車等駐車場は102箇所(10.1%)であった。
- ・一時利用において、無料の自転車等駐車場は185箇所(19.2%)であった。



(注) 一時利用料金を「最初の〇〇時間まで無料」としている場合は、無料の時間が経過した後の料金形態を回答

(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)

ア 区市町村別整備状況

	設置数			構造						敷地形態					
	計	公設	民設	平面式	立体式		地下式		その 不明・ 他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
					自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総数	2,498	1,332	1,166	2,033	302	23	119	20	1	373	668	229	197	997	34
区部計	1,632	932	700	1,309	195	19	95	13	1	305	412	172	122	595	26
千代田区	30	27	3	29		1				23	2	2		1	2
中央区	37	24	13	26	2		8	1		14	15		3	5	
港区	29	16	13	21	1		4	3		10	12	1	3	3	
新宿区	54	54		53			1			33	11		9	1	
文京区	31	25	6	28		1	2			13	7		5	6	
台東区	32	30	2	25			7			9	21		1	1	
墨田区	52	34	18	45	1		6			14	10	5	7	16	
江東区	52	49	3	40	6		6				41	4	2	5	
品川区	51	26	25	43	4		4			9	9	9	16	8	
目黒区	48	27	21	39	2	1	5	1		1	20	6	6	15	
大田区	91	76	15	64	17		9		1	34	25	8	10	14	
世田谷区	137	53	84	79	45	7	3	3		9	31	24	16	57	
渋谷区	54	54		39	12	2		1		30	15	4	3		2
中野区	43	28	15	34	4		4	1		5	17		1	6	14
杉並区	74	46	28	53	15		6			7	22	15	2	28	
豊島区	62	44	18	48	6	1	7			16	18		8	20	
北区	52	41	11	39	8	3	2			18	9	14	2	3	6
荒川区	40	15	25	36	1		2	1		8	3	5	5	19	
板橋区	118	67	51	108	9		1			13	25	8	11	60	1
練馬区	137	68	69	116	16		5			7	35	24	6	65	
足立区	232	49	183	210	20		2			9	34	17	2	169	1
葛飾区	132	39	93	117	10		5			9	21	10	1	91	
江戸川区	44	40	4	17	16	3	6	2		14	9	16	3	2	
市部計	860	394	466	719	106	4	24	7		68	251	57	75	401	8
八王子市	93	17	76	72	18		2	1		10	28	5	17	33	
立川市	40	35	5	36	1	2	1			5	20		6	9	
武蔵野市	64	1	63	47	14	1	1	1		1	17	9	2	35	
三鷹市	30	25	5	24	2		3	1		1	9		2	18	
青梅市	12	11	1	9	3						9		3		
府中市	43	22	21	31	11		1			2	24	7	1	9	
昭島市	17	17		15	1		1			2	6		3	5	1
調布市	41	41		34	5		2			3	17	1	1	18	1
町田市	76	12	64	56	15		4	1			23	1	7	44	1
小金井市	18	12	6	14	3		1				3	4	1	10	
小平市	70	25	45	68	2					1	12		8	49	
日野市	73	44	29	67	5			1		17	25		3	26	2
東村山市	41	21	20	36	2	1		2			10		2	29	
国分寺市	18	17	1	14	2		2			4	3	2	3	4	2
国立市	17	17		16	1						5	1	2	9	
福生市	16	9	7	14	1		1				5		2	9	
狛江市	15	2	13	15						4		8		2	1
東大和市	22	19	3	22						12	3	3	3	1	
清瀬市	22	5	17	18	2		2			1	3		1	17	
東久留米市	18	6	12	17	1									18	
武蔵村山市															
多摩市	16	8	8	11	5					1	7	4	2	2	
稲城市	10		10	8	2						3	7			
羽村市	12	12		12						4	2			6	
あきる野市	13	13		13							7	1	4	1	
西東京市	63	3	60	50	10		3				10	4	2	47	
町村部計	6	6		5	1						5			1	
瑞穂町	2	2		1	1						2				
日の出町															
檜原村															
奥多摩町	4	4		4							3			1	

	面 積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	1,000,795	1,049,962	917,394	880,854	36,540	628,774	609,753	19,021
区 部 計	612,144	627,658	542,746	529,103	13,643	381,530	374,707	6,823
千 代 田 区	4,955	4,955	3,509	3,290	219	1,956	1,784	172
中 央 区	29,551	29,551	5,146	4,951	195	2,028	1,866	162
港 区	11,390	11,268	7,156	6,823	333	4,536	4,403	133
新 宿 区	10,181	10,181	9,709	8,977	732	5,670	5,444	226
文 京 区	5,501	5,501	3,889	3,889		2,243	2,243	
台 東 区	14,738	12,224	7,913	7,793	120	5,373	5,346	27
墨 田 区	20,953	21,921	16,918	16,817	101	11,305	11,277	28
江 東 区	27,622	9,908	23,037	22,558	479	14,478	14,290	188
品 川 区	25,079	26,079	13,754	12,307	1,447	9,208	8,373	835
目 黒 区	14,114	13,392	10,362	10,129	233	5,761	5,641	120
大 田 区	37,218	42,987	37,700	37,162	538	28,778	28,451	327
世 田 谷 区	60,308	62,234	51,520	49,780	1,740	40,391	39,615	776
渋谷 区	10,837	11,988	7,835	6,642	1,193	7,040	6,015	1,025
中 野 区	19,816	20,435	15,798	15,596	202	12,498	12,303	195
杉 並 区	34,229	38,845	35,511	35,210	301	28,790	28,708	82
豊 島 区	21,013	23,107	18,548	18,251	297	11,778	11,645	133
北 区	22,905	8,563	24,755	24,090	665	16,404	15,988	416
荒 川 区	11,235	6,168	10,723	10,654	69	8,072	8,016	56
板 橋 区	35,622	39,007	28,993	27,646	1,347	19,508	19,078	430
練 馬 区	44,259	54,177	52,955	51,731	1,224	38,900	38,442	458
足 立 区	62,809	69,697	61,147	59,999	1,148	38,344	37,888	456
葛 飾 区	45,573	50,614	40,071	39,531	540	30,224	29,993	231
江 戸 川 区	42,236	54,856	55,797	55,277	520	38,245	37,898	347
市 部 計	386,920	419,507	373,135	350,351	22,784	245,749	233,614	12,135
八 王 子 市	36,059	47,090	34,147	28,794	5,353	19,423	17,532	1,891
立 川 市	23,943	24,190	20,049	19,457	592	12,856	12,590	266
武 蔵 野 市	27,431	38,749	34,300	33,530	770	23,917	23,606	311
三 鷹 市	12,596	12,681	10,511	10,352	159	7,475	7,408	67
青 梅 市	6,873	9,724	8,156	7,346	810	4,317	3,921	396
府 中 市	22,126	27,024	23,045	22,190	855	14,484	14,136	348
昭 島 市	13,199	13,646	12,526	12,220	306	6,526	6,427	99
調 布 市	26,035	31,414	25,083	23,991	1,092	15,236	14,743	493
町 田 市	25,155	29,533	26,153	21,354	4,799	22,640	18,923	3,717
小 金 井 市	15,229	16,120	12,311	12,155	156	6,707	6,688	19
小 平 市	27,602	1,754	24,428	23,731	697	14,947	14,655	292
日 野 市	18,733	20,722	15,839	14,745	1,094	10,069	9,088	981
東 村 山 市	13,742	13,742	14,853	14,372	481	9,931	9,658	273
国 分 寺 市	11,510	15,817	14,381	13,954	427	9,279	9,141	138
国 立 市	9,741	10,804	9,931	9,791	140	6,481	6,410	71
福 生 市	8,562	8,843	5,970	5,566	404	2,772	2,623	149
狛 江 市	9,899	10,048	6,184	5,898	286	5,530	5,311	219
東 大 和 市	8,403	8,422	8,897	8,779	118	7,844	7,666	178
清 瀬 市	7,939	9,312	7,737	7,374	363	6,042	5,812	230
東 久 留 米 市	7,166	7,780	5,850	5,532	318	4,659	4,425	234
武 蔵 村 山 市								
多 摩 市	11,389	14,251	9,814	8,022	1,792	4,392	3,730	662
稲 城 市	7,026	7,823	4,707	4,149	558	3,803	3,410	393
羽 村 市	6,089	6,089	6,495	6,312	183	4,507	4,341	166
あ きの 野 市	6,117	6,117	6,753	6,419	334	5,226	5,054	172
西 京 都 市	24,356	27,812	25,015	24,318	697	16,686	16,316	370
町 村 部 計	1,731	2,797	1,513	1,400	113	1,495	1,432	63
瑞 穂 町	1,582	2,648	1,386	1,287	99	1,457	1,402	55
日 出 町								
檜 原 村								
奥 多 摩 町	149	149	127	113	14	38	30	8

イ 設置者別整備状況

(7) 区市町村

	設置数	構 造					敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式			高架下	高架下以外		
総 数	1,332	1,028	179	19	91	15	340	563	88	93	235	13
区 部 計	932	685	142	17	76	12	291	395	72	60	108	6
千代田区	27	27					23	1	1			2
中央区	24	14	2		7	1	5	15		3	1	
港区	16	8	1		4	3	6	9			1	
新宿区	54	53			1		33	11		9	1	
文京区	25	23			2		13	7		5		
台東区	30	24			6		9	21				
墨田区	34	31	1		2		14	10	3	4	3	
江東区	49	37	6		6			38	4	2	5	
品川区	26	20	3		3		8	9	3	5	1	
目黒区	27	21	1	1	3	1	1	20	2	2	2	
大田区	76	53	16		7		34	25	5	5	7	
世田谷区	53	16	28	7		2	9	30		4	10	
渋谷区	54	39	12	2		1	30	15	4	3		2
中野区	28	20	3		4	1	5	17			6	
杉並区	46	30	11		5		7	21	5		13	
豊島区	44	34	3	1	6		16	18		4	6	
北区	41	30	6	3	2		18	9	10	2		2
荒川区	15	11	1		2	1	8	3	2		2	
板橋区	67	59	8				13	25	7	4	18	
練馬区	68	51	12		5		7	35		3	23	
足立区	49	41	7		1		9	29	7	1	3	
葛飾区	39	29	6		4		9	20	5	1	4	
江戸川区	40	14	15	3	6	2	14	7	14	3	2	
市 部 計	394	338	36	2	15	3	49	163	16	33	126	7
八王子市	17	16	1					8	1	3	5	
立川市	35	31	1	2	1		5	20		2	8	
武蔵野市	1		1						1			
三鷹市	25	19	2		3	1	1	9			15	
青梅市	11	8	3					8		3		
府中市	22	18	4					11	1	1	9	
昭島市	17	15	1		1		2	6		3	5	1
調布市	41	34	5		2		3	17	1	1	18	1
町田市	12	4	5		3			10			2	
小金井市	12	9	2		1			2	2	1	7	
小平市	25	23	2				1	12		4	8	
日野市	44	43	1				15	18		1	8	2
東村山市	21	18	1			2		10		2	9	
国分寺市	17	14	1		2		4	3	2	3	3	2
国立市	17	16	1					5	1	2	9	
福生市	9	7	1		1			5		2	2	
狛江市	2	2					1					1
東大和市	19	19					12	3	2	1	1	
清瀬市	5	4			1		1				4	
東久留米市	6	5	1								6	
武蔵村山市												
多摩市	8	5	3					6	2			
稲城市												
羽村市	12	12					4	2			6	
あきる野市	13	13						7	1	4	1	
西東京市	3	3						1	2			
町村部計	6	5	1					5			1	
瑞穂町	2	1	1					2				
日の出町												
檜原村												
奥多摩町	4	4						3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	681,663	704,411	602,140	584,144	17,996	412,366	402,581	9,785
区 部 計	458,225	478,768	399,614	390,167	9,447	282,464	277,441	5,023
千代田区	3,382	3,382	2,572	2,402	170	1,788	1,636	152
中央区	28,575	28,575	4,524	4,363	161	1,734	1,573	161
港区	8,445	8,323	5,692	5,390	302	3,756	3,644	112
新宿区	10,181	10,181	9,709	8,977	732	5,670	5,444	226
文京区	4,574	4,574	2,981	2,981		1,811	1,811	
台東区	11,338	10,676	6,842	6,797	45	4,531	4,504	27
墨田区	12,584	13,552	10,709	10,709		8,661	8,661	
江東区	27,372	9,908	22,821	22,342	479	14,323	14,135	188
品川区	18,905	19,905	8,646	7,677	969	5,942	5,416	526
目黒区	9,503	8,781	7,433	7,240	193	4,206	4,114	92
大田区	32,247	38,016	33,357	32,920	437	25,648	25,375	273
世田谷区	24,990	26,729	23,187	22,526	661	18,813	18,484	329
渋谷区	10,837	11,988	7,835	6,642	1,193	7,040	6,015	1,025
中野区	16,722	17,341	13,404	13,258	146	10,273	10,117	156
杉並区	27,758	32,146	28,786	28,711	75	23,969	23,934	35
豊島区	17,831	19,256	14,727	14,519	208	9,126	9,019	107
北区	19,032	8,563	21,467	20,819	648	13,915	13,522	393
荒川区	8,177	6,168	8,077	8,052	25	5,579	5,567	12
板橋区	29,336	32,551	22,129	20,881	1,248	15,608	15,213	395
練馬区	33,991	44,269	33,586	32,933	653	23,946	23,697	249
足立区	29,618	33,629	28,795	28,452	343	16,985	16,887	98
葛飾区	34,564	39,372	29,858	29,574	284	23,117	22,972	145
江戸川区	38,263	50,883	52,477	52,002	475	36,023	35,701	322
市 部 計	221,707	222,846	201,013	192,577	8,436	128,407	123,708	4,699
八王子市	4,831	4,956	2,885	2,703	182	2,010	1,845	165
立川市	23,003	23,250	18,419	17,858	561	11,652	11,406	246
武蔵野市	1,253	954	864	864		593	593	
三鷹市	11,213	11,298	9,542	9,397	145	6,741	6,684	57
青梅市	6,428	9,279	7,844	7,088	756	4,146	3,791	355
府中市	11,532	12,915	11,996	11,800	196	6,938	6,848	90
昭島市	13,199	13,646	12,526	12,220	306	6,526	6,427	99
調布市	26,035	31,414	25,083	23,991	1,092	15,236	14,743	493
町田市	7,346	8,519	6,761	6,187	574	5,377	4,868	509
小金井市	9,280	9,462	6,578	6,472	106	3,684	3,665	19
小平市	19,371	1,754	17,446	16,860	586	10,462	10,211	251
日野市	12,852	13,210	9,419	8,926	493	6,116	5,488	628
東村山市	13,742	13,742	10,338	10,059	279	7,187	7,018	169
国分寺市	9,913	12,591	11,382	11,079	303	7,452	7,386	66
国立市	9,741	10,804	9,931	9,791	140	6,481	6,410	71
福生市	6,169	6,450	4,631	4,289	342	1,943	1,818	125
狛江市	1,675	1,675	702	640	62	595	538	57
東大和市	5,354	5,373	6,531	6,433	98	6,330	6,167	163
清瀬市	5,043	5,043	4,242	3,970	272	3,154	2,992	162
東久留米市	3,406	4,020	3,179	2,947	232	2,464	2,295	169
武蔵村山市								
多摩市	5,928	8,098	5,726	4,612	1,114	2,236	1,801	435
稲城市								
羽村市	6,089	6,089	6,495	6,312	183	4,507	4,341	166
あきる野市	6,117	6,117	6,753	6,419	334	5,226	5,054	172
西東京市	2,187	2,187	1,740	1,660	80	1,351	1,319	32
町村部計	1,731	2,797	1,513	1,400	113	1,495	1,432	63
瑞穂町	1,582	2,648	1,386	1,287	99	1,457	1,402	55
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	127	113	14	38	30	8

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		その不明 他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	186	157	27		2				85	67	33	1	
区 部 計	135	110	24		1				67	49	18	1	
千 代 田 区	1	1							1				
台 東 区	1	1								1			
墨 田 区	8	8							2	3	3		
品 川 区	11	10	1						4	7			
目 黒 区	9	8	1						4	3	2		
大 田 区	8	7	1						3	5			
世 田 谷 区	37	23	13		1				22	12	3		
中 野 区	1	1								1			
杉 並 区	5	2	3						3	2			
豊 島 区	6	4	2							4	2		
北 区	4	2	2						4				
荒 川 区	5	5							1	4			
板 橋 区	10	10							1	6	3		
練 馬 区	14	14							10	1	3		
足 立 区	11	11							8		2	1	
葛 飾 区	4	3	1						4				
市 部 計	51	47	3		1				18	18	15		
八 王 子 市	2	2									2		
立 川 市	4	4								4			
武 蔵 野 市	7	6	1						5	2			
町 田 市	8	7	1							6	2		
小 平 市	2	2								2			
狛 江 市	8	8							8				
東 大 和 市	3	3							1	2			
清 瀬 市	1	1								1			
東 久 留 米 市	5	5									5		
多 摩 市	1	1							1				
稲 城 市	1	1							1				
西 東 京 市	9	7	1		1				2	1	6		

(ウ) 公益法人等

	設置数	構 造					敷地形態						
		平 面 式	立 体 式		地 下 式		そ の 明 他	道 路	公 有 地	鉄道用地		民 有 地	不 明 ・ そ の 他
			自 走 式	機 械 式	自 走 式	機 械 式				高 架 下	高 架 下 以 外		
総 数	176	110	59		5	2		9	86	30	16	34	1
区 部 計	13	11	2					1	1	10	1		
千 代 田 区	1	1							1				
品 川 区	1	1						1					
練 馬 区	11	9	2							10	1		
市 部 計	163	99	57		5	2		8	85	20	15	34	1
八 王 子 市	41	21	17		2	1		2	20	4	9	6	
武 蔵 野 市	35	24	10		1			1	17	3		14	
府 中 市	21	13	7		1			2	13	6			
町 田 市	17	9	7			1			13	1	1	1	1
日 野 市	12	10	2					2	7		2	1	
清 瀬 市	2		2						2				
多 摩 市	6	4	2					1	1	1	2	1	
稲 城 市	8	6	2						3	5			
西 東 京 市	21	12	8		1				9		1	11	

	面 積 (㎡)		收容能力 (台)	自転車	原付	実收容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	81,268	80,782	66,840	63,950	2,890	49,969	48,295	1,674
区 部 計	59,071	56,240	47,181	45,558	1,623	34,454	33,685	769
千 代 田 区	246	246	91	70	21	38	18	20
台 東 区	486	486	462	462		462	462	
墨 田 区	3,178	3,178	1,138	1,112	26	765	754	11
品 川 区	4,705	4,705	3,290	3,046	244	2,068	1,915	153
目 黒 区	3,270	3,270	2,059	2,059		1,291	1,291	
大 田 区	3,341	3,341	3,223	3,151	72	2,189	2,156	33
大 世 田 谷 区	25,889	25,976	19,733	18,840	893	15,449	15,027	422
中 野 区	85	85	40		40	24		24
杉 並 区	1,864	2,092	1,614	1,501	113	1,065	1,047	18
豊 島 区	2,193	2,862	2,442	2,442		1,938	1,938	
北 区	2,993		2,122	2,122		1,565	1,565	
荒 川 区	792		783	773	10	783	773	10
板 橋 区	3,337	3,337	2,130	2,104	26	1,115	1,109	6
練 馬 区			2,628	2,534	94	2,172	2,146	26
足 立 区	4,302	4,272	3,652	3,582	70	2,028	1,996	32
葛 飾 区	2,390	2,390	1,774	1,760	14	1,502	1,488	14
市 部 計	22,197	24,542	19,659	18,392	1,267	15,515	14,610	905
八 王 子 市	297	297	245	215	30	133	116	17
立 川 市	940	940	1,230	1,199	31	839	819	20
武 蔵 野 市	1,732	4,216	4,092	4,024	68	3,058	3,017	41
町 田 市	2,047	2,319	2,364	1,764	600	2,260	1,686	574
小 平 市	560		580	580		310	310	
狛 江 市	7,445	7,594	4,901	4,682	219	4,516	4,355	161
東 大 和 市	3,049	3,049	2,366	2,346	20	1,514	1,499	15
清 瀬 市	231	231	187	187		157	157	
東 久 留 米 市	1,924	1,924	1,366	1,356	10	1,219	1,209	10
多 摩 市	842	842	303	70	233	78	47	31
稲 城 市	876	876	356	323	33	250	230	20
西 東 京 市	2,254	2,254	1,669	1,646	23	1,181	1,165	16

	面 積 (㎡)		收容能力 (台)	自転車	原付	実收容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	108,638	141,207	113,107	102,523	10,584	76,209	70,882	5,327
区 部 計	10,592	10,232	8,263	7,962	301	5,633	5,502	131
千 代 田 区	85	85	60	60		50	50	
品 川 区	239	239	82	44	38	78	40	38
練 馬 区	10,268	9,908	8,121	7,858	263	5,505	5,412	93
市 部 計	98,046	130,975	104,844	94,561	10,283	70,576	65,380	5,196
八 王 子 市	27,105	38,011	27,970	23,476	4,494	15,836	14,211	1,625
武 蔵 野 市	22,087	31,220	25,367	24,802	565	18,368	18,118	250
府 中 市	10,594	14,109	11,049	10,390	659	7,546	7,288	258
町 田 市	10,060	12,222	10,905	8,153	2,752	9,698	7,683	2,015
日 野 市	3,692	4,687	3,525	3,114	411	1,999	1,769	230
清 瀬 市	924	2,297	1,799	1,752	47	1,785	1,746	39
多 摩 市	4,342	5,034	3,481	3,036	445	1,976	1,780	196
稲 城 市	4,950	5,747	3,603	3,170	433	2,903	2,560	343
西 東 京 市	14,292	17,648	17,145	16,668	477	10,465	10,225	240

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その明 他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	793	730	35	3	21	3	1	24	15	26	21	688	19
区 部 計	541	495	25	1	18	1	1	13	12	23	12	462	19
千代田区	1			1								1	
中央区	13	12			1			9				4	
港区	13	13						4	3	1	3	2	
文京区	4	4										4	
台東区	1				1							1	
墨田区	10	6			4							10	
江東区	3	3							3				
品川区	13	12			1					2	4	7	
目黒区	12	10			2						1	11	
大田区	7	4			2		1					7	
世田谷区	46	39	4		2	1				2		44	
中野区	14	13	1										14
杉並区	22	20	1		1					7		15	
豊島区	12	10	1		1							12	
北区	7	7										3	4
荒川区	20	20								2	1	17	
板橋区	41	39	1		1						1	39	1
練馬区	44	42	2							4	1	39	
足立区	168	156	11		1				5	2	1	160	
葛飾区	88	84	3		1				1	1		86	
江戸川区	2	1	1							2			
市 部 計	252	235	10	2	3	2		11	3	3	9	226	
八王子市	33	33						8			5	20	
立川市	1	1										1	
武蔵野市	21	17	2	1		1						21	
三鷹市	5	5									2	3	
青梅市	1	1							1				
町田市	39	36	2		1							39	
小金井市	6	5	1						1	2		3	
小平市	43	43									2	41	
日野市	17	14	2			1						17	
東村山市	20	18	1	1								20	
国分寺市	1		1									1	
福生市	7	7										7	
狛江市	5	5						3				2	
清瀬市	14	13			1				1			13	
東久留米市	7	7										7	
多摩市	1	1										1	
稲城市	1	1								1			
西東京市	30	28	1		1							30	

(才) その他

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その明 他・	道路 敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	11	8	2	1					4			7	
区 部 計	11	8	2	1					4			7	
文京区	2	1		1								2	
世田谷区	1	1							1				
杉並区	1	1							1				
足立区	4	2	2									4	
葛飾区	1	1										1	
江戸川区	2	2							2				

	面 積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	123,502	117,838	130,283	125,434	4,849	86,800	84,669	2,131
区 部 計	78,532	76,694	82,664	80,613	2,051	55,549	54,753	796
千代田区	1,242	1,242	786	758	28	80	80	
中央区	976	976	622	588	34	294	293	1
港区	2,945	2,945	1,464	1,433	31	780	759	21
文京区	841	841	718	718		347	347	
台東区	2,914	1,062	609	534	75	380	380	
墨田区	5,191	5,191	5,071	4,996	75	1,879	1,862	17
江東区	250		216	216		155	155	
品川区	1,230	1,230	1,736	1,540	196	1,120	1,002	118
目黒区	1,341	1,341	870	830	40	264	236	28
大田区	1,630	1,630	1,120	1,091	29	941	920	21
世田谷区	9,263	9,363	8,571	8,414	157	6,129	6,104	25
中野区	3,009	3,009	2,354	2,338	16	2,201	2,186	15
杉並区	4,504	4,504	4,951	4,858	93	3,637	3,610	27
豊島区	989	989	1,379	1,290	89	714	688	26
北区	880		1,166	1,149	17	924	901	23
荒川区	2,266		1,863	1,829	34	1,710	1,676	34
板橋区	2,949	3,119	4,734	4,661	73	2,785	2,756	29
練馬区			8,620	8,406	214	7,277	7,187	90
足立区	24,992	27,899	25,514	24,921	593	16,956	16,717	239
葛飾区	8,499	8,732	8,300	8,058	242	5,466	5,394	72
江戸川区	2,621	2,621	2,000	1,985	15	1,510	1,500	10
市 部 計	44,970	41,144	47,619	44,821	2,798	31,251	29,916	1,335
八王子市	3,826	3,826	3,047	2,400	647	1,444	1,360	84
立川市			400	400		365	365	
武蔵野市	2,359	2,359	3,977	3,840	137	1,898	1,878	20
三鷹市	1,383	1,383	969	955	14	734	724	10
青梅市	445	445	312	258	54	171	130	41
町田市	5,702	6,473	6,123	5,250	873	5,305	4,686	619
小金井市	5,949	6,658	5,733	5,683	50	3,023	3,023	
小平市	7,671		6,402	6,291	111	4,175	4,134	41
日野市	2,189	2,825	2,895	2,705	190	1,954	1,831	123
東村山市			4,515	4,313	202	2,744	2,640	104
国分寺市	1,597	3,226	2,999	2,875	124	1,827	1,755	72
福生市	2,393	2,393	1,339	1,277	62	829	805	24
狛江市	779	779	581	576	5	419	418	1
清瀬市	1,741	1,741	1,509	1,465	44	946	917	29
東久留米市	1,836	1,836	1,305	1,229	76	976	921	55
多摩市	277	277	304	304		102	102	
稲城市	1,200	1,200	748	656	92	650	620	30
西東京市	5,623	5,723	4,461	4,344	117	3,689	3,607	82

	面 積 (㎡)		収容能力 台数 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	5,724	5,724	5,024	4,803	221	3,430	3,326	104
区 部 計	5,724	5,724	5,024	4,803	221	3,430	3,326	104
文京区	86	86	190	190		85	85	
世田谷区	166	166	29		29			
杉並区	103	103	160	140	20	119	117	2
足立区	3,897	3,897	3,186	3,044	142	2,375	2,288	87
葛飾区	120	120	139	139		139	139	
江戸川区	1,352	1,352	1,320	1,290	30	712	697	15

(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
ア 区市町村別の現況(駅からの距離、料金形態等)

	設 置 数			駅 からの 距 離			管 理 人		
	計	公設	民設	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	2,498	1,332	1,166	1,332	973	193	694	749	1,055
区 部 計	1,632	932	700	965	591	76	438	446	748
千 代 田 区	30	27	3	28		2	1		29
中 央 区	37	24	13	32	5		8	15	14
港 区	29	16	13	22	6	1	8		21
新 宿 区	54	54		47	5	2	5	49	
文 京 区	31	25	6	21	10		2	6	23
台 東 区	32	30	2	23	6	3	12	20	
墨 田 区	52	34	18	41	8	3	6		46
江 東 区	52	49	3	42	10		19	27	6
品 川 区	51	26	25	47	4		18	17	16
目 黒 区	48	27	21	32	15	1	11	18	19
大 田 区	91	76	15	56	30	5	34	10	47
世 田 谷 区	137	53	84	79	51	7	36	29	72
澁 谷 区	54	54		28	15	11		54	
中 野 区	43	28	15	23	17	3	21	9	13
杉 並 区	74	46	28	28	44	2	36	10	28
豊 島 区	62	44	18	29	22	11	17	27	18
北 区	52	41	11	22	26	4	18	16	18
荒 川 区	40	15	25	35	5		7		33
板 橋 区	118	67	51	65	50	3	42	16	60
練 馬 区	137	68	69	63	69	5	12	72	53
足 立 区	232	49	183	119	105	8	52	29	151
葛 飾 区	132	39	93	61	66	5	38	17	77
江 戸 川 区	44	40	4	22	22		35	5	4
市 部 計	860	394	466	361	382	117	256	301	303
八 王 子 市	93	17	76	54	34	5	26	16	51
立 川 市	40	35	5	25	11	4	9	21	10
武 蔵 野 市	64	1	63	4	38	22	21	26	17
三 鷹 市	30	25	5	4	16	10	12	16	2
青 梅 市	12	11	1	9	1	2	4	5	3
府 中 市	43	22	21	17	17	9	16	27	
昭 島 市	17	17		7	9	1	12	5	
調 布 市	41	41		14	21	6	10	13	18
町 田 市	76	12	64	47	27	2	30	43	3
小 金 井 市	18	12	6	1	12	5	14		4
小 平 市	70	25	45	29	34	7	15	17	38
日 野 市	73	44	29	25	26	22	14	13	46
東 村 山 市	41	21	20	16	22	3	10	17	14
国 分 寺 市	18	17	1	4	13	1	11	6	1
国 立 市	17	17		7	8	2	4	9	4
福 生 市	16	9	7	10	6		3	6	7
狛 江 市	15	2	13	8	4	3	4	5	6
東 大 和 市	22	19	3	16	6		1	2	19
清 瀬 市	22	5	17	19	2	1	11		11
東 久 留 米 市	18	6	12	5	13		1	16	1
多 摩 市	16	8	8	4	9	3	8	7	1
稲 城 市	10		10	2	8		5	5	
羽 村 市	12	12			10	2		12	
あ きる 野 市	13	13		11	2				13
西 東 京 市	63	3	60	23	33	7	15	14	34
町 村 部 計	6	6		6				2	4
瑞 穂 町	2	2		2				2	
奥 多 摩 町	4	4		4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数	102	151	463	544	156	34	190	1,528	138	32	4	4
区 部 計	9	147	304	346	97	20	38	1,080	77	3	2	3
千代田区		16			1			14				
中央区			19			5		28				
港区	5		12				5	15	7			
新宿区		22	11	2				35	1			
文京区				21				11				
台東区		11	5	9				19				
墨田区		28	3					24				
江東区		1	37	3				34	4			
品川区			3	25	2	3		19	26			
目黒区		9		15				32				
大田区		16	28	13			14	50	6			
世田谷区			27	27	2	3	2	115	5		1	
渋谷区			4	3	1			48				
中野区		6	17	4		1		30	5			
杉並区	2		1	47			2	68	2			
豊島区		5	4	26	3		1	47				
北区		17	14	2				23	3			
荒川区		11		7	7		2	18	1			
板橋区	2	4	10	40	5	4	6	96		1		
練馬区			33	24				113				
足立区			7	64	27	1	2	153	11	2	1	3
葛飾区		1	29	14	49	3	4	44	6			
江戸川区			40					44				
市 部 計	93	4	159	196	59	14	148	446	61	29	2	1
八王子市			2	21	12	5	17	35	13	15	2	1
立川市			15	5			14	21				
武蔵野市			13	12				46	3	2		
三鷹市			4	12		1	2	16				
青梅市	7				5		7			5		
府中市			5	15			17	23				
昭島市			10	5				10	1			
調布市	13		11	11		2	14	11	8			
町田市			11	7	15	2	2	46	18	2		
小金井市			11	4			2	10				
小平市		2	17	13	5		4	41	3	1		
日野市	18	1	21	16	7	2	18	26	5	4		
東村山市	4	1	4	19	2			19	1			
国分寺市			2	7	4		2	8	4			
国立市			10				1	11				
福生市				10				13				
狛江市	2			6			2	10				
東大和市	19		1				19	3				
清瀬市			4	4	4			18	3			
東久留米市			2	2				14				
多摩市	2		8	4	2		2	9				
稲城市			7	1		2		9	1			
羽村市	12						12					
あきる野市	13						13					
西東京市	3		1	22	3			47	1			
町 村 部 計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
奥多摩町							4					

イ 設置者別の現況(駅からの距離、料金形態等)
(7) 区市町村

	設置数	駅からの距離			管 理 人		
	計	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	1,332	722	479	131	462	542	328
区 部 計	932	562	314	56	347	396	189
千 代 田 区	27	26		1			27
中 央 区	24	23	1		8	15	1
港 区	16	13	3		8		8
新 宿 区	54	47	5	2	5	49	
文 京 区	25	16	9		2	4	19
台 東 区	30	21	6	3	11	19	
墨 田 区	34	28	5	1	3		31
江 東 区	49	40	9		19	27	3
品 川 区	26	26			13	13	
目 黒 区	27	14	12	1	11	15	1
大 田 区	76	45	28	3	31	9	36
世 田 谷 区	53	28	21	4	23	28	2
澁 谷 区	54	28	15	11		54	
中 野 区	28	17	9	2	19	9	
杉 並 区	46	16	29	1	34	10	2
豊 島 区	44	22	14	8	14	25	5
北 区	41	17	20	4	15	14	12
荒 川 区	15	14	1		4		11
板 橋 区	67	31	34	2	35	11	21
練 馬 区	68	28	35	5	5	63	
足 立 区	49	27	19	3	30	15	4
葛 飾 区	39	15	19	5	24	11	4
江 戸 川 区	40	20	20		33	5	2
市 部 計	394	154	165	75	115	144	135
八 王 子 市	17	16	1				17
立 川 市	35	20	11	4	8	21	6
武 蔵 野 市	1		1		1		
三 鷹 市	25	3	13	9	10	15	
青 梅 市	11	8	1	2	4	4	3
府 中 市	22	8	6	8	5	17	
昭 島 市	17	7	9	1	12	5	
調 布 市	41	14	21	6	10	13	18
町 田 市	12	9	2	1	10		2
小 金 井 市	12	1	7	4	9		3
小 平 市	25	3	15	7	10	12	3
日 野 市	44	15	10	19	2	2	40
東 村 山 市	21	7	11	3	8	9	4
国 分 寺 市	17	4	12	1	10	6	1
国 立 市	17	7	8	2	4	9	4
福 生 市	9	6	3		3	6	
狛 江 市	2			2			2
東 大 和 市	19	13	6				19
清 瀬 市	5	2	2	1	5		
東 久 留 米 市	6		6		1	5	
多 摩 市	8		7	1	3	5	
羽 村 市	12		10	2		12	
あ き る 野 市	13	11	2				13
西 東 京 市	3		1	2		3	
町 村 部 計	6	6				2	4
瑞 穂 町	2	2				2	
奥 多 摩 町	4	4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数	102	151	390	342	16	9	185	719	54	4		
区 部 計	9	147	285	256	4	7	33	574	37			
千代田区		16						11				
中央区			19			5		15				
港区	5		10				5	3	7			
新宿区		22	11	2				35	1			
文京区				20				6				
台東区		11	4	9				17				
墨田区		28	3					6				
江東区		1	37	3				31	4			
品川区			3	17	2				21			
目黒区		9		15				11				
大田区		16	27	11			14	39	2			
世田谷区			25	11			2	41				
渋谷区			4	3	1			48				
中野区		6	17	2		1		18	2			
杉並区	2			43			2	42				
豊島区		5	2	25	1		1	29				
北区		17	14					15				
荒川区		11		4			2	4				
板橋区	2	4	8	40		1	2	54				
練馬区			30	15				52				
足立区			2	34			1	36				
葛飾区		1	29	2			4	21				
江戸川区			40					40				
市 部 計	93	4	105	84	12	2	148	143	17	4		
八王子市							17					
立川市			12	5			14	18				
武蔵野市			1					1				
三鷹市			4	10			2	13				
青梅市	7				4		7			4		
府中市				5			17	5				
昭島市			10	5				10	1			
調布市	13		11	11		2	14	11	8			
町田市			4	4	2		2	5	4			
小金井市			8	1			2	8				
小平市		2	17	1			4	15				
日野市	18	1	16	7	1		18	14				
東村山市	4	1		15	1			7	1			
国分寺市			2	7	3		2	8	3			
国立市			10				1	11				
福生市				9				7				
狛江市	2						2					
東大和市	19						19					
清瀬市			4	1				5				
東久留米市			2	2				2				
多摩市	2		4	1	1		2	3				
羽村市	12						12					
あきる野市	13						13					
西東京市	3											
町村部計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
奥多摩町							4					

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	駅からの距離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	186	129	54	3	38	39	109
区 部 計	135	98	35	2	26	15	94
千代田区	1	1					1
台東区	1	1				1	
墨田区	8	7	1				8
品川区	11	11			5	3	3
目黒区	9	8	1			3	6
大田区	8	7	1		3	1	4
世田谷区	37	20	16	1	8		29
中野区	1			1			1
杉並区	5	3	2				5
豊島区	6	4	2		2	2	2
北区	4	2	2		2	1	1
荒川区	5	5					5
板橋区	10	9	1		2		8
練馬区	14	7	7			1	13
足立区	11	10	1		4		7
葛飾区	4	3	1			3	1
市 部 計	51	31	19	1	12	24	15
八王子市	2	2					2
立川市	4	4					4
武蔵野市	7	2	4	1	2	2	3
町田市	8	5	3		3	5	
小平市	2	1	1		1		1
狛江市	8	5	3		4	4	
東大和市	3	3			1	2	
清瀬市	1	1					1
東久留米市	5	3	2			5	
多摩市	1	1			1		
稲城市	1		1			1	
西東京市	9	4	5			5	4

(ウ) 公益法人等

	設置数	駅からの距離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	176	59	96	21	99	72	5
区 部 計	13	4	8	1	5	6	2
千代田区	1			1			1
品川区	1		1				1
練馬区	11	4	7		5	6	
市 部 計	163	55	88	20	94	66	3
八王子市	41	21	20		24	16	1
武蔵野市	35	1	21	13	15	20	
府中市	21	9	11	1	11	10	
町田市	17	11	6		13	4	
日野市	12	4	6	2	6	6	
清瀬市	2	2			2		
多摩市	6	3	2	1	4	1	1
稲城市	8	1	7		5	3	
西東京市	21	3	15	3	14	6	1

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数			10	40	6	1		152	19	2		1
区 部 計			5	33	3			112	17			1
千代田区								1				
台東区								1				
墨田区								8				
品川区				7				7	4			
目黒区								9				
大田区			1	2				5	3			
世田谷区			1	15	1			31	4			
中野区									1			
杉並区				1				5				
豊島区			2	1	1			6				
北区				2				1	3			
荒川区								5				
板橋区			1		1			9				
練馬区				1				14				
足立区				4				8				1
葛飾区								2	2			
市 部 計			5	7	3	1		40	2	2		
八王子市								1		1		
立川市			2					2				
武蔵野市			1					6				
町田市			1	1	2			4	2	1		
小平市					1			1				
狛江市				5				6				
東大和市			1					3				
清瀬市								1				
東久留米市								5				
多摩市				1				1				
稲城市						1		1				
西東京市								9				

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数			40	80	23	6		105	22	15	1	
区 部 計			3	7				13				
千代田区								1				
品川区								1				
練馬区			3	7				11				
市 部 計			37	73	23	6		92	22	15	1	
八王子市			2	19	11	5		10	10	12	1	
武蔵野市			11	12				24				
府中市			5	10				18				
町田市			5	2	8	1		7	7	1		
日野市			3	7	2			5	3	2		
清瀬市				2				2				
多摩市			3	2	1			5				
稲城市			7	1				7	1			
西東京市			1	18	1			14	1			

(I) 民間事業者(個人営業含む)

	設 置 数	駅 からの 距 離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	793	415	341	37	91	94	608
区 部 計	541	294	231	16	56	27	458
千 代 田 区	1	1			1		
中 央 区	13	9	4				13
港 区	13	9	3	1			13
文 京 区	4	3	1				4
台 東 区	1	1			1		
墨 田 区	10	6	2	2	3		7
江 東 区	3	2	1				3
品 川 区	13	10	3			1	12
目 黒 区	12	10	2				12
大 田 区	7	4	1	2			7
世 田 谷 区	46	30	14	2	5	1	40
中 野 区	14	6	8		2		12
杉 並 区	22	9	12	1	1		21
豊 島 区	12	3	6	3	1		11
北 区	7	3	4		1	1	5
荒 川 区	20	16	4		3		17
板 橋 区	41	25	15	1	5	5	31
練 馬 区	44	24	20		2	2	40
足 立 区	168	79	85	4	17	14	137
葛 飾 区	88	43	45		14	3	71
江 戸 川 区	2	1	1				2
市 部 計	252	121	110	21	35	67	150
八 王 子 市	33	15	13	5	2		31
立 川 市	1	1			1		
武 蔵 野 市	21	1	12	8	3	4	14
三 鷹 市	5	1	3	1	2	1	2
青 梅 市	1	1				1	
町 田 市	39	22	16	1	4	34	1
小 金 井 市	6		5	1	5		1
小 平 市	43	25	18		4	5	34
日 野 市	17	6	10	1	6	5	6
東 村 山 市	20	9	11		2	8	10
国 分 寺 市	1		1		1		
福 生 市	7	4	3				7
狛 江 市	5	3	1	1		1	4
清 瀬 市	14	14			4		10
東 久 留 米 市	7	2	5			6	1
多 摩 市	1			1		1	
稲 城 市	1	1				1	
西 東 京 市	30	16	12	2	1		29

(オ) その他

	設 置 数	駅 からの 距 離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	11	7	3	1	4	2	5
区 部 計	11	7	3	1	4	2	5
文 京 区	2	2				2	
世 田 谷 区	1	1					1
杉 並 区	1		1		1		
足 立 区	4	3		1	1		3
葛 飾 区	1		1				1
江 戸 川 区	2	1	1		2		

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円/ 時間	～200円/ 時間	～300円/ 時間	～500円/ 時間	500円～/ 時間
総 数			23	81	109	17	5	542	43	11	3	3
区 部 計			11	49	88	12	5	371	23	3	2	2
千代田区					1			1				
中央区								13				
港区			2					12				
文京区				1				3				
台東区			1					1				
墨田区								10				
江東区								3				
品川区				1		3		11	1			
目黒区								12				
大田区								6	1			
世田谷区			1	1	1	2		42	1		1	
中野区				2				12	2			
杉並区			1	2				20	2			
豊島区					1			12				
北区								7				
荒川区				3	7			9	1			
板橋区			1		4	3	4	33		1		
練馬区				1				36				
足立区			5	26	26	1	1	105	11	2	1	2
葛飾区				12	48	3		21	4			
江戸川区								2				
市 部 計			12	32	21	5		171	20	8	1	1
八王子市				2	1			24	3	2	1	1
立川市			1					1				
武蔵野市								15	3	2		
三鷹市				2		1		3				
青梅市					1					1		
町田市			1		3	1		30	5			
小金井市			3	3				2				
小平市				12	4			25	3	1		
日野市			2	2	4	2		7	2	2		
東村山市			4	4	1			12				
国分寺市					1				1			
福生市				1				6				
狛江市				1				4				
清瀬市				1	4			10	3			
東久留米市								7				
多摩市			1									
稲城市						1		1				
西東京市				4	2			24				

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円/ 時間	～200円/ 時間	～300円/ 時間	～500円/ 時間	500円～/ 時間
総 数				1	2	1		10				
区 部 計				1	2	1		10				
文京区								2				
世田谷区						1		1				
杉並区				1				1				
足立区					1			4				
葛飾区					1							
江戸川区								2				

(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

平成28年8月末現在

区市町村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼働 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルール の説明
千代田区	千代田区コミュニティサイクル 事業実証実験	九段下、秋葉原、大手町、東京、飯田橋 など区内全域	1	5	平成26年10月	600	●個人向けプラン ・一回会員 基本料 0円（最初の30分：150円/回） ※以降100円/30分 ・一日パス 基本料 1,500円/1日分 ・月額会員 2,000円/月（最初の30分：0円※以降30分100円） ●法人向けプラン ・法人月額 2,000円/月（最初の30分：0円※以降30分100円） ・法人定額 4,000円/月（定額）	自動 加入	説明 あり
中央区	中央区コミュニティサイクル 事業実証実験	新富町、小伝馬町、八丁堀など区内全域	1	5	平成27年10月	200	150円/回、1,500円/日、2,000円/月	自動 加入	説明 あり
港区	自転車シェアリング	新橋駅、六本木駅、品川駅など	5	5	平成26年8月	710	100円/30分	自動 加入	説明 なし
文京区	文京区レンタサイクル	春日駅	1	6	平成16年7月	60	500円/回	自動 加入	説明 なし
台東区	ヒューリック浅草橋ビル駐輪場 レンタサイクル	浅草橋駅	4	4	平成25年2月	60	300円/日	用意 なし	説明 あり
	台東区レンタサイクル	浅草駅	1	1	平成9年11月	50	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明 あり
	台東区レンタサイクル	つくばエクスプレス 浅草駅	1	1	平成18年5月	55	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明 あり
	台東区レンタサイクル	新御徒町駅	1	1	平成12年12月	70	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明 あり
	台東区レンタサイクル	仲御徒町駅	1	1	平成17年3月	69	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明 あり
墨田区	レンタサイクル「eチャリ」錦糸町店	錦糸町駅	5	5	平成23年4月	3	1日（初日）3,000円 1日（2日目以降）1,300円 1週間9,300円	自動 加入	説明 あり
	エクストレモ	錦糸町駅	5	5	平成16年	25	3時間1,010円、6時間1,550円 12時間2,060円、追加1時間310円 当日キャンセル料1,010円	自動 加入	説明 あり
	シェアサイクルコギコギ	とうきょうスカイツリー駅・押上駅・両国駅・錦糸町駅	4	5	平成24年7月	100	登録料756円、540円/月 最初の30分無料、以降、1時間108円	自動 加入	説明 あり
	エスシティ	両国駅・錦糸町駅	5	5	平成22年2月	10	1時間110円から1日最大530円 ※一部、5時間500円の貸出場所がある。	任意 加入	説明 あり
江東区	江東区臨海部コミュニティサイクル	豊洲駅・東雲駅・国際展示場駅・東京テレポート駅など 計35か所	1	5	平成24年11月	400	- 個人向けプラン ・一回会員 基本料0円（最初の30分：150円/回） ※以降100円/30分 ・一日パス 基本料1,500円/1日分 ・月額会員 2,000円/月（最初の30分：0円※以降30分100円） ・法人向けプラン 2,000円/月（制限時間有） 4,000円/月（定額）	自動 加入	説明 あり
世田谷区	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 桜上水南レンタサイクルポート	桜上水駅	1	3	平成6年3月	397	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 あり
	三軒茶屋北レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成8年5月	107	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 三軒茶屋中央レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成10年4月	160	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 あり
	成城北第二レンタサイクルポート	成城学園前駅	1	3	平成14年1月	200	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり

- 1：地方公共団体 2：区市町村出資の公社・第三セクター 3：その他の公益法人
4：鉄道事業者及び関連会社 5：その他の民間事業者 6：その他

区市町村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼働 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルール の説明
世田谷区	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 経堂駅前レンタサイクルポート	経堂駅	1	3	平成19年3月	339	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 桜新町レンタサイクルポート	桜新町駅	1	3	平成21年3月	337	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 等々力レンタサイクルポート	等々力駅	1	3	平成23年4月	29	200円/回	自動 加入	説明 あり
	サイクルシェア	二子玉川駅	4	4	平成24年3月	50	310円/回 3,090円/月	自動 加入	説明 あり
渋谷区	サイカパーク恵比寿	恵比寿駅	5	5	平成17年8月	10	4,000円/月	自動 加入	説明 あり
	サイカパーク初台	初台駅	5	5	平成22年4月	10	4,000円/月	自動 加入	説明 あり
練馬区	練馬タウンサイクル	練馬駅	1	2	平成4年4月	400	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	東武練馬タウンサイクル	東武練馬駅	1	2	平成4年4月	200	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	石神井公園タウンサイクル	石神井公園駅	1	2	平成6年7月	400	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	大泉学園駅北口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成4年8月	600	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	上石神井タウンサイクル	上石神井駅	1	2	平成5年8月	400	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	練馬春日町タウンサイクル	練馬春日町駅	1	2	平成8年8月	200	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成14年11月	500	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
足立区	レンタサイクル	北千住駅	1	1	平成25年4月	10	2500円/月	自動 加入	説明 あり
	電動自転車レンタサイクル事業	北千住駅	2	2	平成26年7月	20	24,000円/年	自動 加入	説明 あり
	あだちやり（足立区コミュニ ティサイクル）	竹の塚駅	1	1	平成26年12月	10	200円/日	自動 加入	説明 あり
	あだちやり（足立区コミュニ ティサイクル）	大師前駅	1	1	平成26年12月	10	200円/日	自動 加入	説明 あり
	あだちやり（足立区コミュニ ティサイクル）	舎人公園駅下	1	1	平成26年12月	10	200円/日	自動 加入	説明 あり
江戸川区	江戸川区レンタサイクル	葛西駅	1	1	平成21年9月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	西葛西駅	1	1	平成21年9月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	葛西臨海公園駅	1	1	平成21年8月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	船堀駅	1	1	平成23年7月	80	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	一之江駅	1	1	平成23年7月	40	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	瑞江駅	1	1	平成25年4月	60	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	篠崎駅	1	1	平成25年4月	55	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	小岩駅	1	1	平成25年4月	80	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	平井駅	1	1	平成25年4月	40	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	東大島駅	1	1	平成25年4月	20	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	京成小岩駅	1	1	平成25年4月	25	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
立 川 市	立川市レンタサイクル	高松駅	1	1	平成22年9月	20	0円	用意 なし	説明 あり
武蔵野市	吉祥寺大通り東レンタサイクル	吉祥寺駅	3	3	平成12年4月	43	200円/日 2,500円/月	自動 加入	説明 あり
三鷹市	すずかけ駐輪場	三鷹駅	5	5	平成20年10月	52	300円/日 3,000円/月	任意 加入	説明 なし
	三鷹市サイクルシェア事業社会 実験	三鷹駅	1	1	平成28年4月	120	1,000円/月	自動 加入	説明 あり

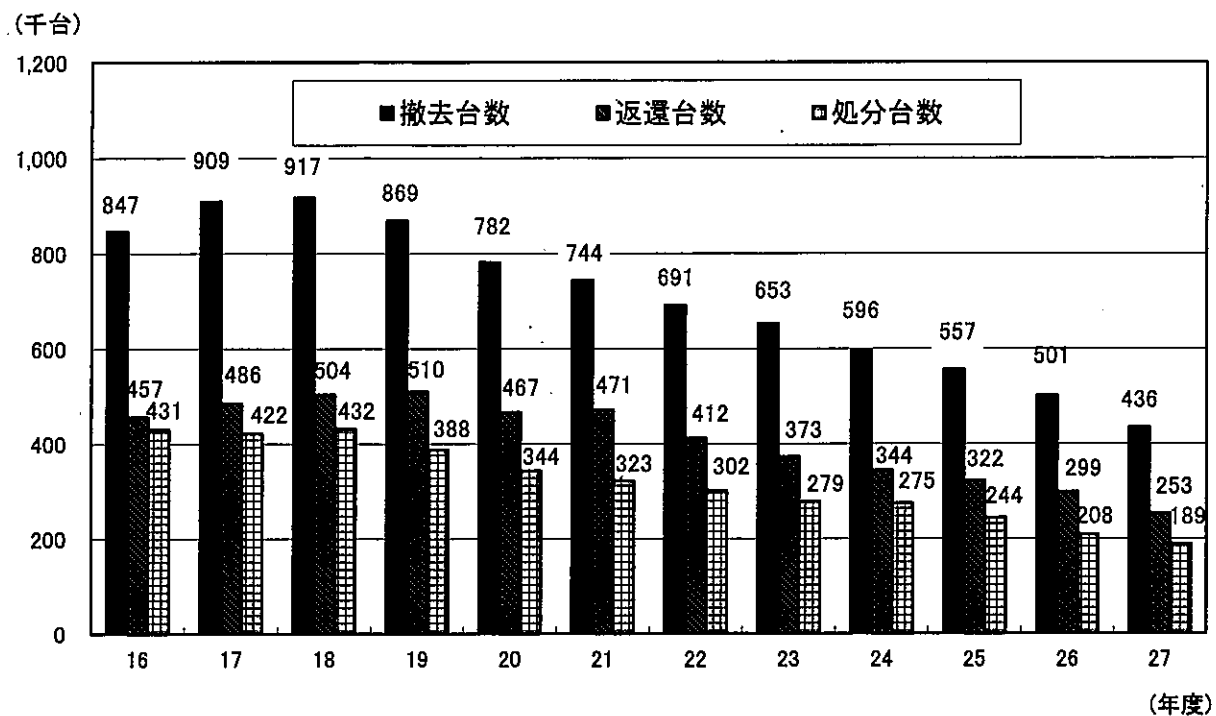
区市町村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼働 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルール の説明
調 布 市	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	調布駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動 加入	説明 なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	飛田給駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動 加入	説明 なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	仙川駅	3	3	平成16年6月	3	300円/日	自動 加入	説明 なし
小金井市	suicle	東小金井駅	4	4	平成25年11月	不明	一時利用 最初の30分100円 以降1時間毎100円 定期利用 月額2,500円	自動 加入	説明 あり
		武蔵小金井駅	4	4	平成28年2月	不明	一時利用 最初の30分100円 以降1時間毎100円 定期利用 月額2,500円	自動 加入	説明 あり
東村山市	レンタサイクル	東村山駅	6	6	平成27年6月	4	200円/1日	用意 なし	説明 なし
	レンタサイクル	久米川駅	6	6	平成27年6月	4	200円/1日	用意 なし	説明 なし
国 立 市	Suicle	国立駅	4	4	平成28年2月	100	定期利用月2,500円、一時利用最初の1時 間100円以降1時間毎100円	自動 加入	説明 あり
福生市	たっけー☆☆サイクル（サイク ルシェアリング事業・電動アシ スト自転車利用）	拝島駅	1	1	平成24年2月	35	50円/15分、6時間まで500円 9時間まで1,000円 12時間まで2,000円 24時間まで3,500円 （最初の30分は無料、その後15分毎に50 円）	自動 加入	説明 なし
		牛浜駅	1	1	平成24年2月			自動 加入	説明 なし
		福生駅	1	1	平成24年2月			自動 加入	説明 あり
多 摩 市	レンタサイクル	永山駅	3	3	平成9年10月	20	200円/日	用意 なし	説明 なし
西 京 市	西武柳沢駅南口レンタサイクル	西武柳沢駅	3	3	平成22年3月	10	利用時間 6:30~20:00 200円/日・回	自動 加入	説明 なし
瑞 穂 町	レンタサイクル事業	箱根ヶ崎駅	5	5	平成24年4月	11	軽快車 200円/日 電動アシスト付き、400円/日	自動 加入	説明 なし
奥 多 摩 町	トレックリング	奥多摩駅	5	5	平成23年4月	20	2,500円/回	自動 加入	説明 あり

(注) レンタサイクル：貸し出すことを目的として設置する自転車。（シェアリング目的、コミュニティサイクルを含む。）
対象は、駅周辺におけるレンタサイクルとし、マンションの住民用など特定の者に利用が限定するものは除く。

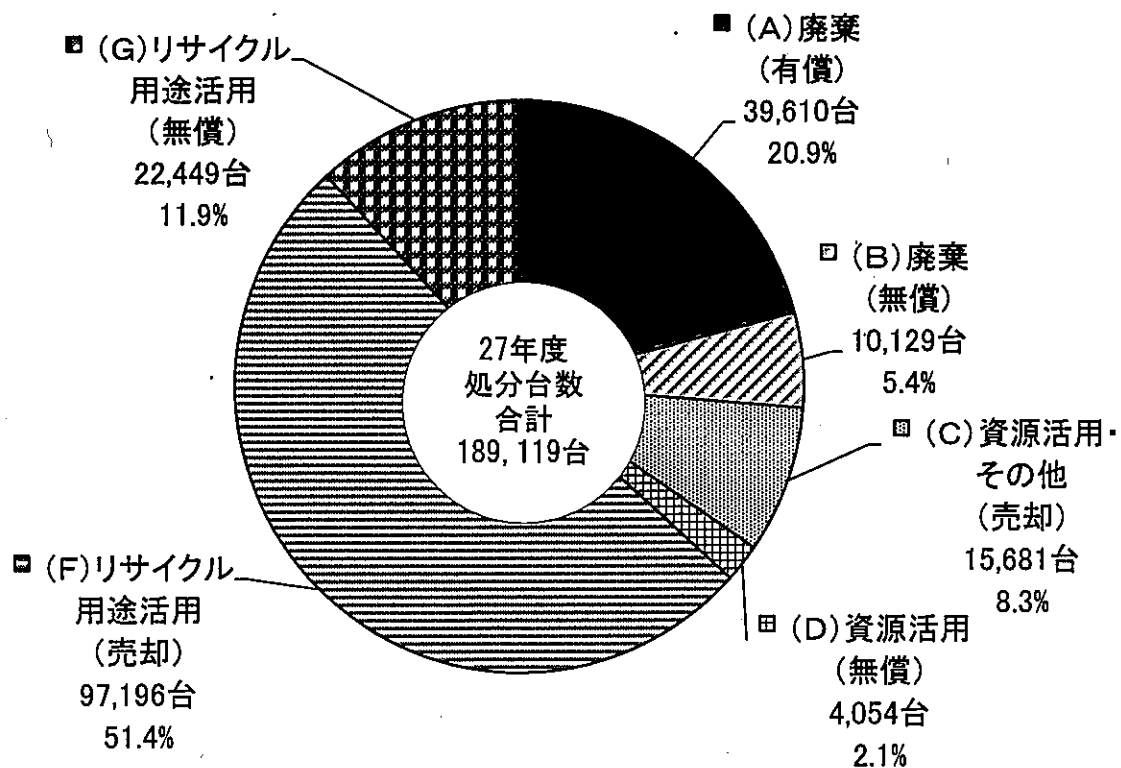
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少している。



(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成27年度)



(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成27年度)

	撤去台数			返還台数			処分台数			(参考) 返還率
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	
総数	435,561	432,040	3,521	253,326	250,616	2,710	189,119	188,106	1,013	58.2%
区部計	362,727	360,475	2,252	210,555	208,862	1,693	156,912	156,206	706	58.0%
千代田区	4,542	4,494	48	2,433	2,395	38	2,103	2,103		53.6%
中央区	5,205	5,205		1,587	1,587		4,872	4,872		30.5%
港区	7,871	7,824	47	3,861	3,848	13	4,010	3,976	34	49.1%
新宿区	19,530	19,367	163	8,826	8,733	93	12,182	11,930	252	45.2%
文京区	7,172	7,172		4,854	4,854		2,262	2,262		67.7%
台東区	15,760	15,760		6,155	6,155		9,989	9,989		39.1%
墨田区	10,218	10,218		4,734	4,734		4,087	4,087		46.3%
江東区	20,208	20,013	195	11,007	10,859	148	7,879	7,836	43	54.5%
品川区	12,952	12,827	125	8,148	8,083	65	4,705	4,642	63	62.9%
目黒区	13,537	13,339	198	9,690	9,530	160	3,782	3,750	32	71.6%
大田区	30,942	30,647	295	20,425	20,163	262	11,158	11,124	34	66.0%
世田谷区	34,444	34,056	388	23,001	22,710	291	10,050	10,050		66.8%
渋谷区	16,731	16,548	183	12,431	12,291	140	3,854	3,792	62	74.3%
中野区	13,069	13,069		6,810	6,810		6,177	6,177		52.1%
杉並区	21,487	21,445	42	11,216	11,215	1	10,212	10,174	38	52.2%
豊島区	27,432	27,403	29	17,521	17,511	10	9,912	9,892	20	63.9%
北区	15,275	15,275		7,938	7,938		7,909	7,909		52.0%
荒川区	6,302	6,246	56	2,261	2,226	35	4,146	4,146		35.9%
板橋区	14,788	14,541	247	8,017	7,766	251	9,894	9,812	82	54.2%
練馬区	14,933	14,710	223	8,157	7,972	185	5,436	5,391	45	54.6%
足立区	8,416	8,403	13	4,166	4,165	1	3,983	3,982	1	49.5%
葛飾区	15,663	15,663		9,913	9,913		8,284	8,284		63.3%
江戸川区	26,250	26,250		17,404	17,404		10,026	10,026		66.3%
市部計	72,612	71,349	1,263	42,714	41,700	1,014	32,124	31,820	304	58.8%
八王子市	4,928	4,667	261	2,449	2,253	196	2,866	2,806	60	49.7%
立川市	4,135	4,041	94	2,302	2,220	82	1,830	1,821	9	55.7%
武蔵野市	4,899	4,885	14	2,971	2,961	10	2,234	2,230	4	60.6%
三鷹市	2,207	2,181	26	1,232	1,209	23	885	881	4	55.8%
青梅市	315	313	2	91	90	1	546	538	8	28.9%
府中市	6,002	6,002		3,511	3,511		2,585	2,585		58.5%
昭島市	1,341	1,332	9	631	624	7	747	747		47.1%
調布市	10,202	10,104	98	7,559	7,484	75	2,467	2,445	22	74.1%
町田市	4,216	4,009	207	1,952	1,787	165	2,306	2,274	32	46.3%
小金井市	5,291	5,249	42	3,534	3,496	38	1,653	1,647	6	66.8%
小平市	3,755	3,721	34	1,969	1,942	27	1,839	1,834	5	52.4%
日野市	3,535	3,409	126	2,398	2,281	117	2,007	1,988	19	67.8%
東村山市	1,215	1,206	9	415	414	1	799	791	8	34.2%
国分寺市	4,619	4,560	59	2,784	2,739	45	2,083	2,022	61	60.3%
国立市	3,306	3,306		2,210	2,210		1,096	1,096		66.8%
福生市	732	723	9	477	467	10	370	370		65.2%
狛江市	1,066	1,053	13	701	691	10	365	362	3	65.8%
東大和市	402	400	2	292	290	2	190	190		72.6%
清瀬市	755	744	11	322	312	10	323	323		42.6%
東久留米市	1,039	1,031	8	603	595	8	409	404	5	58.0%
武蔵村山市										-
多摩市	2,601	2,426	175	1,638	1,483	155	1,178	1,145	33	63.0%
稲城市	546	541	5	132	131	1	438	434	4	24.2%
羽村市	1,332	1,320	12	499	499		860	850	10	37.5%
あきる野市	515	506	9	203	196	7	312	310	2	39.4%
西東京市	3,658	3,620	38	1,839	1,815	24	1,736	1,727	9	50.3%
町村部計	222	216	6	57	54	3	83	80	3	25.7%
瑞穂町	222	216	6	57	54	3	83	80	3	25.7%
日の出町										-
檜原村										-
奥多摩町										-

※ 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3)撤去自転車等の撤去・返還・処分状況」に記載している。

(4) 処分の内訳(区市町村別)

	処分台数合計 〈A+B+C+D+E〉			〈A〉 廃棄 (有償)			〈B〉 廃棄 (無償)		
	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付
総 数	189,119	188,106	1,013	39,610	39,392	218	10,129	10,023	106
区部計	156,912	156,206	706	33,449	33,333	116	7,486	7,398	88
千代田区	2,103	2,103	0	2,015	2,015				
中央区	4,872	4,872	0	4,229	4,229				
港区	4,010	3,976	34						
新宿区	12,182	11,930	252						
文京区	2,262	2,262	0	2,112	2,112				
台東区	9,989	9,989	0	4,708	4,708				
墨田区	4,087	4,087	0	2,842	2,842				
江東区	7,879	7,836	43	642	636	6			
品川区	4,705	4,642	63	19		19			
目黒区	3,782	3,750	32						
大田区	11,158	11,124	34				6,291	6,257	34
世田谷区	10,050	10,050	0						
渋谷区	3,854	3,792	62				1,195	1,141	54
中野区	6,177	6,177	0						
杉並区	10,212	10,174	38	2,082	2,044	38			
豊島区	9,912	9,892	20	7,370	7,350	20			
北区	7,909	7,909	0	5,184	5,184				
荒川区	4,146	4,146	0						
板橋区	9,894	9,812	82	1,993	1,960	33			
練馬区	5,436	5,391	45						
足立区	3,983	3,982	1	253	253				
葛飾区	8,284	8,284	0						
江戸川区	10,026	10,026	0						
市部計	32,124	31,820	304	6,161	6,059	102	2,628	2,611	17
八王子市	2,866	2,806	60						
立川市	1,830	1,821	9						
武蔵野市	2,234	2,230	4	632	632				
三鷹市	885	881	4						
青梅市	546	538	8	359	356	3			
府中市	2,585	2,585	0						
昭島市	747	747	0						
調布市	2,467	2,445	22				457	456	1
町田市	2,306	2,274	32	1,281	1,249	32			
小金井市	1,653	1,647	6						
小平市	1,839	1,834	5				1,166	1,161	5
日野市	2,007	1,988	19	1,657	1,638	19			
東村山市	799	791	8				8		8
国分寺市	2,083	2,022	61						
国立市	1,096	1,096	0						
福生市	370	370	0	350	350				
狛江市	365	362	3				288	285	3
東大和市	190	190	0						
清瀬市	323	323	0	120	120				
東久留米市	409	404	5						
武蔵村山市	0	0	0						
多摩市	1,178	1,145	33	33		33	709	709	
稲城市	438	434	4	438	434	4			
羽村市	860	850	10						
あきる野市	312	310	2	224	222	2			
西東京市	1,736	1,727	9	1,067	1,058	9			
町村部計	83	80	3	0	0	0	15	14	1
瑞穂町	83	80	3				15	14	1
日の出町	0	0	0						
檜原村	0	0	0						
奥多摩町	0	0	0						

	<C> 資源活用・ その他（売却）			<D> 資源活用（無償）			<E> リサイクル用途活用 <E> = (F)+(G) = (H)+(I)			リサイクル用途活用の内訳① (F) 売却		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付
総 数	15,681	15,629	52	4,054	4,054	0	119,645	119,008	637	97,196	96,602	594
区部計	13,397	13,349	48	4,054	4,054	0	98,526	98,072	454	82,374	81,954	420
千代田区							88	88				
中央区							643	643		614	614	
港区							4,010	3,976	34			
新宿区							12,182	11,930	252	12,182	11,930	252
文京区							150	150				
台東区							5,281	5,281		4,601	4,601	
墨田区							1,245	1,245		981	981	
江東区							7,237	7,200	37	4,725	4,688	37
品川区	4,104	4,060	44				582	582				
目黒区	174	170	4				3,608	3,580	28	3,608	3,580	28
大田区							4,867	4,867		4,395	4,395	
世田谷区							10,050	10,050		9,646	9,646	
渋谷区							2,659	2,651	8	2,634	2,626	8
中野区				748	748		5,429	5,429		4,645	4,645	
杉並区							8,130	8,130		7,128	7,128	
豊島区							2,542	2,542		1,250	1,250	
北区							2,725	2,725		2,725	2,725	
荒川区							4,146	4,146		3,446	3,446	
板橋区							7,901	7,852	49	7,566	7,517	49
練馬区							5,436	5,391	45	5,284	5,239	45
足立区							3,730	3,729	1	2,435	2,434	1
葛飾区				3,306	3,306		4,978	4,978		4,509	4,509	
江戸川区	9,119	9,119					907	907				
市部計	2,284	2,280	4	0	0	0	21,051	20,870	181	14,754	14,582	172
八王子市							2,866	2,806	60	2,866	2,806	60
立川市							1,830	1,821	9	1,419	1,410	9
武蔵野市							1,602	1,598	4	1,402	1,398	4
三鷹市	845	841	4				40	40		40	40	
青梅市							187	182	5	105	100	5
府中市	1,276	1,276					1,309	1,309				
昭島市							747	747		747	747	
調布市							2,010	1,989	21	1,630	1,609	21
町田市							1,025	1,025		714	714	
小金井市							1,653	1,647	6	1,429	1,427	2
小平市							673	673		378	378	
日野市							350	350				
東村山市							791	791		791	791	
国分寺市							2,083	2,022	61	2,083	2,022	61
国立市							1,096	1,096				
福生市							20	20		20	20	
狛江市							77	77		77	77	
東大和市	163	163					27	27				
清瀬市							203	203				
東久留米市							409	404	5	132	132	
武蔵村山市												
多摩市							436	436				
稲城市							860	850	10	860	850	10
羽村市							88	88		61	61	
あきる野市												
西東京市							669	669				
町村部計	0	0	0	0	0	0	68	66	2	68	66	2
瑞穂町							68	66	2	68	66	2
日の出町												
檜原村												
奥多摩町												

	リサイクル用途活用の内訳①			リサイクル用途活用の内訳②							
	(G) 無償			(H) 自 転 車				(I) 原 付			
	計	自 転 車	原 付	計	国内向け	国外向け	不明	計	国内向け	国外向け	不明
総 数	22,449	22,406	43	119,008	35,541	79,586	3,881	637	6	598	33
区部計	16,152	16,118	34	98,072	29,812	64,680	3,580	454	1	425	28
千代田区	88	88		88	88						
中央区	29	29		643	643						
港区	4,010	3,976	34	3,976	343	3,633		34		34	
新宿区				11,930		11,930		252		252	
文京区	150	150		150		150					
台東区	680	680		5,281	680	4,601					
墨田区	264	264		1,245	145	1,100					
江東区	2,512	2,512		7,200	1,222	5,978		37		37	
品川区	582	582		582	582						
目黒区				3,580			3,580	28			28
大田区	472	472		4,867	4,667	200					
世田谷区	404	404		10,050	104	9,946					
渋谷区	25	25		2,651	25	2,626		8		8	
中野区	784	784		5,429	5,429						
杉並区	1,002	1,002		8,130	8,130						
豊島区	1,292	1,292		2,542	1,712	830					
北区				2,725		2,725					
荒川区	700	700		4,146	600	3,546					
板橋区	335	335		7,852	335	7,517		49		49	
練馬区	152	152		5,391	2	5,389		45		45	
足立区	1,295	1,295		3,729	3,729			1	1		
葛飾区	469	469		4,978	469	4,509					
江戸川区	907	907		907	907						
市部計	6,297	6,288	9	20,870	5,696	14,873	301	181	5	171	5
八王子市				2,806		2,806		60		60	
立川市	411	411		1,821	411	1,410		9		9	
武蔵野市	200	200		1,598		1,598		4		4	
三鷹市				40	40						
青梅市	82	82		182	100	82		5	5		
府中市	1,309	1,309		1,309	420	889					
昭島市				747	747						
調布市	380	380		1,989	180	1,809		21		21	
町田市	311	311		1,025	765	260					
小金井市	224	220	4	1,647	427	1,220		6		6	
小平市	295	295		673	673						
日野市	350	350		350	350						
東村山市				791		791					
国分寺市				2,022		2,022		61		61	
国立市	1,096	1,096		1,096	310	786					
福生市				20	20						
狛江市				77	38	39					
東大和市	27	27		27	27						
清瀬市	203	203		203	203						
東久留米市	277	272	5	404	132		272	5			5
武蔵村山市											
多摩市	436	436		436	330	106					
稲城市											
羽村市				850	193	657		10		10	
あきる野市	27	27		88	59		29				
西東京市	669	669		669	271	398					
町村部計	0	0	0	66	33	33	0	2	0	2	0
瑞穂町				66	33	33		2		2	
日の出町											
檜原村											
奥多摩町											

(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	計	＜A＞ 自転車商組合、 自転車販売業者	＜B＞ その他の 民間事業者	＜C＞ 社会福祉法人、シ ルバー人材センター等	＜D＞ 一般住民	＜E＞ その他
総 数	35,547	11,286	15,205	7,923	368	765
区部計	29,813	8,698	14,297	6,006	368	444
千代田区	88	88				
中央区	643	643				
港区	343				343	
新宿区	0					
文京区	0					
台東区	680			489		191
墨田区	145	145				
江東区	1,222			1,222		
品川区	582	207		375		
目黒区	0					
大田区	4,667	911	3,484	192		80
世田谷区	104			100		4
渋谷区	25				25	
中野区	5,429	4,645		784		
杉並区	8,130		7,128	1,002		
豊島区	1,712	400	1,250			62
北区	0					
荒川区	600			600		
板橋区	335			335		
練馬区	2					2
足立区	3,730	1,197	2,435			98
葛飾区	469	462				7
江戸川区	907			907		
市部計	5,701	2,555	908	1,917	0	321
八王子市	0					
立川市	411			411		
武蔵野市	0					
三鷹市	40	40				
青梅市	105	105				
府中市	420	420				
昭島市	747	158	589			
調布市	180			180		
町田市	765	395	319	51		
小金井市	427			427		
小平市	673	378		295		
日野市	350			350		
東村山市	0					
国分寺市	0					
国立市	310					310
福生市	20	20				
狛江市	38	38				
東大和市	27	27				
清瀬市	203			203		
東久留米市	132	132				
武蔵村山市	0					
多摩市	330	323				7
稲城市	0					
羽村市	193	193				
あきる野市	59	55				4
西東京市	271	271				
町村部計	33	33	0	0	0	0
瑞穂町	33	33				
日の出町	0					
檜原村	0					
奥多摩町	0					

(6) 撤去自転車等の保管場所の状況

	設置数	収容予定台数 (台)	敷地面積 (㎡)
総 数	147	153,382	210,629
区部計	108	107,640	145,921
千代田区	3	1,653	1,526
中央区	2	1,500	2,143
港区	5	2,150	3,246
新宿区	3	3,800	6,189
文京区	2	1,086	1,119
台東区	6	5,300	8,745
墨田区	4	7,090	5,552
江東区	2	5,399	7,726
品川区	2	6,000	5,778
目黒区	3	3,635	4,900
大田区	8	7,466	9,512
世田谷区	8	7,100	14,322
渋谷区	5	2,980	3,915
中野区	4	2,440	2,695
杉並区	6	5,156	8,535
豊島区	5	5,160	7,305
北川区	7	5,170	6,937
荒川区	4	2,400	2,999
板橋区	4	3,928	5,527
練馬区	4	7,980	11,230
足立区	5	5,960	7,282
葛飾区	5	6,127	8,778
江戸川区	11	8,160	9,960
市部計	38	45,642	64,628
八王子市	3	4,225	5,483
立川市	1	6,088	15,524
武蔵野市	3	3,500	7,470
三鷹市	1	700	1,486
青梅市	1	600	826
府中市	3	2,710	2,710
昭島市	1	700	993
調布市	3	3,484	3,689
町田市	1	2,100	2,567
小金井市	1	1,900	1,937
小平市	1	1,300	1,190
日野市	1	1,380	1,500
東村山市	1	1,460	1,843
国分寺市	1	2,500	2,574
国立市	1	1,045	1,150
福生市	1	640	696
狛江市	1	750	1,365
東大和市	2	1,000	1,012
清瀬市	1	1,000	918
東久留米市	1	350	416
武蔵村山市	1	200	200
多摩市	2	1,330	2,057
稲城市	1	2,000	1,820
羽村市	2	580	1,250
あきる野市			
西東京市	3	4,100	3,952
町村部計	1	100	80
瑞穂町	1	100	80
日の出町			
檜原村			
奥多摩町			

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

3 放置自転車対策費

- (1) 対策費（歳出額・歳入額）の年度別推移
- (2) 地域別自転車対策費（歳出額）の年度別推移
- (3) 区市町村における対策費の概況
- (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
- (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

4 区市町村における条例制定等

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容

5 放置禁止区域等の指定状況

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
千代田区	環境まちづくり部 交通施策推進課 放置自転車対策係	03-3264-2111(代) 内2764 03-5211-4345(直)
中央区	環境土木部 環境政策課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5443 03-3546-5443(直)
港区	街づくり支援部 土木課 交通対策係	03-3578-2111(代) 内2262 03-3578-2262(直)
新宿区	みどり土木部 交通対策課 交通企画係	03-3209-1111(代) 内4265 03-5273-4265(直)
文京区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3010 03-5803-1244(直)
台東区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3442 03-5246-1288(直)
墨田区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5036 03-5608-6203(直)
江東区	土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3647-9111(代) 内6495 03-3647-4789(直)
品川区	防災まちづくり部 土木管理課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430~1 03-5742-6786(直)
目黒区	都市整備部 道路管理課 自転車撤去担当	03-3715-1111(代) 内3133 03-5722-9569(直)
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 交通安全対策担当	03-5744-1111(代) 内3151 03-5744-1315(直)
世田谷区	土木部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当	03-5432-1111(代) 内2573 03-5432-2573(直)
渋谷区	土木清掃部 管理課 管理交通係	03-3463-1211(代) 内2638 03-3463-2774(直)
中野区	都市基盤部 防災・都市安全分野自転車対策担当	03-3389-1111(代) 内5721 03-3228-5528(直)
杉並区	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	03-3312-2111(代) 内3554 03-5307-0663(直)
豊島区	都市整備部 交通対策課(庶務・交通安全グループ、自転車対策グループ、 自転車計画グループ、駐輪場整備グループ、放置自転車対策 事務所)	03-3981-1111(代) 内2688 03-3981-4847(直)
北区	土木部 施設管理課 自転車対策係	03-3908-1111(代) 内2986 03-3908-9218(直)
荒川区	防災都市づくり部 交通対策課 自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716・2717 03-3802-4420(直)
板橋区	土木部 交通安全課 自転車グループ	03-3964-1111(代) 内2513 03-3579-2513(直)
練馬区	土木部 交通安全課 自転車対策係・交通施設係	03-3993-1111(代) 内8318・8311 03-5984-1993・1996(直)
足立区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2281 03-3880-5914(直)
葛飾区	都市整備部 道路管理課 交通安全対策係	03-3695-1111(代) 内2514 03-5654-8386(直)
江戸川区	土木部施設 管理課 駐輪対策係	03-3652-1151(代) 内2672 03-5662-1997(直)

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
八王子市	道路交通部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3478~3480 042-620-7427(直)
立川市	まちづくり部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2286 042-528-4360(直)
武蔵野市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2734 0422-60-1860(直)
三鷹市	都市整備部 道路交通課 都市交通係	0422-45-1151(代) 内2884 0422-29-9709(直)
青梅市	生活安全部 市民安全課 市民安全係	0428-22-1111(代) 内2311
府中市	生活環境部 地域安全対策課 施設管理係	042-364-4111(代) 内3616 042-335-4069(直)
昭島市	都市整備部 交通対策課 交通安全係	042-544-5111(代) 内2508
調布市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420(直)
町田市	建設部 交通安全課	042-722-3111(代) 内3932 042-724-1136(直)
小金井市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-383-1111(代) 内3424 042-387-9850(直)
小平市	都市開発部 交通対策課 自転車対策担当	042-341-1211(代) 内2623 042-346-9549(直)
日野市	まちづくり部 道路課 管理係	042-585-1111(代) 内3322 042-514-8421(直)
東村山市	環境安全部 地域安全課 地域安全係	042-393-5111(代) 内2412
国分寺市	都市建設部 事業計画課 事業計画担当	042-325-0111(代) 内506
国立市	都市整備部 交通課 交通係	042-576-2111(代) 内355
福生市	総務部 安全安心まちづくり課 地域安全係	042-551-1511(代) 内2325 042-551-1691(直)
狛江市	都市建設部 道路交通交通対策係	03-3430-1111(代) 内2521 03-3430-1314(直)
東大和市	都市建設部 土木課 交通安全対策係	042-563-2111(代) 内1213
清瀬市	都市整備部 道路交通課 交通安全係	042-492-5111(代) 内376 042-497-2096(直)
東久留米市	都市建設部 管理課 管理調整担当	042-470-7777(代) 内2740 042-470-7764(直)
武蔵村山市	都市整備部 道路下水道課 維持補修グループ	042-565-1111(代) 内263
多摩市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-375-8111(代) 内2753 042-338-6826(直)
稲城市	都市建設部 管理課 交通対策係	042-378-2111(代) 内313
羽村市	市民生活部 防災安全課 防犯・交通安全係	042-555-1111(代) 内215
あきる野市	総務部 地域防災課 防災安全係	042-558-1111(代) 内2345
西東京市	都市整備部 道路管理課 駐輪駐車対策係	042-464-1311(代) 内2454 042-438-4057(直)
瑞穂町	住民部 地域課 安全係	042-557-0501(代) 内5330 042-557-7610(直)
日の出町	生活安全安心課 防災・コミュニティ係	042-597-0511(代) 内331
檜原村	総務課 総務係	042-598-1011(代) 内216
奥多摩町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 0428-83-2349(直)

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

区市町村	名 称	発 足 (策定) 年 月	協議会等															総合計画等			
			27年度開催回数	構 成 員						協議対象事項					根拠				総合計画の策定	根拠	
				区市町村	国・都道管理者	警察署	鉄道事業者	商店会	自転車等利用者	その他	放置禁止区域の設定	自転車駐車場の整備	放置自転車等の撤去・処分	広報・啓発活動	その他	自転車法に基づく条例	知事あて通達によるもの	その他		自転車法に基づくもの	知事あて通達によるもの
新 宿 区	新宿区自転車等駐輪対策協議会	H7.6	0	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○		○	○		
台 東 区	台東区自転車総合施策検討会	H21.5	0	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○				
墨田区	墨田区放置自転車対策協議会	S57.7	0	○	○	○	○						○		○	○					
	錦糸町駅周辺放置自転車対策協議会	H14.7	0	○	○	○	○							○	○		○				
	押上駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○	○	○	○							○	○		○				
	東あずま駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○	○	○	○							○	○		○				
江 東 区	江東区放置自転車対策連絡協議会	S55.1	1	○	○	○	○						○	○	○		○				
目黒区	学芸大学駅自転車対策協議会	H3.8	0	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○				
	自由が丘駅周辺自転車対策協議会	H6.5	0	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○				
	都立大学駅周辺自転車等駐車場増設促進協議会	H15.6	0	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○				
大 田 区	大田区自転車等駐車対策協議会	H21.7	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
世田谷区	世田谷区自転車等駐車対策協議会	S59.4	4	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		○	○		
中 野 区	中野区自転車等駐車対策協議会	S56.8	2	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○		
杉 並 区	杉並区自転車等駐車対策協議会	H7.6.1	0	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○		
豊 島 区	豊島区自転車等駐車対策協議会	H16.6	4		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		
板 橋 区	板橋区放置自転車対策情報連絡会	H22.3	0				○					○			○		○				
練馬区	練馬区自転車駐車対策協議会	H10.2	1		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	光が丘駅自転車対策協議会	H2.4	1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					

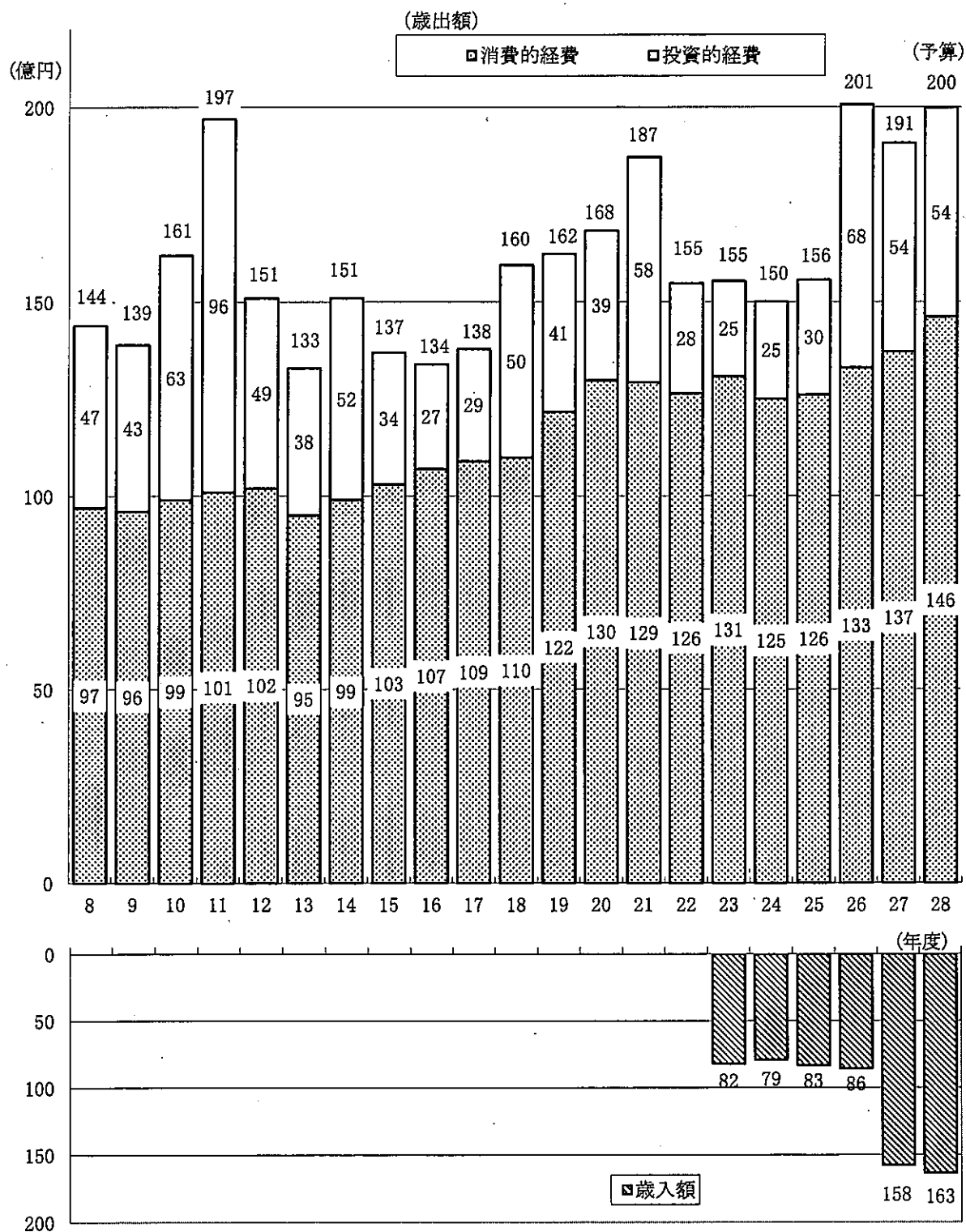
区市町村	名 称	発 足 (策定) 年 月	協議会等													総合計画等		
			27年度開催回数	構成員						協議対象事項					根拠		根拠	
				区市町村	国・都道管理者	警察署	鉄道事業者	商店会	自転車等利用者	その他	放置禁止区域の設定	自転車駐車の整備	放置自転車等の撤去・処分	広報・啓発活動	その他	知事あて通達によるもの	自転車法に基づくもの	任意によるもの
葛飾区	金町駅周辺放置自転車及び路上駐車対策等連絡協議会	S57.4	1	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		
	堀切菰蒲園駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.9	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		
	新小岩駅周辺放置自転車及び路上駐車対策連絡協議会	S57.10	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		
	青砥駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.12	0	○		○	○	○		○	○	○	○	○		○		
	お花茶屋駅周辺交通対策連絡協議会	S59.5	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		
	クリーン亀有連絡協議会	S60.1	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		
	高砂駅周辺自転車対策連絡協議会	H1.2	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		
八王子市	八王子市自転車駐車問題対策協議会	S57.6	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		
立 川 市	立川市自転車等駐車対策協議会	H24.10	3		○	○	○	○		○	○				○		○	○
武蔵野市	武蔵野市自転車等駐車対策協議会	H7.6	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
三 鷹 市	三鷹市自転車等駐車対策協議会	H6.11	0	○		○	○	○		○				○	○			○
府 中 市	府中市自転車対策審議会	S58.6	0	○						○	○				○			
調 布 市	調布市自転車等駐車対策協議会	H12.8	1	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○
小金井市	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	S58.10	1		○	○	○	○		○			○	○	○			
国分寺市	交通安全対策協議会	S41	1	○		○	○	○		○								
東大和市	東大和市自転車等駐車対策協議会	H7.10	1		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○
東久留米市	東久留米市自転車等放置防止審議会	S63.4	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
西東京市	西東京市自転車等駐車対策協議会	H13.4	0		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			

<参考>

都は、都内の駅前放置自転車の約4割を占める都心6区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）と駅前放置自転車対策に係る協議会を設置しました。社会全体で放置自転車を削減するため、都と6区が連携して事業者へ働きかけるほか、各区のノウハウ・情報を共有化し、自転車駐車場稼働率向上、放置自転車の撤去強化・効率化等を図ります。

3 放置自転車対策費

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移



(注) ・27年度までは決算額、28年度は予算額

・歳入額は、24年度から調査を実施

投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費

消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、普及啓発等に要する経費

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

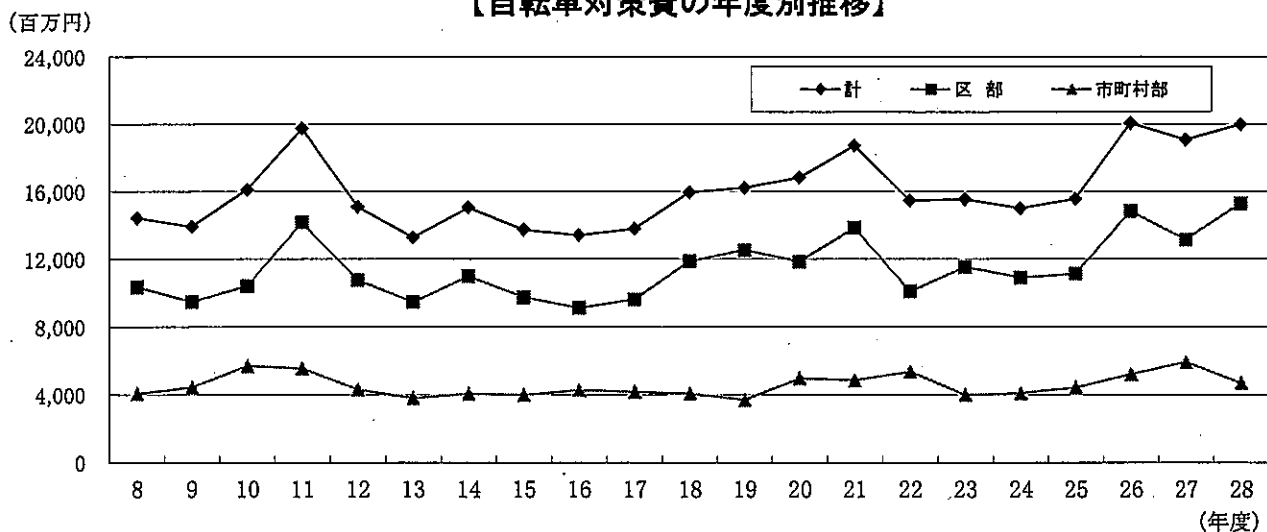
(単位：千円)

種 別	地域	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
自転車対策費 計	計	13,286,732	15,063,174	13,744,949	13,416,765	13,798,597	15,953,940	16,236,407	16,838,333
	区 部	9,478,313	10,997,418	9,747,670	9,130,508	9,616,969	11,878,701	12,534,821	11,865,243
	市 部	3,792,793	4,053,681	3,983,728	3,968,122	4,165,933	4,058,518	3,684,772	4,956,094
	町村部	15,626	12,075	13,551	318,135	15,695	16,721	16,814	16,996
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	3,826,988	5,165,705	3,434,708	2,676,568	2,900,577	4,959,717	4,065,454	3,851,350
	区 部	3,261,162	4,416,618	2,772,044	1,747,777	2,181,304	4,158,968	3,881,922	2,531,465
	市 部	563,233	749,087	660,837	623,871	719,273	800,749	183,532	1,319,885
	町村部	2,593	0	1,827	304,920	0	0	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費 ・広報費等	計	9,459,744	9,897,469	10,310,241	10,740,197	10,898,020	10,994,223	12,170,953	12,986,983
	区 部	6,217,151	6,580,800	6,975,626	7,382,731	7,435,665	7,719,733	8,652,899	9,333,778
	市 部	3,229,560	3,304,594	3,322,891	3,344,251	3,446,660	3,257,769	3,501,240	3,636,209
	町村部	13,033	12,075	11,724	13,215	15,695	16,721	16,814	16,996

種 別	地域	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
自転車対策費 計	計	18,722,564	15,478,806	15,543,267	15,014,053	15,573,826	20,065,505	19,085,266	19,985,754
	区 部	13,856,280	10,107,031	11,538,499	10,910,595	11,132,407	14,854,674	13,151,849	15,295,762
	市 部	4,849,506	5,353,804	3,983,580	4,087,762	4,425,702	5,206,840	5,915,260	4,674,633
	町村部	16,778	17,971	21,188	15,696	15,717	3,991	18,157	15,359
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	5,791,997	2,836,397	2,456,946	2,501,242	2,960,407	6,756,523	5,361,957	5,371,199
	区 部	4,510,922	1,265,392	2,110,805	1,929,265	2,041,860	5,207,835	3,121,054	4,320,287
	市 部	1,281,075	1,571,005	344,141	571,977	918,547	1,548,688	2,237,987	1,050,912
	町村部	0	0	2,000	0	0	0	2,916	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費 ・広報費等	計	12,930,567	12,642,409	13,086,321	12,512,811	12,613,419	13,308,982	13,723,309	14,614,555
	区 部	9,345,358	8,841,639	9,427,694	8,981,330	9,090,547	9,646,839	10,030,795	10,975,475
	市 部	3,568,431	3,782,799	3,639,439	3,515,785	3,507,155	3,658,152	3,677,273	3,623,721
	町村部	16,778	17,971	19,188	15,696	15,717	3,991	15,241	15,359

(注) 平成27年度までは決算額、28年度は予算額

【自転車対策費の年度別推移】



(3) 区市町村における対策費の概況

(単位:千円)

区市町村	平成 28 年度 予 算				平成 27 年度 決 算			
	計	歳出額		歳入額	計	歳出額		歳入額
		投資的経費	消費的経費			投資的経費	消費的経費	
総 計	19,985,754	5,371,199	14,614,555	16,342,418	19,085,266	5,361,957	13,723,309	15,753,440
区 部 計	15,295,762	4,320,287	10,975,475	14,365,359	13,151,849	3,121,054	10,030,795	13,792,710
千代田区	135,829	10,612	125,217	71,598	92,420	0	92,420	45,213
中央区	186,881	4,753	182,128	76,398	213,036	45,655	167,381	39,764
港区	454,099	0	454,099	7,813,714	348,447	0	348,447	7,491,000
新宿区	517,074	76,642	440,432	177,449	541,524	168,096	373,428	152,950
文京区	178,007	22,450	155,557	98,703	99,795	0	99,795	88,307
台東区	328,211	0	328,211	168,365	307,705	0	307,705	179,056
墨田区	309,820	13,389	296,431	139,355	273,439	1,654	271,785	129,697
江東区	191,473	0	191,473	56,700	174,040	0	174,040	66,317
品川区	952,157	602,800	349,357	314,040	718,491	385,352	333,139	302,999
目黒区	143,305	6,731	136,574	60,637	191,715	63,342	128,373	59,061
大田区	2,638,494	1,296,105	1,342,389	804,057	2,144,514	1,013,125	1,131,389	729,889
世田谷区	449,703	2,000	447,703	300,691	687,173	230,357	456,816	276,829
渋谷区	66,962	1,000	65,962	84,581	66,125	815	65,310	77,529
中野区	432,086	1,897	430,189	260,283	418,553	21,763	396,790	280,728
杉並区	1,001,130	63,226	937,904	782,544	912,293	10,639	901,654	753,024
豊島区	1,916,555	1,311,270	605,285	387,290	999,991	416,317	583,674	373,796
北区	291,717	21,704	270,013	199,778	269,543	49,753	219,790	170,710
荒川区	141,472	9,723	131,749	33,693	139,307	12,342	126,965	37,356
板橋区	995,713	74,866	920,847	568,200	888,483	34,940	853,543	557,264
練馬区	1,286,703	394,958	891,745	204,088	1,348,868	486,585	862,283	226,010
足立区	870,323	267,467	602,856	473,521	665,144	84,966	580,178	482,336
葛飾区	387,658	69,497	318,161	154,578	310,791	11,420	299,371	132,796
江戸川区	1,420,390	69,197	1,351,193	1,135,096	1,340,452	83,933	1,256,519	1,140,079
市 部 計	4,674,633	1,050,912	3,623,721	1,976,911	5,915,260	2,237,987	3,677,273	1,960,616
八王子市	196,587	57,647	138,940	16,846	162,170	43,578	118,592	18,427
立川市	484,226	37,304	446,922	301,631	541,048	99,390	441,658	271,862
武蔵野市	488,404	5,400	483,004	27,147	655,081	172,429	482,652	31,872
三鷹市	209,182	4,199	204,983	5,459	215,528	8,782	206,746	4,969
青梅市	63,230	0	63,230	59,831	67,653	0	67,653	66,385
府中市	167,579	1,880	165,699	78,970	162,954	704	162,250	79,927
昭島市	165,732	0	165,732	153,674	209,664	43,348	166,316	135,359
調布市	502,812	232,649	270,163	279,000	270,303	16,124	254,179	246,234
町 田 市	103,078	5,901	97,177	7,850	244,948	148,730	96,218	4,758
小金井市	212,585	6,642	205,943	119,132	211,510	3,100	208,410	119,170
小平市	288,460	21,803	266,657	203,587	313,590	29,867	283,723	211,604
日野市	22,146	0	22,146	5,679	19,897	0	19,897	4,913
東村山市	211,077	0	211,077	211,898	922,186	727,381	194,805	211,928
国分寺市	239,349	0	239,349	261,880	339,028	0	339,028	313,687
国立市	722,250	575,347	146,903	142,468	931,157	779,255	151,902	138,415
福生市	30,499	0	30,499	620	43,500	13,468	30,032	627
狛江市	18,821	0	18,821	2,277	18,518	0	18,518	2,330
東大和市	23,105	0	23,105	316	28,773	6,750	22,023	291
清瀬市	15,922	0	15,922	23,796	17,235	0	17,235	23,634
東久留米市	108,932	0	108,932	59,501	89,743	756	88,987	61,679
武蔵村山市	10,789	0	10,789	0	10,048	0	10,048	0
多摩市	160,200	102,140	58,060	5,794	104,729	34,247	70,482	3,315
稲城市	2,098	0	2,098	620	1,968	0	1,968	259
羽村市	20,081	0	20,081	1,877	19,441	0	19,441	1,505
あきる野市	14,048	0	14,048	908	123,578	110,078	13,500	892
西東京市	193,441	0	193,441	6,150	191,010	0	191,010	6,574
町 村 部 計	15,359	0	15,359	148	18,157	2,916	15,241	114
瑞穂町	12,490	0	12,490	148	15,412	2,916	12,496	114
日の出町	2,869	0	2,869	0	2,745	0	2,745	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳

(単位:千円)

区市町村	平成 28 年度 予 算					平成 27 年度 決 算				
	計	撤去自転車等 の返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入	計	撤去自転車等 の返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入
総 計	16,342,418	8,779,780	234,748	7,141,022	186,868	15,753,440	8,300,232	265,950	6,988,088	199,170
区 部 計	14,365,359	8,669,445	205,320	5,316,150	174,444	13,792,710	8,212,488	232,981	5,155,996	191,245
千代田区	71,598	4,840	0	66,758	0	45,213	4,898	0	40,315	0
中央区	76,398	4,536	400	71,462	0	39,764	4,164	207	35,393	0
港区	7,813,714	7,813,714	0	0	0	7,491,000	7,491,000	0	0	0
新宿区	177,449	49,990	10,260	117,079	120	152,950	26,241	27,353	94,083	5,273
文京区	98,703	20,952	0	77,751	0	88,307	19,252	0	69,055	0
台東区	168,365	29,400	5,400	133,565	0	179,056	29,850	10,586	138,620	0
墨田区	139,355	14,000	7,130	117,740	485	129,697	9,234	2,238	117,740	485
江東区	56,700	42,450	14,250	0	0	66,317	43,468	12,604	0	10,245
品川区	314,040	27,450	9,520	277,070	0	302,999	24,574	8,534	268,291	1,600
目黒区	60,637	34,846	12,246	10,728	2,817	59,061	28,923	10,126	10,096	9,916
大田区	804,057	74,347	13,760	715,950	0	729,889	59,703	10,185	660,001	0
世田谷区	300,691	79,220	20,498	197,823	3,150	276,829	69,119	19,834	184,724	3,152
渋谷区	84,581	26,720	14,789	0	43,072	77,529	24,609	10,513	0	42,407
中野区	260,283	33,295	9,043	217,945	0	280,728	32,640	14,626	233,462	0
杉並区	782,544	57,750	12,180	696,635	15,979	753,024	54,410	19,352	670,258	9,004
豊島区	387,290	86,982	3,750	257,912	38,646	373,796	84,681	4,160	247,930	37,025
北川区	199,778	65,000	7,563	123,052	4,163	170,710	39,725	7,081	118,901	5,003
荒川区	33,693	15,300	300	4,200	13,893	37,356	10,415	7,423	5,526	13,992
板橋区	568,200	38,740	16,481	508,233	4,746	557,264	32,594	18,993	502,173	3,504
練馬区	204,088	37,540	14,886	151,646	16	226,010	31,685	11,152	183,157	16
足立区	473,521	11,498	12,500	447,689	1,834	482,336	11,713	19,951	448,800	1,872
葛飾区	154,578	41,802	11,410	100,870	496	132,796	28,830	9,120	94,350	496
江戸川区	1,135,096	59,073	8,954	1,022,042	45,027	1,140,079	50,760	8,943	1,033,121	47,255
市 部 計	1,976,911	110,295	29,320	1,824,872	12,424	1,960,616	87,709	32,890	1,832,092	7,925
八王子市	16,846	7,874	2,916	0	6,056	18,427	7,322	9,718	0	1,387
川崎市	301,631	10,723	9,847	281,016	45	271,862	2,138	4,340	265,360	24
武蔵野市	27,147	7,140	1,800	18,207	0	31,872	8,479	3,790	19,603	0
三鷹市	5,459	3,523	1,936	0	0	4,969	2,917	2,052	0	0
青梅市	59,831	131	24	59,214	462	66,385	87	55	65,808	435
府中市	78,970	6,546	122	72,302	0	79,927	6,857	138	72,932	0
昭島市	153,674	1,500	1,164	151,000	10	135,359	1,096	814	133,449	0
調布市	279,000	26,000	5,000	248,000	0	246,234	18,715	4,766	222,753	0
町田市	7,850	7,083	767	0	0	4,758	4,044	714	0	0
小金井市	119,132	5,184	1,128	112,816	4	119,170	5,152	2,019	111,990	9
小平市	203,587	3,936	1,651	198,000	0	211,604	3,746	196	207,662	0
日野市	5,679	5,679	0	0	0	4,913	4,913	0	0	0
東村山市	211,898	384	1,069	210,439	6	211,928	355	1,581	209,986	6
国分寺市	261,880	5,260	1,054	253,647	1,919	313,687	5,525	1,690	304,552	1,920
国立市	142,468	5,688	0	136,600	180	138,415	4,278	0	133,996	141
福生市	620	500	20	0	100	627	460	20	0	147
狛江市	2,277	2,175	102	0	0	2,330	2,054	276	0	0
東大和市	316	304	12	0	0	291	263	28	0	0
清瀬市	23,796	796	0	23,000	0	23,634	634	0	23,000	0
東久留米市	59,501	545	0	58,842	114	61,679	574	0	60,973	132
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	5,794	4,005	0	1,789	0	3,315	3,287	0	28	0
稲城市	620	620	0	0	0	259	259	0	0	0
羽村市	1,877	1,209	668	0	0	1,505	852	653	0	0
あきる野市	908	0	40	0	868	892	0	40	0	852
西東京市	6,150	3,490	0	0	2,660	6,574	3,702	0	0	2,872
町 村 部 計	148	40	108	0	0	114	35	79	0	0
瑞穂町	148	40	108	0	0	114	35	79	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

ア 平成28年度予算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総 計	5,371,199	5,218,316	15,116	80,151	57,616
区 部 計	4,320,287	4,224,150	15,116	49,101	31,920
千代田区	10,612	10,612	0	0	0
中央区	4,753	4,753	0	0	0
港区	0	0	0	0	0
新宿区	76,642	65,054	10,800	788	0
文京区	22,450	22,450	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0
墨田区	13,389	13,389	0	0	0
江東区	0	0	0	0	0
品川区	602,800	602,800	0	0	0
目黒区	6,731	6,731	0	0	0
大田区	1,296,105	1,293,917	0	2,188	0
世田谷区	2,000	0	0	2,000	0
渋谷区	1,000	0	1,000	0	0
中野区	1,897	1,620	277	0	0
杉並区	63,226	17,800	3,039	16,125	26,262
豊島区	1,311,270	1,311,270	0	0	0
北区	21,704	21,704	0	0	0
荒川区	9,723	9,723	0	0	0
板橋区	74,866	69,208	0	0	5,658
練馬区	394,958	394,958	0	0	0
足立区	267,467	259,467	0	8,000	0
葛飾区	69,497	49,497	0	20,000	0
江戸川区	69,197	69,197	0	0	0
市 部 計	1,050,912	994,166	0	31,050	25,696
八王子市	57,647	57,393	0	0	254
立川市	37,304	37,304	0	0	0
武蔵野市	5,400	0	0	0	5,400
三鷹市	4,199	4,199	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	1,880	1,880	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0
調布市	232,649	224,249	0	0	8,400
町田市	5,901	5,901	0	0	0
小金井市	6,642	0	0	0	6,642
小平市	21,803	4,303	0	17,500	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	575,347	575,347	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	102,140	83,590	0	13,550	5,000
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	0	0	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町 村 部 計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

・千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがあります。

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車駐車場等の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総 計	14,614,555	9,291,328	2,500,419	1,682,059	51,961	843,542	20,050	225,196
区 部 計	10,975,475	6,868,972	1,915,782	1,383,649	39,944	649,448	7,609	110,071
千代田区	125,217	60,855	27,048	22,119	914	13,807	0	474
中央区	182,128	150,237	17,670	7,657	3,370	2,671	0	523
港区	454,099	195,391	247,777	10,651	169	111	0	0
新宿区	440,432	134,456	47,294	58,668	0	200,014	0	0
文京区	155,557	73,431	45,270	8,606	1,458	0	0	26,792
台東区	328,211	189,462	94,492	37,565	2,976	3,696	0	20
墨田区	296,431	186,481	83,266	25,608	1,056	0	0	20
江東区	191,473	39,259	78,063	57,768	494	6,668	0	9,221
品川区	349,357	260,968	(※1) 616	70,315	152	17,306	0	0
目黒区	136,574	35,813	47,126	29,180	368	17,113	0	6,974
大田区	1,342,389	795,527	162,908	132,716	7,862	200,058	0	43,318
世田谷区	447,703	90,443	133,408	174,227	1,440	47,155	0	1,030
渋谷区	65,962	0	(※2) 65,403	(※3) 559	0	0	0	0
中野区	430,189	273,940	90,775	59,344	0	1,140	0	4,990
杉並区	937,904	719,987	21,175	166,106	341	16,898	1,194	12,203
豊島区	605,285	378,275	128,907	87,113	10,990	0	0	0
北区	270,013	(※4) 13,926	(※5) 167,400	86,743	1,944	0	0	0
荒川区	131,749	36,657	0	91,988	1,781	1,323	0	0
板橋区	920,847	602,997	82,873	108,383	1,282	120,806	0	4,506
練馬区	891,745	636,057	(※6) 223,430	30,707	1,551	0	0	0
足立区	602,856	(※7) 595,323	0	0	1,118	0	6,415	0
葛飾区	318,161	81,062	118,113	117,626	678	682	0	0
江戸川区	1,351,193	1,318,425	32,768	0	0	0	0	0
市 部 計	3,623,721	2,407,068	584,607	298,410	11,986	194,094	12,441	115,115
八王子市	138,940	59,576	51,412	15,568	0	1,173	0	11,211
立川市	446,922	361,661	4,353	20,188	14	60,259	0	447
武蔵野市	483,004	239,304	207,367	17,920	3,182	2,803	100	12,328
鷹取市	204,983	131,424	249	(※8) 63,702	0	0	(※9) 5,000	4,608
青梅市	63,230	57,891	3,432	973	85	0	0	849
府中市	165,699	71,362	69,473	17,374	4,270	194	0	3,026
昭島市	165,732	153,324	6,539	5,351	54	464	0	0
調布市	270,163	(※10) 270,163	0	0	0	0	0	0
町田市	97,177	10,823	65,579	10,646	1,649	1,139	7,341	0
小金井市	205,943	154,607	15,878	25,336	0	10,102	0	20
小平市	266,657	227,299	10,200	7,732	23	21,306	0	97
日野市	22,146	10,373	5,114	5,676	5	231	0	747
東村山市	211,077	171,467	2,126	6,619	0	30,865	0	0
国分寺市	239,349	212,009	7,122	5,288	0	14,672	0	258
国立市	146,903	116,818	(※11) 540	29,545	0	0	0	0
福生市	30,499	15,214	11,293	3,705	2	285	0	0
狛江市	18,821	1,350	3,220	5,085	0	9,166	0	0
東大和市	23,105	21,189	1,000	915	1	0	0	0
清瀬市	15,922	11,220	968	3,538	196	0	0	0
東久留米市	108,932	65,472	5,771	7,582	0	11,819	0	18,288
武蔵村山市	10,789	10,580	0	0	189	0	0	20
多摩市	58,060	(※12) 5,781	(※13) 11,023	11,228	670	28,631	0	727
稲城市	2,098	0	426	1,078	574	0	0	20
羽村市	20,081	(※14) 10,746	4,607	4,728	0	0	0	0
あきる野市	14,048	13,707	51	0	290	0	0	0
西東京市	193,441	3,708	96,864	28,633	782	985	0	62,469
町 村 部 計	15,359	15,288	30	0	31	0	0	10
瑞穂町	12,490	12,470	10	0	0	0	0	10
日の出町	2,869	2,818	20	0	31	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0

(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※3)光熱水費のみ。(※4)指定管理者を除く。(※5)自転車整理委託(路上整理)を含む。(※6)③⑤を含む。(※7)②③を含む。(※8)②を含む。(※9)③を含む。(※10)②③④⑤を含む。(※11)③⑤を含む。(※12)②③⑤を含む。(※13)③⑤⑦を含む。(※14)②③を含む。

イ 平成27年度決算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総 計	5,361,957	4,259,066	257,842	53,115	791,934
区 部 計	3,121,054	2,908,594	188,802	22,385	1,273
千代田区	0	0	0	0	0
中央区	45,655	45,655	0	0	0
港区	0	0	0	0	0
新宿区	168,096	499	166,957	640	0
文京区	0	0	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0
墨田区	1,654	1,654	0	0	0
江東区	0	0	0	0	0
品川区	385,352	385,352	0	0	0
目黒区	63,342	63,342	0	0	0
大田区	1,013,125	1,013,125	0	0	0
世田谷区	230,357	228,540	0	1,817	0
渋谷区	815	0	815	0	0
中野区	21,763	1,619	20,144	0	0
杉並区	10,639	9,753	886	0	0
豊島区	416,317	416,317	0	0	0
北区	49,753	49,753	0	0	0
荒川区	12,342	12,342	0	0	0
板橋区	34,940	33,667	0	0	1,273
練馬区	486,585	486,585	0	0	0
足立区	84,966	76,458	0	8,508	0
葛飾区	11,420	0	0	11,420	0
江戸川区	83,933	83,933	0	0	0
市 部 計	2,237,987	1,347,556	69,040	30,730	790,661
八王子市	43,578	43,520	0	0	58
立川市	99,390	34,832	64,558	0	0
武蔵野市	172,429	138,000	0	0	34,429
三鷹市	8,782	4,300	4,482	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	704	704	0	0	0
昭島市	43,348	43,348	0	0	0
調布市	16,124	9,184	0	0	6,940
町田市	148,730	136,500	0	12,230	0
小金井市	3,100	0	0	0	3,100
小平市	29,867	24,917	0	4,950	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	727,381	0	0	0	727,381
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	779,255	779,255	0	0	0
福生市	13,468	13,468	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	6,750	6,750	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	756	756	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	34,247	1,944	0	13,550	18,753
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	110,078	110,078	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町 村 部 計	2,916	2,916	0	0	0
瑞穂町	2,916	2,916	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

・千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがあります。

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車駐車場等の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	13,723,309	8,833,831	2,339,667	1,597,022	35,415	728,974	16,575	171,825
区部計	10,030,795	6,319,598	1,772,716	1,296,640	26,251	541,287	3,759	70,544
千代田区	92,420	55,603	21,836	11,971	382	462	0	2,166
中央区	167,381	134,982	16,866	11,254	3,226	568	0	485
港区	348,447	86,037	246,186	15,931	169	124	0	0
新宿区	373,428	138,316	34,541	44,759	0	155,812	0	0
文京区	99,795	60,724	29,534	3,908	92	0	0	5,537
台東区	307,705	185,710	81,923	35,048	2,022	3,002	0	0
墨田区	271,785	171,174	75,783	24,125	683	0	0	20
江東区	174,040	30,053	75,174	56,891	251	5,879	0	5,792
品川区	333,139	251,640	(※1) 256	70,304	0	10,939	0	0
目黒区	128,373	33,395	42,875	29,163	0	16,254	0	6,686
大田区	1,131,389	649,924	149,249	124,380	2,364	176,382	0	29,090
世田谷区	456,816	97,556	126,980	187,573	1,296	42,381	0	1,030
渋谷区	65,310	0	(※2) 64,672	(※3) 638	0	0	0	0
中野区	396,790	259,576	86,314	45,457	0	885	0	4,558
杉並区	901,654	689,689	19,294	166,039	225	14,446	912	11,049
豊島区	583,674	360,715	130,590	83,244	9,125	0	0	0
北区	219,790	(※4) 12,971	(※5) 126,641	78,849	1,329	0	0	0
荒川区	126,965	34,268	0	89,828	1,781	1,088	0	0
板橋区	853,543	572,672	89,533	73,748	654	112,805	0	4,131
練馬区	862,283	612,850	(※6) 217,133	30,763	1,537	0	0	0
足立区	580,178	(※7) 576,694	0	0	637	0	2,847	0
葛飾区	299,371	69,230	116,636	112,767	478	260	0	0
江戸川区	1,256,519	1,235,819	20,700	0	0	0	0	0
市部計	3,677,273	2,499,029	566,925	300,382	9,153	187,687	12,816	101,281
八王子市	118,592	59,152	34,860	11,725	0	1,186	0	11,669
立川市	441,658	361,909	2,641	19,671	22	57,311	0	104
武蔵野市	482,652	242,720	206,844	16,763	2,632	2,409	0	11,284
鷹取市	206,746	125,541	95	(※8) 72,849	0	0	(※9) 5,725	2,536
青梅市	67,653	62,842	3,210	962	76	0	0	563
府中市	162,250	69,337	69,913	15,914	4,047	213	0	2,826
昭島市	166,316	153,667	6,726	5,353	0	550	0	20
調布市	254,179	(※10) 254,179	0	0	0	0	0	0
町田市	96,218	10,485	61,094	15,650	706	1,172	7,091	20
小金井市	208,410	154,551	15,595	28,130	0	10,114	0	20
小平市	283,723	244,416	10,148	7,726	0	21,377	0	56
日野市	19,897	6,957	6,422	5,538	2	231	0	747
東村山市	194,805	155,958	1,712	6,403	0	30,732	0	0
国分寺市	339,028	314,910	5,731	4,767	0	13,265	0	355
国立市	151,902	121,966	(※11) 391	29,545	0	0	0	0
福生市	30,032	14,494	10,691	3,735	1	1,111	0	0
狛江市	18,518	1,685	2,688	5,068	0	9,077	0	0
東大和市	22,023	20,685	449	889	0	0	0	0
清瀬市	17,235	12,853	899	3,449	34	0	0	0
東久留米市	88,987	56,463	5,646	6,407	0	12,225	0	8,246
武蔵村山市	10,048	9,880	0	0	148	0	0	20
多摩市	70,482	16,552	16,734	10,392	384	25,657	0	763
稲城市	1,968	0	200	1,048	545	155	0	20
羽村市	19,441	(※12) 11,192	4,346	3,903	0	0	0	0
あきる野市	13,500	13,250	54	0	196	0	0	0
西東京市	191,010	3,385	99,836	24,495	360	902	0	62,032
町村部計	15,241	15,204	26	0	11	0	0	0
瑞穂町	12,496	12,470	26	0	0	0	0	0
日の出町	2,745	2,734	0	0	11	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0

(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※3)光熱水費のみ。(※4)指定管理者を除く。(※5)自転車整理委託(路上整理)を含む。(※6)③⑤を含む。(※7)②③を含む。(※8)②を含む。(※9)③を含む。(※10)②③④⑤を含む。(※11)③⑤を含む。(※12)②③を含む。

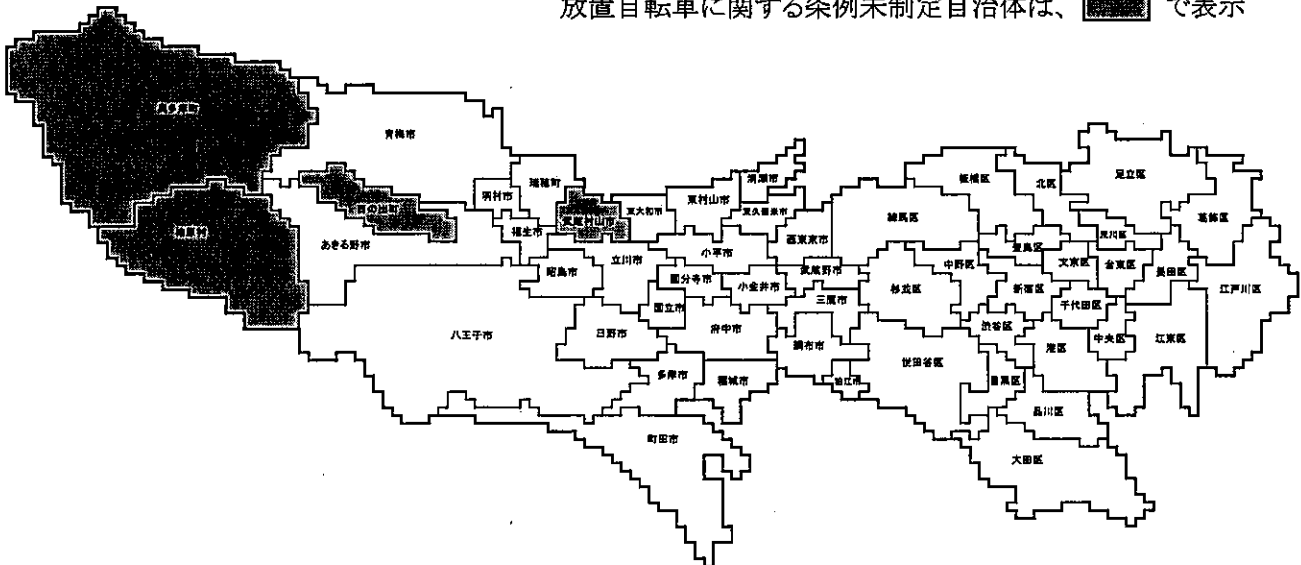
4 区市町村における条例制定等

(1) 制定状況一覧

公布年	区 部	市 部	町村部
昭和56年		国立市	
57年	葛飾区	武蔵野市	
58年	北区 板橋区 足立区	府中市 町田市 小金井市 小平市	
59年	台東区 墨田区 世田谷区 杉並区	立川市 多摩市	瑞穂町
60年	江東区 荒川区 練馬区	国分寺市 稲城市	
61年	中野区		
62年	豊島区 江戸川区	三鷹市	
63年	中央区 大田区	東久留米市	
平成元年	目黒区		
2年	渋谷区	東村山市 清瀬市	
3年		八王子市 昭島市 羽村市	
4年		青梅市 日野市	
6年		福生市	
7年	新宿区 文京区	東大和市	
9年		調布市 狛江市 あきる野市	
11年	千代田区 港区		
13年	品川区	西東京市	
計	23	25	1

※ 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武蔵村山市、日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。

放置自転車に関する条例未制定自治体は、 で表示



(2) 条例の主な制定内容

平成28年6月末現在

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																
					自転車	原付	自二																																					
千代田区 東京都千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	H 11 ・ 3 ・ 26	H 11 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 10 ・ 18	H 25 ・ 10 ・ 18	○	○	—	放置禁止区域	—	■登録料(有料) <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>区 民</td><td>年間</td><td>3,000円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>その他</td><td>年間</td><td>6,000円</td><td>7,000円</td></tr></table> ※ 区外・自転車は学割あり ■機械式駐車場使用料等 自転車 2時間まで無料、10時間まで100円、以後5時間ごとに100円加算 原付 2時間まで無料、10時間まで200円、以後5時間ごとに200円加算			自転車	原付	区 民	年間	3,000円	3,500円	その他	年間	6,000円	7,000円	■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 6,000円																					
		自転車	原付																																									
区 民	年間	3,000円	3,500円																																									
その他	年間	6,000円	7,000円																																									
中央区 東京都中央区自転車等の放置防止に関する条例	S 63 ・ 12 ・ 1	H 1 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 10 ・ 4	H 27 ・ 4 ・ 4	○	—	—	放置禁止区域	努力義務	■定期登録制 区民・一般 1,500円/月、区民・学生 1,000円/月、区外 2,000円/月 ■一時利用 最初の2時間まで無料 以後8時間ごとに100円加算連続72時間まで利用可	■手続 撤去→保管(30日間)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円	無																																
港区 東京都港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H 11 ・ 9 ・ 27	H 12 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 22	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査措置命令	■承認制(有料) 定期利用使用料 <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>一般</td><td>1か月</td><td>1,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>学生</td><td>1か月</td><td>1,300円</td><td>2,200円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>150円</td><td>200円</td></tr></table>			自転車	原付	一般	1か月	1,800円	2,700円	学生	1か月	1,300円	2,200円	1日利用		150円	200円	■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円																	
		自転車	原付																																									
一般	1か月	1,800円	2,700円																																									
学生	1か月	1,300円	2,200円																																									
1日利用		150円	200円																																									
新宿区 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	H 7 ・ 6 ・ 19	H 7 ・ 12 ・ 1	H 28 ・ 3 ・ 22	H 28 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付 立入検査措置命令	■承認制(有料) (条例上の上限金額) 駐輪場定期利用 <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">一般</td><td>1か月</td><td>2,500円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>7,000円</td><td>14,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">学生</td><td>1か月</td><td>2,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>5,500円</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>150円</td><td>400円</td></tr><tr><td>1時間利用</td><td></td><td></td><td>200円</td></tr></table> ※ 原付の1時間利用には、自二を含む 整理区画(1年間の整理手数料) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>8,000円</td></tr></table>			自転車	原付	一般	1か月	2,500円	5,000円	3か月	7,000円	14,000円	学生	1か月	2,000円	4,000円	3か月	5,500円	11,000円	1日利用		150円	400円	1時間利用			200円		自転車	原付		5,000円	8,000円	■手続 警告→撤去→保管(30日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪車 8,000円	
		自転車	原付																																									
一般	1か月	2,500円	5,000円																																									
	3か月	7,000円	14,000円																																									
学生	1か月	2,000円	4,000円																																									
	3か月	5,500円	11,000円																																									
1日利用		150円	400円																																									
1時間利用			200円																																									
	自転車	原付																																										
	5,000円	8,000円																																										
文京区 文京区自転車等の放置防止に関する条例	H 7 ・ 3 ・ 22	H 7 ・ 7 ・ 1	H 25 ・ 9 ・ 27	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■一時利用制 2時間まで無料 2時間後以降10時間ごとに自転車100円 ■定期利用制 年額24,000円(自転車)※経過措置有 ※文京シビックセンター幼児2人同乗用自転車駐車場(新設)は経過措置対象外	■手続 撤去→公示→保管(40日)→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 6,000円																																	
文京区 文京区自転車等駐車場条例	H 7 ・ 7 ・ 11	H 7 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 9 ・ 27	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	—	—	—																																	

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																						
					自転車	原付	自二																											
台東区 東京都台東区 自転車等の放置 防止及び自転車 等駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 15	S 60 ・ 2 ・ 1	H 25 ・ 6 ・ 26	H 26 ・ 3 ・ 25	○	—	—	指導 整理 区域	努力義務	■有料制 <table><tr><td colspan="3">自転車</td></tr><tr><td rowspan="3">隅田公園 鶯谷第5 御徒町駅</td><td rowspan="3">1か月</td><td>区内一般</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>区内高校生以下</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>区外一般</td><td>2,500円</td></tr></table> <table><tr><td colspan="3">自転車</td></tr><tr><td rowspan="3">上記以外</td><td rowspan="3">1か月</td><td>区内一般</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>区内高校生以下</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>区外一般</td><td>3,000円</td></tr></table>	自転車			隅田公園 鶯谷第5 御徒町駅	1か月	区内一般	1,500円	区内高校生以下	1,000円	区外一般	2,500円	自転車			上記以外	1か月	区内一般	2,000円	区内高校生以下	1,500円	区外一般	3,000円	■手続 移送→告示→1ヶ月 →処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■移送料 ○自転車 5,000円	
自転車																																		
隅田公園 鶯谷第5 御徒町駅	1か月	区内一般	1,500円																															
		区内高校生以下	1,000円																															
		区外一般	2,500円																															
自転車																																		
上記以外	1か月	区内一般	2,000円																															
		区内高校生以下	1,500円																															
		区外一般	3,000円																															
墨田区 墨田区自転車 の利用秩序及び 自転車駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 11 ・ 30	S 60 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 6 ・ 30	H 26 ・ 10 ・ 1	○	—	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 [10万円] [3万円]	■登録制 ・身体障害者手帳若しくは愛の手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる者 ・住居又は勤務先等が駅からおおむね700メートルを超える距離にある者 <table><tr><td>年間</td><td>2,000円</td></tr></table> ■使用料(条例上の上限金額) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額を納付しなければならない <table><tr><td>種別</td><td>使用料</td></tr><tr><td>定期利用</td><td>1台につき月額3,000円</td></tr><tr><td>当日利用</td><td>1台につき1日150円</td></tr></table> ■時間利用可能な自転車駐車場の使用料 2時間まで無料、以降1時間ごとに100円加算、ただし、24時間までごとに300円を上限とし、72時間までの利用	年間	2,000円	種別	使用料	定期利用	1台につき月額3,000円	当日利用	1台につき1日150円	■手続 撤去・保管→通知又は告示 →相当の期間→処分 ※利用者等を確認できない 機能喪失車は、直ちに処分 ■撤去費用 ○自転車1台につき2,000円															
年間	2,000円																																	
種別	使用料																																	
定期利用	1台につき月額3,000円																																	
当日利用	1台につき1日150円																																	
江東区 江東区自転車 の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 60 ・ 10 ・ 11	S 60 ・ 11 ・ 1	H 26 ・ 7 ・ 15	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 [10万円] [3万円]	■有料制(条例上の上限) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>2,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>150円</td><td>300円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	2,000円	4,000円	1日	150円	300円	■手続 移送→告示又は通知 →保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 5,000円														
	自転車	原付																																
1か月	2,000円	4,000円																																
1日	150円	300円																																
品川区 品川区自転車 等の放置防止 および自転車 等駐車場の整備に関する条例	H 13 ・ 4 ・ 1	H 13 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 12 ・ 9	H 26 ・ 2 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令	■有料制(条例上の上限) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>2,500円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>1日</td><td>150円</td><td>250円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	2,500円	3,500円	1日	150円	250円	■手続 警告→撤去→告示→ 保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円														
	自転車	原付																																
1か月	2,500円	3,500円																																
1日	150円	250円																																
目黒区 目黒区自転車 等放置防止条例	H 1 ・ 12 ・ 1	H 2 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■登録制(減免措置あり) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>年間</td><td>3,000円</td><td>3,000円</td></tr></table>		自転車	原付	年間	3,000円	3,000円	■手続 撤去→通知又は告示 →相当期間経過後処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,500円																	
	自転車	原付																																
年間	3,000円	3,000円																																
目黒区 目黒区立自転車等駐車場条例	H 10 ・ 3 ・ 31	H 10 ・ 4 ・ 1			○	○	○			■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自動二輪</td></tr><tr><td>1か月</td><td>2,000～ 2,600円</td><td>3,000～ 3,900円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>150円</td><td>300円</td></tr></table> 学割制あり：半額、その他減免あり		自転車	原付	自動二輪	1か月	2,000～ 2,600円	3,000～ 3,900円	6,000円	1日	100円	150円	300円		○										
	自転車	原付	自動二輪																															
1か月	2,000～ 2,600円	3,000～ 3,900円	6,000円																															
1日	100円	150円	300円																															

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																				
						自転車	原付	自二																									
大田区	大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例	S 63 ・ 3 ・ 18	S 63 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 15	※	○	○	○	放置禁止区域	義務付 (新築分) 立入検査 措置命令 公表	■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自動二輪</td></tr><tr><td>1か月</td><td>500～ 2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100～ 200円</td><td>200円</td><td>300円</td></tr></table> ■登録制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自動二輪</td></tr><tr><td>年間</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td>8,000円</td></tr></table>		自転車	原付	自動二輪	1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000円	1日	100～ 200円	200円	300円		自転車	原付	自動二輪	年間	3,000円	4,000円	8,000円	■手続 撤去→保管(30日)→ 処分 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪 10,000円 (ただし、自転車等駐 車場の不適正使用の 場合に適用) ※H25・4・1 うち、一部ただし書き H25・10・1	○
	自転車	原付	自動二輪																														
1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000円																														
1日	100～ 200円	200円	300円																														
	自転車	原付	自動二輪																														
年間	3,000円	4,000円	8,000円																														
世田谷区	世田谷区自転車条例	S 59 ・ 3 ・ 13	S 59 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 6 ・ 17	H 25 ・ 10 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>1,300～ 2,000円</td><td>2,500～ 3,000円</td></tr></table> ※それぞれ学割あり		自転車	原付	1か月	1,300～ 2,000円	2,500～ 3,000円	■手続 撤去→保管→法令に 基づき処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,000円	○														
		自転車	原付																														
1か月	1,300～ 2,000円	2,500～ 3,000円																															
	世田谷区立レンタルサイクルポート条例	H 5 ・ 11 ・ 12	H 6 ・ 1 ・ 10	H 23 ・ 3 ・ 8	H 23 ・ 4 ・ 1	○	—	—	—	—	<table><tr><td></td><td>自転車</td></tr><tr><td>一般</td><td>1か月 3,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>1か月 2,700円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td>300円</td></tr></table> ※1日利用は1回当たりの料金		自転車	一般	1か月 3,000円	学生	1か月 2,700円	1日利用	300円														
	自転車																																
一般	1か月 3,000円																																
学生	1か月 2,700円																																
1日利用	300円																																
渋谷区	渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	H 2 ・ 9 ・ 25	H 3 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■手続 撤去(公示)→保管 (1ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円																						
中野区	中野区自転車駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 31	S 61 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置規制区域	義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 [10万円] [3万円]	■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200～</td></tr><tr><td>1か月</td><td>900～ 2,500円</td><td>なし</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2400～ 6900円</td><td>なし</td></tr></table> ※ 杉山公園地下自転車駐車場、東中野駅前広場地下自転車駐車場における自転車の1日利用料金は150円 ※ 中野けやき通り自転車駐車場における原付・バイクの1日利用料金は300円 ■登録制 <table><tr><td></td><td>自転車</td></tr><tr><td>年間</td><td>7,200円</td></tr></table>		自転車	原付	1日	100円	200～	1か月	900～ 2,500円	なし	3か月	2400～ 6900円	なし		自転車	年間	7,200円	■手続 撤去→公示→保管 (1ヶ月)→売却→処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○				
		自転車	原付																														
1日	100円	200～																															
1か月	900～ 2,500円	なし																															
3か月	2400～ 6900円	なし																															
	自転車																																
年間	7,200円																																
	中野区自転車等放置防止条例	S 63 ・ 3 ・ 3	S 63 ・ 10 ・ 1								■整理区画 <table><tr><td></td><td>自転車</td></tr><tr><td>年間</td><td>7,200円、9,600円</td></tr></table>		自転車	年間	7,200円、9,600円																		
	自転車																																
年間	7,200円、9,600円																																

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対 象 車 両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																																		
						自転車	原付	自二																																																							
杉並区	杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例	S 59 ・ 9 ・ 29	S 60 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 12 ・ 8	H 28 ・ 4 ・ 1	○	-	-	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 金 (10万円) (3万円)	■登録制(有料) 年間4,000円 ■有料制 <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="3">一般</td><td>1か月</td><td>1,000～ 2,600円</td><td>4,200円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,900～ 7,400円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>4,800～ 12,500円</td><td>20,200円</td></tr><tr><td rowspan="3">学生等</td><td>1か月</td><td>800～ 2,400円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,300～ 6,800円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>3,600～ 11,300円</td><td>17,800円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>100円</td><td>200円</td></tr></table> ※1回使用(機械ゲート、個別電磁ロック式ラック)は24時間まで100円、入庫から最初の1時間は無料			自転車	原付	一般	1か月	1,000～ 2,600円	4,200円	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円	学生等	1か月	800～ 2,400円	3,800円	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円	1日利用		100円	200円	■手続 撤去→保管(30日)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○																						
			自転車	原付																																																											
一般	1か月	1,000～ 2,600円	4,200円																																																												
	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円																																																												
	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円																																																												
学生等	1か月	800～ 2,400円	3,800円																																																												
	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円																																																												
	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円																																																												
1日利用		100円	200円																																																												
杉並区自転車等駐車場条例	H 5 ・ 9 ・ 30	H 6 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 12 ・ 8	H 28 ・ 4 ・ 1	○	○	-	-	-																																																						
豊島区	豊島区自転車の放置防止に関する条例	S 62 ・ 10 ・ 14	S 63 ・ 4 ・ 1	H 19 ・ 3 ・ 19	H 26 ・ 6 ・ 20	○	○	-	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■有料制 <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1 日</td><td>100～ 150円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>650～ 3,000円</td><td>1,200～ 4,500円</td></tr></table> ※自転車は、コイン式時間制で6時間毎に100円			自転車	原付	1 日	100～ 150円	200円	1か月	650～ 3,000円	1,200～ 4,500円	■手続 撤去→告示→保管(30日)→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原 付 8,000円																																									
			自転車	原付																																																											
1 日	100～ 150円	200円																																																													
1か月	650～ 3,000円	1,200～ 4,500円																																																													
豊島区立自転車等駐車場条例	S 62 ・ 10 ・ 14	S 63 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 4 ・ 1	○	○	-	-	-																																																						
北 区	東京都北区自転車の放置防止に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 12	S 59 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 9 ・ 29	H 27 ・ 10 ・ 1	○	-	-	整理区域	努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 <table><tr><td>区 民</td><td>年間</td><td>4,110円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>8,220円</td></tr></table> ■有料制 学割あり、一部駐車場は下記より低額設定あり <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">区 民</td><td>1か月</td><td>1,540円</td><td>2,360円</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,260円</td><td>3,490円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table>	区 民	年間	4,110円	その他		8,220円			自転車	原付	区 民	1か月	1,540円	2,360円	その他	2,260円	3,490円	1日利用		100円	150円	■手続 移送→通知又は告示→1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円	○																													
	区 民	年間	4,110円																																																												
その他		8,220円																																																													
		自転車	原付																																																												
区 民	1か月	1,540円	2,360円																																																												
	その他	2,260円	3,490円																																																												
1日利用		100円	150円																																																												
東京都北区自転車等駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 12	S 61 ・ 3 ・ 12	H 27 ・ 7 ・ 3	H 27 ・ 10 ・ 1	○	○	-	-	-																																																						
荒川区	荒川区自転車の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 60 ・ 12 ・ 10	S 61 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 21	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	-	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■登録制(自転車のみ) 駅からの直線距離が700m以上の者 <table><tr><td>区 民</td><td>年間</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>6,600円</td></tr></table> ■有料制 <table><tr><td>区 民</td><td>一般</td><td>1か月</td><td>自転車</td></tr><tr><td rowspan="2">学生</td><td>1か月</td><td></td><td>2,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>一般</td><td>1か月</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td></td><td>2,800円</td></tr><tr><td rowspan="3">1日利用</td><td>2時間以内</td><td></td><td>無料</td></tr><tr><td>2時間超～8時間以内</td><td></td><td>100円</td></tr><tr><td>8時間超</td><td></td><td>200円</td></tr></table> <table><tr><td></td><td></td><td>原付</td></tr><tr><td>区 民</td><td>1か月</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>その他</td><td>1か月</td><td>6,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">1日利用</td><td>2時間以内</td><td>無料</td></tr><tr><td>2時間超～8時間以内</td><td>100円</td></tr><tr><td>8時間超</td><td>200円</td></tr></table>	区 民	年間	3,300円	その他		6,600円	区 民	一般	1か月	自転車	学生	1か月		2,000円			1,400円	その他	一般	1か月	4,000円	学生		2,800円	1日利用	2時間以内		無料	2時間超～8時間以内		100円	8時間超		200円			原付	区 民	1か月	3,000円	その他	1か月	6,000円	1日利用	2時間以内	無料	2時間超～8時間以内	100円	8時間超	200円	■手続 撤去→告示→2ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原 付 7,500円	○
	区 民	年間	3,300円																																																												
その他		6,600円																																																													
区 民	一般	1か月	自転車																																																												
学生	1か月		2,000円																																																												
			1,400円																																																												
その他	一般	1か月	4,000円																																																												
	学生		2,800円																																																												
1日利用	2時間以内		無料																																																												
	2時間超～8時間以内		100円																																																												
	8時間超		200円																																																												
		原付																																																													
区 民	1か月	3,000円																																																													
その他	1か月	6,000円																																																													
1日利用	2時間以内	無料																																																													
	2時間超～8時間以内	100円																																																													
	8時間超	200円																																																													
荒川区自転車等駐車場条例	H 7 ・ 12 ・ 8	H 8 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 10 ・ 10	H 26 ・ 10 ・ 1	○	○	-	-	-																																																						

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																																								
					自転車	原付	自二																																																													
自転車等の駐 車場の整備及 び放置の防止 に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 1	S 59 ・ 4 ・ 1			○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■登録制 駅からの直線距離が700m以上の者 <table><tr><td rowspan="2">区 民</td><td>6か月</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>12か月</td><td>4,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>6か月</td><td>2,650円</td></tr><tr><td>12か月</td><td>5,300円</td></tr></table> ■有料制（当日利用） <table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">自転車</td><td colspan="2">バイク</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>125cc超</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200円</td><td>300円</td></tr></table> ※ コイン式自転車駐車場については、場所により、24時間80円または12時間100円の設定もあり。 ■有料制（定期利用）：駐車場により異なる <table><tr><td></td><td colspan="2">自 転 車</td></tr><tr><td>1か月</td><td colspan="2">2,000円(ほか1,500、1,000、500円)</td></tr><tr><td>3か月</td><td colspan="2">5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)</td></tr><tr><td>6か月</td><td colspan="2">10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">原付、125cc以下の自動二輪車</td></tr><tr><td>1か月</td><td colspan="2">4,000円(ほか 3,000、2,000、1,000円)</td></tr><tr><td>3か月</td><td colspan="2">11,200円(ほか 8,400、5,400、2,800円)</td></tr><tr><td>6か月</td><td colspan="2">20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">125cc超の自動二輪車</td></tr><tr><td>1か月</td><td colspan="2">6,000円(ほか 4,500、1,500円)</td></tr><tr><td>3か月</td><td colspan="2">16,800円(ほか12,600、4,200円)</td></tr><tr><td>6か月</td><td colspan="2">31,200円(ほか23,400、7,800円)</td></tr></table>	区 民	6か月	2,000円	12か月	4,000円	その他	6か月	2,650円	12か月	5,300円		自転車	バイク		125cc以下	125cc超	1日	100円	200円	300円		自 転 車		1か月	2,000円(ほか1,500、1,000、500円)		3か月	5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)		6か月	10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)			原付、125cc以下の自動二輪車		1か月	4,000円(ほか 3,000、2,000、1,000円)		3か月	11,200円(ほか 8,400、5,400、2,800円)		6か月	20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)			125cc超の自動二輪車		1か月	6,000円(ほか 4,500、1,500円)		3か月	16,800円(ほか12,600、4,200円)		6か月	31,200円(ほか23,400、7,800円)		■手続 移送→告示→1ヶ月→ 廃棄物とみなし処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原動機付自転車または 排気量125cc以下の 自動二輪車 6,000円 ○排気量125ccを超える 自動二輪車 8,000円	○
区 民	6か月	2,000円																																																																		
	12か月	4,000円																																																																		
その他	6か月	2,650円																																																																		
	12か月	5,300円																																																																		
	自転車	バイク																																																																		
		125cc以下	125cc超																																																																	
1日	100円	200円	300円																																																																	
	自 転 車																																																																			
1か月	2,000円(ほか1,500、1,000、500円)																																																																			
3か月	5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)																																																																			
6か月	10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)																																																																			
	原付、125cc以下の自動二輪車																																																																			
1か月	4,000円(ほか 3,000、2,000、1,000円)																																																																			
3か月	11,200円(ほか 8,400、5,400、2,800円)																																																																			
6か月	20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)																																																																			
	125cc超の自動二輪車																																																																			
1か月	6,000円(ほか 4,500、1,500円)																																																																			
3か月	16,800円(ほか12,600、4,200円)																																																																			
6か月	31,200円(ほか23,400、7,800円)																																																																			

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																						
						自転車	原付	自二																																											
練馬区	練馬区自転車の適正利用に関する条例	S 60 ・ 12 ・ 12	S 61 ・ 7 ・ 1	H 28 ・ 6 ・ 23	H 28 ・ 6 ・ 23	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公表		■手続 撤去→告示→1ヶ月→ 法令の定めるところに より処理 ■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原付 7,000円																																							
	練馬区立ねり まタウンサイク ル条例	H 3 ・ 12 ・ 12	H 4 ・ 4 ・ 6	H 17 ・ 10 ・ 1	H 17 ・ 10 ・ 1	○	—	—	—	—	■有料制 学割あり <table><tr><th colspan="5">自転車・一般</th></tr><tr><th>半日</th><th>1日</th><th>1か月</th><th>3か月</th><th>6か月</th></tr><tr><td>100円</td><td>200円</td><td>2,000円</td><td>5,700円</td><td>9,600円</td></tr></table> ※半日は4時間以内、1日は24時間以内	自転車・一般					半日	1日	1か月	3か月	6か月	100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																									
	自転車・一般																																																		
半日	1日	1か月	3か月	6か月																																															
100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																																															
練馬区立自転車 駐車場条例	H 4 ・ 3 ・ 19	H 4 ・ 7 ・ 16	H 27 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	—	■有料制 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">自転車</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>屋根付</th><th>屋根無</th></tr><tr><td rowspan="3">一般</td><td>1か月</td><td>1,000～ 2,200円</td><td>1,000～ 1,700円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,800～ 6,200円</td><td>2,800～ 4,800円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>4,800～ 10,500円</td><td>4,800～ 8,100円</td></tr><tr><td rowspan="3">学生</td><td>1か月</td><td>500～ 1,700円</td><td>600～ 1,300円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>1,400～ 4,800円</td><td>1,700～ 3,700円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>2,400～ 8,100円</td><td>2,800～ 6,200円</td></tr><tr><td>1回利用</td><td>自転車 100円</td><td>原付 50ccまで</td><td>200円</td></tr></table> ※時間制利用導入施設あり <table><tr><th rowspan="3">原付 (50ccまで)</th><th>1か月</th><th>3,000円</th></tr><tr><th>3か月</th><th>8,000円</th></tr><tr><th>6か月</th><th>16,000円</th></tr></table>			自転車				屋根付	屋根無	一般	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円	3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円	6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円	学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円	1回利用	自転車 100円	原付 50ccまで	200円	原付 (50ccまで)	1か月	3,000円	3か月	8,000円	6か月	16,000円		
		自転車																																																	
		屋根付	屋根無																																																
一般	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円																																																
	3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円																																																
	6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円																																																
学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円																																																
	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円																																																
	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円																																																
1回利用	自転車 100円	原付 50ccまで	200円																																																
原付 (50ccまで)	1か月	3,000円																																																	
	3か月	8,000円																																																	
	6か月	16,000円																																																	
足立区	足立区自転車 等の駐車秩序 及び自転車等 駐車場の整備 に関する条例	S 58 ・ 3 ・ 19	S 58 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 [10万円] [3万円] ■承認制 駅からの直線距離が800m以上の者 ■有料制 障害者・高齢者(70歳以上)減額又は免除 学生割引や階層割引あり <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1日</td><td>120円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>2,100円</td><td>3,500円</td></tr></table> ※自転車の1日利用は、一部で50円、100円もあり		自転車	原付	1日	120円	200円	1か月	2,100円	3,500円	■手続 移送→告示→1ヶ月 →処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○																														
	自転車	原付																																																	
1日	120円	200円																																																	
1か月	2,100円	3,500円																																																	
葛飾区	葛飾区自転車 駐車場及び自 転車置場条例	S 57 ・ 3 ・ 11	S 57 ・ 5 ・ 10	H 28 ・ 10 ・ 14	規則で 定める日	○	—	—	整理区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 [10万円] 公表 ■承認制 限定駐車場は駅からの直線距離が 1,000m又は800m以上の者 その他は制限無し ■有料制 <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1か月</td><td>800～ 2,400円</td><td>3,000円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	800～ 2,400円	3,000円	■手続 撤去→通知又は告示→ 保管(2ヶ月)→自転車法 等により処分 ただし、 機能喪失車は廃棄物処 理法等により直ちに処分 又、程度のよいものは再 利用 告示の日から規定で定め る保管期間を経過しても なお保管自転車を返還す ることができない場合、 当該保管自転車を売却す ることができる ■撤去料 ○自転車 3,000円	○																																	
		自転車	原付																																																
1か月	800～ 2,400円	3,000円																																																	
葛飾区自転車の 安全利用及 び駐車秩序に 関する条例	S 57 ・ 7 ・ 7	S 57 ・ 7 ・ 30	H 28 ・ 3 ・ 28	H 28 ・ 6 ・ 23	○	—	—																																												
江戸川区	江戸川区自転 車等の駐車秩 序に関する条 例	S 62 ・ 3 ・ 25	S 62 ・ 9 ・ 1	H 25 ・ 12 ・ 20	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制 <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr><tr><td>一般</td><td>1,850円</td><td>3,700円</td><td></td></tr><tr><td>学生</td><td>1,030円</td><td>3,090円</td><td></td></tr><tr><td>1日利用</td><td>100円</td><td>210円</td><td>310円</td></tr></table>		自転車	原付	自動二輪	一般	1,850円	3,700円		学生	1,030円	3,090円		1日利用	100円	210円	310円	■手続 撤去→告示→保管 (15日)→処分 ■撤去料 自転車 3,000円 原付 3,500円																							
		自転車	原付	自動二輪																																															
一般	1,850円	3,700円																																																	
学生	1,030円	3,090円																																																	
1日利用	100円	210円	310円																																																
江戸川区自転車 駐車場条例	H 11 ・ 12 ・ 20	H 12 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 3 ・ 20	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	○																																												

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																									
						自転車	原付	自二																														
八王子市	八王子市自転車等の放置の防止に関する条例	H 3 ・ 4 ・ 12	H 3 ・ 10 ・ 1	-	-	○	○	-	自転車等放置禁止区域	義務付	-	■手続 通告又は警告→撤去→ 保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円																										
立川市	立川市自転車等放置防止条例	S 59 ・ 3 ・ 31	S 59 ・ 11 ・ 10	H 26 ・ 3 ・ 25	H 26 ・ 7 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table><tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>一般</td><td>1か月</td><td>1000～</td><td>2,700～</td></tr><tr><td>学生</td><td>1か月</td><td>600～ 1,500円</td><td>1,600～ 3,100円</td></tr><tr><td colspan="2">1日利用</td><td>70～130円</td><td>160～260</td></tr></table> ※自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、5時間を超え24時間まで上記1日利用料金、24時間を超え24時間まで毎上記1日利用料金 ※一部、自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、4時間毎に100円			自転車	原付	一般	1か月	1000～	2,700～	学生	1か月	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円	1日利用		70～130円	160～260	■手続 移送→保管→告示及び通知→告示した日から2月経過後、売却→売却できなかった自転車は、廃棄物処理法その他の法律に基づく措置 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円										
			自転車	原付																																		
一般	1か月	1000～	2,700～																																			
学生	1か月	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円																																			
1日利用		70～130円	160～260																																			
	立川市自転車等駐車場条例	H 17 ・ 6 ・ 1	H 17 ・ 6 ・ 1	H 28 ・ 7 ・ 7	H 28 ・ 10 ・ 1																																	
武蔵野市	武蔵野市有料自転車駐車場条例	S 57 ・ 4 ・ 1	S 57 ・ 4 ・ 1			○	○	-	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table><tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1か月</td><td>1,000～ 1,500円</td><td>なし</td></tr></table> ■利用登録制 (駅から直線距離500m以上の者) <table><tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td rowspan="2">市民</td><td>一般 6か月</td><td>3,000円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>学生 6か月</td><td>2,000円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>一般 6か月</td><td>4,000円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>学生 6か月</td><td>3,000円</td><td>4,500円</td></tr></table>			自転車	原付	1か月	1,000～ 1,500円	なし			自転車	原付	市民	一般 6か月	3,000円	4,500円	学生 6か月	2,000円	6,000円	その他	一般 6か月	4,000円	6,000円	学生 6か月	3,000円	4,500円	■手続 撤去→告示→30日→ 条例に基づき処分 ■撤去料 (撤去及び保管手数料) ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円	○
			自転車	原付																																		
1か月	1,000～ 1,500円	なし																																				
		自転車	原付																																			
市民	一般 6か月	3,000円	4,500円																																			
	学生 6か月	2,000円	6,000円																																			
その他	一般 6か月	4,000円	6,000円																																			
	学生 6か月	3,000円	4,500円																																			
	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	H 6 ・ 12 ・ 20	H 7 ・ 6 ・ 15			○	○	-	放置禁止区域	義務付																												
三鷹市	三鷹市自転車等の放置防止に関する条例	S 62 ・ 10 ・ 2	S 63 ・ 1 ・ 25	H 25 ・ 12 ・ 24	H 26 ・ 6 ・ 1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	※下記の種類の駐輪場あり ・定期利用駐輪場 ・一時利用駐輪場 ・無料駐輪場(サイクル・アンド・バスライドを含む)	■手続 撤去→通知又は告示→ 保管(2ヶ月)→ 処分(売却含む) ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付車 4,000円	○																									

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																
						自転車	原付	自二																					
青梅市	青梅市自転車等の放置防止に関する条例	H 4・3・31	H 4・10・1	H 24・6・28	H 25・4・1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	努力義務	—	■手続 移動→通知(告示)→60日→売却→廃棄物処理法により処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付車 2,000円																	
	青梅市有料自転車等駐車場条例	H 24・6・28	H 25・4・1	H 26・6・30	H 27・4・1	○	○	○	—	—	【定期利用】…1ヵ月単位 東青梅駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 原付1階:3,000円 青梅駅自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,600円 自転車3階:1,200円 原付1階:3,000円 河辺駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 自転車3階:1,600円 原付1階:3,000円 普通自動二輪(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 河辺駅南口自転車等駐車場 自転車:1,800円 原付:2,700円 普通自動二輪(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 普通自動二輪(総排気量0.250ℓ以下) 3,200円 【一時利用】…1日単位 東青梅駅北口、河辺駅北口、南口、青梅駅 共通 自転車:150円 原付:250円	—																	
府中市	府中市自転車の放置防止に関する条例	S 58・6・30	S 58・10・1			○	—	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 割引制度あり <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr><tr><td>1か月(定期)</td><td>800～2,000円</td><td>2,500円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>一時使用</td><td>100円</td><td>150円</td><td>200円</td></tr></table>		自転車	原付	自動二輪	1か月(定期)	800～2,000円	2,500円	3,000円	一時使用	100円	150円	200円	■手続 撤去→告示→60日→処分 ■撤去料 2,000円 ■保管料 14日まで無料 15日以降1日50円 限度1,000円					
		自転車	原付	自動二輪																									
1か月(定期)	800～2,000円	2,500円	3,000円																										
一時使用	100円	150円	200円																										
府中市	府中市立自転車駐車場条例	H 3・3・22	H 3・3・22			○	○	○	—	—																			
昭島市	昭島市自転車等の放置防止等に関する条例	H 3・9・24	H 4・4・1	H 19・12・1	H 20・1・1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付	■承認制(有料) 学生割引あり <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>1,000～2,000円</td><td>1,500～2,500円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>1,600～5,000円</td><td>3,500～6,500円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>3,200～10,000円</td><td>7,000～13,000円</td></tr></table>		自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	1,000～2,000円	1,500～2,500円	3か月	1,600～5,000円	3,500～6,500円	6か月	3,200～10,000円	7,000～13,000円	■手続 警告→撤去→保管→告示→60日→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円		
		自転車	原付																										
1日	100円	200円																											
1か月	1,000～2,000円	1,500～2,500円																											
3か月	1,600～5,000円	3,500～6,500円																											
6か月	3,200～10,000円	7,000～13,000円																											
昭島市	昭島市自転車等駐車場条例	H 10・10・1	H 11・7・1	H 27・3・31	H 27・4・1	○	○	—																					
調布市	調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例	H 9・12・18	H 10・4・1	H 28・10・1		○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 学生等割引制度あり ※駅からの距離別設定 <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr><tr><td>1か月</td><td>600～2,600円</td><td>2,500～3,200円</td><td>4,000～4,200円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>1,600～7,400円</td><td>7,000～9,100円</td><td>11,300～11,900円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>2,800～14,100円</td><td>13,200～17,400円</td><td>21,300～22,500円</td></tr></table>		自転車	原付	自動二輪	1か月	600～2,600円	2,500～3,200円	4,000～4,200円	3か月	1,600～7,400円	7,000～9,100円	11,300～11,900円	6か月	2,800～14,100円	13,200～17,400円	21,300～22,500円	■手続 移送→告示→30日→条例により処理 ■移送料 ○自転車 2,500円 ○バイク 5,000円	○
		自転車	原付	自動二輪																									
1か月	600～2,600円	2,500～3,200円	4,000～4,200円																										
3か月	1,600～7,400円	7,000～9,100円	11,300～11,900円																										
6か月	2,800～14,100円	13,200～17,400円	21,300～22,500円																										
調布市	調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H 11・12・22	H 12・4・1																										

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																	
						自転車	原付	自二																						
町田市	町田市自転車等の放置防止に関する条例	S 58 4 1	S 58 4 1	H 16 3 31	H 16 7 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■有料制、許可制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>1,200円～ 1,800円</td><td>2,500円～ 3,000円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	1,200円～ 1,800円	2,500円～ 3,000円	■手続 移送→表示→2ヶ月→告示→自転車法により処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円	○											
		自転車	原付																											
1か月	1,200円～ 1,800円	2,500円～ 3,000円																												
町田市自転車等駐車場条例	S 58 9 30	S 58 9 30	H 22 10 8	H 23 1 5	○	○	—	努力義務																						
小金井市	小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例	S 58 10 8	S 58 12 15	H 10 3 30	H 10 3 30	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 学生割引あり <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>1,200～ 2,000円</td><td>2,400～ 3,000円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円	■手続 撤去→2ヶ月→告示→処分 ■撤去料 ○自転車 1,500円 ○原付車 3,000円	○											
		自転車	原付																											
1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円																												
小金井市有料自転車駐車場条例	S 58 10 8	S 59 12 1	H 26 3 24	H 26 4 1	○	○	—																							
小平市	小平市自転車等の放置防止に関する条例	S 58 10 8	S 58 12 15	H 27 12 22	H 28 4 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>500 ～2,500円</td><td>2,000～ 2,700円</td></tr><tr><td>一時利用</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table> ※ 自転車：(1か月)は学割あり、(一時利用)は小平駅南口のみ150円		自転車	原付	1か月	500 ～2,500円	2,000～ 2,700円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→告示→保管(2ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	○								
	自転車	原付																												
1か月	500 ～2,500円	2,000～ 2,700円																												
一時利用	100円	150円																												
日野市	日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例	H 4 6 30	H 4 9 1	H 28 3 31	H 28 4 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■有料制(2か所)、その他は無料 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>500～ 3,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	500～ 3,000円	3,000円	1日	100円	150円	■手続 撤去→公示→保管(2ヶ月)→条例により処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,500円									
	自転車	原付																												
1か月	500～ 3,000円	3,000円																												
1日	100円	150円																												
東村山市	東村山市有料自転車等駐輪場条例	H 20 12 26	H 21 6 1	H 26 3 31	H 26 10 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制(有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1か所を含め、全19か所) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>一般 1か月</td><td>1,600～ 2,000円</td><td rowspan="2">3,000円</td></tr><tr><td>学生 1か月</td><td>1,200～ 1,500円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table> ■年間登録制駐輪場 <table><tr><td></td><td>自転車</td></tr><tr><td>一般</td><td>9,600円</td></tr><tr><td>学生</td><td>7,200円</td></tr></table>		自転車	原付	一般 1か月	1,600～ 2,000円	3,000円	学生 1か月	1,200～ 1,500円	1日利用	100円	150円		自転車	一般	9,600円	学生	7,200円	■手続 撤去→告示→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 1,100円 ○原付車 2,200円	
		自転車	原付																											
一般 1か月	1,600～ 2,000円	3,000円																												
学生 1か月	1,200～ 1,500円																													
1日利用	100円	150円																												
	自転車																													
一般	9,600円																													
学生	7,200円																													
東村山市自転車等の放置防止に関する条例	H 2 12 13	H 2 12 13	H 25 12 27	H 26 7 1	○	○	—																							
国分寺市	国分寺市自転車等の放置防止に関する条例	S 60 3 30	S 61 7 1	H 15 6 27	H 15 6 30	○	○	—	放置規制区域	努力義務	■承認制(有料) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>1,200円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>120～</td></tr></table> ※自転車の1か月は学割あり		自転車	原付	1か月	1,200円	2,000円	1日	100円	120～	■手続 撤去→告示(14日)→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○								
		自転車	原付																											
1か月	1,200円	2,000円																												
1日	100円	120～																												
国分寺市有料自転車等駐車場条例	H 17 3 30	H 17 4 15	H 27 10 1	H 28 4 1	○	○	—																							

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																									
						自転車	原付	自二																														
国立市	国立市自転車安全利用促進条例	S 56 ・ 3 ・ 25	S 56 ・ 5 ・ 20	H 27 ・ 7 ・ 1	H 27 ・ 7 ・ 1	○	—	—	整理区域	義務付	■承認制 <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr><tr><td>市内居住者 1ヶ月</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>3,500~4,500円</td></tr><tr><td>市外居住者 1ヶ月</td><td>2,000円</td><td>2,400円</td><td></td></tr><tr><td>市内居住者 1日</td><td>100円</td><td>150円</td><td>250~300円</td></tr><tr><td>市外居住者 1日</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※3階にある自転車駐車場、屋根のない自転車駐車場その他特別な理由により利用率が低いと市長が認めた自転車駐車場は表の額に100分の80を乗じて得た額(1ヶ月の自転車使用料にのみ適用) ※使用料の50/100減額、免除制度あり。		自転車	原付	自動二輪	市内居住者 1ヶ月	1,500円	1,800円	3,500~4,500円	市外居住者 1ヶ月	2,000円	2,400円		市内居住者 1日	100円	150円	250~300円	市外居住者 1日				■手続 撤去→告示(14日)→保管(2ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円						
	自転車	原付	自動二輪																																			
市内居住者 1ヶ月	1,500円	1,800円	3,500~4,500円																																			
市外居住者 1ヶ月	2,000円	2,400円																																				
市内居住者 1日	100円	150円	250~300円																																			
市外居住者 1日																																						
福生市	福生市自転車等の放置防止等に関する条例	H 6 ・ 9 ・ 30	H 7 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 3 ・ 30	H 28 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■承認制(有料) <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1か月</td><td>1,600~2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	1,600~2,000円	3,000円	1日	100円	150円	■手続 警告→撤去→告示→保管(3ヶ月)→所有権取得→処分 ■撤去保管料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円																	
		自転車	原付																																			
1か月	1,600~2,000円	3,000円																																				
1日	100円	150円																																				
	福生市自転車等駐車場条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24	H 28 ・ 3 ・ 30	H 28 ・ 7 ・ 1																																	
狛江市	狛江市自転車等の放置防止等に関する条例	H 9 ・ 10 ・ 1	H 9 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 29	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	努力義務	■手続 警告→撤去→保管→告示→通知→処分 ■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	—																										
狛江市	狛江市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則	H 11 ・ 7 ・ 7	H 11 ・ 10 ・ 1	H 21 ・ 3 ・ 24	H 21 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	努力義務	■手続 警告→撤去→保管→告示→通知→処分 ■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	—																										
東大和市	東大和市自転車等放置防止等に関する条例	H 7 ・ 3 ・ 28	H 7 ・ 10 ・ 1			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■無料 800m(自肅範囲) ■手続 撤去→公示→返還→保管(6ヶ月)→処分 ■移送料・手数料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円																											
清瀬市	清瀬市自転車等の放置防止に関する条例	H 2 ・ 10 ・ 1	H 3 ・ 1 ・ 10						放置禁止区域	努力義務	■無料 800m(自肅範囲) ■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可) <table><tr><th></th><th>自転車</th></tr><tr><td rowspan="2">一般</td><td>1か月 1,800~2,000円</td></tr><tr><td>3か月 4,800~5,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">学生</td><td>1か月 1,600~1,800円</td></tr><tr><td>3か月 4,200~4,800円</td></tr><tr><td colspan="2">1時利用 100円</td></tr></table> その他の駐輪場 <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td rowspan="2">一般</td><td>6か月 7,200円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>年間 14,000円</td><td>24,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">学生</td><td>6か月 5,000円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>年間 10,000円</td><td>24,000円</td></tr><tr><td colspan="2">一時利用 100円 150円</td></tr></table> ※一時利用は、1日1回当たりの料金		自転車	一般	1か月 1,800~2,000円	3か月 4,800~5,400円	学生	1か月 1,600~1,800円	3か月 4,200~4,800円	1時利用 100円			自転車	原付	一般	6か月 7,200円	12,000円	年間 14,000円	24,000円	学生	6か月 5,000円	12,000円	年間 10,000円	24,000円	一時利用 100円 150円		■手続 警告→撤去→保管(60日)→処分・リサイクル ■移送料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	
		自転車																																				
一般	1か月 1,800~2,000円																																					
	3か月 4,800~5,400円																																					
学生	1か月 1,600~1,800円																																					
	3か月 4,200~4,800円																																					
1時利用 100円																																						
	自転車	原付																																				
一般	6か月 7,200円	12,000円																																				
	年間 14,000円	24,000円																																				
学生	6か月 5,000円	12,000円																																				
	年間 10,000円	24,000円																																				
一時利用 100円 150円																																						
	清瀬市有料自転車等駐車場条例	H 7 ・ 7 ・ 1	H 7 ・ 9 ・ 22			○	○	—																														

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																												
					自転車	原付	自二																																	
東久留米市 東久留米市自転車等の放置防止に関する条例	S 63 ・ 3 ・ 31	S 63 ・ 4 ・ 1	H 16 ・ 12 ・ 27	H 16 ・ 12 ・ 27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■登録制(年間) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">自転車</th><th colspan="2">原付</th></tr><tr><th>屋根付</th><th>屋根無</th><th>屋根付</th><th>屋根無</th></tr><tr><td>一般</td><td>24,000円</td><td>20,400円</td><td>30,000円</td><td>25,200円</td></tr><tr><td>学生</td><td>14,400円</td><td>12,240円</td><td>18,000円</td><td>15,120円</td></tr></table> ■有料制(1日利用) <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>バイク</th></tr><tr><td>一般</td><td>100円</td><td>200円</td></tr><tr><td>学生</td><td>50円</td><td>100円</td></tr></table>		自転車		原付		屋根付	屋根無	屋根付	屋根無	一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円	学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円		自転車	バイク	一般	100円	200円	学生	50円	100円	■手続 撤去→告示→保管(2ヶ月)→処分・リサイクル ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円	
	自転車		原付																																					
	屋根付	屋根無	屋根付	屋根無																																				
一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円																																				
学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円																																				
	自転車	バイク																																						
一般	100円	200円																																						
学生	50円	100円																																						
多摩市 多摩市自転車等の放置防止に関する条例 多摩市営駐輪場条例	S 59 ・ 12 ・ 27 H 8 ・ 10 ・ 14	S 60 ・ 4 ・ 1 H 9 ・ 4 ・ 1	H 17 ・ 6 ・ 27 H 27 ・ 4 ・ 31	H 17 ・ 6 ・ 27 H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>バイク</th></tr><tr><td>1か月 1,800円</td><td>3,200円</td><td>4,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">一般</td><td>3か月</td><td>5,100円</td><td>9,300円</td><td>12,300円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>800円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">学生</td><td>3か月</td><td>2,100円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1日利用</td><td>100円</td><td>150円</td><td>200円</td></tr></table>			自転車	原付	バイク	1か月 1,800円	3,200円	4,200円	一般	3か月	5,100円	9,300円	12,300円	1か月	800円			学生	3か月	2,100円			1日利用	100円	150円	200円	■手続 撤去→告示→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円			
		自転車	原付	バイク																																				
		1か月 1,800円	3,200円	4,200円																																				
一般	3か月	5,100円	9,300円	12,300円																																				
	1か月	800円																																						
学生	3か月	2,100円																																						
	1日利用	100円	150円	200円																																				
稲城市 稲城市自転車等の放置防止に関する条例	S 60 ・ 4 ・ 1	S 60 ・ 4 ・ 1	H 24 ・ 3 ・ 29	H 24 ・ 6 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	—	■手続 警告→撤去→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○																												
羽村市 羽村市自転車等の放置防止に関する条例	H 3 ・ 3 ・ 26	H 3 ・ 10 ・ 1	H 22 ・ 9 ・ 15	H 22 ・ 10 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	—	■手続 撤去→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○																												
あきる野市 あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24	H 22 ・ 6 ・ 21	H 22 ・ 8 ・ 1	○	○	—	—	—	—	■手続 撤去→告示(通知)→60日→条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分																													
西東京市 西東京市自転車等の放置防止に関する条例	H 13 ・ 1 ・ 21	H 13 ・ 1 ・ 21			○	○	—	放置禁止区域	義務付	<table><tr><th>料金区分</th><th>月額は1か月あたりの料金 ()内は原付バイク料金</th><th>利用時間</th><th>利用対象</th></tr><tr><td rowspan="2">有料 無料も有</td><td>月額 500円～2,300円 一時利用 100円</td><td>午前4時～翌午前1時30分の箇所も有 午前6時30分～午後10時(日曜日・祝日・年末年始閉鎖) ※12月29日～1月3日は閉鎖の箇所も有</td><td rowspan="2">自転車</td></tr><tr><td>月額 原付バイク(3,000円) 月額 原付以外のバイク 3,500円 一時利用 200円</td><td>24時間</td></tr><tr><td>有料 無料も有</td><td></td><td></td><td>125ccまでのバイク</td></tr></table>	料金区分	月額は1か月あたりの料金 ()内は原付バイク料金	利用時間	利用対象	有料 無料も有	月額 500円～2,300円 一時利用 100円	午前4時～翌午前1時30分の箇所も有 午前6時30分～午後10時(日曜日・祝日・年末年始閉鎖) ※12月29日～1月3日は閉鎖の箇所も有	自転車	月額 原付バイク(3,000円) 月額 原付以外のバイク 3,500円 一時利用 200円	24時間	有料 無料も有			125ccまでのバイク	■手続 警告→撤去→保管(60日)→告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円															
料金区分	月額は1か月あたりの料金 ()内は原付バイク料金	利用時間	利用対象																																					
有料 無料も有	月額 500円～2,300円 一時利用 100円	午前4時～翌午前1時30分の箇所も有 午前6時30分～午後10時(日曜日・祝日・年末年始閉鎖) ※12月29日～1月3日は閉鎖の箇所も有	自転車																																					
	月額 原付バイク(3,000円) 月額 原付以外のバイク 3,500円 一時利用 200円	24時間																																						
有料 無料も有			125ccまでのバイク																																					
瑞穂町 瑞穂町自転車等の安全利用に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 14	S 60 ・ 4 ・ 1			○	○	—	—	義務付	■有料制、許可制 それぞれ学割あり <table><tr><th rowspan="2">町 民</th><th rowspan="2">1か月</th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1,500円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>2,000円</td><td>2,400円</td></tr></table>	町 民	1か月	自転車	原付	1,500円	1,800円	その他		2,000円	2,400円	■手続 警告→撤去→告示(14日)→保管(2ヶ月)→処分 ■保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付車 1,500円																			
町 民	1か月	自転車	原付																																					
		1,500円	1,800円																																					
その他		2,000円	2,400円																																					

5 放置禁止区域等の指定状況

平成28年6月末現在

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 (駅 名)
総 数		539	
区 部		409	
千 代 田 区	放置禁止	10	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町、大手町
中 央 区	放置禁止	9	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀、人形町、東京(八重洲口)
港 区	放置禁止	12	田町(東口・西口)、品川(港南口・高輪口)、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅周辺(南青山一丁目1番及び2番、芝浦ふ頭駅周辺(海岸三丁目19番、22番及び23番の一部)、六本木、表参道、麻布十番、赤坂見附、新橋、広尾駅
新 宿 区	放置禁止	30	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂、西新宿
文 京 区	放置禁止	17	後楽園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巣鴨、新大塚、水道橋、飯田橋
台 東 区	放置禁止	12	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、浅草(つくばエクスプレス)、稲荷町
墨 田 区	放置禁止	14	押上、小村井、鐘ヶ淵、菊川、錦糸町、京成曳舟、とうきょうスカイツリー、東あずま、東向島、曳舟、本所吾妻橋、森下、八広、両国
江 東 区	放置禁止	20	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京テレポート、亀戸水神、有明テニスの森
品 川 区	放置禁止	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横町、立会川、戸越、中延、武蔵小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイル、品川シーサイド
目 黒 区	放置禁止	13	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武蔵小山、目黒
大 田 区	放置禁止	34	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稲荷、天空橋、武蔵新田、西馬込、多摩川、下丸子、糀谷、蓮沼、久が原、大鳥居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鶴の木、大森海岸
世 田 谷 区	放置禁止	35	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳烏山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田、世田谷
渋谷区	放置禁止	14	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)
中 野 区	放置規制	14	中野、鷺ノ宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、落合、東中野、中野坂上、中野新橋、中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野
杉 並 区	放置禁止	22	阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、上井草、井荻、久我山、富士見ヶ丘、高井戸、西永福、東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、高円寺、下井草、八幡山、方南町、永福町、代田橋、浜田山、桜上水、下高井戸、中野富士見町
豊 島 区	放置禁止	17	池袋(東口・西口)、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巣鴨、巣鴨、目白、高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚、新大塚
北 区	整 理	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、王子神谷、板橋、西巣鴨、西ヶ原
荒 川 区	放置禁止	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前
板 橋 区	放置禁止	22	板橋、ときわ台、成増・地下鉄成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、浮間舟渡、下赤塚・地下鉄赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、西高島平、新高島平、新板橋

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 (駅 名)
練 馬 区	放置禁止	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園
足 立 区	放置禁止	23	綾瀬、千住大橋、京成関屋、牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人、見沼代親水公園
葛 飾 区	整 理	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、京成高砂、綾瀬、京成立石、柴又、新柴又
江 戸 川 区	放置禁止	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園
市 部		130	
八 王 子 市	放置禁止	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、八王子みなみ野
立 川 市	放置禁止	9	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松、泉体育館、柴崎体育館
武 蔵 野 市	放置禁止	3	武蔵境、吉祥寺、三鷹
三 鷹 市	放置禁止	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台
青 梅 市	放置禁止	3	青梅、河辺、東青梅
府 中 市	放置禁止	12	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨霊園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府、武蔵野台
昭 島 市	放置禁止	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川
調 布 市	放置禁止	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領
町 田 市	放置禁止	8	町田、成瀬、南町田、玉川学園前、相原、すすかけ台、多摩境、鶴川
小 金 井 市	放置禁止	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井
小 平 市	放置禁止	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市
日 野 市	放置禁止	10	日野、豊田、高幡不動、百草園、南平、平山城址公園、甲州街道、万願寺、程久保、多摩動物公園
東 村 山 市	放置禁止	5	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川駅北口
国 分 寺 市	放置禁止	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立
国 立 市	整 理	3	国立、谷保、矢川
福 生 市	放置禁止	5	福生、牛浜、熊川、拝島、東福生
狛 江 市	放置禁止	3	狛江、和泉多摩川、喜多見
東 大 和 市	放置禁止	5	東大和市、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道
清 瀬 市	放置禁止	2	秋津、清瀬
東久留米市	放置禁止	1	東久留米
多 摩 市	放置禁止	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田
稲 城 市	放置禁止	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台
羽 村 市	放置禁止	2	羽村、小作
西 東 京 市	放置禁止	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、西武柳沢

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊技場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

【区 部】

平成28年6月末現在

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
港 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台
新 宿 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台
墨 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
江 東 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
品 川 区	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
目 黒 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
世 田 谷 区	150㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
澁 谷 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分 は40㎡毎に1台
中 野 区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
杉 並 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
豊 島 区	150㎡以上	15㎡毎に1台	スーパーマーケット等 200㎡以上	20㎡毎に1台
			上記以外 400㎡以上	40㎡毎に1台
北 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
荒 川 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
板 橋 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
練 馬 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
足 立 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
葛 飾 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
江 戸 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、 健康増進施設	学習、教養、 趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
港 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は50㎡ 毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
新 宿 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は50㎡ 毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
墨 田 区	400㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※店舗面積5,000㎡を超える部分 は、基準面積の2倍毎に1台 ※病院及び診療所は、300㎡を超 えるもの15㎡毎に1台、5,000㎡ を超える部分は30㎡毎に1台
江 東 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
品 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
目 黒 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※飲食店400㎡を超えるものは 20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
世 田 谷 区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
渋谷区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡ を超える部分は 50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡ を超える部分は 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡ を超える部分は 30㎡毎に1台	※渋谷区土地利用調整条例 平成26年4月2日公布、 平成26年10月1日施行
中 野 区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	250㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台※	※200台を超える部分は、基準面 積の2倍毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供 する施設、150㎡を超えるものは 15㎡毎に1台
杉 並 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 算定した自転車駐車場の規模の 1/2
豊 島 区	250㎡以上	25㎡毎に1台	400㎡以上 40㎡毎に1台	150㎡以上 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
北 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	600㎡を超えるもの 30㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
荒 川 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
板 橋 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
練 馬 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
足 立 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業 地域
葛 飾 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業 地域
江戸川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	施設用途による必要 台数(1台以上)	施設用途による必要 台数(1台以上)	

【市 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台
立川市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
三鷹市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
青梅市	300㎡を超えるもの	30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	40㎡毎に1台
府中市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
昭島市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
調布市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
町田市	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	30㎡毎に1台
小金井市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
小平市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
日野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東村山市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国分寺市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国立市	建築延面積が 500㎡以上のもの	遊技場:延床面積15㎡毎に1台	建築延べ面積が 500㎡以上のもの	延床面積10㎡毎に1台
福生市	建築延面積が 500㎡以上のもの	15㎡毎に1台以上	建築延床面積が 500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
清瀬市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東久留米市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵村山市				
多摩市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
稲城市	建築延面積が 300㎡以上のもの	20㎡毎に1台	建築延べ面積が 300㎡以上のもの	10㎡毎に1台
羽村市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
西東京市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ	500㎡を超えるもの	設置義務のみ

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、 健康増進施設	学習、教養、 趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの、35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 35㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積10,000㎡を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立川市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵野市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は、基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分類されないものは、延面積が900㎡を超えるもの45㎡毎に1台
三鷹市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く)は、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については左記の規定により算定した自転車等駐車場の規模に店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、左記の方法で算出した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た台数とする
青梅市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
府中市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
昭島市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
調布市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
町田市	500㎡を超えるもの	40㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡を超えるもの40㎡毎に1台
小金井市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
小平市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
日野市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積200㎡を超えるもの20㎡毎に1台
東村山市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国分寺市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			
国立市	建築延面積が500㎡以上のもの	延床面積20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は延床面積20㎡毎に1台
福生市	建築延床面積が500㎡以上のもの	20㎡毎に1台以上			
清瀬市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
東久留米市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵村山市					「まちづくり条例」に延べ面積500㎡以上の集客建築物の延べ面積200㎡毎に1台
多摩市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
稲城市	建築面積が300㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積20㎡につき1台
羽村市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積で計算した台数の2分の1
西東京市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		教室面積が300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	左記の用途に分類されない施設は延べ面積が900㎡を超えるもの延べ面積45㎡毎に1台 1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ			

7 民営自転車駐車場の育成（補助事業）

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		27年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
目黒区	民営自転車等駐車場に対する助成	平成27年度	【補助対象】 以下の者には助成しない ・鉄道事業者 ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受けで設置し、又は経営している者 【補助条件】 ・駅から概ね200m以内 ・継続して3年以上運営すること ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること	A	0	0	0	0
大田区	大田区民営自転車等駐車場育成補助	昭和63年度 平成27年8月に改正	【補助対象】 ●対象事業 ①駅から概ね300m以内 ②収容能力が概ね30台以上 ③平地式は5年、立体自走式(地上式)は7年、立体自走式(地下式)及び立体機械式は10年以上運営されること ④設備や構造が利用者の安全を確保できるものであること ※駐車場の設置・経営を目的とする財団法人で、国その他の公共団体から寄付・補助金を受ける者が設置・経営する駐車場、条例の附置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業者等がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外 ●交付対象 ・駐車場の設置者(借地権者または借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く) 【補助条件】 ●建設費補助金 次のうち低い方の額 ①建設費の1/2の額 ②1台あたりの基準単価(別表)に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ●維持管理補助金 初年度交付から5年間交付 敷地及び立体構造で単独かつ専用施設である建物の固定資産税及び都市計画相当税額 ※鉄道事業者は対象外【補助額】	A	11	2,969 88,033	0	0
世田谷区	世田谷区民営自転車等駐車場育成事業	昭和59年度	【補助対象】 ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの 【補助条件】 ・平置き3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。 【補助額】 ・建設費の1/3以内。ただし平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度。 【その他】 ・対象箇所数は交付実績。収容台数は既に廃止になっているものを除く12箇所の収容可能台数。	A	21	1,777 42,682	1	133 1,817
中野区	中野区民営自転車駐車場設置補助	平成元年度	【補助対象】 ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者 ・収容台数:平置き50台・立体式又は機械式100台以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの 【補助条件】 ・運営期間:平置き3年・立体式又は機械式5年以上	A	2	232 8,300	0	0

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		27年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
杉並区	杉並区民営自転車駐車場育成補助	昭和60年度	(1)自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること (2)自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること (3)自転車の収容能力がおおむね30台以上である駐車場であること (4)主として通勤又は通学等であるため、一般区民の利用する自転車を収容する施設であること (5)当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること ※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。 (1)鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場 (2)条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場(附置義務) 【建設費補助金】 補助金の交付額は、次のとおりとする。 (1)建設費 標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額)又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。 (2)管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。	A	9	1,188	0	0
北区	北区民営自転車駐車場助成	昭和61年度	【対象・条件】 ・民営自転車駐車場の設置者 ・継続して6年以上運営すること。 ・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。 ・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。 ・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できること。 ・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する。	A	1	180	180	180
荒川区	民営自転車駐車場育成補助	昭和61年度	【対象・条件】 ・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。 ・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。 ・継続して3年以上運営すること。 【補助額】 ○標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×21,000円 ②立体式駐車場 収容台数×42,000円 ○標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。 ○交付限度額 ①平置式駐車場 200万円 ②立体式駐車場 400万円	A	13	1,326	80	464
板橋区	民営自転車駐車場助成	昭和60年度	【補助対象】 ・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から概ね200m以内 【補助条件】 ①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20㎡以上 ②3年以上継続経営	A	不明	不明	0	0

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		27年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
足立区	民営自転車駐車場設置補助	昭和58年度	【対象・条件】 ・駐車場の設置(増改築を含む。)の目的が公共の用に供すると認められること。 ・駐車場の位置が鉄道駅等から概ね300m以内の地域であり、かつ近隣の自転車収容台数に余裕があると認められないこと。 ・駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が30台以上あること(原動機付自転車1台は自転車1.5台として換算する。)ただし、増改築の場合は、自転車等の収容能力が概ね30台以上増加すること。 ・増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること。 【補助額】 (1)設置費補助 ・標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の3分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×40,000円(原付 60,000円) ②立体式駐車場 収容台数×70,000円(原付100,000円) ・交付限度額 ①平置式駐車場 500万円 ②立体式駐車場 1000万円 (2)管理費補助 ・駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額(借地は除く) ・駐車場の収容台数のうち、時間単位の貸出し部分が1/2以上で、一回の利用につき2時間以上無料で利用させる時(無料部分が20台以上)は、収容台数1台につき年度ごと3,000円。ただし600,000円を限度とする。 ・交付期間 駐車場として税が賦課される初年度から3年間。	A	100	21,328	739	
						308,231	8,508	
葛飾区	葛飾区民営自転車等駐車場整備補助(要綱)	平成23年度	【補助対象】 ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保し、自転車等が有効に駐車でき、用件を備えた一般公共用自転車駐車場であること 【補助条件】 ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあること ②5年以上継続して運営されること ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること	A	20	2,676	332	
						64,593	11,420	
武蔵野市	民営自転車等駐車場設置費補助金	平成22年度	【補助対象】 ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 【補助条件】 ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置継続 【その他】 ・市長が別に定める	A	1	600	0	
						30,000	0	

種別	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	実績			
				発足からの累計		27年度	
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
3	三鷹市 三鷹市民営等自転車等駐車場育成補助金	昭和63年度		A 12	3,990	4	623
					36,753		5,725
	調布市 民営自転車駐車場設置費補助	昭和59年度	【補助対象】 ・平置式(簡易舗装, フェンス囲, 屋根, ラック付) ・立体式(ラック付) 【補助条件】 ・主として通勤・通学の利用者に供するために設置されるものであること。 ・自転車100台以上収容できるものであること。 ・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。 ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。 【その他】 ・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。	A 1	169	0	0
					1,338		0
	町田市 民営自転車等駐車場助成事業	平成3年度	【補助対象】 ・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。 【補助条件】 ・収容台数がおおむね50台以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。 【その他】 ・設置費は設置台数により1,200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。 ・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。	A 13	2,035	2	221
					140,117		12,230
	小金井市 小金井市民営自転車駐車場補助金交付要綱	昭和63年度	【補助対象】 ・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの 【補助条件】 ・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。	A 1	198	0	0
					3,472		0

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		27年度	
					対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)
小平市	小平市民営自転車等 駐車場補助	平成 20年度	【補助対象】 ・建設費補助金:自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1(消費税、解体費、用地購入費を除く) ・運営費補助金:建設費補助金を受けた施設の固定資産税相当額を、最初の賦課から3年間 【補助条件】 (1)主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上(原付は1.5台で換算)であること。 (2)立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。 (3)継続して5年以上運営すること。 (4)車種は、自転車及び原動機付自転車とする。	A・C	11	1,688 40,993	1	140 4,950
国分寺市	民営自転車等駐車場の育成 (国分寺市自転車等の 放置防止に関する条例)	昭和 59年度	【補助対象】 ・通勤又は通学等の利用者を対象とした民営有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に設置しようとする者に対し、必要に応じて、一定の助成措置を講ずることができる。 【補助条件】 ・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税 ・都市計画税の税額に相当する額を当該自転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した年度から3箇年に限り行うことができる。	C	0	0 0	0	0 0
稲城市	民間自転車等駐車場の育成等	昭和 59年度	【補助対象】 ・駐車場の設置 【補助条件】 ・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置	C	0	0 0	0	0 0
羽村市	民営有料自転車駐車場補助金	平成 3年度	【補助対象】 ・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場 【補助条件】 ●通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの ●自転車等を100台以上収容できる規模を有するもの ●利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できる構造及び設備を有するもの	A	0	0 0	0	0 0

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

調査対象：平成27年度

	調 査 名	調査時期	調 査 対 象	調 査 項 目・内 容
千代田区	放置自転車台数調査	年4回	駅周辺の放置自転車台数調査	放置台数調査
新宿区	放置自転車台数調査	毎年5月・10月	駅周辺の放置自転車台数調査	5月：自転車・第一種原動機付自転車 10月：自転車・第一種原動機付自転車・自動二輪車
江東区	駅周辺自転車台数調査	年2回 (5・10月)	放置自転車禁止区域内の乗入自転車・原付・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数
杉並区	駅周辺自転車台数調査	年5回 (4・6・9・11・2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	①駐輪場等置場内乗入台数 (自転車・バイク) ②駐輪場等置場外乗入台数 (自転車・バイク)
練馬区	放置自転車実態調査	5月・11月	放置禁止区域内の自転車(原付含む)と大型バイク	①乗入台数 ②放置台数 ③自転車駐輪場利用台数 ④自転車駐輪場整備台数
葛飾区	放置自転車実態調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の乗入自転車・原付車	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数 ③民間駐輪場収容台数
江戸川区	駐輪場利用台数調査	毎年 5月・10月	自転車駐輪場内の自転車や原付車	駐輪場別利用台数
	駅別放置自転車等台数調査		区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査 (駅周辺の各地点毎に調査)
八王子市	自転車等台数調査	毎年 6月・10月・2月	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
立川市	実態調査	毎月25日前後 (平日)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
三鷹市	自転車等駐輪台数調査	5月・10月	自転車、原動機付自転車、自動二輪車	①駅周辺に設置された自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
青梅市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬～下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐車台数
府中市	駅周辺自転車駐輪場台数調査	毎年10月	市内14駅周辺に駐車又は放置している自転車及び自動二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
町田市	町田駅周辺放置自転車実態調査	6月・11月	自転車、原動機付自転車、自動二輪車	自転車・原付・バイクの放置禁止区域内、外それぞれの放置台数
日野市	駅周辺自転車台数調査	年2回 (6・10月)	駅周辺の放置自転車等、民間を含め市内の駐輪場台数調査	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
狛江市	駅周辺自転車等乗入調査	毎月上旬	駅周辺の放置自転車等、民間を含め市管理の駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
多摩市	放置自転車等台数調査	毎年 10月	市内4駅周辺における駐輪場利用台数及び放置台数の調査	自転車・原付(50ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・台数調査

第3 財政制度

- 1 自転車等に関する財政制度
- 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)
- 3 社会資本整備総合交付金(道路事業)
- 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)
- 5 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))
- 6 特別区都市計画交付金(都支出金)
- 7 市町村土木費補助事業(都支出金)
- 8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業
- 9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度

(1) 財 源

○は区または市町村に適用
◎は区市町村・民営に適用

使途が特定されない財源

- 地方税等 ————— 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
- 特別区財政調整交付金 ————— 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金
(普通交付金)

使途が特定されている財源

- 国庫支出金
交通安全対策特別交付金 ————— 交通安全施設（自転車駐車場を含む）の整備に
充当
- 国庫補助金
特定交通安全施設等整備事業 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
(都市計画事業を除く)
- 社会資本整備総合交付金
 - ①道路事業 ————— 都市計画自転車駐車場が対象
 - ②都市再生整備計画事業等 ————— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計
画等に位置付けられている自転車駐車場が対象
 - ③都市・地域交通戦略推進事業 ————— 市町村(特別区を含む)が作成した総合交通戦略な
どに位置付けられている自転車駐車場が対象
 - ④道路事業（防災・安全交付金） ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
- 都支出金
 - ①特別区都市計画交付金 ————— 特別区の都市計画事業に対して交付
 - ②市町村土木補助 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場に対し
て支給
- 地方債
- 東京都区市町村振興基金条例に
よる貸付 ————— 区市町村が整備する駐輪場
(区市町村が行う貸付に係る事業を含む) に
対して融資

他の団体からの補助等

- (一財)日本自転車普及協会による
自転車駐車場設置事業 ————— 区市町村に無償貸与（期間満了後無償譲渡）
- ◎(公財)自転車駐車場整備センターに
よる自転車駐車場設置事業 ————— センターが一定期間有料で運営
(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

(2) 補助制度等の概要(国庫支出金を除く)

主体	事業名	条 件 等	補 助 率 等	備 考
国	社会資本整備総合交付金(道路事業)	都市計画事業として設置する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.5/10以内	平成22年度開始
	特定交通安全施設等整備事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度から平成21年度まで
	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)等)	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場(市町村が取得する場合に限り、購入を含む)	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計・ 社会資本総合整備事業費・ 社会資本整備総合交付金
	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業(旧都市交通システム整備事業))	立地適正化計画、交通結節機能高度化計画、総合交通戦略及び歴史的風致維持向上計画のいずれかに定められた又は定められることが確実と見込まれる区域における自転車駐車場 全体事業費1億円以上 駐車台数200台以上(ただし、交通戦略等の要件を満たす場合は、50台以上)	設計費、施設整備費の1/3 (ただし、総合交通戦略の区域に該当し、環境モデル都市に該当する地区は1/2)	平成19年度開始
	社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金))	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.5/10以内	平成22年度開始
都	特別区の都市計画事業	都市計画事業にかかる道路の附属物として整備する自転車駐車場	特別区の都市計画事業に要する一般財源の概ね25%	都費補助要綱(単年度要綱)に基づく
	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	事業費の1/2以内 (ただし、補助の対象は事業費の25%とし、75%は起債充当額である)	昭和48年度から59年度まで 補助率1/2
財 団 法 人	(一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車が約300台以上ある〔見込まれる〕駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能なこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会とする	建設費総額(設計料を含む)の1/2を協会が負担 ※負担限度額: ①収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては2,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない	①完成後の施設は区市町村に6年間無償貸与し、貸与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐輪場運営・維持管理は全て区市町村が行い、経費は当該区市町村の負担
	(公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場の設置	区市町村等からの要請	センター負担額は、施設の規模・運営方法等により異なるので、協議により決定	施設完成後、センターが一定期間直接管理運営(直営)するか、又は設置希望者に有償で貸与。期間満了後、区市町村に無償で譲渡

2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政担当・市町村課交付税係担当所管)

(1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16～21条

政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令

省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

(2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設（昭和49年度から自転車駐車場を含む。）の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び区市町村に交付するものである。原資は、道路交通法第128条第1項により納付された反則金等である。

(3) 発足年度

昭和43年度

(4) 交付額

①都の基準額

$$\begin{aligned} & \text{交付時期ごとの} \\ & \text{交付金の総額} \times \left\{ \frac{\text{都の交通事故発生件数}}{\text{全国の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{都の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} \right. \\ & \left. + \frac{\text{都内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

②都分交付額

都の基準額 - 都内区市町村交付額の合算額

③区市町村分交付額

$$\begin{aligned} & \frac{\text{都の基準額}}{3} \times \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \right. \\ & \left. \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該区市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村が管理する改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

なお、道路法第17条第2項及び第3項の規定により一般国道若しくは都道の管理を行う区市又は町村においては、上記算定とは別に算定した額を加算し交付する（交通安全対策特別交付金等に関する政令第4条第4項）。

【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した道路交通法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

【改良済道路の延長】

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものをいう。

④最低交付限度基準額

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

(5) 交付時期

毎年度9月、3月に交付する。

(6) 交付状況(過去10か年の決算額)

(単位:百万円)

		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
東京都		4,787	4,684	4,141	4,103	3,854	3,724	3,663	3,451	2,968	3,102
区市町村	特別区	1,599	1,563	1,379	1,365	1,280	1,235	1,214	1,137	974	1,021
	市町村	794	778	691	686	646	625	617	586	509	529
	小計	2,393	2,341	2,069	2,051	1,926	1,861	1,831	1,723	1,482	1,550
合 計		7,180	7,025	6,210	6,154	5,780	5,585	5,494	5,174	4,450	4,652

※ 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。

3 社会資本整備総合交付金(道路事業)

(国土交通省都市・地域整備局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、
東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設係所管)

※平成22年度より都市計画自転車駐車場整備事業から社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根拠

法律 都市計画法第11条(昭和53年度発足)

要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成28年10月7日最終改正)

(2) 採択基準(参考)

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、事業費500,000千円以上のもの。
(ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。)

- ① 三大都市圏(東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏)又は人口10万以上の都市圏(通勤圏)の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤通学目的に利用する自転車(原動機付自転車を含む。以下同様)の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車の駐車需要に関する「自転車駐車施設整備計画」を策定し、その一環として整備する自転車駐車場であるもの。
- ③ 放置自転車台数(又は、5年後の推定放置台数)が500台以上のもの。ただし、鉄道駅等の交通結節施設と合築される等一体的に整備される自転車駐車場については、本要件を適用しない。
- ④ 自転車駐車場の敷地面積が100㎡以上、駐車台数が200台以上のもの。ただし、鉄道駅から概ね200m以内に位置する複数の自転車駐車場を一体的に整備する場合には、1箇所100台以上を限度に、その合計が100㎡以上、200台以上のもの。(道路改築と一体的に整備する場合に限る。)
- ⑤ 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。
なお、「都市計画自転車駐車場整備事業の取扱い」(昭和54年5月1日付街路課事務連絡)によれば、自転車駐車場は道路の附属物(道路法第2条、道路法施行令第34条の3)として行うので道路の区域決定を行うこと、とされている。

(3) 補助率

5.5/10(用地費・工事費とも)

(4) 参 考 : 建設省都市局通達等

- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
 - イ 面積 100㎡以下の自転車駐車場
 - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場
- ② 「道路附属物」である自転車駐車場は無料公開が原則であるが、地方自治法第227条の「手数料」を徴収することができる。

自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)

区市町村の駐車場状況の把握（既存資料等による）



区市町村における自転車駐車場整備についての基本的考え方の整理

- ・地区ごとの駐車問題の把握
- ・自転車駐車場整備の全体的方針
- ・放置駐輪対策の基本的考え方



整備する地区の選定



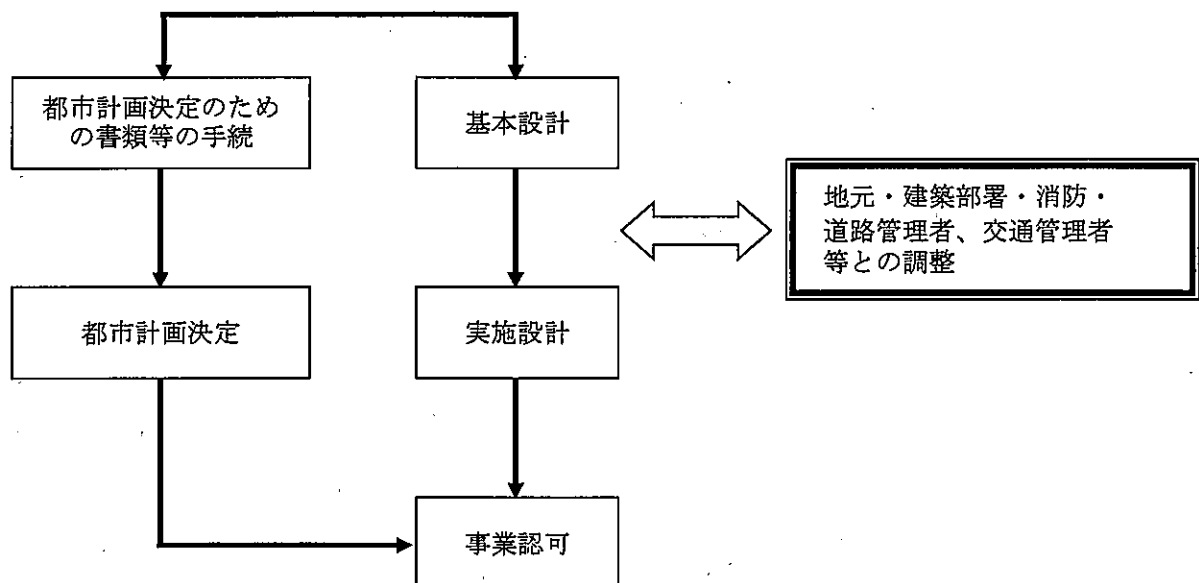
○自転車駐車施設整備計画の策定○

【盛り込むべき内容】

- ・自転車駐車場整備についての基本的な考え方
- ・自転車駐車場を整備すべき区域
- ・整備区域における将来自転車駐車需要台数
- ・今後整備すべき自転車駐車場の台数
- ・整備区域内道路における自転車放置の規制の方針
- ・地方公共団体における自転車駐車場の管理体制
- ・整備区域内の自転車（歩行者）道路整備の方針
- ・自転車駐車場が整備されるまでの自転車駐車に対する暫定処理方針

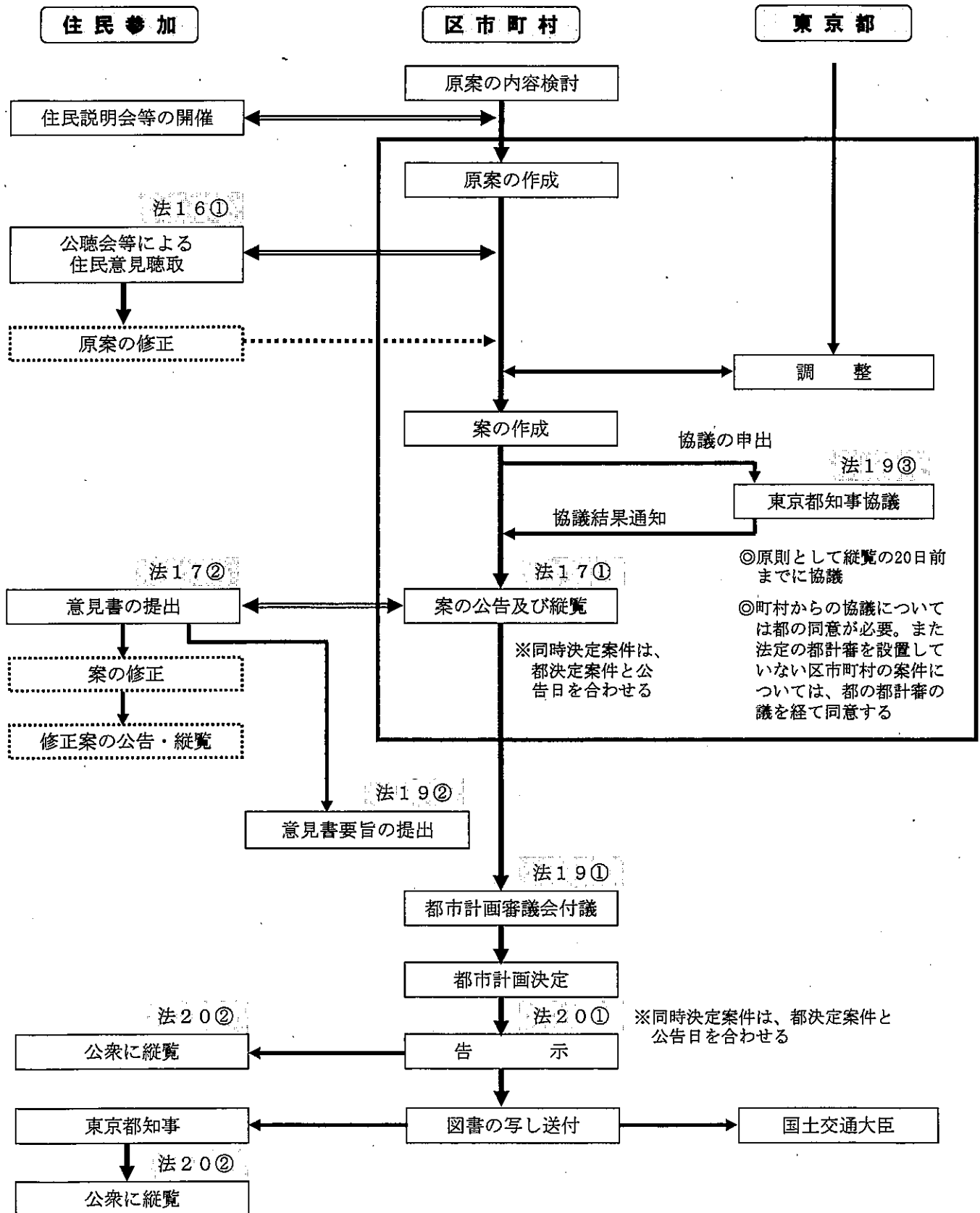
【その他】

自転車駐車場の概略設計図、資金計画



都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

[都市計画手続]



(5) 実績

都市計画自転車駐車場一覧

平成28年9月30日現在

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (㎡)	構造	計画 台数	管 理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
板橋 1	志村	志村3	S54.1.16	1,840	上1	1,000	区	53~56	33(3)	○	都営三田線
国立 1	国立駅南第1	北1	S54.3.22	900	上3	1,700	市	54	156(9)	○	J R
多摩 1	多摩センター駅東	大字落合 字長久保	S54.4.2	2,560	上2	1,200	市	54~55	22(2)	○	小田急線・ 京王線
板橋 2	高島平駅第1	高島平3	S55.1.23	1,200	上1	1,650	区	56	30(2)	○	都営三田線
板橋 3	高島平駅第2	高島平3	S55.1.23	850	上1	850	区			○	都営三田線
足立 1	谷中	谷中4	S55.3.4	520	上1	450	区			未	小千代田線
荒川 1	南千住	南千住2	S57.6.30	290	上1	210	区	57	51(24)	○	J R
江戸川 1	船堀	船堀2	S58.1.11	1,300	上2	2,300	区	58	82(4)	○	都営新宿線
江戸川 2	小松川	小松川1	S58.11.30	1,010	上1	500	区	63~1	12(2)	○	都営新宿線
練馬 1	小竹町	小竹町2	S59.11.15	680	上1	510	区	59~60	55(11)	○	小有楽町線
板橋 4	小竹・向原	向原1	S59.11.27	490	上1	400	区	59~60	5(1)	○	小有楽町線
荒川 3	西日暮里	西日暮里5	S60.6.14	650	上1	790	区	60	43(5)	○	J R
北 1	王子北口	王子1	S60.6.13	660	上1	650	区	60	50(8)	○	J R
北 2	王子南口	柴町	S60.6.13	390	上2	460	区	60	48(10)	○	J R
北 3	王子・中央口	王子1	S61.3.18	850	上2	1,090	区	61	124(11)	○	J R
板橋 5	成増駅北口	成増3	S61.8.12	260	上2下1	440	区	61~2	88(20)	○	東武東上線
豊島 1	池袋西	西池袋3	S62.3.31	2,820	下1	1,900	区	62	596(31)	○	J R
杉並 1	新高井寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2.1.26	2,500	下1	1,800	区	3~11	1,772(98)	○	小丸ノ内線
台東 1	隅田川公園	花川戸1	H4.2.1	1,400	下1	1,000	区	3~6	1,390(139)	○	東武伊勢崎線 (浅草)
大田 1	西蒲田公園	西蒲田8	H4.3.4	1,500	下1	1,550	区	4~5	937(60)	○	J R・ 東急線
杉並 2	井荻南	下井荻5	H4.11.9	1,200	下1	700	区	5~9	282(40)	○	西武新宿線
杉並 3	井荻北	井荻3	H4.11.9	600	下1	300	区	5~9	166(55)	○	西武新宿線
江戸川 3	平井北	平井5	H5.3.1	2,800	下1	3,000	区	5~6	1,600(53)	○	J R
中央 1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5.10.27	710	下1	300	区	5~7	360(120)	○	都営新宿線
清瀬 1	清瀬駅北口	元町1	H6.3.4	2,500	下1	2,500	市	6~7	1,230(49)	○	西武池袋線
墨田 1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3	H6.3.17	3,400	下1	3,000	区	6~8	1,492(50)	○	J R・ 小半蔵門線
台東 2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7.3.28	990	上1下1	680	区	7~12	1,851(272)	○	T X・ 都営大江戸線
八王子 1	八王子駅北口	旭町	H7.3.22	1,500	下1	1,000	市	7~10	928(93)	○	J R
港 1	麻布十番	麻布十番1	H7.3.24	1,800	下1	450	区		600(133)	未	都営大江戸線・ 小南北線
世田谷 1	三軒茶屋北	太子堂2	H7.8.10	220	上6	520	区	7~8	200(38)	○	東急田園都市線
豊島 2	駒込駅北	駒込2	H7.8.15	1,000	下1	850	区	7~9	730(85)	○	J R・ 小南北線
台東 3	新浅草第1	浅草1, 西浅草2	H7.11.8	1,200	下1	460	区	15~17	935(203)	○	T X
台東 4	新浅草第2	浅草2, 西浅草3	H7.11.8	960	下1	300	区	15~17	765(255)	○	T X
江東 1	森下駅	森下1, 2	H7.11.24	1,100	下1	570	区	8~11	510(89)	○	都営大江戸線・ 都営新宿線
江東 2	清澄駅	清澄3, 白河 1, 三好1	H7.11.24	1,200	下1	280	区	8~11	539(193)	○	都営大江戸線
中央 2	月島駅	月島1, 2, 3, 4	H8.1.5	2,200	下1	750	区	8~11	580(77)	○	都営大江戸線・ 小有楽町線
中央 3	勝どき駅	勝どき1, 2, 3, 4	H8.1.5	2,100	下1	500	区	8~11	642(128)	○	都営大江戸線
中央 4	築地駅	築地5	H8.1.5	1,400	下1	500	区	8~11	550(110)	○	都営大江戸線
中野 1	東中野駅	東中野3, 4	H8.7.4	1,700	下1	1,030	区	8~10	933(91)	○	都営大江戸線・ J R

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (㎡)	構造	計画 台数	管 理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
中野 2	中野坂上駅	中央1, 2	H8. 7. 4	1, 700	下1	1, 130	区	8~10	945(84)	○	都営大江戸線・ 有明線
港 2	品川駅東口	港南2	H8. 7. 22	1, 900	下1	1, 000	区	8~12	1, 600(160)	○	J R
足立 2	青井駅	青井3	H9. 1. 10	2, 400	下1	2, 000	区	9~16	1, 040(52)	○	T X
江戸川 4	西葛西駅南	西葛西6	H9. 1. 14	2, 400	下1	2, 000	区	9~11	3, 600(80)	○	有明線
江戸川 5	西葛西駅北	西葛西3, 5	H9. 1. 14	2, 600	下1	2, 500	区	9~11		○	
葛飾 1	亀有駅南口公園下	亀有3	H9. 10. 31	2, 000	下1	1, 000	区	9~11	878(88)	○	J R
豊島 3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10. 1. 21	450	上機	1, 220	区	12~13	1, 129(93)	○	J R・ 都営三田線
豊島 4	池袋駅東	東池袋1	H10. 1. 21	800	下1	590	区	10~11	550(93)	○	J R
調布 1	飛田給駅北	飛田給1	H10. 2. 26	2, 700	下1	1, 300	市	10~11	896(69)	○	京王線
大田 2	大森町駅	大森西3	H11. 3. 8	300	上2	310	区	25~26	87(28)	事	京急線
大田 3	梅屋敷駅	大森西6	H11. 3. 8	400	上2	480	区	25~26	148(31)	事	京急線
大田 4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11. 3. 8	500	上2	710	区	25~26	146(21)	事	京急線
大田 5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11. 3. 8	400	上2	540	区	25~26	102(19)	事	京急線
大田 6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11. 3. 8	1, 000	上2	1, 390	区	31~32	313(26)	事	京急線
大田 7	粕谷駅	西粕谷4	H11. 3. 8	600	上2	840	区	25~26	99(12)	事	京急線
葛飾 2	お花茶屋駅北口	お花茶屋 1、白鳥2	H11. 8. 4	2, 600	下1	1, 600	区	11~15	2, 098(131)	○	京成線
江東 3	住吉駅	住吉2	H11. 10. 27	1, 700	下1	620	区	12~14	1, 116(180)	○	有明線・ 都営新宿線
江戸川 6	瑞江駅南	瑞江2	H12. 3. 1	2, 400	下2	4, 000	区	13~17	3, 400(85)	○	都営新宿線
墨田 2	錦糸町駅南口	江東橋3, 4	H12. 8. 1	1, 200	下1	600	区	13~14	700(120)	○	有明線・ J R
杉並 4	高円寺北	高円寺北3	H12. 9. 11	1, 300	上3	2, 500	区	13~15	1, 445(57)	○	J R
品川 1	天王洲アイル駅	東品川2	H12. 11. 20	1, 000	下1	520	区	13~14	665(127)	○	りんかい線
荒川 4	南千住駅東口	南千住4	H12. 12. 20	1, 000	上3下1	1, 500	区	13	424(28)	○	有明線・ (荒川2廃止)
江戸川 7	一之江駅西	春江町4	H13. 3. 1	3, 000	下1	2, 500	区	14~16	1, 200(48)	○	都営新宿線
大田 8	大岡山駅	北千束1	H13. 3. 5	800	下1	500	区	16~17	470(94)	○	東急目黒線
荒川 5	日暮里駅前	西日暮里2	H13. 12. 10	1, 900	下2	1, 300	区	14~19	1, 207(95)	○	J R
東村山 1	久米川駅北口地下	栄町	H15. 6. 16	1, 900	下1	1, 500	市	17~20	646(43)	○	西武新宿線
江戸川 8	葛西駅地下	中葛西5、 東葛西6	H15. 7. 4	5, 700	下1	9, 400	区	16~20	7, 260(77)	○	有明線
葛飾 3	新小岩東北	東新小岩1	H16. 4. 7	1, 100	上2	1, 500	区	16~21	1, 492(99)	○	J R
東村山 2	東村山駅西口地下	野口1	H16. 10. 20	2, 200	下1	1, 500	市	16~20	791(53)	○	西武新宿線
板橋 6	上板橋駅南口	上板橋1, 2	H16. 11. 15	2, 600	下1	1, 500	区			未	東武東上線
江戸川 9	船堀駅地上機械式	船堀4	H17. 3. 30	500	上機	1, 500	区	17~18	384(26)	○	都営新宿線
国分寺 1	国分寺駅北口地下	本町3	H19. 3. 7	2, 600	下1	3, 000	市			未	J R
練馬 2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22. 3. 31	2, 900	下2	1, 900	区	22~27	2, 239(118)	事	有明線
昭島 1	拝島駅南口	松原町4, 5	H24. 5. 22	3, 400	下1	2, 450	市	24~26	1, 467(60)	○	J R・ 西武拝島線
北 4	十条駅西口地下	上十条2	H24. 10. 2	4, 100	下1	1, 200	区			未	J R
中野 3	東中野駅前広場地下	東中野1	H24. 11. 26	400	下1	220	区	25~27	413(187)	○	都営大江戸線・ J R
江東 4	豊洲駅	豊洲2	H24. 12. 27	2, 600	下1	2, 000	区	25~27	2, 267(113)	○	有明線・ ゆりかもめ
渋谷 1	渋谷駅東口地下	渋谷2	H26. 6. 16	1, 800	下1	700	区			未	J R・東急東横 線・有明線
江戸川10	小岩駅南地下	南小岩6	H26. 10. 24	2, 000	上機	3, 000	区			未	J R
国立 2	国立駅南第1	中1	H27. 4. 7	1, 300	上3	2, 600	市	27~29	1371(53)	事	
調布 2	調布駅南地下	小島町2	H27. 11. 26	2, 900	下1	1, 900	市	28~30		事	
大田 9	蒲田駅東口地下	蒲田 5	H28. 2. 10	3, 200	下2	2, 800	区	28~37		事	
合 計	80箇所					107, 760					

※ 供用台数 83, 960台

※ ○……供用中 事……事業中 未……事業未着工 廃……廃止

4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

※平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業（昭和51年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 1/2（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地 上 2階3層	639	371,000	371,000
		石神井南自転車駐車場	765	地 上 3階3層	890	1,050,600	639,000
平成5～8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地 上 1階1層	300	324,000	296,000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下1階 4 層	880	196,560	186,000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地 上 1階1層	178	214,252	156,000
平成13年度	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地 上 1階1層	128	11,970	10,000
	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下1階 3 層	656	259,247	259,000
平成14～16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10層	1,700	809,375	732,000
平成17・18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1,524	682,144	632,000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293,266	217,000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172,758	51,000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12,692	1,700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66,348	43,000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382,059	131,300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場 (仮)	660	ラック式	140	24,675	10,000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12層	1,020	753,500	460,000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233,500	204,000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1,509	ラック式	1,004	824,118	812,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14層	794	378,774	366,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13層	414	207,327	202,000
合 計		20か所	9,985		11,969	7,268,165	5,779,000

5 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業等) (国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第47条
要 綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車場が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車場の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10,080	6,880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387,846	274,139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175.00	機械式地下立体	288	175,823	175,823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397.00	地上1階1層	400	4,182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332.31	地上1階1層	123	30,762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3,559.00	地下2階	2800	2,278,500	2,278,500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635.60	地上1階	390	64,547	63,753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200.00	地下タワー型4基	816	350,000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272.00	地上1階1層	196	39,564	39,500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2,146.36	地下1階	1500	756,513	720,500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486.25	地下自走式	231	46,647	39,375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124,950	84,485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775.00	鉄骨造2階2層	1200	111,596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1,308.00	地上2階	1004	89,901	56,450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3,080.36	鉄骨造地上2階	2620	924,951	924,951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133.74	地上1階	116	64,117	45,910
平成25年度	練馬区	練馬駅北地下自転車駐車場	1,088.75	地下1階	700	150,045	146,000
平成26年度	江東区	豊洲駅地下自転車駐車場	2,600.00	地下1階	2000	1,403,865	1,362,362
平成26年度	練馬区	東大泉自転車駐車場	808.32	地下1階	440	142,116	103,000
平成26年度	練馬区	大泉学園駅北第四自転車駐車場	345.47	地上3階地下1階	500	397,736	385,000
平成27年度	港区	桜田公園自転車駐車場	314.80	地下機械式2基	408	436,928	96,107
			19,969.96		16,901	7,990,669	7,260,735

5 社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金))

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行

※平成24年度補正予算より、社会資本整備総合交付金内「防災・安全交付金」による交付金事業

(1) 根 拠

法律：「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」

要綱：「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年度開始）

(2) 採択基準

「特定交通安全施設等整備事業」の採択基準に準ずるものとする。

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 5.5/10（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成22・23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐車場	497	平置き・ ラック併用	原付73 自転車372	83,611.5	80,000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐車場	916	平置き	自転車200	90,569	70,000
	足立区	高野駅西自転車駐車場	446.85	平置き・ ラック併用	原付 5 自転車155	工事費 45,453,450 用地費 57,898,000	24,000
平成26年度	三鷹市	三鷹台第4駐輪場	484.83	平置き	自転車347	用地費 154,930 (281.69㎡)	用地費 134,000 (249.54㎡)
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場 (事業1年目)	約2780	地下自走式	自転車3000	設計費 15,422	設計費 13,400

6 特別区都市計画交付金(都支出金)

(東京都総務局行政部区政課財政担当所管)

(1) 対象等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。
(昭和56年度発足)

(2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位:千円)

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成8年度	中 央	月島駅駐輪場	22,557	2,257
		勝どき駅駐輪場	22,660	2,060
		築地駅駐輪場	27,192	2,492
	台 東	元浅草駅駐輪場	2,472	372
	墨 田	錦糸町駅北口駐輪場	543,840	42,140
	江 東	森下駅駐輪場	85,490	6,690
		清澄駅駐輪場	20,600	1,900
	中 野	東中野駅駐輪場	52,210	7,910
		中野坂上駅駐輪場	52,210	7,910
	杉 並	新高円寺駐輪場	9,600	1,500
		井荻駐輪場	19,081	2,181
	豊 島	駒込駅北駐輪場	400,083	44,483
	江戸川	西葛西駅駐輪場	123,000	18,500
平成9年度	中 央	月島駅駐輪場	139,812	15,512
		勝どき駅駐輪場	78,620	8,720
		築地駅駐輪場	145,668	16,468
	台 東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江 東	森下駅駐輪場	95,047	10,347
		清澄駅駐輪場	46,522	6,722
	中 野	東中野駅駐輪場	568,515	61,615
		中野坂上駅駐輪場	711,678	77,178
	杉 並	新高円寺駐輪場	89,389	11,789
		井荻駐輪場	170,000	21,900
	豊 島	駒込駅北駐輪場	39,270	5,570
	足 立	青井駅駐輪場	102,829	16,629
平成10年度	中 央	月島駅駐輪場	186,209	24,309
		勝どき駅駐輪場	253,118	32,818
		築地駅駐輪場	156,179	20,479
	台 東	元浅草駅駐輪場	27,720	4,020
	江 東	森下駅駐輪場	105,533	14,133
		清澄駅駐輪場	218,183	28,083
	中 野	東中野駅駐輪場	409,153	53,453
		中野坂上駅駐輪場	276,019	35,819
	杉 並	新高円寺駐輪場	1,331	331
	豊 島	池袋駅東駐輪場	225,430	53,530
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	238,384	32,884
	江戸川	西葛西駅駐輪場	1,081,000	186,900
平成11年度	中 央	月島駅駐輪場	293,308	32,408
		勝どき駅駐輪場	344,638	38,138
		築地駅駐輪場	283,155	31,355
	台 東	元浅草駅駐輪場	100,000	10,100

年 度	区 名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成11年度	江 東	森下駅駐輪場	311,998	37,798
		清澄駅駐輪場	365,574	43,974
	豊 島	池袋駅東駐輪場	236,590	47,790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548,550	90,550
	江戸川	西葛西駅駐輪場	2,074,826	341,094
平成12年度	台 東	元浅草駅駐輪場	301,510	43,510
	江 東	住吉駅駐輪場	26,321	6,221
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	69,825	16,325
平成13年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	160,000	35,500
	江 東	住吉駅駐輪場	439,413	65,513
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	398,794	64,694
	足 立	青井駅駐輪場	185,000	27,500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305,900	49,000
		瑞江駅南駐輪場	435,400	83,800
		一之江駅西駐輪場	38,850	9,750
平成14年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	329,500	66,100
	江 東	住吉駅駐輪場	275,383	50,783
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	306,182	80,382
	足 立	青井駅駐輪場	216,300	42,300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544,285	137,885
		瑞江駅南駐輪場	404,216	83,016
		一之江駅西駐輪場	76,881	15,481
平成15年度	台 東	新浅草駅駐輪場	166,450	35,550
	足 立	青井駅駐輪場	534,407	136,307
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	746,400	205,300
		一之江駅西駐輪場	687,330	180,430
		葛西駅駐輪場	84,000	29,400
平成16年度	台 東	新浅草駅駐輪場	480,000	95,800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116,310	37,210
	荒 川	日暮里駅前駐輪場	20,000	3,500
	葛 飾	新小岩東北駐輪場	12,628	4,428
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	622,732	158,532
		一之江駅西駐輪場	785,178	201,378
		葛西駅駐輪場	286,205	100,205
平成17年度	台 東	新浅草駅駐輪場	1,034,017	265,817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271,536	61,836
	荒 川	日暮里駅駐輪場	4,458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36,410	11,810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633,538	184,338
		葛西駅駐輪場	1,517,340	405,040
平成18年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	355,641	35,066
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	25,488	5,188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,374,750	285,750
平成19年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	846,741	112,271
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	763,484	185,184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,430,249	503,649
平成20年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	318,414	76,614
	江戸川	葛西駅駐輪場	274,271	66,071
平成21年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	276,445	71,045

年 度	区 名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成22年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	24,785	8,685
平成23年度	なし			
平成24年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	379,220	131,220
平成25年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	1,007,518	208,536
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	113,000	19,800
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	266,050	56,067
平成26年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	2,136,073	444,583
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	95,042	16,621
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	745,112	259,812
平成27年度	大 田	大田第2号大森町駅自転車駐車場	105,037	27,237
	大 田	大田第3号梅屋敷駅自転車駐車場	2,287	887
	大 田	大田第4号京急蒲田駅西口自転車駐車場	168,462	45,562
	大 田	大田第5号京急蒲田駅東口自転車駐車場	154,727	54,227
	大 田	大田第6号雑色駅自転車駐車場	6,358	2,258
	大 田	大田第7号糀谷駅自転車駐車場	69,305	24,305
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	225,813	79,113
計				7,337,474

<参考> 特別区財政調整交付金

(東京都総務局行政部区政課都区財政調整担当所管)

1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

2 趣 旨

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

3 交付額(普通交付金)

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付金

(基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付)

基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算 定 内 容	算 定 額		
		25年度	26年度	27年度
経常的経費	自転車駐車場の維持・管理 (当該年度分)	1,116,748 (49.2)	1,188,275 (106.4)	1,232,591 (103.7)
	放置自転車対策 (当該年度分)	2,409,865 (153.6)	2,430,715 (100.9)	2,456,275 (101.1)
投資的経費	自転車駐車場の整備 (前年度実績)	549,165 (108.7)	808,537 (147.2)	887,376 (109.8)

[上段:需要額ベース、千円 下段:対前年比、%]

7 市町村土木費補助事業(都支出金) (建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

(1) 対 象 等

自転車駐車場補助率 二分の一 ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。	一、自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間 二、用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの。 三、施設は状況に応じて次にあげるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設
--	--

東京都土木費補助(交通安全施設等整備事業)採択基準より(平成11年度補助率見直し)

(2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

(3) 実 績

年 度	市町村数	箇所数	規 模		事業費 (千円)	補助金 (千円)	設 置 場 所
			面 積 (㎡)	台 数 (台)			
昭和48年度	5	7	1,897	1,320	33,132	16,297.5	小平市(一ツ橋学園駅前、鷹の台駅前)、東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市(東久留米駅前)、田無市(田無駅前)、府中市(東府中駅前、府中駅前)
昭和49年度	4	6	2,303	1,092	12,092	6,042.5	小平市(鷹の台駅前、新小平駅前、花小金井駅前)、府中市(分倍河原駅前)、三鷹市(三鷹台駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘駅前)
昭和50年度	5	5	1,348	798	6,316	3,158.0	立川市(立川駅前)、府中市(武蔵野台駅前)、小平市(小平駅前)、東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和51年度	7	9	2,106	1,564	12,745	6,372.5	秋川市(西秋留駅前)、日野市(豊田駅前)、立川市(立川駅前)、府中市(中河原駅前3ヶ所)、調布市(西調布駅前)、小平市(小川駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和52年度	5	8	2,843	2,506	15,290	7,645.0	青梅市(河辺駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘駅前2ヶ所)、府中市(武蔵野台駅前、北多摩駅前、多摩基地駅前)、小平市(一ツ橋学園駅前)、国分寺市(西国分寺駅前)
昭和53年度	1	1	178	150	2,000	1,000.0	五日市町
昭和54～58年度	0	0	0	0	0	0.0	要望なし
昭和59年度	1	1	854	700	10,000	1,250.0	新島村(羽伏浦)
計	28	37	11,529	8,130	91,575	41,765.5	

※ 60年度以降実績なし

8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

記

- 1 設置要望申請の資格
地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。
- 2 設置要望申請の方法
自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。
 - (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
 - (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
 - (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図（各階別）及び立面図（2方向以上）
 - (4) 工事工程表
 - (5) 関連法規等抜粋の写 —— 自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
 - (6) その他の関係書類（建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調査ほか）
- 3 自転車駐車場の設置の条件
 - (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てることについて関係機関（地域住民を含む）と合意されていること。
 - (2) 自転車駐車場の収容台数は300台以上の規模とする。
 - (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託（一部）して実施する。
- 4 自転車駐車場建設費の本会負担額
 - (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
 - (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
 - (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。
- 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡
自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は無償で当該自治体に譲渡する。
- 6 自転車駐車場の管理
貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。
- 7 設置要望の受付期間
平成29年度設置要望の受付は行っていません。
- 8 その他
添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。
- 9 問い合わせ先
〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル
一般財団法人 日本自転車普及協会 事業課
TEL 03-4334-7952
FAX 03-4334-7957

自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

平成28年9月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備 考
昭和47年度	江戸川区	J R 総武線小岩駅高架下	434	
昭和49年度	足立区	J R 常磐線綾瀬駅高架下	1,424	
		東武線竹ノ塚駅前	1,138	
	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
		// すすかけ台駅前	149	
昭和50年度	八王子市	J R 中央線西八王子駅前	508	
	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて 団地に設置
		// B	48	
昭和53年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和54年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和55年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和57年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	629	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1,289	
平成10年度	東村山市	J R 武蔵野線新秋津駅前	1,104	
		西武池袋線秋津駅前	1,051	
平成11年度	昭島市	J R 青梅線中神駅前	459	
合 計	6区・7市 1公社	20箇所	11,173	

9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人に移行しました。この間、地方公共団体等と締結した協定書に基づき、平成27年度末までに1,237か所（収容台数約78万台）の自転車等駐車場を建設するとともに、自転車等駐車場の管理運営を行っている。以下がセンターの主な事業である。

1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体又は鉄道事業者等からの要請を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行うとともに、老朽化した施設の建替え及び大規模修繕事業（リニューアル）も行っている。駐車場の用地は地方公共団体から無償で提供してもらう（借地も可）が、一定期間管理を行った後、建設した施設は、地方公共団体に無償で譲渡する。建設に際しては、建設予定の駅周辺における実態調査や需要見込み調査を行い、その結果を踏まえ、適正規模の自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場をセンターの自己資金を活用して整備する。

なお、（公財）JKAの補助金を活用することも可能。

(申込みについて)

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望する場合は、特に申込み期限はないが、できるだけ前年度の2月末までに所定の要望書をセンターに提出ください。

(負担金について)

地方公共団体が設置を希望する場合には、当該団体は事業費の一部を負担することとなるが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なるので、当該団体との協議によって定めることとなっている。

2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間直接管理運営（直営）するか、或いは当該設置要望者に有償で貸与する。

(1) 直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場は原則としてセンターの直営とする。直営の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なる。概ね15年ないし30年の期間を予定している。なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議する。

(2) 貸与について

鉄道事業者等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として当該鉄道事業者等に有償貸与する。貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なる。

(3) 施設の譲渡について

運営の施設については、直営期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡される。

3 調査研究

センターは公益法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っている。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力する。

4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っている。

(1) 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、現在653か所の自転車駐車場を直営で管理運営しているが、そこでの経験とノウハウを活かし、地方公共団体が設置した自転車駐車場の管理運営を当該地方公共団体の委託を受けて行っている。現在、その数は1市、1か所である。また、平成15年9月に公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたところであるが、現在、7市2特別区55か所において指定管理者の指定を受けている。利用申し込みの受け付けから、利用料金の徴収と納入、自転車駐車場の整理整頓などの業務を行っている。

(2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っている。現在5市から委託を受けている。

5 広報

また、地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車等駐車場利用促進等の広報活動を行っている。

6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っている。

以上、詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

公益財団法人自転車駐車場整備センター

本部 東京都中央区日本橋本石町4-6-7

TEL 03-6262-5320

自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

平成28年11月1日現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
昭和56年度	町田市	小田急玉川学園前	立体自走式	671
昭和57年度	八王子市	J R 西八王子駅北口第一	〃	1,599
	〃	〃 北口第二	平面式	105
	練馬区	赤塚光が丘団地内	〃	300
	町田市	J R 町田駅森野第二	〃	368
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山	立体自走式	965
昭和58年度	調布市	京王調布駅南口第一	〃	1,529
	〃	〃 南口第二、三	平面式	217
	町田市	J R 町田駅森野第一	立体自走式	1,916
	〃	〃 森野第一バイク	平面式	520
	〃	〃 南口バイク	〃	480
	大田区	J R 大森駅東口	立体自走式	1,067
	府中市	京王武蔵野台駅	〃	650
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	262

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
昭和59年度	八王子市	J R 高尾駅前	平面式	515
	〃	J R 西八王子駅南	〃	190
	町田市	J R 町田駅森野第二バイク	〃	158
	〃	〃 森野第一バイク (増設)	〃	116
	足立区	東武竹の塚駅東A棟	立体自走式	1,636
	〃	〃 東B棟	〃	1,345
	〃	〃 西、南	平面式	1,379
	八王子市	京王長沼駅前	〃	153
	立川市	J R 立川駅前	〃	1,584
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山バイク	〃	260
	〃	J R 三鷹駅北口	立体自走式	785
	府中市	J R 府中本町駅	〃	848
昭和60年度	多摩市	京王聖蹟桜ヶ丘駅	〃	1,070
	府中市	京王中河原駅北	〃	900
	〃	〃 東	〃	626
	〃	〃 西一、二	平面式	540
	大田区	J R 蒲田駅南	立体自走式	1,130
	〃	J R 蒲田駅御園	平面式	188
	品川区	J R 大森駅	〃	116
昭和61年度	〃	J R 西大井駅	立体自走式	500
	日野市	J R 豊田駅前	平面式	452
	大田区	J R 蒲田駅東	立体自走式	484
昭和62年度	調布市	京王調布駅北口	〃	1,315
	日野市	京王平山城福祉公園駅	平面式	301
	府中市	京王分倍河原駅北	立体自走式	791
昭和63年度	日野市	J R 豊田駅北口第二	平面式	209
	調布市	京王つつじヶ丘駅バイク	〃	97
	品川区	東急荏原町駅	立体自走式	504
	町田市	J R 町田駅森野第一バイク	〃	1,000
平成元年度	日野市	J R 豊田駅第五	平面式	263
	調布市	京王調布駅北口 (増設)	〃	190
	大田区	J R 蒲田駅生活センター横	立体自走式	311
	〃	〃 東口環八脇	〃	1,014
	田無市	西武田無駅	〃	2,157
	府中市	京王多磨壺園駅	〃	1,367
平成2年度	大田区	東急池上駅	〃	671
	品川区	J R 大井駅バイク	〃	525
	町田市	J R 町田駅森野第三	平面式	568
平成3年度	青梅市	J R 青梅駅	立体自走式	1,300
	〃	〃 南バイク	平面式	127
	三鷹市	J R 三鷹駅南口	立体自走式	654
	八王子市	京王北野駅西	平面式	711
	田無市	西武田無駅南	立体自走式	2,279
平成4年度	品川区	京浜急行青物横丁駅	平面式	430
	八王子市	J R 八王子駅北口旭町バイク	〃	507
	〃	〃 南口子安町	〃	1,412

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成4年度	八王子市	八王子駅 南口	平面式	335
	〃	〃 北口旭町	立体自走式	2,606
	〃	〃 北口東	〃	1,100
	〃	京王北野駅東	〃	1,763
	府中市	京王府中駅東	〃	1,040
平成5年度	八王子市	京王南大沢駅第一	平面式	470
	〃	〃 第二	立体自走式	631
	〃	〃 第三	〃	512
	〃	〃 第四	平面式	532
	〃	J R 高尾駅北口	〃	662
	〃	J R 八王子駅南口第二	〃	373
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅南口	立体自走式	1,364
	〃	〃 御殿山	〃	1,211
	品川区	京浜急行立会川駅	平面式	431
	小平市	西武花小金井駅南	立体自走式	2,104
	府中市	京王府中駅東バイク	平面式	93
	立川市	J R 立川駅北口 (増設)	〃	90
平成6年度	武蔵野市	J R 吉祥寺駅本町二丁目	立体自走式	1,515
	小平市	西武花小金井駅北	平面式	2,014
	〃	〃 東一、二	〃	604
	〃	〃 東三	〃	398
	八王子市	京王堀之内駅	〃	1,540
	〃	〃 南	〃	324
	〃	J R 高尾駅北口 (増設)	〃	44
	〃	J R 西八王子駅北口西	立体自走式	963
平成7年度	小平市	西武小平駅北	平面式	1,538
	〃	〃 東	〃	961
	〃	西武鷹の台駅南	〃	998
	田無市	西武田無駅北口第二	立体自走式	999
	新宿区	J R 新大久保駅	平面式	500
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り第二	〃	273
	小平市	西武花小金井駅北口駅前	〃	480
	府中市	J R 北府中駅	立体自走式	1,250
平成8年度	新宿区	J R 大久保駅北	平面式	156
	多摩市	京王永山駅 (複合施設)	立体自走式	1,733
	〃	〃 高架下	〃	1,190
	〃	〃 プラザバイク	平面式	90
	〃	京王多摩センター駅暫定施設	〃	500
	〃	〃 東	立体自走式	1,425
	〃	京王多摩センター駅西	立地自走式	1,957
	八王子市	J R 高尾駅南口	立地自走式	1,109
	〃	J R 西八王子駅南	平面式	600
平成9年度	多摩市	京王多摩センター駅多摩そごう	〃	544
	〃	〃 東 (増設)	立体自走式	103
	八王子市	J R 高尾駅南口ミニバイク	平面式	195
	〃	〃 北口第二	〃	491

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成9年度	八王子市	J R 片倉駅北口	立体自走式	1,115
	〃	〃 ミニバイク	平面式	230
	町田市	京王多摩境駅南側	立体自走式	603
	〃	小田急町田駅	〃	927
	福生市	J R 福生駅東口第一	平面式	1,105
	〃	〃 東口第二	〃	1,220
	〃	〃 西口	〃	518
	〃	J R 牛浜駅東	〃	590
	〃	〃 西	〃	558
	〃	J R 拝島駅北口	立体自走式	386
	〃	J R 熊川駅東	平面式	80
平成10年度	八王子市	J R 八王子駅南口	〃	809
	〃	〃 北口	立体自走式	1,080
	〃	〃 〃 南	〃	2,012
	〃	〃 〃 中央	〃	298
	〃	〃 〃 東	〃	477
	日野市	J R 豊田駅北第五	平面式	403
平成11年度	八王子市	J R 八王子駅北口東	立体自走式	1,382
	〃	〃 旭町バイク	〃	1,385
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅吉祥寺大通り東	〃	700
	保谷市	西武保谷駅北口バイク	平面式	290
	〃	西武ひばりが丘駅北口	〃	1,200
	〃	〃 北口第二	立体自走式	300
	〃	〃 南口第一	平面式	1,528
	〃	〃 南口第二	〃	300
	稲城市	京王若葉台駅前	立体自走式	428
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	168
	〃	京王高幡不動駅南第二	〃	246
	〃	〃 南第三	〃	90
	〃	〃 北第五	〃	426
	町田市	J R 成瀬駅南口	立体自走式	559
平成12年度	江東区	亀戸駅北口第1	平面式	149
	〃	〃 北口第2	〃	175
	〃	〃 北口第3	〃	425
	〃	〃 東口第1	立体自走式	1,047
	品川区	J R 大森駅水神口	平面式	245
	練馬区	西武練馬駅東	〃	945
	〃	西武練馬駅西	立体自走式	846
	〃	西武桜台駅東	平面式	163
	〃	〃 西	立体自走式	498
	青梅市	J R 河辺駅北口	〃	2,593
	〃	〃 南口	平面式	899
	保谷市	西武保谷駅北口あらやしき	立体自走式	2,544
	〃	〃 北口第2	〃	2,423
	〃	西武東伏見駅北口第1	〃	377
	〃	〃 北口第2	〃	415

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成12年度	保谷市	西武東伏見駅 南口第1	〃	920
	〃	〃 南口第2	〃	107
	田無市	西武田無駅北口第3	〃	437
	清瀬市	西武清瀬駅南口	立体自走式	860
	日野市	J R 日野駅北	〃	986
	〃	〃 北バイク	平面式	155
	〃	〃 東3	〃	110
平成13年度	江東区	J R 亀戸駅東口第2	〃	350
	〃	〃 東 (増設)	立体自走式	678
	〃	〃 北3 (増設)	平面式	245
	〃	森下駅第1	〃	69
	〃	〃 第2	〃	15
	大田区	J R 蒲田駅西口御園 (増設)	〃	159
	調布市	京王多摩川駅	立体自走式	608
	町田市	京王多摩境駅北	平面式	254
	小平市	西武小平駅北第1	〃	609
	日野市	J R 豊田駅北第6	〃	403
	〃	J R 日野駅東2	〃	228
	〃	高幡不動南第4	〃	171
	西東京市	西武東伏見駅北口第1 B	〃	96
	〃	西武柳沢駅北口第1	立体自走式	1,257
	〃	〃 北口第1-2	平面式	217
	〃	〃 北口第2	〃	243
	練馬区	富士見台駅東	〃	501
	〃	〃 西	〃	384
	〃	中村橋駅西	〃	1,508
	〃	練馬駅西 (増設)	〃	427
平成14年度	港区	品川駅高輪口	立体自走式	489
	江東区	東大島駅	平面式	700
	〃	〃 前	〃	330
	〃	西大島駅	立体自走式	590
	〃	〃 第2	平面式	54
	〃	越中島駅	〃	300
	町田市	多摩境駅北 (増設)	〃	273
	〃	町田駅森野第3バイク	〃	60
	〃	つくし野駅	立体自走式	430
	福生市	拝島駅南口 (臨時)	平面式	168
	西東京市	西武柳沢駅南口臨時	〃	236
	〃	ひばりヶ丘駅南口谷戸	〃	500
	八王子市	西八王子駅南口第1 (改築)	〃	69
	〃	〃 南口第2 (改築)	〃	95
	調布市	つつじヶ丘駅南口	〃	1,500
平成15年度	練馬区	中村橋駅東	〃	808
	武蔵野市	吉祥寺駅大通り東2	〃	91

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成15年度	武蔵野市	吉祥寺駅大通り 東	平面式	203
	〃	〃 末広通り 2	〃	107
	〃	武蔵境駅北口一時利用	〃	146
	〃	吉祥寺駅北	〃	366
	町田市	町田駅森野第 1 (増設)	〃	83
	〃	町田駅森野第 1 バイク (増設)	〃	168
	小平市	東部市民センター北 (仮設)	〃	583
平成16年度	江東区	東大島駅東	〃	45
	〃	門前仲町駅	〃	1,196
	〃	〃 第 2	〃	300
	〃	〃 黒船橋	〃	99
	〃	東陽町駅	〃	472
	〃	〃 第 2	〃	448
	〃	〃 第 4	〃	52
	〃	豊洲 3 丁目	立体自走式	1,960
	八王子市	京王八王子駅中央第 2	平面式	76
	〃	J R 八王子駅南口臨時第 2	〃	329
	〃	めじろ台駅	地 下 式	828
	武蔵野市	武蔵境駅南	平面式	401
	府中市	府中本町駅前第 2	〃	100
	〃	中河原駅西口第 3	〃	335
	〃	分倍河原駅南	立体自走式	756
平成17年度	福生市	福生駅東口地下	地 下 式	2,351
	武蔵野市	吉祥寺駅御殿山第 3	平面式	325
	八王子市	めじろ台駅バイク	〃	144
平成18年度	江東区	東陽町第 3	〃	135
	練馬区	練馬駅西口仮置場	〃	559
	〃	練馬駅西口 (増設)	立体自走式	747
	八王子市	南大沢駅バイク	平面式	27
	府中市	府中本町駅第 2	〃	112
	〃	府中駅南臨時原動機付用	〃	28
	〃	分倍河原駅北第 2	〃	842
	〃	多磨駅東口	〃	245
平成19年度	調布市	仙川駅東 (仮設)	平面式	1,057
	町田市	鶴川駅西	立体自走式	1,200
	西東京市	保谷駅南口第 1	平面式	180
	〃	保谷駅南口第 2	〃	195
	練馬区	練馬駅西臨時	〃	260
	府中市	多磨駅西口	〃	288
	稲城市	矢野口駅西	〃	700
	武蔵野市	吉祥寺駅末広通り第 3	〃	202
	〃	吉祥寺大通り東第 4	〃	118
	八王子市	南大沢駅第 1 バイク	〃	11
	〃	八王子駅南口仮設第 1	〃	450
	〃	八王子駅南口臨時第 2 (仮設)	〃	281
	〃	高尾駅北口臨時第 2	〃	328
	〃	八王子駅北口東 (屋外バイク) 他	〃	68

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成19年度	八王子市	八王子駅北口駅前駐輪帯	〃	78
	府中市	中河原駅北口広場一時	〃	62
	江東区	豊洲二丁目	〃	417
	〃	亀戸駅北口第二	〃	67
	調布市	つつじヶ丘駅北口	〃	41
	〃	仙川駅東	立体自走式	3,098
	清瀬市	清瀬駅南口第2	〃	921
平成20年度	江東区	亀戸駅北口第1 (増設)	〃	720
	練馬区	光が丘ふれあいの径	平面式	1,401
	〃	光が丘IMA	〃	1,937
	八王子市	西八サイクルパーク50	〃	130
	〃	八王子駅南口臨時第3 (仮設)	〃	506
	武蔵野市	武蔵境駅南	立体自走式	1,050
	〃	吉祥寺大正通北	〃	460
	稲城市	稲城駅北口バイク	〃	55
	西東京市	ひばりヶ丘駅南口	〃	908
	〃	東伏見駅北口	平面式	129
	八王子市	八王子みなみ野駅東口	〃	292
	〃	西八王子駅北口第3	立体自走式	944
	町田市	町田駅森野第1増設	平面式	221
平成21年度	八王子市	八王子みなみ野駅西口駅前広場下	〃	1100
	〃	八王子みなみ野駅西側(仮設)	〃	1,352
	〃	八王子みなみ野駅東臨時バイク	〃	111
	〃	南大沢駅北自転車駐輪帯	〃	133
	武蔵野市	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地 下 式	1500
	〃	吉祥寺パーキングプラザ	立体自走式	1271
	日野市	豊田駅北3	〃	490
	〃	豊田駅北(仮設)	平面式	468
平成21年度	足立区	綾瀬袋橋暫定	〃	916
	足立区	綾瀬ふげんじ	平面式	180
	〃	綾瀬西	〃	978
平成22年度	八王子市	堀之内駅(増設)	〃	199
	江東区	東大島駅(増設)	〃	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	立体自走式	733
	〃	三鷹駅北口2	平面式	320
	〃	武蔵境駅西高架下暫定	〃	1721
	〃	〃 東高架下暫定	〃	357
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474
	練馬区	光が丘IMA(増設)	平面式	22
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口3	〃	242
	〃	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	〃	294
	〃	〃 2	〃	194
	〃	武蔵境駅北口3	〃	116
	〃	武蔵境駅東	〃	465
	〃	吉祥寺駅北(増設改良)	〃	393
	〃	三鷹駅中町第1仮設	〃	289
	〃	武蔵境駅南第2	〃	985
	〃	吉祥寺駅末広通り第4	〃	303

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口中町第2 (仮設)	平面式	327
	〃	三鷹駅北口中町第2	〃	1,775
	〃	三鷹駅北口中町第2バイク	〃	83
	〃	三鷹駅北口中町第1	〃	1,514
	〃	武蔵境駅北口一時利用 (増設)	〃	109
	江東区	亀戸北口第2 (増設)	〃	14
平成24年度	〃	東大島駅前 (増設)	平面式	139
	〃	門前仲町駅黒船橋 (増設)	〃	64
	武蔵野市	三鷹駅中央大通り	〃	1,086
	〃	武蔵境駅西高架下 (改良)	〃	684
	〃	武蔵境駅みずき通り	〃	762
	〃	三鷹駅中央大通り	〃	1,086
	〃	武蔵境駅西中央高架下	〃	987
	〃	三鷹駅北口 (増設)	〃	196
	〃	武蔵境駅南第2	〃	985
	調布市	調布駅北第2	立体自走式	1,616
	町田市	成瀬駅南口	〃	540
	〃	成瀬駅南口臨時 (仮設)	平面式	408
	〃	成瀬駅南口臨時バイク	〃	61
	西東京市	保谷駅南口第1	〃	135
平成25年度	小金井市	武蔵小金井駅西高架下	〃	1,992
	調布市	調布駅北1	立体自走式	2,051
平成26年度	武蔵野市	武蔵境駅東高架下	平面式	734
	〃	武蔵境駅五宿東	〃	483
	府中市	分倍河原駅南第2	〃	167
	〃	武蔵野台駅南口	立体自走式	583
	〃	西府駅北第2	平面式	136
平成27年度	武蔵野市	武蔵境駅北口第2	立体自走式	1,604
	小金井市	武蔵小金井駅南第1	〃	938
	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅南	〃	1,130
	〃	聖蹟桜ヶ丘駅東	〃	542
	大田区	あすとウィズ公共	地 下 式	332
	八王子市	高尾駅北口	立体自走式	877
	町田市	成瀬駅北口路上	平面式	128
平成28年度	町田市	南町田駅北口地下	地 下 式	641
	府中市	府中駅東第2バイク	平面式	46
	稲城市	稲城長沼駅東	平面式	459
	稲城市	稲城長沼駅西	平面式	491
	稲城市	南多摩駅東	平面式	333
	稲城市	南多摩駅西	平面式	258
合 計		7区 18市 331箇所 (増設を含め)		213,490

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績（全国）

2 自転車関係団体

- (1) (一財) 自転車産業振興協会
- (2) (一社) 自転車協会
- (3) (一財) 日本自転車普及協会
- (4) (公財) 日本サイクリング協会
- (5) (公財) 自転車駐車場整備センター
- (6) (公財) 東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会（全自連）
- (9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会（ムコーバ）

3 関係法令等

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- (4) 東京都自転車安全利用推進計画

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

(1) 自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国)

(単位：千台)

年 別	保 有 台 数	備 考	年 別	保 有 台 数	備 考
昭和18年	8,613	内務省調査	昭和55年	51,230	通産省生産動態統計等による推算
昭和19年	8,556		昭和56年	52,325	
昭和20年	5,686		昭和57年	53,630	
昭和21年	6,276		昭和58年	55,155	
昭和22年	6,939		昭和59年	56,305	
昭和23年	8,013	昭和26年及び28年自治庁、課税台数資料による推算	昭和60年	57,291	
昭和24年	9,192		昭和61年	58,178	
昭和25年	10,859		昭和62年	60,664	
昭和26年	11,693		昭和63年	63,465	
昭和27年	12,406		平成元年	66,385	
昭和28年	13,270		平成2年	69,002	
昭和29年	13,667		平成3年	71,124	
昭和30年	13,928		平成4年	73,200	
昭和31年	15,647		平成5年	74,962	
昭和32年	16,005		平成6年	76,637	
昭和33年	16,815	通産省生産動態統計等による推算	平成7年	74,935	平成12年度自転車産業振興協会の調査による人的推算
昭和34年	18,158		平成8年	77,022	
昭和35年	19,559		平成9年	78,954	
昭和36年	20,785		平成10年	80,867	
昭和37年	21,952		平成11年	82,780	
昭和38年	22,931		平成12年	84,815	
昭和39年	23,765		平成13年	85,170	
昭和40年	24,377		平成14年	85,549	
昭和41年	25,430		平成15年	85,933	
昭和42年	26,375		平成16年	86,324	
昭和43年	27,330	通産省生産動態統計等による推算	平成17年	86,647	平成24年度自転車産業振興協会の調査による人的推算
昭和44年	28,241		平成18年	67,225	
昭和45年	29,291		平成19年	67,820	
昭和46年	30,497		平成20年	68,387	
昭和47年	33,542		平成21年	68,921	
昭和48年	39,087		平成22年	69,883	
昭和49年	42,151		平成23年	70,141	
昭和50年	43,930		平成24年	70,472	
昭和51年	45,555		平成25年	71,551	
昭和52年	46,855		平成26年	71,854	
昭和53年	48,007		平成27年	72,225	
昭和54年	49,541				

注：(一財)自転車産業振興協会資料による。

- ・平成12年度の調査は全国の2人以上世帯を対象として、住民基本台帳から無作為に4,500世帯を抽出し、郵送により行い、標本数は3,053世帯である。
- ・平成24年度の調査は全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の160万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は22,931世帯であった。

イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

都道府県別	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成25年
1 北海道	2,525	2,472	2,511	2,409	2,523	2,802	2,769	2,762	2,683	2,834	2,872
2 青森	632	559	557	642	713	542	616	656	618	601	672
3 岩手	597	591	679	560	600	542	530	564	556	541	722
4 宮城	989	946	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	1,216
5 秋田	585	590	546	622	582	580	547	545	472	456	587
6 山形	606	541	583	560	525	583	516	572	566	536	604
7 福島	918	920	993	766	896	851	975	893	865	794	959
8 茨城	1,569	1,479	1,461	1,478	1,490	1,439	1,580	1,530	1,468	1,242	1,564
9 栃木	979	1,032	1,149	981	1,079	1,039	1,066	979	1,052	928	1,194
10 群馬	837	917	1,030	1,014	908	720	837	806	882	889	1,083
11 埼玉	4,547	4,522	4,469	4,448	4,961	4,773	5,011	5,562	5,417	5,436	4,927
12 千葉	3,303	3,326	3,405	3,523	3,750	3,731	3,937	4,085	4,099	3,763	3,711
13 東京	6,944	7,073	7,332	7,406	8,358	8,178	8,362	8,789	8,648	8,999	8,553
14 神奈川	3,881	3,804	3,929	4,244	4,571	4,757	4,894	5,260	5,112	5,315	4,553
15 新潟	1,306	1,258	1,139	1,111	1,121	1,206	1,118	1,243	1,052	1,121	1,117
16 富山	516	549	544	526	513	578	524	523	540	459	574
17 石川	505	465	499	429	542	427	467	525	464	493	537
18 福井	389	407	422	348	448	388	351	374	372	394	397
19 山梨	349	336	305	274	303	291	316	398	396	374	401
20 長野	940	954	811	766	1,013	845	937	870	967	830	1,035
21 岐阜	1,109	924	984	945	1,079	906	992	1,045	988	857	1,091
22 静岡	1,644	1,736	1,834	1,738	1,954	1,790	1,916	1,746	1,835	1,709	1,917
23 愛知	3,989	3,717	4,270	4,074	4,236	4,260	4,088	4,292	4,035	4,084	4,197
24 三重	869	906	901	817	917	870	936	976	936	1,039	981
25 滋賀	753	736	811	760	817	858	824	750	838	817	923
26 京都	1,490	1,359	1,432	1,522	1,567	1,534	1,563	1,664	1,505	1,656	1,682
27 大阪	5,936	5,762	6,084	6,135	6,289	6,602	6,713	7,256	6,593	6,515	6,488
28 兵庫	2,951	2,778	2,984	3,076	3,034	3,283	3,279	3,265	3,071	3,390	3,245
29 奈良	734	658	676	701	749	808	818	827	749	772	732
30 和歌山	605	553	596	577	551	603	535	528	458	584	535
31 鳥取	3	261	276	330	309	309	322	286	274	307	279
32 島根	312	290	306	293	305	329	301	322	297	307	338
33 岡山	928	991	1,018	949	1,085	984	890	1,105	1,027	1,035	1,139
34 広島	1,511	1,332	1,308	1,433	1,474	1,412	1,209	1,452	1,465	1,404	1,592
35 山口	703	702	678	665	666	633	675	639	723	679	661
36 徳島	377	417	412	377	416	417	442	430	391	443	503
37 香川	641	560	632	574	576	631	598	659	633	606	638
38 愛媛	854	789	834	805	767	870	871	820	798	771	805
39 高知	381	314	365	391	387	371	388	376	415	412	442
40 福岡	2,284	2,209	2,075	2,050	2,143	2,007	1,900	2,111	1,958	1,870	2,430
41 佐賀	398	392	323	340	412	348	459	393	411	380	367
42 長崎	331	333	239	276	382	243	359	276	284	319	361
43 熊本	727	824	890	761	827	821	777	783	908	741	906
44 大分	470	450	499	480	404	483	445	577	500	523	522
45 宮崎	441	509	492	460	522	540	452	490	460	418	507
46 鹿児島	480	619	551	548	600	512	605	543	567	435	604
47 沖縄	176	175	222	210	187	295	212	248	226	230	386
計	64,014	63,037	65,032	64,385	68,591	67,949	68,881	71,865	69,583	69,100	71,551

- (注) ① 平成20年までは、自転車の国内市場動向調査<(一社)自転車協会>より抜粋
 ② 平成25年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ③ 平成21年～平成24年、平成26年～平成28年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)に掲載なし。
 ④ 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人的推計値である。(単身世帯は除く)

ウ 世界の保有台数

国名	年	保有台数 (万台)	保有率 (人口/台)
日本	2015	7,223	1.8
中国	2013	37,000	3.7
韓国	2014	1,000	5.0
インドネシア	1996	2,000	9.6
インド	1990	3,080	24.4
フランス	2000	2,300	2.6
ベルギー	1995	520	0.8
オランダ	2013	2,230	1.1
ドイツ	2014	7,200	1.2
イタリア	1996	2,650	2.2
イギリス	2002	2,300	2.6
デンマーク	2001	420	1.3
スペイン	1995	695	5.7
ノルウェー	1995	300	1.4
スウェーデン	1995	600	1.4
フィンランド	1995	325	1.5
スイス	2001	380	1.9
オーストリア	2002	330	2.4
ロシア	1987	4,000	7.0
ハンガリー	1995	350	3.1
ルーマニア	1999	550	4.1
アメリカ	1998	12,000	2.6
カナダ	1998	1,250	2.7
メキシコ	1995	800	13.2
ブラジル	1996	4,000	4.0

(注) 一般財団法人自転車産業振興協会「自転車統計要覧」第50版による。

(2) 原動機付自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国、都)

		18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	8,345,225	8,134,692	8,739,686	7,694,009	7,448,862
	原 付 二 種 (50ccを超125cc以下)	1,378,714	1,397,085	1,341,088	1,479,588	1,511,440
	計	9,723,939	9,531,777	10,244,447	9,173,597	8,960,302
都	原動機付自転車 (50cc以下)	596,638	582,395	625,525	531,516	509,688
	原付二種	90cc以下	76,708	62,783	60,651	57,578
		125cc以下	108,427	85,268	126,660	133,097
	計	774,086	760,517	787,501	718,827	700,363

		23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	7,448,862	6,899,459	6,661,807	6,438,002	6,188,710
	原 付 二 種 (50ccを超125cc以下)	1,511,440	1,582,925	1,626,094	1,674,884	1,704,083
	計	8,960,302	8,482,384	8,287,901	8,112,886	7,892,793
都	原動機付自転車 (50cc以下)	486,232	463,661	442,874	416,616	405,337
	原付二種	90cc以下	49,878	46,571	42,807	40,664
		125cc以下	140,002	145,166	157,812	160,962
	計	679,749	658,705	640,649	617,235	606,963

注：警視庁交通年鑑平成27年版による。

全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

イ 都道府県別保有台数

平成27年4月1日現在

都道府県		原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)	都道府県		原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)
総 数		1,704,083	6,188,710	近畿	滋 賀	14,215	78,325
北 海 道		20,506	75,454		京 都	72,756	237,025
東北	青 森	7,686	44,714		大 阪	162,773	588,164
	岩 手	11,036	54,617		兵 庫	99,629	352,441
	宮 城	19,417	92,285		奈 良	20,129	129,938
	秋 田	5,168	27,934		和歌山	30,646	137,541
	山 形	7,769	39,963	中国	鳥 取	3,851	16,579
福 島	15,287	69,975	島 根		5,378	28,826	
東京（警視庁）	200,273	392,450	岡 山		29,931	108,397	
関東	茨 城	24,247	122,473		広 島	55,071	217,848
	栃 木	17,590	79,163		山 口	14,976	64,181
	群 馬	19,880	72,214		四国	徳 島	12,440
	埼 玉	90,748	287,841	香 川		20,121	70,785
	千 葉	64,430	258,543	愛 媛		35,553	147,529
	神奈川	192,751	468,967	高 知		17,635	69,147
	新 潟	17,738	94,973	九州	福 岡	54,204	233,035
	山 梨	9,712	69,074		佐 賀	8,489	35,642
	長 野	21,240	100,135		長 崎	29,616	90,114
静 岡	61,696	232,073	熊 本		21,292	122,426	
中部	富 山	5,430	22,997		大 分	12,728	68,772
	石 川	5,744	30,751		宮 崎	9,894	58,454
	福 井	3,336	20,462		鹿児島	19,946	122,967
	岐 阜	12,685	58,171		沖 縄	40,790	83,968
	愛 知	59,491	255,054				
	三 重	18,160	105,245				

注：警視庁交通年鑑平成27年版による。

注：警視庁交通年鑑平成27年版による。

ウ 区市町村別保有台数

平成27年4月1日現在

区市町村		原付二種		原付自転車	区市町村		原付二種		原付自転車
		125cc以下	90cc以下	50cc以下			125cc以下	90cc以下	50cc以下
総 数		160,962	40,664	405,337			6,792	1,363	26,513
区部	計	108,733	25,889	234,946			1,021	242	2,702
	千代田区	508	248	1,851			1,968	479	5,319
	中央区	1,198	293	3,265			2,341	655	7,739
	港 区	2,270	660	5,446			1,693	439	4,690
	新宿区	3,209	893	7,898			935	259	2,630
	文京区	1,768	590	4,677			626	195	1,644
	台東区	1,912	578	4,430			584	236	2,173
	墨田区	3,324	766	6,949			1,106	261	2,469
	江東区	5,899	1,094	11,323			1,135	336	3,322
	品川区	4,721	988	9,751			907	193	3,123
	目黒区	2,588	684	5,877			1,726	442	4,911
	大田区	10,194	2,121	17,830			1,222	451	3,825
	世田谷区	9,473	2,249	20,881			2,016	402	6,781
	渋谷区	2,208	797	5,204			1,278	220	3,620
	中野区	3,383	839	7,073			607	257	1,899
	杉並区	4,905	1,333	10,395			1,104	643	3,746
	豊島区	2,405	656	4,630			2,239	523	5,653
	北 区	3,679	803	8,264			826	435	3,078
	荒川区	2,135	551	4,538			503	250	1,693
	板橋区	7,818	1,702	15,567			228	125	917
	練馬区	8,837	2,220	20,475			66	38	344
	足立区	11,067	2,292	25,043			29	22	124
	葛飾区	5,835	1,436	12,537			430	188	3,180
	江戸川区	9,397	2,096	21,042			114	70	645
市部	計	50,973	14,152	164,133			1	2	23
	八王子市	8,453	2,611	32,610			36	29	337
	立川市	1,810	663	5,292			77	21	649
	武蔵野市	884	301	2,612			30	9	172
	三鷹市	1,998	482	4,906			11	2	53
	青梅市	1,777	823	6,675			60	28	564
	府中市	2,975	639	8,680			2	2	16
	昭島市	1,148	448	4,015			99	25	721
	調布市	2,628	589	6,584			注：警視庁交通年鑑平成27年版による。		

注：警視庁交通年鑑平成27年版による。

(3) 自転車防犯登録台数

平成27年12月末現在

区分		登録総台数				区分		登録総台数			
		平成27年	平成26年	増減	増減率(%)			平成27年	平成26年	増減	増減率(%)
総数		18,606,880	18,625,640	-18,760	-0.1						
第一方面	麹町	6,554	6,818	-264	-3.9	第十方面	滝野川	58,280	59,699	-1,419	-2.4
	丸の内	86,457	80,458	5,999	7.5		王子	95,254	93,773	1,481	1.6
	神田	21,339	24,775	-3,436	-13.9		赤羽	247,423	251,244	-3,821	-1.5
	万世橋	99,521	93,210	6,311	6.8		板橋	250,445	252,162	-1,717	-0.7
	中央	21,634	22,713	-1,079	-4.8		志村	209,889	211,766	-1,877	-0.9
	久松	15,930	15,055	875	5.8		高島平	274,106	268,299	5,807	2.2
	築地	46,995	44,586	2,409	5.4		練馬	290,596	286,367	4,229	1.5
	月島	40,936	41,043	-107	-0.3		光が丘	225,142	232,238	-7,096	-3.1
	愛宕	10,346	11,711	-1,365	-11.7		石神井	417,544	412,282	5,262	1.3
	三田	17,957	17,661	296	1.7		十方面計	2,068,679	2,067,830	849	0.0
	高輪	18,137	18,860	-723	-3.8	第六方面	上野	271,161	278,651	-7,490	-2.7
	麻布	49,022	46,164	2,858	6.2		下谷	35,683	34,251	1,432	4.2
	赤坂	43,281	41,485	1,796	4.3		浅草	67,548	65,897	1,651	2.5
	東京湾岸	58,123	56,253	1,870	3.3		蔵前	10,429	10,952	-523	-4.8
	一方向計	536,232	520,792	15,440	3.0		尾久	64,756	63,945	811	1.3
第二方面	品川	109,523	105,759	3,764	3.6		南千住	203,308	204,218	-910	-0.4
	大井	127,523	132,168	-4,645	-3.5		荒川	100,970	101,485	-515	-0.5
	大崎	26,825	28,707	-1,882	-6.6		千住	140,823	144,890	-4,067	-2.8
	荏原	129,612	125,379	4,233	3.4		西新井	433,149	434,477	-1,328	-0.3
	大森	274,201	267,497	6,704	2.5		竹の塚	266,900	263,034	3,866	1.5
	田園調布	142,172	146,694	-4,522	-3.1	綾瀬	270,163	264,346	5,817	2.2	
	蒲田	434,282	436,688	-2,406	-0.6	六方面計	1,864,890	1,866,146	-1,256	-0.1	
	池上	211,028	212,054	-1,026	-0.5	第七方面	深川	394,277	399,399	-5,122	-1.3
	東京空港	0	0	±0	±0		城東	413,551	410,054	3,497	0.9
	二方面計	1,455,166	1,454,946	220	0.0		本所	107,986	106,110	1,876	1.8
第三方面	世田谷	230,495	229,884	611	0.3		向島	222,291	230,440	-8,149	-3.5
	北沢	171,178	176,052	-4,874	-2.8		亀有	376,578	379,775	-3,197	-0.8
	玉川	212,057	208,077	3,980	1.9		葛飾	341,752	338,450	3,302	1.0
	成城	370,650	379,272	-8,622	-2.3		小松川	303,379	287,294	16,085	5.6
	目黒	112,893	111,269	1,624	1.5		葛西	563,318	578,248	-14,930	-2.6
	碑文谷	216,042	222,218	-6,176	-2.8		小岩	204,071	215,113	-11,042	-5.1
	渋谷	148,557	149,836	-1,279	-0.9		七方面計	2,927,203	2,944,883	-17,680	-0.6
	渋谷	94,106	94,490	-384	-0.4	第八方面	昭島	207,492	201,919	5,573	2.8
	代々木	90,454	87,871	2,583	2.9		立川	477,450	474,933	2,517	0.5
	三方面計	1,646,432	1,658,969	-12,537	-0.8		東大和	260,192	267,729	-7,537	-2.8
第四方面	牛込	23,069	21,928	1,141	5.2		府中	452,012	454,762	-2,750	-0.6
	新宿	296,320	290,799	5,521	1.9		小金井	312,506	316,123	-3,617	-1.1
	戸塚	156,809	167,113	-10,304	-6.2		小田	504,298	501,150	3,148	0.6
	四谷	106,626	104,718	1,908	1.8		小平	217,555	217,778	-223	-0.1
	中野	170,129	169,949	180	0.1		東村山	274,872	272,662	2,210	0.8
	野方	167,078	166,783	295	0.2		武蔵野	363,939	361,758	2,181	0.6
	杉並	238,273	243,665	-5,392	-2.2		三鷹	273,673	274,406	-733	-0.3
	高井戸	329,542	329,096	446	0.1	調布	377,149	379,699	-2,550	-0.7	
	狹野	203,743	207,244	-3,501	-1.7	八方面計	3,721,138	3,722,919	-1,781	0.0	
	四方面計	1,691,589	1,701,295	-9,706	-0.6	第九方面	青梅	196,338	194,792	1,546	0.8
第五方面	富坂	34,474	32,237	2,237	6.9		五日市	25,875	23,933	1,942	8.1
	大塚	13,675	14,254	-579	-4.1		福生	254,937	257,189	-2,252	-0.9
	本郷	129,242	134,670	-5,428	-4.0		八王子	433,402	429,431	3,971	0.9
	駒込	12,955	12,744	211	1.7		高尾	160,377	159,884	493	0.3
	巣鴨	127,261	127,453	-192	-0.2		南大沢	135,613	116,939	18,674	16.0
	池袋	263,720	265,841	-2,121	-0.8		町田	413,501	422,420	-8,919	-2.1
	目白	104,462	103,165	1,297	1.3		日野	165,056	168,274	-3,218	-1.9
	五方面計	685,789	690,364	-4,575	-0.7		多摩中央	224,331	224,318	13	0.0
							九方面計	2,009,430	1,997,180	12,250	0.6
	島部					島部	大島	0	0	±0	±0
					新島		0	0	±0	±0	
					三宅島		0	0	±0	±0	
					八丈島		282	266	16	6.0	
					小笠原		50	50	±0	±0	
					島部計	332	316	16	5.1		

注:警視庁交通年鑑平成27年版(生活安全全部生活安全総務課調べ)による。登録台数とは、警視庁の電算機に入力されている台数をいう。

注: 警視庁交通安全課平成27年版(生活安全部生活安全総務課調べ)による。登録台数とは、警視庁の電算機に入力されている台数をいう。

(4) 自転車生産実績 (全国)

(単位：千台)

年	軽快車	電動 アシスト車	子供車・ 幼児車	ミニサイクル	マウンテン バイク	特殊車	スポーツ車	実用車	計
昭和57年	700		1,607	2,810		79	1,252	85	6,533
昭和58年	860		1,510	2,932		131	1,546	61	7,040
昭和59年	916		1,322	2,871		181	1,465	57	6,812
昭和60年	1,017		1,360	2,753		308	1,304	42	6,784
昭和61年	1,339		1,268	2,687		254	999	37	6,584
昭和62年	2,296		1,316	2,570		275	883	38	7,378
昭和63年	2,893		1,327	2,192		301	761	35	7,509
平成元年	3,486		1,290	2,065		350	562	38	7,791
平成2年	3,694		1,315	1,822		602	501	35	7,969
平成3年	3,511		1,224	1,426		855	405	27	7,448
平成4年	3,641		1,227	1,197		746	451	24	7,286
平成5年	3,544		1,099	991		773	428	23	6,858
平成6年	3,789		1,045	970		647	230	21	6,702
平成7年	3,956		967	1,022		506	108	21	6,580
平成8年	3,979		841	864	168	215	70		6,137
平成9年	3,951	230	628	840	120	151	60		5,980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5,929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5,591
平成12年	3,223	147	532	572	63	142	平成十一年一月以降、 特殊車の内数となった。 スポーツ車は、	平成八年一月以降、 実用車は、 含まれることになった。	4,679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115			4,183
平成14年	2,205	227	220	354	15	55			3,076
平成15年	1,786	209	180	286	11	48			2,520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59			2,455
平成17年	1,325	224	108	177	29	65			1,926
平成18年	876	236	52	82	24	65			1,335
平成19年	720	248	39	78	5	46			1,136
平成20年	647	274	46	77	4	46			1,095
平成21年	567	311	52	66	6	47			1,049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1,057
平成23年	553	403		145					1,102
平成24年	492	383		137					1,012
平成25年	392	444		130					966
平成26年	346	479		126					952
平成27年	320	465		113					898

注：(一財) 自転車産業振興協会資料による
千台未満の端数については四捨五入している。

2 自転車関係団体

(1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代表者	会長 野澤 隆 寛
◇所在地	
本 部	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(6409)6920 ファクシミリ(03)(6409)6868
技術研究所	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1丁 3-3
◇設 立	昭和33年9月15日(平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
◇目 的	自転車及び車いす並びにこれらの部品、附属品の生産、貿易、流通及び消費の増進並びに改善を図り、もって我が国自転車産業の振興と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ①技術及び製品の開発、評価、試験、検査
- ②国内外における規格標準化の推進
- ③組立整備に係る技術の向上、普及
- ④国内外の展示会への出展支援
- ⑤国内外情報の収集及び整備並びに提供
- ⑥国内外の調査及び研究
- ⑦講演会、講習会及びイベント等の開催
- ⑧広報及び出版物の発行
- ⑨資金の融資及び助成
- ⑩前号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(2) 一般社団法人自転車協会

◇代表者	理事長 渡辺 恵 次
◇所在地	
本 部	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(5791)3203 ファクシミリ(03)(5420)2211
◇設 立	昭和23年2月19日(平成24年4月1日 一般社団法人に移行)
◇目 的	安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車が持つ本源的な価値である利便性、健康性、環境性が十分に発揮できるような社会を目指す。

◇事業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨自転車等に関するデザイン保全のための審査及び登録
- ⑩前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

◇会 員

- ①正会員 100名(平成27年3月末現在)
- ②賛助会員 220名
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代表者	会長 石 黒 克 巳
◇所在地	
本 部	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(4334)7950 ファクシミリ(03)(4334)7957 自転車文化センター
技術研究所	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(4334)7955 ファクシミリ(03)(4334)7958
◇設 立	昭和46年3月26日(平成24年10月1日 一般財団法人に移行)
◇目 的	自転車利用の健全な普及を図り、もって自転車産業の発展と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ① 自転車の利用等に関する調査、研究及び普及の推進
- ② 自転車競技大会、自転車月間事業及び各種行事の開催並びに出版物の編集事業
- ③ 自転車部品等の品質性能の改善及び円滑な供給
- ④ 自転車及び自転車競技用関係機器の普及
- ⑤ 自転車競技の近代化促進及び自転車利用の促進に関する情報提供施設の設置及び運営
- ⑥ 自転車に関する紛争等の解決に必要な事業
- ⑦ 前各号に関する啓発、広報活動並びに自転車利用に関する理解促進
- ⑧ 前各号に掲げるものの他、この法人の目的を達成するために必要な事業

((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(4) 公益財団法人日本サイクリング協会

◇代表者	会長 谷 垣 禎 一
◇所在地	〒141-8663 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(5793)3190 ファクシミリ(03)(5793)3199
◇設立 ◇目的	昭和39年5月22日(平成25年4月1日 公益財団法人に移行) 生涯スポーツとしてのサイクリングの普及と振興、サイクリング環境の整備及びサイクリングに関する総合的な事業を行い、その健全なる発達に努めるとともに、サイクリングに関連する調査研究により理論及び技術の向上を図り、我が国における質の高い余暇活動、生涯学習の場としてのサイクリングの提唱と自転車を取り巻く社会環境の整備推進にあたる。もって円滑な交通社会の実現に寄与するとともに、国民の健康増進と生活環境の向上に資する。

◇事業

- ① サイクリングの普及奨励
- ② サイクリング指導者の育成
- ③ サイクリング大会及びサイクルスポーツ大会の開催
- ④ サイクリングによる国民の健康維持と体力増強及び青少年の健全育成
- ⑤ サイクリング、サイクリング用自転車、サイクリング関連施設、及び道路交通に関する調査研究
- ⑥ サイクリングに関する刊行物の発行及び情報の発信
- ⑦ サイクリング愛好者の交流と安心、安全の確保
- ⑧ 関係諸機関との連携や協力及び関係諸団体との交流
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◇会員

賛助会員 14,000名(平成25年度)

((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所在地 本 部	〒103-0025 東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル4階 電話(03)(6262)5320 ファクシミリ(03)(6262)5330
大阪事務所	大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階 電話(06)(6449)0991 ファクシミリ(06)(6449)0994
名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅4-2-7 丸森パークビル3 電話(052)(586)6841 ファクシミリ(052)(586)6855
◇設立 ◇目的	昭和54年4月16日 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

◇事業

- ① 自転車等駐車場の設置及び運営
- ② 自転車等駐車場施設の貸与及び譲渡
- ③ 自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- ④ 自転車等駐車場需要に関する調査研究
- ⑤ 自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- ⑥ 地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理
- ⑦ 全各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所在地	〒163-0720 東京都西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル20階 電話(03)(5381)3361 ファクシミリ(03)(5381)3355
◇設立	昭和35年3月19日
◇目的	安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献する。

◇事業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ④上記事業の推進に資するために行う収益事業等

(7) 東京都自転車商協同組合

◇所在地	〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8 電話(03)(3251)8446-7 ファクシミリ(03)(5256)6820
◇設立	昭和30年8月24日
◇目的	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

◇事業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦労災保険法第4章の規定による労災保険事務組合としての業務
- ⑧組合員のためにする自転車損害賠償保障法に基づく保険代理業務
- ⑨前各号の事業の付帯する事業

(8) 全国自転車問題自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所在地	〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区環境まちづくり事業本部土木部交通安全課内 電話(03)(3993)1111内線8315 ファクシミリ(03)(3993)6557
◇設立	平成4年2月13日
◇目的	総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら計画的な自転車対策を推進するという理念のもと設立

◇活動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極的かつ円滑な自転車対策を推進する。

◇会員 (1)正会員 126団体(平成26年9月現在)
(2)賛助会員 8団体
(3)協力団体 内閣府、国土交通省、東京都ほか

(9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会 英文表記「MCCOBA(ムコーバ)」

◇所在地	〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-11 豊島区土木部交通対策課内 電話(03)(3981)4847 ファクシミリ(03)(3981)4844
◇設立	平成元年10月
◇目的	撤去された放置自転車のうち、引取り手のない良質車の有効利用対策として、これらの自転車をさらに点検整備し、再生自転車としてアジア、アフリカ、中南米等の開発途上国に無償譲与し、看護師、保健師等の交通手段として利用してもらうことにより、これらの国や地域での福祉の向上・増進を図り、国際協力に寄与する。

◇活動実績 再生自転車74,745台を91ヶ国へ譲与(平成25年度末現在)

◇加盟団体 12自治体及び公益財団法人ジョイセフ

3 関係法令

(1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

〔 昭和55年11月25日
法律 第 87 号 〕

改正 平成5年12月22日法律第97号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めるときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要

四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則（昭和55、11、25法87）

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成5、12、22法97）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

(2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制

ア 建築基準法関係

項 目	自転車駐車場
大規模建築物 (法21条)	①高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物で、一定の主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない ②延べ面積が3,000㎡を超える建築物で、一定の主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない
防火壁 (法26条)	耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物で延べ面積1,000㎡を超えるものは、原則として1,000㎡以内ごとに防火上有効な構造の防火壁で区画しなくてはならない
内装制限 (法35条の2) (令128条の4)	平屋は延べ面積3,000㎡、2階建は1,000㎡、3階以上は500㎡を超える場合、原則として内装制限を受ける
接道義務 (法43条) (条例4条)	①接道長さ2m以上 ②建築物全体の延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下のものは接道長さ6m以上、2,000㎡を超え3,000㎡以下のものは8m以上、3,000㎡を超えるものは10m以上
屋 根 (法22条) (令109条の6)	法22条地域において、建築物の屋根の構造は、火の粉により防火上有害な発炎をしないこと及び屋内に達する損傷を生じないこととする。 ※法22条地域(7.3.31 都告示354)：防火地域及び準防火地域を除くほぼ東京全域
用 途 地 域	第一種低層 住居専用地域 及び 第二種低層 住居専用地域
	第一種中高層 住居専用地域
	第二種中高層 住居専用地域
	第一種 住居地域
防火地域 (法61条)	階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他は耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし、延べ面積が50㎡以内の平家建附属建築物の外壁・軒裏を防火構造としたもの等はこの限りでない

項 目	自転車駐車場
準防火地域 (法62条)	原則、地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とする。地階を除く階数が3の建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置等、防火上必要な技術的基準に適合する建築物とする
容積率制限における床面積の控除(令2条)	各階の床面積の合計の5分の1を限度として控除される

〈注〉

法：建築基準法 令：建築基準法施行令 条例：東京都建築安全条例

- 1 屋根のない駐車場については、規制対象とならない。ただし、自動車・バイク駐車場については、危険物の規制に関する政令の適用を受ける場合がある。
- 2 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の場合駐車場法施行令及び届出(駐車料金を徴収する場合)の適用を受ける。

＜参考＞東京都駐車場条例の一部改正について (都市整備局市街地建築部建築企画課)

新築時等における特別区の大規模事務所及び共同住宅並びに既存建築物について駐車施設の附置義務台数の見直しを行うとともに、特別区又は市が条例で、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域における駐車施設に関する事項を定めた場合の特例を設けます。(平成26年4月1日施行)

(1) 新築時等における附置義務台数の算定基準の見直し

ア 特別区の大規模事務所(床面積6千㎡超)について附置義務台数の算定基準(面積調整率)を緩和します。

(例) 床面積の区分 6千㎡超1万㎡以下の部分

(現行) 1.0 → (改正後) 0.8

イ 特別区の共同住宅について、附置義務台数の算定基準を緩和します。

(現行) 床面積300㎡ごとに1台 → (改正後) 床面積350㎡ごとに1台

(2) 既存建築物における取扱いの見直し

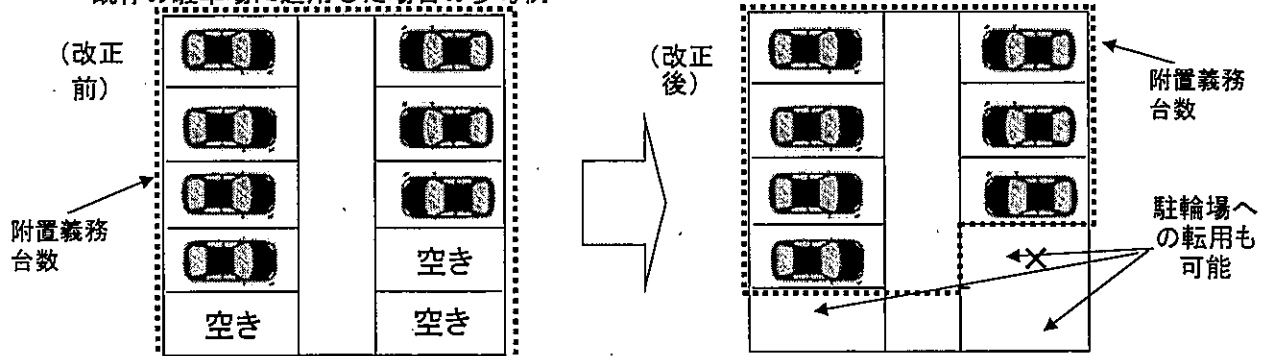
特別区及び市において、駐車施設の台数を条例で必要とされる台数まで減じ、又は条例で必要とされる台数を確保した上で駐車施設の位置の変更ができることとします。

→ 他の建築関係法令に適合する範囲で、自転車置場への転用も可能となります。

(3) 駐車機能集約区域に係る特例

特別区又は市が、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域内において附置すべき駐車施設等に関する条例を定めた場合における本条例の適用除外に係る規定を設けます。

既存の駐車場に適用した場合の参考例



イ 主な消防法関係

項 目	自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
防火対象物の指定 (令6条)	令別表第1、15項「その他の事業場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)	収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場 (条例)
消 防 用 設 備 等	消火器 (令10条)	①延面積150㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上
	屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積300㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上 ①延面積1,000㎡以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200㎡以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり一条例)
	スプリンクラー設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計2,000㎡以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例) 同 左
	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (令13条) (条例40条)	※1 ①駐車場の用に供される部分で次に掲げるもの ア 当該部分の存する階における当該部分の床面積が(7)地階、2階以上の階で面積200㎡以上(イ)1階で面積500㎡以上 イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上 ②延面積700㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く一条例) ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車場の用に供する部分の床面積合計200㎡以上(条例)
	自動火災報知設備 (令21条)	①延面積 500㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積 300㎡以上 ※1 ③地階、2階以上の階のうち駐車場の用に供する部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる階を除く)で当該床面積200㎡以上 ④11階以上の階
漏電火災警報器 (令22条)	①延面積 1,000㎡以上 ②契約電流50A超過 (①、②いずれも間柱、根太、野縁、下地などを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床天井を有する場合に限る。)	規制なし
消防機関へ通報する火災報知設備 (令23条)	延面積 1,000㎡以上 (消防機関に常時通報することができる電話を設置した場合を除く。)	同 左

項 目		自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
消 防 用 設 備 等	非常警報設備 (令24条)	非常ベル、自動式サイレン又は放送設備 ①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同 左
	非常ベル及び放送設備 (令24条)	非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備 ①地階を除く階数11以上 ②地階の階数3以上	同 左
	避難器具 (令25条) (条例44条)	①3階以上の無窓階、地階で収容人員100人以上 ②3階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※2 ③3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ④6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ①3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ②6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
	誘導標識 (令26条)	全 部	同 左
	誘導灯 (令26条)	地階、無窓階、11階以上の部分	同 左
	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)	規制なし	①地階、無窓階で床面積 1,000㎡以上 ※1 ②地下4階以下の階で駐車のために供する部分の床面積 1,000㎡以上 (条例)
	連結散水設備 (令28条の2)	地階の床面積合計 700㎡以上	同 左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積 1,000㎡以上 (条例) ※1 ④屋上で自動車駐車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント設備 (令29条の2) (条例46条の2)	①地階を除く階数11以上 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計 1,000㎡以上 (条例)	同 左
	無線通信補助設備 (条例46条の3)	地下の階数が4以上で、かつ、地階の床面積合計 3,000㎡以上 (条例)	同 左

〈注〉

法：消防法 令：消防法施行令 条例：火災予防条例

1 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第1、13項イから除かれるものに対しても適用される規制事項

2 当該階は、区画された部分ごとに1階段の判断を行う。

3 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16項としての規制事項が適用される場合がある。

(3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成二十五年三月二十九日
条例第十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業 自転車を有償で貸し付ける事業をいう。

(基本理念)

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(都の責務)

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。
- 4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

(自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車使用事業者等の責務)

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第十三条第二項において「自転車駐車場業者」という。）その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第七条 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画（以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。
- 3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

(自転車安全利用指針)

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項

二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第十四条 事業者(就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じよう努めなければならない。

(自転車安全利用推進者の選任)

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

(児童及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者は、その保護する児童(十八歳未満の者をいう。次条において同じ。)が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該児童に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(児童の教育又は育成に携わる者による指導等)

第十六条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じよう努めなければならない。

第四章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備(以下この条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。)が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針(次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。)を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法

二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法

三 整備の方法及び確保すべき性能

四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第二十三条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第五章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第二十五条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第二十六条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。)を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済(次条において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、前条第一項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車の促進)

第二十九条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業員等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第三十条 特定事業者は、従業員の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業員が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。

一 第三十三条第一項(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者

二 第三十四条(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者

三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

(登録に係る事項の変更等)

第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があつたとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつたときは、届出があつた事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

- 一 第三十一条第二項各号に該当することとなったとき。
 - 二 不正の手段により登録を受けたとき。
 - 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。
- 2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。
- 3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。
- (表示の制限)

第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業者の登録等)

第三十五条 自転車旅客運送事業者を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

- 2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付業者の登録等)

第三十六条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

- 2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

第九章 雑則

(報告及び調査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条(第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

- 2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

- 一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 二 第三十一条第一項の登録を受けた者であつて、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるものの 当該基準に適合させること。
- 三 第三十二条第一項(第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしていない者 当該届出をすること。
- 四 第三十四条(第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 五 第三十五条第一項の登録を受けた者であつて、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるものの 当該基準に適合させること。
- 六 第三十六条第一項の登録を受けた者であつて、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるものの 当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年条例第九十一号)

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

(4) 東京都自転車安全利用推進計画

第1 はじめに

1 自転車事故等の現況

都内では、平成27年中に1万1千件を超える自転車に関係した交通事故（以下「自転車事故」といいます。）が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、33人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合（以下「自転車関与率」といいます。）は3割を超え、全国平均の約2割と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少傾向にあるものの、依然として歩行者等の通行の著しい妨げとなっているとともに、区市町村においては、その対策費として年間150億円以上もの予算が投じられている状況です。

2 東京都自転車安全利用推進計画の策定

こうした自転車を巡る諸課題を踏まえ、東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。）を制定し、平成25年7月1日から施行しました。

東京都自転車安全利用条例では、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課していますが、そうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」を設置し、計画案について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

東京都は、これらの結果も踏まえ、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）の促進に向けた東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、平成26年1月、東京都自転車安全利用推進計画（以下「当初計画」といいます。）を策定しました。

3 当初計画の成果と課題

当初計画では、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（平成27年中）を設定し、その達成状況は次のとおりでした。

項目	当初計画数値目標	平成27年の数値
自転車乗用中死者数	25人以下	33人
自転車事故発生件数	13,000件以下	11,060件
駅前放置自転車台数	30,000台以下	33,830台

「自転車事故発生件数」については、平成26年に前倒しで達成し、平成27年も目標を達成したものの、「自転車乗用中死者数」及び「駅前放置自転車台数」については目標の達成には至りませんでした。

目標の達成状況を分析すると、以下の3点の課題が浮かび上がりました。

1点目は、事故件数は着実に減少しているものの、死者数については、大幅な増加に転じた年もあるなど、一層の削減が必要なことです。死者のうち5割近くが高齢者であるほか、近年はスポーツタイプの自転車利用者の死亡事故も多く発生しています。

2点目は、減少傾向にあるものの、いまだ多くの自転車事故が発生していることです。自転車利用者に何らかの違反行為があった事故の割合は減少しており、ルール・マナーが一定程度向上していることはうかがえますが、自転車関与率は全国平均と比べ、いまだ高い水準にあります。

3点目は、減少傾向にあるものの、いまだ多くの放置自転車が発生していることです。駐輪場が整備されているにもかかわらず、自転車を放置する利用者も多い状況にあります。

4 計画改定の経緯

当初計画は、平成27年度で計画期間を終了することから、先述の課題に対応し、平成28年度以降も自転車の安全利用を推進していくために、東京都は、「東京都自転車安全利用推進計画」を改定することとしました。

改定にあたっては、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」において、当初計画策定後の各主体の取組状況や今後想定される都内における自転車利用環境等の変化などを踏まえ、先述の課題への対応等について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

<今後想定される都内における自転車利用環境等の変化>

- ・ 自転車推奨ルートの設定等による自転車が走行しやすい空間の整備拡大
- ・ シェアサイクルの広域的な展開
- ・ スポーツタイプの自転車利用者、外国人利用者の拡大

第2 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体が一体となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がない社会を目指します。

第3 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、第10次東京都交通安全計画（平成28年東京都交通安全対策会議策定）があります。同計画は平成28年度から32年度までを計画期間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第10次東京都交通安全計画で記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第10次東京都交通安全計画に合わせて、平成28年度から平成32年度末までとします。

なお、平成33年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定に合わせて、この計画も改定することとします。

第4 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（平成32年中）は、次のとおりとします。

- ・ 自転車乗用中死者数 20人以下
- ・ 自転車事故発生件数 8,000件以下
- ・ 駅前放置自転車台数 20,000台以下

【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第10次東京都交通安全計画の目標（平成32年中の道路交通事故死者数125人以下）とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指すべく引き続き「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、“交通秩序の確立”の観点から「駅前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、過去の減少率を踏まえ、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数1人の増減により数%の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

（参考：平成27年の各数値）

- ・ 自転車乗用中死者数 33人
- ・ 自転車事故発生件数 11,060件
- ・ 駅前放置自転車台数 33,830台

第5 安全利用に関する各主体の役割等

第2に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政（東京都、警視庁、国及び区市町村）、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

○ 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

○ 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

○ 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業員による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

○ 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

○ その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにするため、第6の実施事項においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと考える具体的な取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不断の努力をしていくことが重要です。

第6 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間150億円以上もの予算が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用している者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、周囲の安全を確認する。
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供や高齢者等が自転車を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する。
- ・ 駐停車車両を追い越す際には、後方などの安全確認を行う。
- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。

- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。
- ・ 夕方や夜間は、反射材を着用するなど目立つ服装をする。
- ・ こまめに点検整備をする。
- ・ 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、従業者による基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者（自転車便）、自転車旅客運送事業者（自転車タクシー）及び自転車貸付事業者（レンタサイクル・コミュニティサイクル・シェアサイクル）は、東京都自転車安全利用条例に規定する登録を積極的に受け、自転車の安全利用を実践するとともに、他の自転車利用者の模範となるようにします。

2 自転車の安全利用に関する教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針（以下「安全利用指針」といいます。）、東京都自転車点検整備指針（以下「点検整備指針」といいます。）、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得します。

イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下「教育」といいます。）の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下「安全教室」といいます。）等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育

(ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

(イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

(ロ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安全教室等を

開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育

(7) 学校における教育

学校においては、幼児・児童・生徒・学生が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、それぞれの発達の段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）等を参考として、次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した安全教室
- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

特に、自転車通学者に対しては、並走・二人乗りや傘差し運転といった違反行為を行わないよう指導するほか、ヘルメットの着用について指導等に努めます。

(4) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

警視庁は、学校における教育が推進されるよう、各警察署において、警視庁スクールサポーター等を通じ、交通事故の発生状況や自転車指導警告カード・自転車安全マナーカードの交付状況等を踏まえた助言等を行います。

ウ 事業者による教育

(7) 事業者による教育

事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用できるよう、自転車安全利用に係る責任者や教育担当者の選任、人事異動期等に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成等を行い、従業者の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、業務で自転車を利用する従業者や自転車通勤をする従業者に対して、朝礼、会社の電子掲示板等を活用して、自転車の安全利用や交通事故に関する情報を速やかに共有できるようにします。

(4) 事業者への支援

行政は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

東京都は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車安全利用TOKYOセミナーなどの安全教室を開催するなど、事業所内における自転車安全利用に係る責任者等の人材育成を行います。また、警視庁と連携し、自転車の安全利用に取り組む事業者の拡大を図りま

す。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を、「自転車安全利用モデル企業」に指定し、安全利用管理者に対して講習を実施するとともに、ホームページで公表することにより、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。

各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

エ 地域の団体等による教育

(ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

(イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、自転車貸付事業者、駐輪場の運営等を行う事業者を始めとした自転車関連事業者による顧客に対する自転車の販売・貸出等の機会を捉えた教育は、自転車を利用しようとしている者に働き掛けるものであり、教育の効果を大きくすることが期待できます。

このため、自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、ポスターの掲示、顧客への説明等により、交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性の周知等を実施するとともに、従業員が顧客に対して正確な情報を説明できるように、従業員に対して自転車の交通ルール・マナー等について教育します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットや顧客向けの交通ルール・マナーのチェック様式の提供、自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

カ 行政による取組

(ア) 自らが自転車を利用する主体としての取組

業務で自転車を利用する行政職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

(イ) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、自転車シミュレータを活用した安全教室、スケアード・ストレイト方式による安全教室、自転車免許証交通安全教室等を行います。

東京都は、自転車安全利用PRサポーターである「東京交通少年団」と連携し、子供の視点から自転車の安全利用を訴えかけるなど、効果的な啓発活動を行います。また、区市町村の取組を促進するため、安全利用に関する先進的な事例の紹介や情報提供、区市町村による安全利用計画の策定を促進していきます。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えるとともに、自転車シミュレータ、自転車交通安全教育資機材（「チャリー巡査の自転車安全教室」）等の各種教育資機材を活用した出前型の交通安全教育の実施、交通安全教育センター等における自転車交通安全教室及びファミリー自転車教室の開催等により、自転車安全利用意識の向上を図ります。また、自転車安全利用指導啓発隊（BEEMS）やモデルサイクリスト等の活動を通じ、効果的な啓発活動を行います。

(ウ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、自転車安全利用TOKYOキャンペーン、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(イ) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(ロ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

イ 一般利用者に対する教育

(イ) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者（以下「一般利用者」といいます。）に対しては、行政、家庭、学校、事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベントや地域の行事等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ教室の開催等を行うとともに、新たな広報媒体やテレビ等のマスメディアも活用し、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

警視庁は、ホームページを通じて自転車交通ルール、自転車交通事故発生状況、自転車交通事故再現映像、「PC・スマホ版けいしちよう自転車安全教室」等の自転車の交通事故防止に関する情報を広く周知し、自転車安全利用意識の向上を図ります。

(ロ) 一般利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設や自転車販売店等における安全教室の開催等により、一般利用者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(7) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用を促します。また、自転車事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことを踏まえ、自転車利用時のヘルメットや反射材の着用を促します。

行政は、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

(4) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

エ 従業者に対する教育

(7) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教育します。

行政は、交通ボランティア、地域の団体等と連携し、自転車の走行が多い通勤時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。

(4) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促します。

オ スポーツタイプの自転車の利用者に対する教育

(7) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

スポーツタイプの自転車（ロードバイク、クロスバイク等）の利用者に対しては、自転車小売店等が、その特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法、ヘルメット着用の必要性等を具体的に教育します。

また、行政は、自転車イベントや自転車専門誌等を通じ、自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、スポーツタイプの自転車利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) スポーツタイプの自転車利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車小売店等と連携した安全教室の開催等により、スポーツタイプの自転車の利用者に対する教育を支援します。

カ レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、安全教室の開催や、会員申込時や貸出時に、自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車貸付事業者と連携した安全教室の開催等により、レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育を支援します。

キ 外国人の自転車利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する外国人従業者や自転車通勤をする外国人従業者に対しては、事業者が、英語等で、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。

観光等でレンタサイクル、シェアサイクル等を利用する外国人に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、会員申込時や貸出時に、英語等で、自転車に関する交通ルール・マナー等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) 外国人の自転車利用者に対する教育の実施への支援

行政は、英語その他の外国語を活用した交通安全に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、外国人の自転車利用者に対する教育を支援します。

ク 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- ・ 受講者に対する駐輪場の優先利用
- ・ 会場における自転車の無料の点検整備
- ・ 様々な年齢層に合わせたイベントとの同時開催
- ・ 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰

東京都は、自転車シミュレータを活用した交通安全教室の受講者等に、「自転車安全利用宣言証」を交付し、自転車利用者が自覚して行動する気運を醸成するとともに、交付を受けた者に対して、協賛企業の特典を付与し、安全教室等の受講を促進します。

3 放置自転車の削減

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が道路交通法に違反する行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

(2) 駐輪場等の整備の推進

ア 行政による整備等

(ア) 駐輪場の整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場の用地確保に関し、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

(ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例を始めとした関係法令の周知、駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確保等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力を努めます。

(ロ) 行政による働き掛け

東京都は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保を促進します。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の駐輪場の情報を提供することにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

東京都は、放置自転車削減を一層効果的に推進するため、インターネット、デジタルサイネージ等の広報手法も活用し、キャンペーンの周知を行います。

(ロ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

東京都は、効果的な放置自転車対策を推進するため、都心の放置自転車が集中する区等の関係者による会議を開催する等して、情報交換、先進的な取組の紹介等を行います。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等による駐輪場の利用を促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場の収容能力以上の自転車利用者の来客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(7) 自転車通勤をする従業者に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者のための駐輪場所を確保し、又は従業者が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業者が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業者に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効率的に放置自転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- ・ 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の売却までの期間を短縮すること。

イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等に実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備手法の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び警視庁は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成24年11月国土交通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。）も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン（普通自転車専用通行帯）、車道混在（自転車ナビマー

ク・自転車ナビライン等)、自転車歩行者道における自転車の通行部分の指定等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。特に、バス停留所、タクシー乗り場、横断歩道橋の昇降口、地下横断歩道の地上出入口、パーキング・メーターの周辺等、自転車と他の交通主体との交錯の危険性の高い箇所においては、歩行者、バスやタクシーの乗降客、自転車、自動車等のそれぞれの安全確保に一層配慮して整備します。

イ 自転車通行の整序化

警視庁は、自転車通行の整序化を図り交通事故の削減を進めるため、自転車の通行位置や進行方向を示す自転車ナビマーク、自転車ナビラインを幹線道路に設置する「自転車ナビルート設置計画」及び駅周辺の自転車利用の多い道路に設置する「駅周辺における自転車ネットワーク計画」を推進します。

ウ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、自転車利用者、歩行者等の安全を確保するため、幹線道路の整備を推進し、生活道路に入り込む自動車を排除します。

エ 効果的な交通規制の実施

警視庁及び道路管理者は、道路の構造や利用状況等を踏まえ、生活道路における通行区分を明確にするための路側帯のカラー舗装化、区域を決めて自動車の走行速度を30km/h以下に抑制する“ゾーン30”の整備、交差点における自動車による自転車の巻き込みを防止するための信号制御や自転車の停止位置の前出し等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。

オ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や警視庁、バスやタクシー事業者を始めとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

(2) 自転車利用環境のネットワーク化の推進

ア 自転車利用環境の連続性・統一性の確保

道路管理者及び警視庁は、ガイドラインも参考にして、自転車ネットワーク計画の策定・実施に向け、互いに連携・協力するとともに、自転車利用環境を整備する際に関係する道路管理者と路面表示の色や形状等について協議することなどにより、都内における自転車利用環境が、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一性のあるものとなるように検討します。

東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場や主要な観光地の周辺7地区において、自転車がより安全に回遊できるよう、国道、都道、区市道等の自転車が走行しやすい空間を連続させ、ネットワーク化を図る自転車推奨ルートを東京2020大会開催までに国や区市等と整備します。

イ 複数の区市町村にまたがる自転車利用環境の整備における調整

東京都は、道路管理者や警視庁を始めとした関係者による協議会を設置し、複数の区市町村等の連携を促すなどして、連続した安全な自転車利用環境が確保されるように促します。

(3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

イ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

ウ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

5 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。また、定期的な点検整備について、関係団体等と連携し、普及啓発を図ります。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発します。また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ) 自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2) 安定性の高い自転車の開発・普及

ア 自転車製造業者による取組

自転車製造業者は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車の開発や普及を図ります。

イ 自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3) ウィンカー等の開発・普及

自転車製造事業者等は、電池の高性能化やLED電球による省電力化等を踏まえ、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等の自転車の安全利用に役立つ器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等が普及するよう、広報啓発等を行います。

6 自転車事故に備えた措置

(1) ヘルメットの着用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、ヘルメット等の着用効果を分かりやすく説明するほか、安全教室等におけるヘルメットの展示、割引販売の実施、自らの率先した利用等により、ヘルメット等の着用を促進します。

行政は、ヘルメット着用による頭部保護の必要性について、人口当たりの事故発生件数の多い高校生や事故による死者数の多い高齢者をはじめとした自転車利用者、広報啓発等を行い、社会全体でのヘルメット着用の気運醸成を図ります。

警視庁は、安全教育、各種指導・取締り、自転車安全利用指導啓発隊（B E E M S）の活動を通じ、ヘルメット着用の重要性を啓発します。

(2) 反射材等の利用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して反射材の利用効果をわかりやすく説明するほか、地域のイベントや交通安全教室等で反射材の効果を体験できるツール等を用いた啓発や反射材の配布等を行い、普及を図ります。

(3) 自転車損害賠償保険への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、自らが加入している各種保険（火災保険や自動車保険、それらの特約や付帯保険等）が、自転車事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険（以下「自転車損害賠償保険」といいます。）であるか確認し、加入していない場合には、加入します。

イ 自転車損害賠償保険への加入啓発

(7) 自転車利用者に対する説明

各種保険の特約、付帯保険等として自転車損害賠償保険を販売している保険会社は、保険加入者に対し、補償内容に自転車損害賠償保険が含まれているか説明します。

(イ) 保険加入に関する情報提供等

行政、保険会社、自転車小売業者等は、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険に関する情報提供等を行います。

(4) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順（他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等）や応急手当の方法を記載したリーフレットを配布するなどして、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線（自転車対策重点地区・路線）を選定し、その地区・路線において、通勤・通学時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。なお、同地区・路線において、自転車の通行台数及び自転車利用者の交通ルール遵守状況を調査し、その結果を安全対策に活用するとともに、ホームページで公開します。また、毎月の交通安全日に、同地区・路線において、「管下一斉自転車指導警告・取締り活動」による集中的かつ重点的な指導警告・取締り活動を行います。

東京都は、警視庁等と連携し、「自転車安全利用指導員（仮称）」による街頭における効果的な啓発・指導を行います。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、道路交通法の改正により、平成27年6月から施行された、自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行った者に対して公安委員会が3か月を超えない範囲で期間を定めて自転車運転者講習の受講を命令する制度（自転車運転者講習制度）の周知及び適切な運用により、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図ります。

第7 総括

1 各主体の連携による取組

第6で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関す

る自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による取組の効果をより一層高めるため、例えば次のように各主体が相互に連携して必要な取組を実施することが重要です。

- ・ 交通ルール・マナー、自転車の車体、自転車損害賠償保険等に関する専門的な知識を有する主体が連携した安全教室を開催するなどして、教育内容の充実を図る。
- ・ 区市町村が行う放置自転車の撤去活動と併せて、周辺の小売業者、鉄道事業者、一般事業者等が、自ら管理・運営している駐輪場の利用を啓発したり、駐輪場を利用している間に不良箇所の整備を受けられるようにしたりするなど、自転車利用者による駐輪場の利用を一層促進する。
- ・ 行政が、安全教室を受講した者に対して受講証や宣言証などを発行し、事業者は、その受講証や宣言証などを提示した自転車利用者に対し、駐輪場の優先利用や利用料金の割引、安全性の高い自転車等の販売価格の割引、施設利用料の割引等を行うことなどにより、積極的な安全教室の受講を促進する。

2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、その事業者が直接経済的利益をもちたものでないものであっても、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるなど、民間活力が有効に利用されるための意識を醸成します。また、自転車に関する物・サービスを提供する側の自転車製造業者、自転車小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービスの利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることに伴い、国内外から多くの観客が東京を訪れることになります。東京都では、事故の危険性が高い区間等における自転車走行空間の優先的な整備や、東京都自転車安全利用条例の制定などに取り組んでいましたが、東京2020大会開催を契機に、より充実した自転車利用環境の整備が求められています。

第6で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、東京2020大会開催を一つの目標として捉え、自転車に関わる全ての主体が、第6で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る“誰もが安全で安心できる道路交通”を実現することができます。

おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に更に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

現在は、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっており、安全教育の推進、安全な自転車利用環境の整備等によって自転車の安全利用に対する意識を広く浸透させる絶好の機会です。

この計画の理念である「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する」ため、自転車に関わる全ての者には、自らの責任を認識し、期待される役割を果たしていくことが強く求められています。

平成29年3月発行

登録番号(28)33

駅前放置自転車の現況と対策 平成28年度調査

編集・発行 東京都青少年・治安対策本部
総合対策部交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)3124

印刷所

